

参考資料2

第5期中期目標期間における国立大学法人運営費
交付金の在り方に関する検討会（第1回）

R8.2.24

国立大学法人等に関する参考資料

目 次

1. 国立大学法人等の概況	P 3
2. 国立大学法人等の財源の多様化	P12
3. 授業料等	P25
4. 附属施設等	P28
5. 再編統合・連携等	P43
6. 学内組織の見直し等	P50
7. 人事給与マネジメント改革	P56
8. 高等教育政策の方向性に関する論点	P66
9. 国立大学法人等改革基本方針	P75
10. 我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）について	P115

1.国立大学法人・大学共同利用機関法人の概況

国立大学等の法律上の目的・役割

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）（抄）

第二章 教育の実施に関する基本 (大学)

- 第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第九章 大学

- 第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。
- 2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

第一章 総則

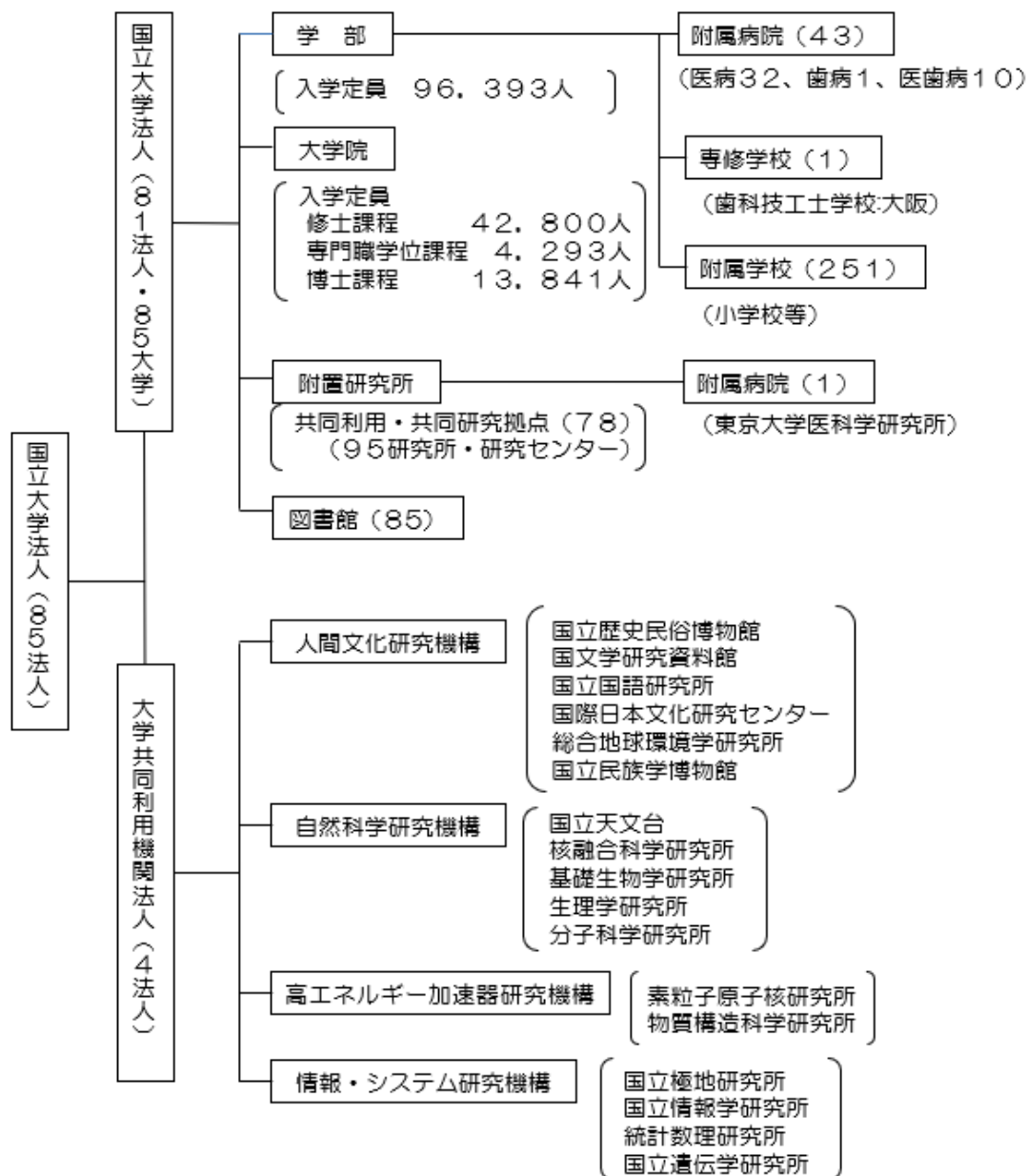
第一節 通則

(目的)

- 第一条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

国立大学法人等の構成

(令和7年4月1日)



(注) 修士課程：修士課程、区分制博士課程 (前期2年の課程)

博士課程：区分制博士課程 (後期3年の課程)、5年一貫制博士課程及び医・歯・獣医学の博士課程

国立大学等の種類・規模

令和7年4月

81 法人・85 大学

総合 48	7学部以上	24	
	6学部	6	〔山形、宇都宮、徳島、香川、高知、佐賀〕
	5学部	10	〔弘前、岩手、秋田、茨城、埼玉、横国、岐阜、三重、大分、宮崎〕
	4学部	6	〔群馬、※金沢、福井、山梨、和歌山、鳥取〕
	3学部	2	〔※福島、滋賀〕
その他 37	教員養成系	11	〔北海道教育、宮城教育、東京学芸、上越教育、愛知教育、京都教育、大阪教育、兵庫教育、奈良教育、鳴門教育、福岡教育〕
	工学	9	〔室蘭工業、北見工業、東京農工②、電気通信、長岡技術科学、名古屋工業、豊橋技術科学、京都工芸繊維、九州工業②〕
	医学	3	〔旭川医科、浜松医科、滋賀医科〕
	社会	2	〔小樽商科、一橋⑤〕
	専門 外国語 31	1	〔東京外国語③〕
	芸術	1	〔東京芸術②〕
	体育	1	〔鹿屋体育〕
	海洋	1	〔東京海洋③〕
	畜産	1	〔帯広畜産〕
	障害	1	〔筑波技術③〕
	女子大学	2	〔お茶の水④、奈良女子④〕
	大学院大学	4	〔政策研究、総合研究、北陸先端科学技術、奈良先端科学技術〕

東海国立大学機構

名古屋

岐阜

北海道国立大学機構

小樽商科

帯広畜産

北見工業

奈良国立大学機構

奈良教育

奈良女子

- ・※は学群等制度を持つ大学
- ・○の中の数字は学部数
- ・赤字は医学部を持つ大学

大学共同利用機関法人（4 法人）

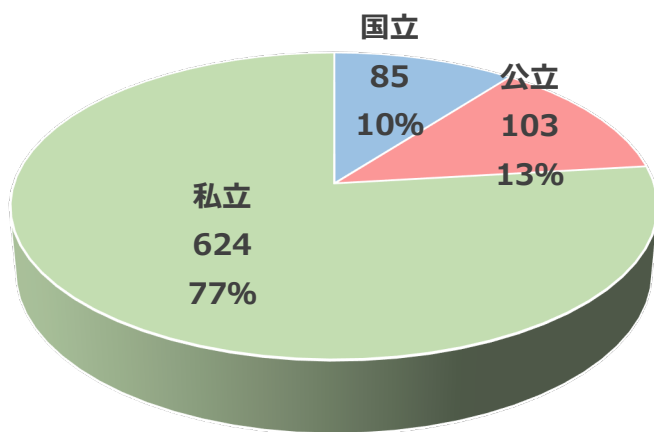
人間文化研究機構（博物館等3、研究所等3）・自然科学研究機構（研究所等5）・高エネルギー加速器研究機構（研究所等2）・情報・システム研究機構（研究所等4）

国公立大学学生数（学部、修士、博士）

- 我が国の学校数は813校（うち、私立624校（76.8%））であり、学部学生数は約265万人（うち、私立約206万人（78%））。
- 修士課程・博士課程の学生数は、国立が占める割合が高い。

学校数

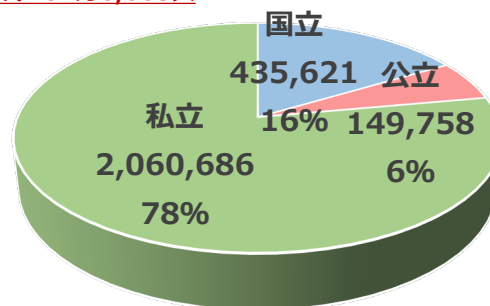
●合計812校



学生数

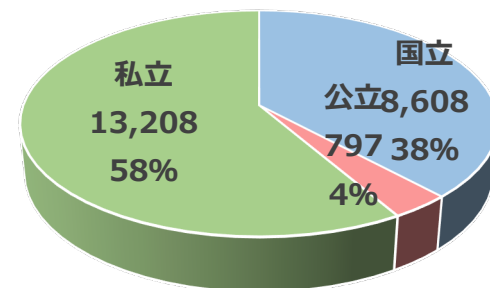
学士課程

●合計264万6,065人



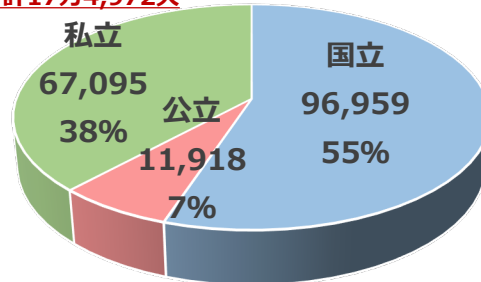
専門職学位課程

●合計2万2,613人



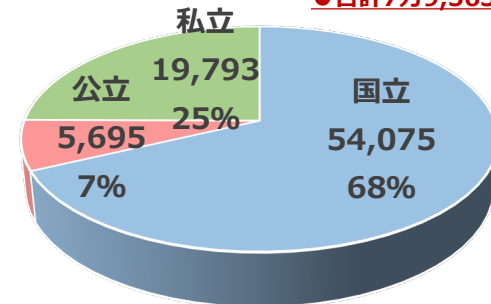
修士課程

●合計17万4,972人



博士課程

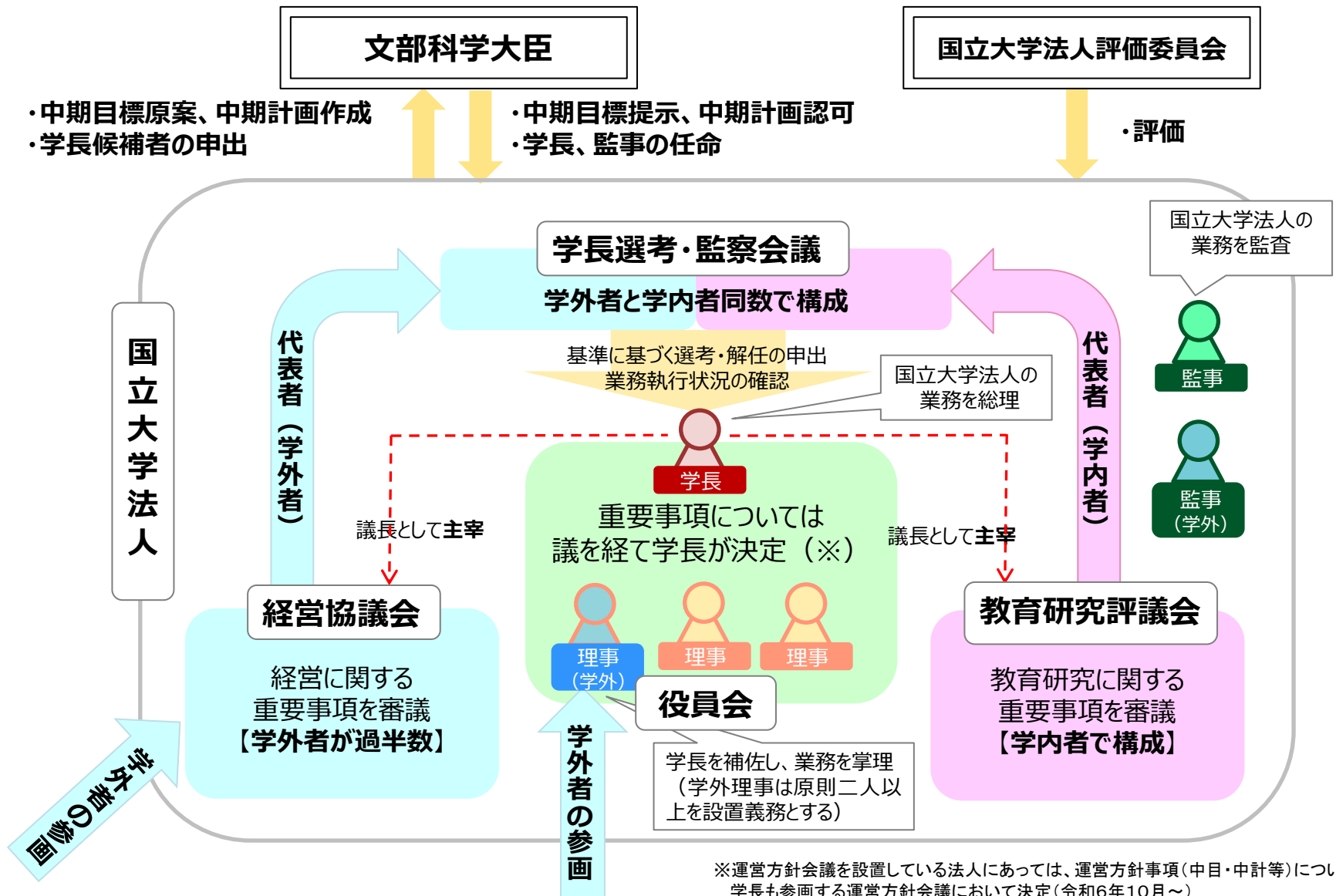
●合計7万9,563人



（出典）文部科学省「学校基本調査」（令和7年度：速報）より作成

国立大学法人のガバナンスの仕組み

(令和4年4月以降)



大学共同利用機関法人について

大学共同利用機関法人とは

- 我が国の学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、**大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する法人**とされている。（国立大学法人法第1条）
- 大学共同利用機関法人 4 法人のもと、17の大学共同利用機関**が設置されている。

【参考：国立大学法人法】

- 第1条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。
- 第2条第3項 この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。
- 第2条第4項 この法律において「大学共同利用機関」とは、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいう。

大学共同利用機関の特徴

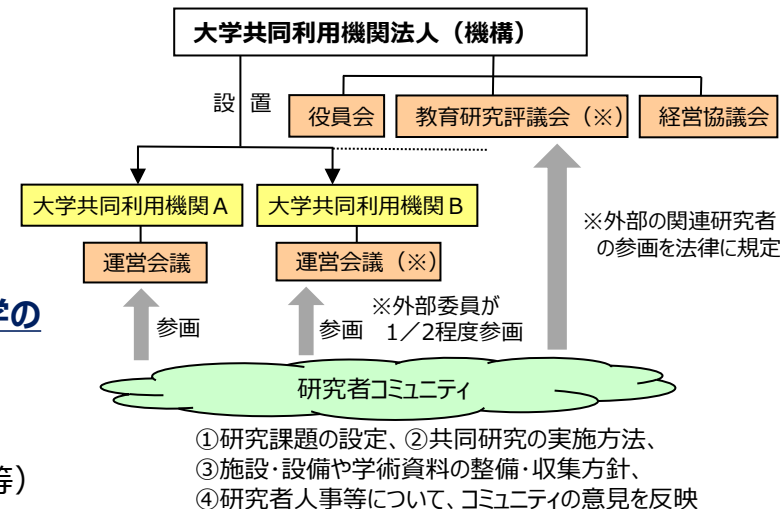
- 個々の大学に属さない大学の共同利用の研究所**（国立大学法人法により設置された、大学と等質の学術研究機関）
- 個々の大学では整備できない**大規模な施設・設備や大量のデータ・貴重な資料等を全国の大学の研究者に提供する我が国独自のシステム**
- 各分野の研究者コミュニティの強い要望により、国立大学の研究所の改組等により設置された経緯
- 平成16年の法人化で、異なる研究者コミュニティに支えられた複数の機関が機構を構成したことにより、新たな学問領域の創成を企図

大学共同利用機関の組織的特性

- 外部研究者が約半数を占める運営会議**が人事も含め運営全般に関与
- 常に**研究者コミュニティ全体にとって最適な研究所**であることを求められる（自発的改革がビルトインされた組織）
- 共同研究を行うに相応しい流動的な教員組織（例：大規模な客員教員・研究員枠、准教授までは任期制、内部昇格禁止等）

大学共同利用機関の取組内容

- 大規模な施設・設備や大量の学術データ等の**貴重な研究資源を全国の大学の研究者に無償で提供**
- 研究課題を公募**し、全国の研究者の英知を結集した共同研究を実施
- 全国の**大学に対する技術移転**（装置開発支援、実験技術研修の開催）
- 狭い専門分野に陥りがちな**研究者に交流の場を提供**（シンポジウム、研究会等）
- 当該分野のCOE**として、国際学術協定等により世界への窓口として機能
- 優れた研究環境を提供し、**大学院教育に貢献**（大学院生の研究指導を受託、総合研究大学院大学の専攻を設置）



各大学共同利用機関法人（4 法人）の構成

※職員数は令和6年5月1日現在
事業規模は令和5年度決算による

人間文化研究機構

研究分野：人間の文化活動並びに人間と社会
及び自然との関係に関する研究

職員数： 534名
 研究教育職員 263名
 技術職員 26名
 事務職員 245名

事業規模：121.7億円（うち運営費交付金 114.0億円）

設置する大学共同利用機関(6 機関)：

- 国立歴史民俗博物館（千葉）
- 国文学研究資料館（東京）
- 国立国語研究所（東京）
- 国際日本文化研究センター（京都）
- 総合地球環境学研究所（京都）
- 国立民族学博物館（大阪）

【主な共同利用の研究設備】

- ・高分解能マルチコレクタICP質量分析装置
- ・安定同位体比測定用質量分析装置等



【主な共同利用の研究資料・データ】

- ・統合検索システムnihuBridge（歴史学、国文学、民族学等の資料・研究成果）
- ・言語資源「コーパス」（大規模なテキスト・音声のサンプルデータベース）
- ・書籍（和漢書、古典籍、古文書等の原本・写本・マイクロフィルム等）
- ・標本資料（民族学、文化人類学、歴史学、考古学、民俗学等）
- ・映像音響資料（日本映画、伝統芸能、民族文化等）



日本語の歴史的典籍

自然科学研究機構

研究分野：天文学、物質科学、エネルギー科学、
生命科学その他の自然科学に関する研究

職員数： 960名
 研究教育職員 485名
 技術職員 244名
 事務職員 231名

事業規模：312.5億円（うち運営費交付金 242.4億円）

設置する大学共同利用機関(5 機関)：

- 国立天文台（東京ほか）
- 核融合科学研究所（岐阜）
- 基礎生物学研究所（愛知）
- 生理学研究所（愛知）
- 分子科学研究所（愛知）

【主な共同利用研究設備】

- ・すばる望遠鏡（ハワイ島） ・ アルマ望遠鏡（チリ）
- ・大型ヘリカル装置LHD ・ UVSOR（放射光施設）



すばる望遠鏡【国立天文台】

【主な共同利用の研究資料・データ】

- ・災害に備えた生物遺伝資源の保存・管理(バイオバンク・プロジェクト)
- ・天文観測アーカイブ
- ・LHD実験データベース
- ・バイオバンク・プロジェクトにおけるメダカ、霊長類等



大型ヘリカル装置【核融合科学研究所】

高エネルギー加速器研究機構

研究分野：高エネルギー加速器による素粒子、原子核並びに
物質の構造及び機能に関する研究並びに高エ
ネルギー加速器の性能の向上を図るための研究

職員数： 789名
 研究教育職員 410名
 技術職員 173名
 事務職員 206名

事業規模：298.8億円（うち運営費交付金 168.0億円）

設置する大学共同利用機関(2機関)：

- 素粒子原子核研究所（茨城）
- 物質構造科学研究所（茨城）

【主な共同利用の研究設備】

- ・ B ファクトリー（スーパーKEKB + Belle II 測定器）
- ・ J-PARC（大強度陽子加速器施設）
- ・ PF/PF-AR（放射光科学研究施設）



SuperKEKB / Belle II 実験

【主な共同利用の研究手段】

- ・放射光、中性子、ミュオン、低速陽電子の利用研究
- ・代行測定・解析（放射光）
- ・加速器関連技術の支援（超伝導、低温他）



大強度陽子加速器（J-PARC）

情報・システム研究機構

研究分野：情報に関する科学の総合研究並びに当該
研究を活用した自然科学及び社会における
研究諸現象等の体系的な解明に関する研究

職員数： 694名
 研究教育職員 358名
 技術職員 104名
 事務職員 232名

事業規模：284.7億円（うち運営費交付金 214.7億円）

設置する大学共同利用機関(4 機関)：

- 国立極地研究所（東京）
- 国立情報学研究所（東京）
- 統計数理研究所（東京）
- 国立遺伝学研究所（静岡）

【主な共同利用の研究設備】

- ・低温実験施設 ・ 二次イオン質量分析計
- ・スーパーコンピュータシステム（統計科学、遺伝研）
- ・ SINET 6



SINET 6
【国立情報学研究所】

【主な共同利用の研究資料・データ】

- ・極域関係資料（アイスコア、隕石等）
- ・日本人の国民性と国際比較調査データ
- ・モデル生物リソース（マウス、ショウジョウバエ、ヒト、イネ、大腸菌等）
- ・DDBJ（日本DNAデータバンク）



南極観測【国立極地研究所】

国立大学法人化以後の流れ

平成16年度～

第1期

新たな法人制度の
「始動期」

<国立大学法人化の意義>

自律的・自主的な環境の下で国立大学をより活性化し、優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組む、より個性豊かな魅力ある国立大学を実現

- ・大学ごとに法人化し、自律的な運営を確保
- ・民間的発想のマネジメント手法を導入
- ・学外者の参画による運営システムを制度化
- ・能力主義人事の徹底
- ・第三者評価の導入による事後チェック方式への移行

平成22年度～

第2期

改革加速期間
(平成24～27年度)

法人化の長所を生かした
改革を本格化

ミッションの再定義

各国立大学と文部科学省の意見交換により、各大学の強み・特色・社会的役割を整理

ガバナンス改革

- ・教授会等の組織の規定の見直し
- ・学長選考の透明化

- ・大学発ベンチャー支援会社（VC）への出資を可能に

大学改革実行プラン

（平成24年6月）
社会の変革のエンジンとなる大学づくり
・大学の機能再構築
・大学ガバナンスの充実強化

国立大学改革プラン

（平成25年11月）
・ミッションを踏まえ、改革を改革加速期間中に実施する大学に対し、国立大学法人運営費交付金等により重点支援

平成28年度～

第3期

持続的な“競争力”を持ち、
高い付加価値を生み出す国立大学へ

機能強化の推進

- ・運営費交付金による重点支援
 - 〔3つの重点支援の枠組みによる重点支援〕
 - 学長裁量経費の導入
 - 客観・共通指標による配分（令和元年度～）
- ※第3期期間中は同額程度を確保
- ・指定国立大学法人制度の創設
- ・経営と教学の分離、一法人複数大学制の導入

自律的な経営環境の確保

- ・学生への修学支援・ポスドク等への研究助成等に対する個人寄附への税額控除導入
- ・評価性資産の寄附に係る非課税要件緩和
- ・土地等の第三者貸付対象の範囲拡大
- ・余裕金の運用対象の拡大
- ・大学債・長期借入の対象拡大

国立大学経営力戦略（平成27年6月）

「社会変革のエンジン」として知の創出機能を最大化

- ・大胆な発想で、学長がリーダーシップとマネジメント力を発揮し、組織全体をリードする将来ビジョンに基づく自己改革・新陳代謝を実行
- ・確かなコスト意識と戦略的な資源配分を前提とした経営的視点で大学運営を行うことで経営力を強化
 - ✓3つの重点支援の枠組みを新設
 - ✓機能強化のための組織再編
 - ✓学長の裁量による経費（仮称）によるマネジメント改革
 - ✓「特定研究大学（仮称）」「卓越大学院（仮称）」「卓越研究員（仮称）」

令和4年度～

第4期

機能拡張により公共を担う経営体への転換

国立大学法人と国の自律的契約関係

- ・中期目標・中期計画の在り方の見直し
 - ※国が示す大枠の方針（中期目標大綱）から法人が自らのミッションとして位置づけるものを選択
- ・評価全体の効率化、年度評価の廃止
- ・学長選考・監察会議の権限追加、監事の体制強化
- ・ガバナンス・コードの適合状況の積極的な公表

社会のステークホルダーとのエンゲージメント

- ・運営費交付金に「ミッション実現戦略分」を導入、社会的インパクトの創出に向けた取組を後押し
- ・大学の大きな運営方針の継続性・安定性を確保し、ステークホルダーと共に継続的な大学の成長を支えるための運営方針会議の創設

経営裁量の拡大を可能とする規制緩和等

- ・大学債・長期借入の対象拡大
- ・土地等の第三者貸付につき計画の一括認可を可能に
- ・個人寄附の税額控除対象を、障害学生支援や留学生宿舍建設目的の寄附にも拡大

国立大学改革方針（令和元年6月）

知識集約型社会において知をリードし、イノベーションを創出する知と人材の集積拠点としての役割。「国立大学こそが社会変革の原動力」

地域の教育研究拠点として、各地域のポテンシャルを引き出し、地方創生に貢献する役割

1. 徹底的な教育改革
 2. 世界の「知」をリードするイノベーションハブ
 3. 世界・社会との高度で多様な頭脳循環
 4. 地域の中核として高度な知を提供
 5. 強靱なガバナンス
 6. 多様で柔軟なネットワーク
 7. 国立大学の適正な規模
- ⇒手厚い支援と厳格な評価の徹底、規制緩和と体制整備

国立大学改革強化推進事業（平成24年度～）

国立大学経営改革促進事業（平成30年度～）

2.国立大学法人等の財源の多様化

国立大学法人における自律的な経営環境の確保・財源の多様化①

2004 ・国立大学が法人化

2005 ・寄附やライセンス対価として株式を取得できることを明確化

2013 ・大学発ベンチャー支援会社への出資を可能化

2016 ・国立大学が実施できる「収益を伴う事業」を明確化
・修学支援を目的とした寄附に税額控除

2017 ・不動産の第三者への貸付け対象が拡大
・寄附金等を原資とする余裕金を、より収益性の高い金融商品への運用を可能化
・指定国立大学法人制度創設：指定国についてはコンサル、研修等を実施する研究成果活用事業者への出資が可能

2018 ・評価性資産の寄附をした際のみなし譲渡所得税の非課税要件を緩和

2020 ・学生やポストドクへの研究助成・能力向上を目的とした寄附に税額控除の対象を拡大
・長期借入金の借入や債券発行の対象事業の拡大や償還期間の延長

2021 ・共同研究や受託研究についての企画・あっせん及び実用化を目指した民間事業者との共同研究や受託研究を行う事業者に対する出資を可能化
・大学等との共同研究に要する費用等について法人税控除

2022 ・コンサル、研修等を実施する研究成果活用事業者への出資を全ての国立大学法人等について可能化
・指定国立大学法人について、テック系の大学発ベンチャーへの出資を可能化
・教育研究に係る施設等の管理及び利用促進に係る事業者への出資を可能化

2024

- ☑ 予算・人事等に関する大学の裁量拡大
- ☑ 学外者の経営参画が法定
- ☑ TLOに対する出資の可能化

※TLO：Technology Licensing Organization（技術移転機関）
大学の研究者の研究成果を特許化し、それを企業へ技術移転する法人

- ・教育研究活動で生み出された成果物の一般販売収入
- ・教育研究活動の成果を活用して行った技術支援や法律相談の対価
- ・施設・設備へのネーミングライツ収入
- ・大学の博物館の入館料、展覧会・発表会の入場料

⇒ 全て可能

大学の業務に関係ない用途であっても、将来的に使用予定があるなど特定の要件を満たせば、文部科学大臣の認可を得て、貸付けが可能に。（これまでは×）

国立大学に対して現物を寄附する際に、税務署で受ける非課税承認を受ける期間を短縮。
また、寄附された資産を別の資産に組み替えられるようになり、寄附を受け入れる大学にとっても資産の管理が柔軟に。

対象事業を附属病院や施設移転等に要する土地の取得等に限定していたところ、先端的な教育研究の用に供するための土地の取得等も対象に。これにより、国立大学における教育研究機能の一層の向上を可能に。

- ・長期借入金の借入や債券発行経費の対象拡大
- ・不動産の第三者への貸付手続きの簡素化（複数計画の一括認可が可能に）
- ・障害者の修学支援や留学生受け入れ環境整備を目的とした寄附にも税額控除を拡大

国立大学法人における自律的な経営環境の確保・財源の多様化②

国立大学は、大学の活動から離れて、収益を上げることが目的とした事業はできないが、大学の教育研究成果を活用することで収益を得ることは可能（平成28年にその旨の解釈を通知）。

※国立大学法人は法人税法上の非課税法人であり、それとの関係からも収益を目的とすることは困難。

また、法人法を改正し、平成29年4月以降それまで国立大学では規制されていた、

- ・大学に関係のない用途で利用するための不動産の第三者への貸付け
- ・一定の収益性の高い金融商品の運用

による自己収入の確保が可能。

※大学の用途に関係のある貸付けは従前より可能 ※国債、地方債等の安全資産の運用は従前より可能

平成16年度の法人化以降可能

平成29年度の改正法人法施行以降可能

1



教育研究成果を活用した収益の獲得

- 企業の技術相談や法律相談
- 教育研究活動の成果物の販売



九州大学 バイオ有機肥料
宇都宮大学 牛乳

- 教員・学生の教育研究成果の展覧会・発表会

1



大学の資産を活用した収益の獲得

- キャンパス・ツアーの実施
- 学内の施設(ジム、保育所等)の一般利用者への供与
- ネーミングライツの施設等への設定



山形大学 ニクニドーム
神戸大学 NTTDATA IT Room

2



不動産の貸付けによる収益の獲得

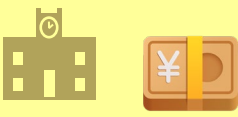
- 大学が保有する不動産を業務に関係のない用途で第三者に貸し付け ※文部科学大臣の認可が必要
- 2024年3月末時点で26法人(40件)が認可



長崎大学

老朽化したテニスコートを第三者利用の駐車場用に貸付け

2



金融商品の運用による収益の獲得

- 無担保社債、投資信託、外貨建債券などの収益性の高い金融商品の運用

※運用の原資は寄附金等の自己収入のみ
※運用体制を確認するため文部科学大臣の認定が必要

- 2025年3月時点で41法人が認定

※指定国立大学法人9法人は特例で認定免除

取組・収益実績は各大学において様々であるが、

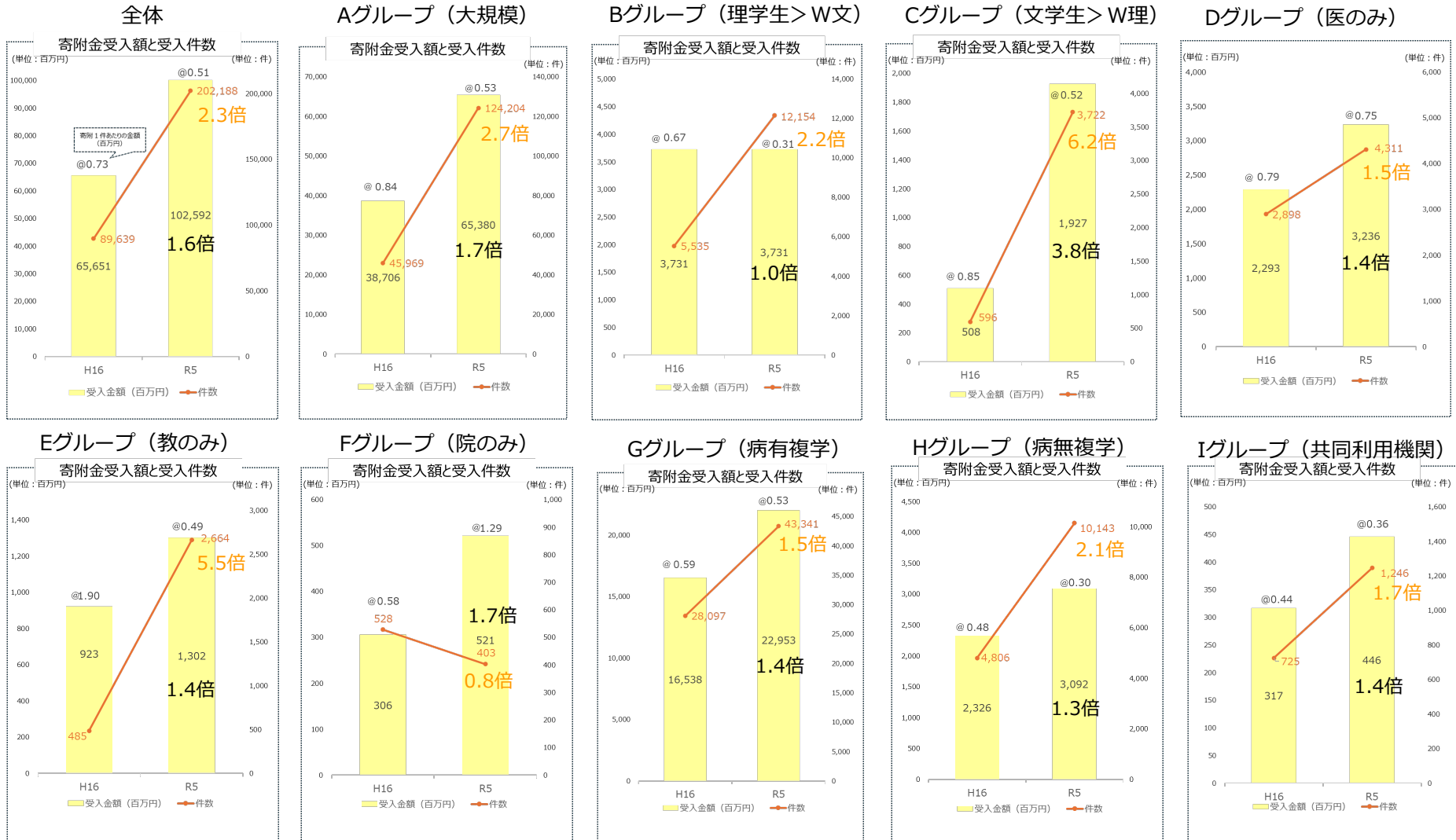
例) 京都大学：2.7億円(H16)⇒20.0億円(R3) ※

※財務諸表上の「財産貸付料収入」「入場料収入」「講習料収入」「著作権料・特許料収入」「農畜産物収入」の合計

平成29年4月以降、認可・認定を受けた大学において、具体的な貸付け契約の手续や運用等が進められている

寄附の状況

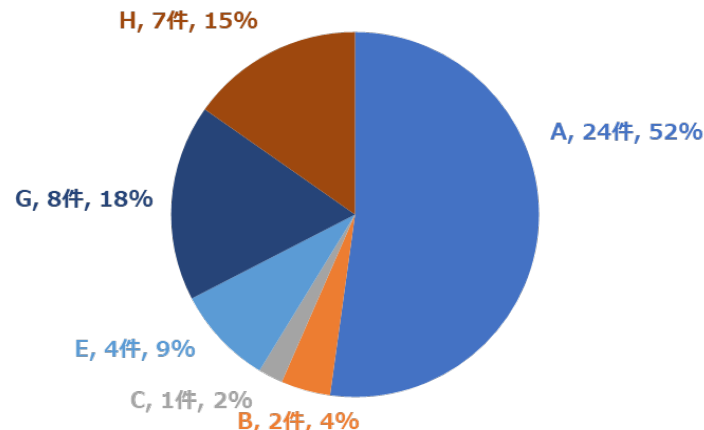
- 寄附については、大学全体で受入件数は約2.3倍、受入額は約1.6倍に増加。
- Cグループ（文学生＞W理）は寄附金額が大幅に増加、Cグループ（文学生＞W理）、Eグループ（教のみ）は寄附件数が大幅に増加。
- 他の全ての類型で、寄附の受入件数が伸びている中、Fグループ（院のみ）の受入件数は減少。受入額は、Bグループのみ横ばい。一方、Bグループは受託研究や共同研究契約が著しく伸びており、寄附から契約形態への移行も推測される。



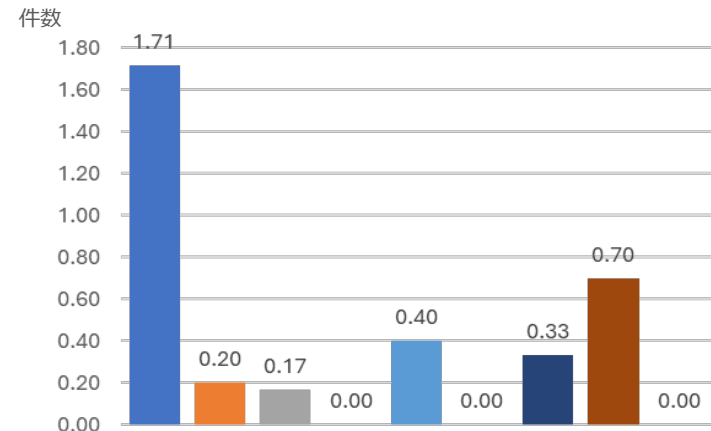
土地の貸付の認可状況

- 土地の貸付については、令和6年度までに、46件（28法人）が認可されている。
- 主な貸付用途としては、駐車場、共同住宅・マンション、社会福祉施設等。
- 貸付期間は、用途により数年から75年まで様々であり、所有する土地の状況に応じた活用が行われている。貸付額も、面積や所在地により様々であるが、年額で数十億の収入が生じる物件（東京都23区内）もある。
- グループ毎の認可件数は、Aグループ（大規模）が24件で全体の52%を占め最多。
- 全国の貸付地のうち、東京都内に所在する土地の割合は34.6%を占める。東京都を除く3大都市圏（※）については30.8%、その他の都道府県については34.6%。（※）埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
- グループ毎の1法人当たりの平均認可件数は、Aグループ（大規模）が1.71件と最多で、次いでHグループ（病無複学）が0.7件。

グループ毎の認可件数
(グループ、件数、割合)



グループ毎の1法人当たりの平均認可件数
(グループ毎の全認可件数/グループ毎の全法人数)



■ Aグループ (大規模)
 ■ Bグループ (理学生 > W文)
 ■ Cグループ (文学生 > W理)
 ■ Dグループ (医のみ)
 ■ Eグループ (教のみ)

■ Fグループ (院のみ)
 ■ Gグループ (病有複学)
 ■ Hグループ (病無複学)
 ■ Iグループ (共同利用機関)

① 全ての国立大学法人において実施可能な資金運用の内容

－国立大学法人法第35条の2において独立行政法人通則法第47条を準用－

- 国債
- 地方債
- 政府保証債
- 文部科学大臣の指定する有価証券（A以上の格付けを取得している担保付普通社債等）
- 預金（銀行、信用金庫等）
- 金銭信託

② ①のほか、文部科学大臣の認定を受けた場合には、以下の方法・金融商品による資金運用の実施が可能（なお、指定国立大学法人については、当該認定を要せず運用の実施が可能）

－国立大学法人法第33条の5に規定－

【自家運用】

- 有価証券
 - 無担保社債券
 - コマーシャルペーパー
 - 資産流動化法に規定する特定社債券（生命保険相互会社が発行する基金債等）
 - （外国）投資信託の受益証券
 - 外貨建ての有価証券
 - 投資証券／新投資口予約権証券／投資法人債券／外国投資証券
- 貯金、預金（外貨預金等）

【委託運用】

金融商品全般の委託運用が可能

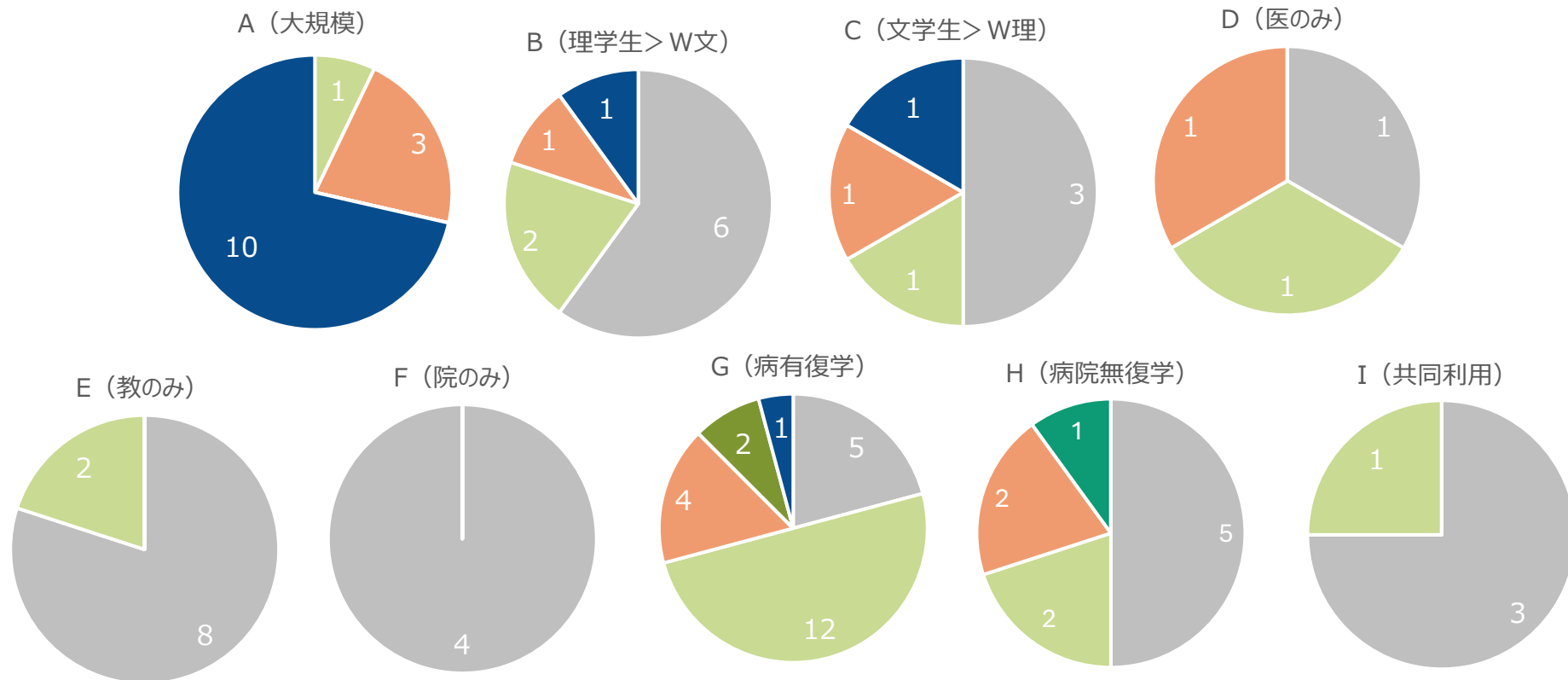
※上述の方法により資金運用が認められている業務上の余裕金は以下の通り：

①寄附金 ②動産・不動産収入 ③研究成果の普及展開業務の対価 ④出資の配当金 ⑤運用利子・配当

余裕金の運用に係る認定状況

- グループ別で見ると、Aグループ（大規模）は全法人がいずれかの基準の運用が可能となっている。
- B（理学生＞W文）、E（教のみ）、F（院のみ）、Iグループ（共同利用機関）では半数を超える法人が認定未取得となっている。
- 指定国立大学については、特例により認定を受けることなく全基準による運用が可能となっているため「全基準」に区分されている。

グループ毎の認定状況（認定を受けている法人数）



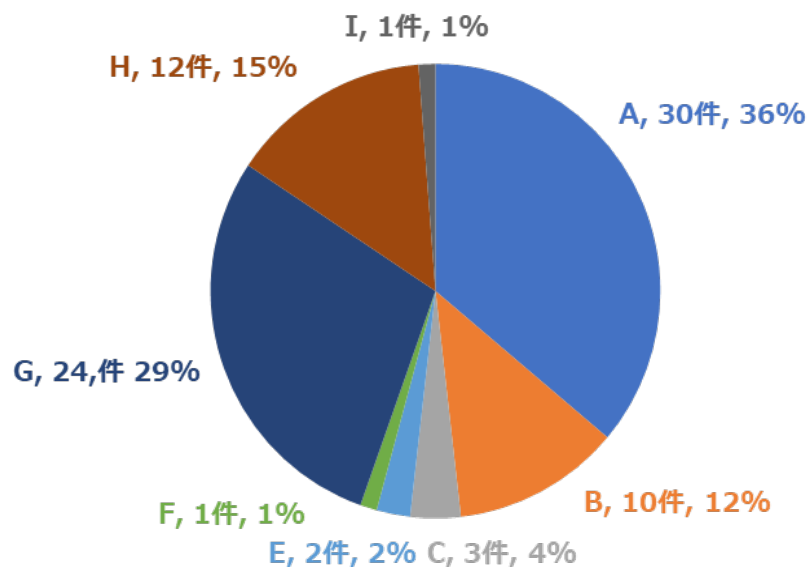
基準の数値が上がるほどリスクがある運用を行えることに加え、必要なガバナンスを求めている。

■ 未取得 ■ 基準1 ■ 基準2 ■ 基準3 ■ 基準4の1 ■ 基準4の2 ■ 全基準

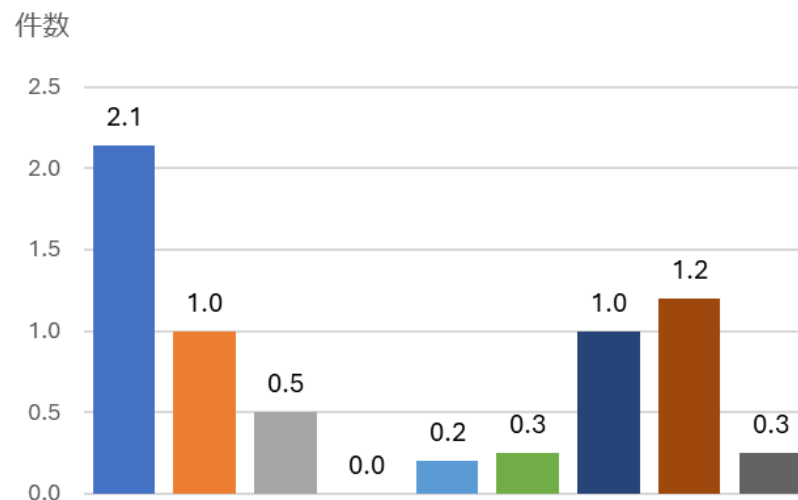
長期借入の認可状況①

- 長期借入については、令和7年4月までに83件が文部科学大臣の認可を受けている。
- グループ毎の認可件数は、Aグループ（大規模）が30件で全体の36%を占め最多。
- グループ毎の1法人当たりの平均認可件数は、Aグループ（大規模）が2.1件と最多で、次いでHグループ（病無複学）が1.2件。

グループ毎の認可件数
(グループ、件数、全体に占める割合)



グループ毎の1法人当たりの平均認可件数
(グループ毎の全認可件数/グループ毎の全法人数)



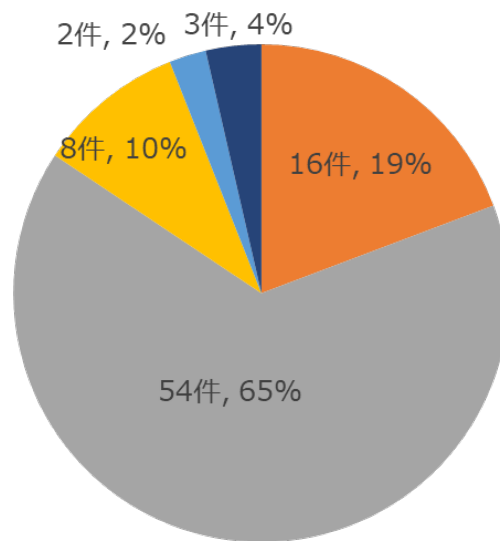
■ Aグループ（大規模）
 ■ Bグループ（理学生 > W文）
 ■ Cグループ（文学生 > W理）
 ■ Dグループ（医のみ）
 ■ Eグループ（教のみ）
 ■ Fグループ（院のみ）
 ■ Gグループ（病有複学）
 ■ Hグループ（病無複学）
 ■ Iグループ（共同利用機関）

(令和7年4月時点)

長期借入の認可状況②

- 主な用途としては、学生の寄宿舍、職員の宿舍等に要する土地の取得等が54件（65%）と最多。
- 借入額（1件当たりの平均）については、施設の移転：約55億円、寄宿舍等：約7.5億円、産学連携施設：約6.9億円、附属動物病院：約2.8億円となっている。

長期借入の目的別の認可件数（件数、全体に占める割合）



- 施設の移転のために行う土地の取得等
- 学生の寄宿舍、職員の宿舍その他これらに類する宿泊施設の用に供するために行う土地の取得等
- 国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動に係る施設の用に供するために行う土地の取得等
- 附属飼育動物診療施設の用に供するために行う土地の取得等
- その他

※ 附属病院の用に供するために行う土地の取得等・先端的な教育研究の要に供するために行う土地の取得等（令和2年に対象に追加）については、認可実績なし。

（令和7年4月時点）

債券発行の状況

- 7法人により総額1619億円の大学債が発行されている。うち、5法人が償還期間を最長の40年に設定。
- 用途は、研究プロジェクトの実施、キャンパス整備、教育研究拠点の整備、産学連携施設の整備等。
- 投資表明者は、保険会社、資産運用会社、自治体の共済組合、自治体、財団法人、一般企業、地元企業、学校法人等が挙げられる（各法人HPより）。

	第1回 東京大学債	第2回 東京大学債	第1回 大阪大学債	第1回 筑波大学債	第1回 東京工業大学債	第1回 東北大学債	第1回 東海国立大学機構債	第1回 北海道大学債	第3回 東京大学債	第4回 東京大学債	第5回 東京大学債	第6回 東京大学債											
認可日	令和2年8月31日	令和3年12月2日	令和4年4月21日	令和4年6月30日	令和4年9月29日	令和4年12月26日	令和5年5月19日	令和6年9月6日	令和6年11月29日	令和7年6月3日	令和7年6月3日	令和7年6月3日											
発行日	令和2年10月16日	令和3年12月22日	令和4年4月28日	令和4年10月19日	令和4年12月16日	令和5年2月3日	令和5年6月2日	令和6年11月29日	令和6年12月23日	令和7年6月20日	令和7年6月20日	令和7年6月20日											
年限	40年	40年	40年	40年	40年	40年	20年	20年	40年	20年	30年	40年											
金額	200億円	100億円	300億円	200億円	300億円	100億円	100億円	33.7億円	110億円	10億円	75億円	90億円											
格付け (発行体)	AA+ (R&I) AAA (JCR)	AA+ (R&I) AAA (JCR)	AA+ (R&I) AAA (JCR)	AA+ (R&I) AAA (JCR)	AA+ (R&I) AAA (JCR)	AA+ (R&I) AAA (JCR)	AA+ (R&I) AAA (JCR)	AA+ (R&I) AAA (JCR)	AA+ (R&I) AAA (JCR)	AA+ (R&I) AAA (JCR)	AA+ (R&I) AAA (JCR)	AA+ (R&I) AAA (JCR)											
発行利率	0.823%	0.853%	1.169%	1.619%	1.800%	1.879%	1.187%	1.942%	2.877%	2.437%	3.128%	3.516%											
発行手数料	1.4億円 (0.7%)	0.7億円 (0.7%)	2.0億円 (0.7%)	1.4億円 (0.7%)	2.0億円 (0.7%)	0.7億円 (0.7%)	0.5億円 (0.5%)	0.26億円 (0.5%)	0.75億円 (0.6%)	0.07億円 (0.7%)	0.44億円 (0.6%)	0.62億円 (0.7%)											
事業	東京大学FSI事業	東京大学FSI事業	大阪大学生きがいと社会創造事業	筑波大学社会的価値創造事業	キャンパス・イノベーションエコシステム構想2031の実現	グリーン未来を創造するイノベーション・プラットフォーム整備事業	知とイノベーションのコミュニティ創成事業	北海道大学Excellence and Extension事業	UTokyo Compass推進事業	UTokyo Compass推進事業	UTokyo Compass推進事業	UTokyo Compass推進事業											
用途 ※事業の一部に関連資金を充当予定	ハイパー・ミオカンデ	200億円	インクルーブキャンパス	50億円	イノベーション・コンモンス	60億円	ITF Forum	191億円	すずかけ台キャンパス再開発事業	261億円	サイエンスパーク整備関連事業	70億円	世界トップ研究者の集う拠点の梁山治	100億円	多様な「大志」が結集する共創拠点の整備	67億円	卓越した学知の構築（ハイパー・ミオカンデ計画の推進）	776億円	卓越した学知の構築（ハイパー・ミオカンデ計画の推進）	776億円	卓越した学知の構築（ハイパー・ミオカンデ計画の推進）	776億円	
	アタカマ天文台	50億円	グリーン・トランス・フォーメーション	150億円	Well-being拠点	120億円	未来社会デザイン棟	26億円	教育研究インフラの整備	119億円	フラッグシップ・ラボ拠点整備関連事業	25億円	インクルーシブな人材育成拠点整備	30億円	サステナビリティ・グリーン社会を目指す教育・研究環境の整備	GX・DXの推進（次世代型空間・情報インフラ構築）	95億円	GX・DXの推進（次世代型空間・情報インフラ構築）	95億円	GX・DXの推進（次世代型空間・情報インフラ構築）	95億円	GX・DXの推進（次世代型空間・情報インフラ構築）	95億円
	フィジカル工学インフラ	150億円	海洋生物研究教育拠点整備 ほか	30億円	量子科学研究拠点	120億円	SPORT TOMORROW	34億円	最先端大型研究、産学官連携関連の設備の整備	45億円	川内コンモンス（仮称）の新設	30億円	創業シーズ開発・育成拠点の整備	20億円	地域と世界の結節点となる拠点の整備	ダイバーシティ&インクルージョンの推進（D&I棟の整備）	90億円	ダイバーシティ&インクルージョンの推進（D&I棟の整備）	90億円	ダイバーシティ&インクルージョンの推進（D&I棟の整備）	90億円	ダイバーシティ&インクルージョンの推進（D&I棟の整備）	90億円
	老朽施設整備 ほか	70億円			スポーツ施設 ほか	150億円									上記に係る設計費・什器の調達費・専門職員の人件費等	13億円	教育研究に専念できる環境の整備（教育研究基盤の強化）	69億円	教育研究に専念できる環境の整備（教育研究基盤の強化）	69億円	教育研究に専念できる環境の整備（教育研究基盤の強化）	69億円	
償還財源	全体600億円 ・研究支援経費308億円 ・寄附金運用益120億円 ・財産貸付料77億円 ・新たな土地活用68億円	全体332億円 ・研究支援経費668億円 ・寄附金運用益123億円 ・財産貸付料81億円 ・新たな土地活用60億円 *償還財源は第1回と第2回債を合算したもの	全体855億円 ・産学連携342億円 ・余剰金の運用益128億円 ・寄附金運用益108億円	全体430億円 ・産学連携305億円 ・財産貸付料45億円 ・余剰金の運用益37億円 ・寄附金運用益28億円 ・新たな土地活用16億円	全体1,280億円 ・田町土地活用事業1,080億円 ・宿舎跡地等土地活用事業89億円 ・財産貸付料131億円	全体212億円 ・寄附金等運用益41億円 ・入構負担金収入64億円 ・新たな土地建物活用79億円 ・産学連携等に関する経費26億円 ・法人債引当特定資産運用益8億円	全体188億円 ・寄附金等運用益78億円 ・財産貸付料36億円 ・産学連携等収入40億円 ・新設からの産学連携等収入15億円 ・収入153億円 ・法人債引当特定資産運用益19億円	全体188億円 ・寄附金等運用益78億円 ・財産貸付料31.8億円 ・産学連携等収入30.3億円 ・失効拠点の新設による財産貸付料収入15.3億円 ・法人債引当特定資産運用益14.3億円	全体3235億円 ・寄附金等運用益1571億円 ・研究支援経費1270億円 ・財産貸付料342億円 ・土地活用53億円 *額は第1回から第3回債の償還財源を合算したもの	全体3235億円 ・寄附金等運用益1571億円 ・研究支援経費1270億円 ・財産貸付料342億円 ・土地活用53億円 *額は第1回から第6回債の償還財源を合算したもの	全体3235億円 ・寄附金等運用益1571億円 ・研究支援経費1270億円 ・財産貸付料342億円 ・土地活用53億円 *額は第1回から第6回債の償還財源を合算したもの	全体3235億円 ・寄附金等運用益1571億円 ・研究支援経費1270億円 ・財産貸付料342億円 ・土地活用53億円 *額は第1回から第6回債の償還財源を合算したもの											

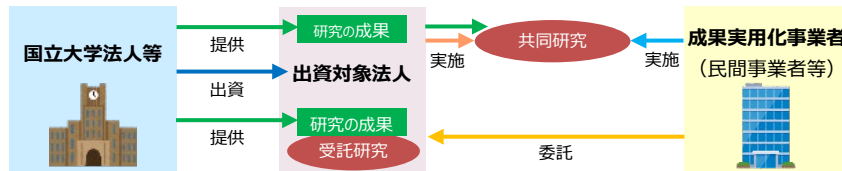
国立大学法人等による出資の範囲

近年、国立大学法人等が、保有する**研究成果や教育研究施設等の資源を社会に還元**するとともに、自ら投資を呼び込み、成長し続ける経営モデルを実現するための**規制緩和として、出資の範囲を拡大**している。（＜＞囲いは対象事業者への出資が可能となった年）

1. 成果活用促進事業者【対象：全ての国立大学法人等】＜令和3年・政令改正＞

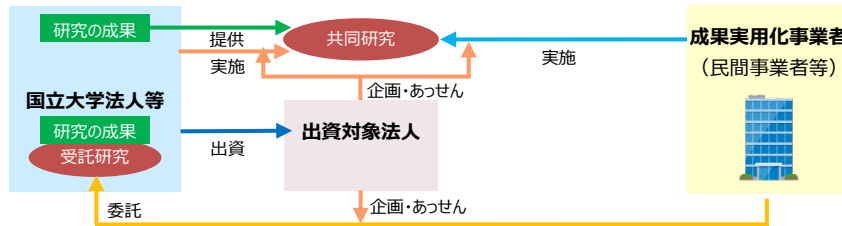
- 民間事業者との**共同・委託研究**の形で、大学の技術に関する研究成果を実用化するために**必要な研究**を行う事業者

（例：大学が創出したシーズを元に企業等と共同研究を行う研究所）



- 大学が**民間事業者との共同・委託研究**の形で、大学の技術に関する研究成果を実用化するために必要な研究等を**企画・あっせん**する事業者

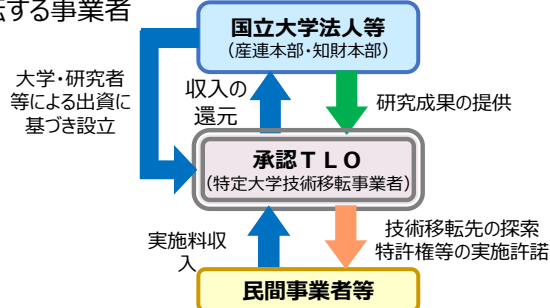
（例：大学の有するシーズと企業のニーズをマッチングするO I 機構）



2. 特定大学技術移転事業者（承認TLO）【対象：全ての国立大学法人等】

＜平成16年・国立大学法人発足時＞（TLO法の公布は平成10年）

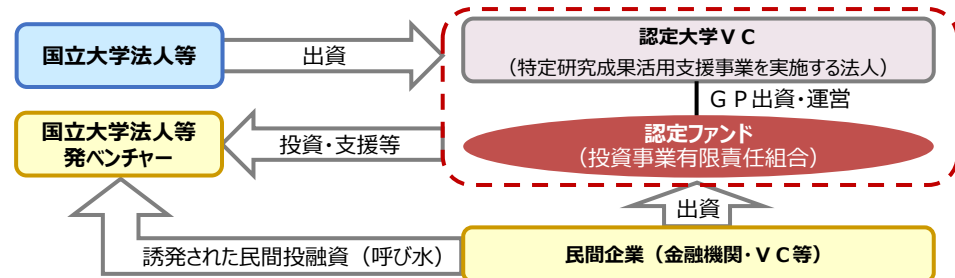
- 大学における技術に関する研究成果を**特許権の実施許諾等**により民間事業者に移転する事業者



3. 特定研究成果活用支援事業者【対象：全ての国立大学法人等】

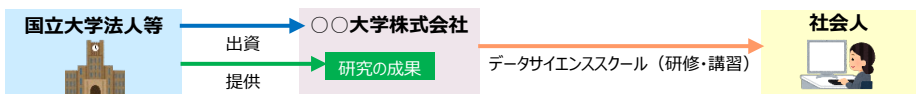
＜令和4年・VC等認定指針・出資認可基準改正＞（産業競争力強化法の公布は平成25年）

- 大学発ベンチャーに投資・支援等を行う**認定VC・ファンド**



4. 研究成果活用事業者【対象：全ての国立大学法人等】＜令和4年・法律改正により拡大＞

- 大学の研究成果を活用した**コンサルティング、研修・講習等**を実施する事業者



5. 指定国立大学研究成果活用事業者【対象：指定国立大学法人】

＜令和4年・法律改正により新設＞

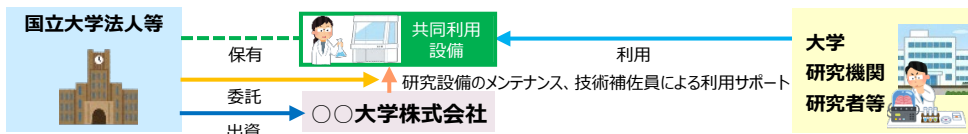
- 大学の技術に関する研究成果の提供を受けて、**商品やサービスを開発・提供する大学発ベンチャー**



6. 教育研究施設管理等事業者【対象：全ての国立大学法人等】

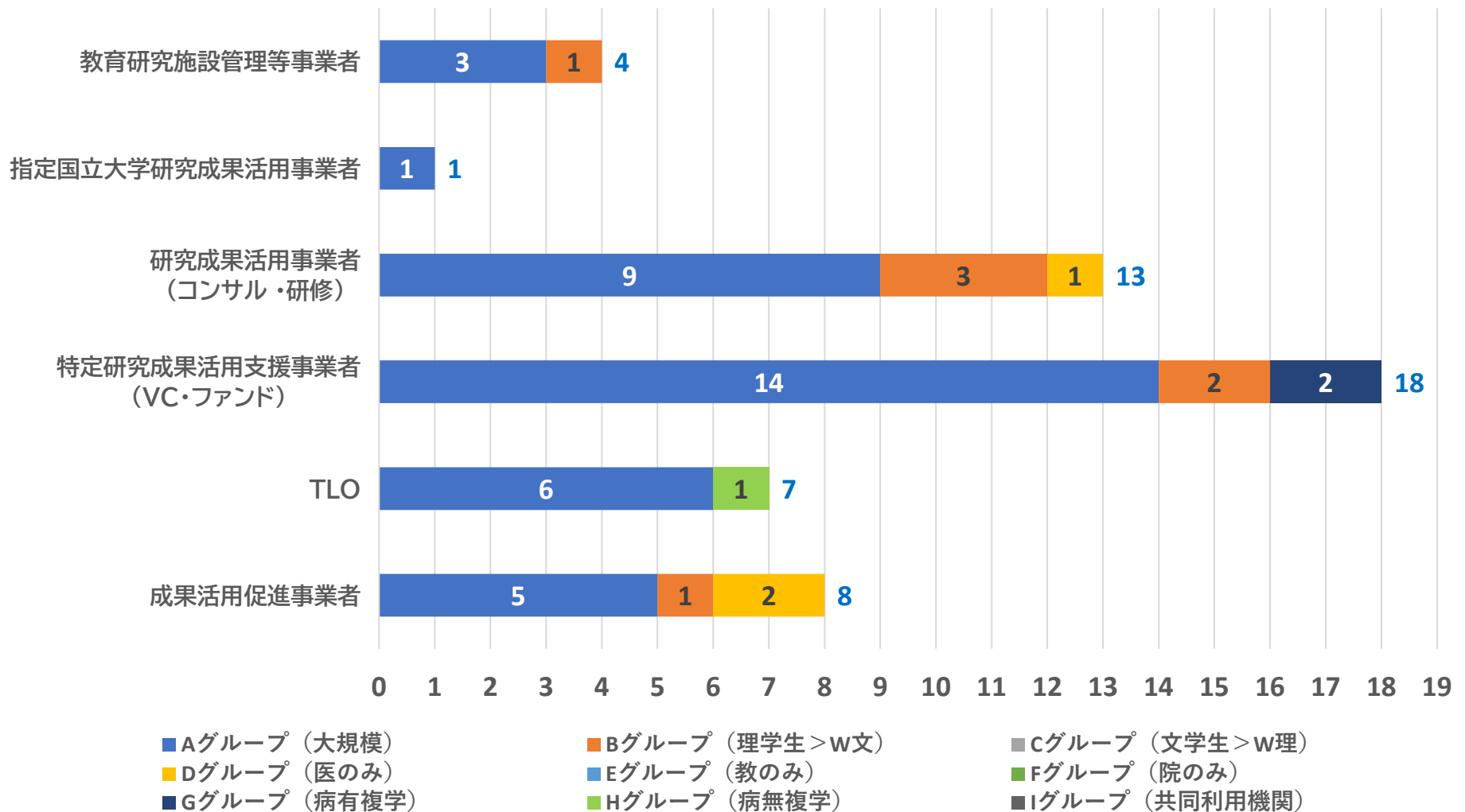
＜令和4年・法律改正により新設＞

- 大学が保有する教育研究施設等の資源を社会に還元するため、**教育研究施設等の管理と他の研究機関等による利用を促進**する事業を行う事業者



国立大学の出資先件数（内訳）

- 様々な事業者への出資が可能となった結果、出資先件数は累計51件。
- 特定研究成果活用支援事業者（VC・ファンド）への出資認可が18件と最多。
- 全体のうち約7割（38件）をAグループ（大規模）が占めている。



（2025年6月時点）

国立大学法人等における新株予約権の取得・保有の現状

- 国立大学法人等については、資力は弱いが有望な大学発ベンチャーに対する育成支援を行うことができるよう、科学技術・イノベーションの活性化に関する法律に基づき、特に必要と認める場合には当該支援を無償等とし得ること、また、その際において株式や新株予約権を取得・保有することができる。これにより、大学発ベンチャーは、当面の事業活動に必要な現金を確保しつつ、大学からの必要なサービスを受けることで事業の発展に取り組みやすくなり、研究成果の社会実装の進展が期待されている。
- 国立大学法人における新株予約権の取得・保有状況については、取得・保有している法人数が増加傾向にあるとともに、各法人における保有件数も増加傾向にある。

(参考) 新株予約権の保有件数

	R元	R2	R3	R4	R5
東京大学	18	29	37	44	48
大阪大学	6	7	11	12	17
東海国立大学機構	10	11	13	12	15
京都大学	3	3	5	5	5
九州大学	3	7	7	4	5
筑波大学	2	2	2	3	3
東北大学	1	1	1	2	2
東京医科歯科大学	0	0	1	2	2
東京工業大学	1	1	1	2	1

出典：各年度の財務諸表の有価証券の明細より文部科学省が作成。

3. 授業料等

国立大学の授業料の仕組み

- 学生の経済状況に左右されない進学機会を提供しつつ、各大学が独自の工夫により学生の教育の充実を図ることができるようにする観点から、法人化時、授業料の標準額を定めた上で、その110%（※）を上限に各大学が授業料を定めることを可能とした。
- 令和7年6月現在、「標準額」を上回る授業料を設定している大学は7大学。 ※H19年度に上限を120%に引き上げ

国立大学の授業料等「標準額」

文部科学省令（国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年3月31日文部科学省令第16号）において「標準額」を規定（省令第2条）。留学生及び海外分校における授業料等については、標準額に関わらず、外国人留学生の受入環境の整備や現地の他の大学の授業料などの事情を考慮して設定可能（R6年度から）。

【令和7年度標準額】

・授業料：学部・大学院	年額 535,800 円	・入学科：学部・大学院	282,000 円
：法科大学院	年額 804,000 円	・検定料：学部	17,000 円
		：大学院	30,000 円

「標準額」から上回る授業料等を設定している大学

省令第10条に基づき、各大学は「標準額」の120%を上限に、その範囲内で学則等においてそれぞれ授業料を設定。なお、下限は設定していない。

【令和7年度以降の各大学の授業料等の設定状況】

（1）授業料：

- ・特定の研究科等において標準額を上回る額を設定する大学 2大学

○東北大学 大学院 経済学研究科 会計専門職専攻（専門職学位課程）	589,300 円
○一橋大学 大学院 経営管理研究科	642,960 円

- ・標準額を上回る額を設定する大学 7大学 ※対象の入学者は学士課程（政策研究大学院大学を除く）

○東京科学大学 ◆理工学系((旧)東京工業大学)（令和元年4月以降入学者～）	635,400 円	（平成30年9月公表）
◆医歯学系((旧)東京医科歯科大学)（令和2年4月以降入学者～）	642,960 円	（令和元年11月公表）
○東京芸術大学（令和元年4月以降入学者～）	642,960 円	（平成30年10月公表）
○千葉大学（令和2年4月以降入学者～）	642,960 円	（令和元年6月公表）
○一橋大学（令和2年4月以降入学者～）	642,960 円	（令和元年9月公表）
○政策研究大学院大学（令和4年4月以降入学者（大学院の過程）～）	642,960 円	（令和3年6月公表）
○東京農工大学（令和6年4月以降入学者～）	642,960 円	（令和5年10月公表）
○東京大学（令和7年4月以降入学者～）	642,960 円	（令和6年9月公表）

（2）入学科：標準額を上回る額を設定する大学 1大学

○東京芸術大学 学士課程・大学院の課程	338,400 円
---------------------	-----------

運営費交付金と「標準額」の関係

国立大学法人運営費交付金の算定には「標準額」を使用することとし、授業料等の改定（値上げ）は運営費交付金に影響しない仕組み。

国私立大学の授業料等の推移

- 国立大学の授業料標準額の改訂は平成17年度が直近。

年度		国立大学		私立大学	
		授業料	入学料	授業料	入学料
		円	円	円	円
昭和	50	36,000	50,000	182,677	95,584
	51	96,000	↓	221,844	121,888
	52	↓	60,000	248,066	135,205
	53	144,000	↓	286,568	157,019
	54	↓	80,000	325,198	175,999
	55	180,000	↓	355,156	190,113
	56	↓	100,000	380,253	201,611
	57	216,000	↓	406,261	212,650
	58	↓	120,000	433,200	219,428
	59	252,000	↓	451,722	225,820
	60	↓	↓	475,325	235,769
	61	↓	150,000	497,826	241,275
	62	300,000	↓	517,395	245,263
	63	↓	180,000	539,591	251,124
平成	元	339,600	185,400	570,584	256,600
	2	↓	206,000	615,486	266,603
	3	375,600	↓	641,608	271,151
	4	↓	230,000	668,460	271,948
	5	411,600	↓	688,046	275,824
	6	↓	260,000	708,847	280,892
	7	447,600	↓	728,365	282,574
	8	↓	270,000	744,733	287,581
	9	469,200	↓	757,158	288,471
	10	↓	275,000	770,024	290,799
	11	478,800	↓	783,298	290,815
	12	↓	277,000	789,659	290,691
	13	496,800	↓	799,973	286,528
	14	↓	282,000	804,367	284,828
	15	520,800	↓	807,413	283,306

年度		国立大学		私立大学	
		授業料	入学料	授業料	入学料
		円	円	円	円
	16	520,800	282,000	817,952	279,794
	17	535,800	↓	830,583	280,033
	18	↓	↓	836,297	277,262
	19	↓	↓	834,751	273,564
	20	↓	↓	848,178	273,602
	21	↓	↓	851,621	272,169
	22	↓	↓	858,265	268,924
	23	↓	↓	857,763	269,481
	24	↓	↓	859,367	267,608
	25	↓	↓	860,266	264,417
	26	↓	↓	864,384	261,089
	27	↓	↓	868,447	256,069
	28	↓	↓	877,735	253,461
	29	↓	↓	900,093	252,030
	30	↓	↓	904,146	249,985
令和	元	↓	↓	911,716	248,813
	2	↓	↓	927,705	247,052
	3	↓	↓	930,943	245,951
	4	↓	↓	-	-
	5	↓	↓	959,205	240,806

- (注) ①年度は入学年度である。
 ②国立大学の平成16年度以降の額は国が示す標準額である。
 ③私立大学の額は平均である。

4. 附属施設等

国立大学の附置研究所・研究センター等の位置付けの変遷

- 国立大学には、特定分野の研究を継続性をもって長期的に進める附置研究所や、これに準ずる研究センター等が設置されており、学問の動向や社会の要請等に対応しつつ、高い研究水準を維持するとともに、若手研究者の育成等に貢献することが期待される。

法人化前

- 国立学校設置法の規定に基づき、附置研究所（施行令）、附属研究施設・センター（施行規則）を法令で位置付け。
- 附置研・センター等の設置改廃は、国の予算編成を通じて決定。

法人化後

第1期（H16～21年度）：

- 附置研究所及び全国共同利用の研究センターについては、教育研究上の基本組織として、文部科学大臣が定める各法人の中期目標（別表）に位置付け。

※附置研究所の新設等については、科学技術・学術審議会において妥当性を審議。

- 他の研究センター等については、各大学の判断で、自由に設置改廃が可能。

<平成20年7月>

附置研・センター等を「共同利用・共同研究拠点」に認定する制度を創設

第2～第3期（H22～R3年度）

- 共同利用・共同研究拠点等*の認定を受けた附置研・センター等を、文部科学大臣が定める各法人の中期目標（別表）に位置付け。

* 共同利用・共同研究拠点、国際共同利用・共同研究拠点(H30～)

- 他の附置研・センター等については、各大学の判断で、自由に設置改廃が可能。

第4期～（R4年度～）

- 共同利用・共同研究拠点等の認定を受けた附置研・センター等を、文部科学大臣が認可する各法人の中期計画（別表）に位置付け。

第1期

中期目標	
別表(学部、研究科等)	
学部	法学部 医学部 工学部
研究科	法学研究科 医学研究科 工学研究科
附置研究所	○○研究所 ○○研究所※

※は全国共同利用の機能を有する附置研究所

第2～3期

中期目標	
別表1(学部、研究科等)	
学部	法学部 医学部 工学部
研究科	法学研究科 医学研究科 工学研究科
別表2(共同利用・共同研究拠点、国際共同利用・共同研究拠点)	
○○研究所 ○○研究センター	

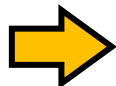
第4期～

中期計画	
別表1(学部、研究科等収容定員)	
学部	法学部 医学部 工学部
研究科	法学研究科 医学研究科 工学研究科
別表2(共同利用・共同研究拠点、国際共同利用・共同研究拠点等)	
○○研究所 ○○研究センター	

国公立大学を通じた「共同利用・共同研究拠点」制度について

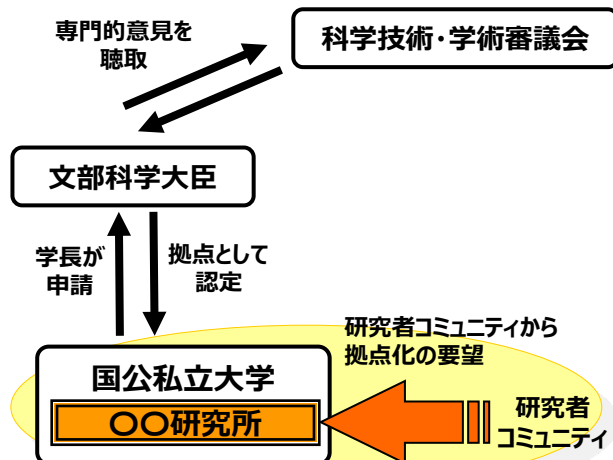
制度の趣旨等

- **個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究**は、従来、国立大学の全国共同利用型の附置研究所や研究センター、大学共同利用機関を中心に推進
- 我が国全体の学術研究の更なる発展のためには、個々の大学の研究推進とともに、国公立を問わず**大学の研究ポテンシャルを活用して研究者が共同で研究を行う体制を整備**することが重要
- このため、**国公立大学を通じたシステムとして、文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度を創設**（平成20年7月）



我が国の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開

制度の仕組み



- 認定期間は原則6年間
- 認定後、科学技術・学術審議会において中間評価、期末評価を実施

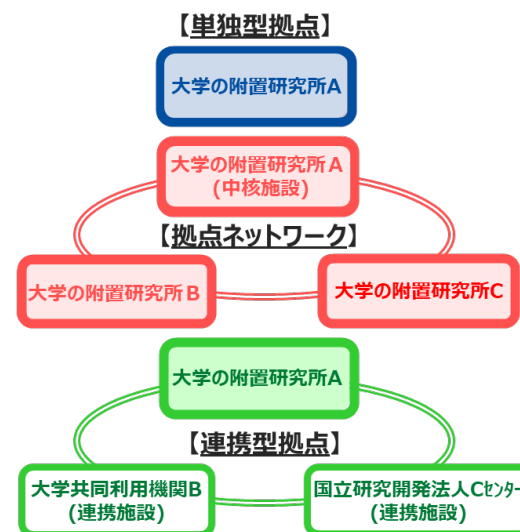
制度の特徴

共同利用・共同研究拠点として3つの類型の拠点を認定

- ① **単独型拠点**
- ② **拠点ネットワーク**
複数拠点の研究ネットワークにより構成
- ③ **連携型拠点**
大学以外の研究施設(大学共同利用機関や国立研究開発法人の研究施設等)が「連携施設」として参画

国際共同利用・共同研究拠点

国際的にも有用かつ質の高い研究資源等を最大限活用し、国際的な共同利用・共同研究を行う拠点を別途「国際共同利用・共同研究拠点」として認定（平成30年度～）



共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点一覧（令和7年4月現在）

単独型(国立大学):27大学63拠点

- 北海道大学
 - 遺伝子病制御研究所
 - 人獣共通感染症国際共同研究所
 - スラブ・ロシア研究センター
 - 低温科学研究所
- 帯広畜産大学
 - 原虫病研究センター
- 東北大学
 - 加齢医学研究所
 - 電気通信研究所
 - 先端量子ビーム科学研究センター
 - 電子光物理学部門
 - 流体科学研究所
- 筑波大学
 - 計算科学研究センター
 - つくば機能植物イノベーション研究センター
 - ヒューマン・バイオ・フォーミュラ先端研究センター
- 群馬大学
 - 生体調節研究所
- 千葉大学
 - 環境バイオセンシング研究センター
 - 真菌医学研究センター
- 東京大学
 - 空間情報科学研究センター
 - 地震研究所
 - 史料編纂所
 - 素粒子物理国際研究センター
 - 大気海洋研究所
 - 物性研究所
- 東京外国語大学
 - アジア・アフリカ言語文化研究所
- 東京科学大学
 - 総合研究院・難治疾患研究所
 - 総合研究院・ナノデバイス材料研究所
- 一橋大学
 - 経済研究所
- 新潟大学
 - 脳研究所
- 金沢大学
 - がん進展制御研究所
 - 環日本海域環境研究センター
- 名古屋大学
 - 低温プラズマ科学研究センター
 - 未来材料・システム研究所
- 京都大学
 - 医生物学研究所
 - IT・材料・理工学研究所
 - 経済研究所
 - 人文科学研究所
 - 生存圏研究所
 - 生態学研究センター
 - 東南アジア地域研究研究所
 - 複合原子力科学研究所
 - 防災研究所
 - 野生動物研究センター
- 大阪大学
 - 社会経済研究所
 - 接合科学研究所
 - 蛋白質研究所
 - 微生物病研究所
 - レーザー科学研究所
- 鳥取大学
 - 国際乾燥地研究教育機構
 - 乾燥地研究センター
- 岡山大学
 - 資源植物科学研究所
 - 惑星物質研究所
- 広島大学
 - 放射光科学研究所
- 徳島大学
 - 先端酵素学研究所
- 愛媛大学
 - 沿岸環境科学研究センター
 - 地球深部コア・イクス研究センター
 - デジタルインセンタ
- 高知大学
 - 海洋IT国際研究所
- 九州大学
 - 応用力学研究所
 - 生体防御医学研究所
 - マシナリー・インダストリー研究所
- 佐賀大学
 - 海洋IT・研究
- 長崎大学
 - 高度感染症研究センター
 - 熱帯医学研究所
- 熊本大学
 - 発生医学研究所
- 熊本大学・富山大学(共同設置)
 - 先進軽金属材料国際研究機構
- 琉球大学
 - 熱帯生物圏研究センター

国際共同利用・共同研究拠点(国立大学):5大学8拠点

- 東北大学
 - 金属材料研究所
- 東京大学
 - 医科学研究所
 - 宇宙線研究所
- 名古屋大学
 - 宇宙地球環境研究所
- 京都大学
 - 化学研究所
 - 数理解析研究所
 - 基礎物理学研究所
- 大阪大学
 - 核物理研究センター

7拠点ネットワーク:18大学27拠点、4連携施設

※★印は中核施設
【学際規模情報基盤共同利用・共同研究拠点】

- 北海道大学
 - 情報基盤センター
- 東北大学
 - サイバーサイエンスセンター
- ★東京大学
 - 情報基盤センター
- 東京科学大学
 - 情報基盤センター
- 名古屋大学
 - 情報基盤センター
- 京都大学
 - 学術情報リソースセンター
- 大阪大学
 - D3センター
- 九州大学
 - 情報基盤研究開発センター

【物質・デバイス領域共同研究拠点】

- 北海道大学
 - 電子科学研究所
- 東北大学
 - 多元物質科学研究所
- 東京科学大学
 - 総合研究院・化学生命科学研究所
- ★大阪大学
 - 産業科学研究所
- 九州大学
 - 先端物質化学研究所

【生体医工学共同研究拠点】

- ★東京科学大学
 - 総合研究院・生体材料工学研究所
- 東京科学大学
 - 総合研究院・未来産業技術研究所
- 静岡大学
 - 電子工学研究所
- 広島大学
 - 半導体産業技術研究所

【放射線災害・医科学研究拠点】

- ★広島大学
 - 原爆放射線医科学研究所
- 長崎大学
 - 原爆後障害医療研究所
- 福島県立医科大学
 - ふくしま国際医療科学センター

【放射線環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点】

- 弘前大学
 - 被ばく医療総合研究所
- 福島大学
 - 環境放射能研究所
- ★筑波大学
 - 放射線・アイソトープ地球システム研究センター
- <連携施設>
 - 福島国際研究教育機構第5分野地域環境共創ユニット
 - 環境科学技術研究所

【触媒科学計測共同研究拠点】

- ★北海道大学
 - 触媒科学研究所
- 大阪公立大学
 - 人工光合成研究センター
- <連携施設>
 - 産業技術総合研究所触媒化学研究部門

【糖鎖生命科学連携ネットワーク型拠点】

- ★名古屋大学・岐阜大学(共同設置)
 - 糖鎖生命コア研究所
- 創価大学
 - 糖鎖生命システム融合研究所
- <連携施設>
 - 自然科学研究機構生命創成探究センター

単独型(私立大学):14大学15拠点

- 自治医科大学
 - 先端医療技術開発センター
- 慶應義塾大学
 - バネ・デザイン・解析センター
- 昭和医科大学
 - 発達障害医療研究所
- 玉川大学
 - 脳科学研究所
- 東京農業大学
 - 生物資源リソース解析センター
- 東京理科大学
 - 総合研究院・火災科学研究所
- 法政大学
 - 野上記念法政大学能楽研究所
- 明治大学
 - 先端数理科学イニシアチブ
- 早稲田大学
 - 各務記念材料技術研究所
 - 坪内博士記念演劇博物館
- 東京工芸大学
 - 風工学研究センター
- 中部大学
 - 中部高等学術研究所国際GISセンター
- 藤田医科大学
 - 医科学研究センター
- 大阪商業大学
 - JGSS研究センター
- 関西大学
 - リソースネットワーク戦略研究機構
- 札幌医科大学
 - 附属研究所
- 金澤大学
 - 宇宙情報科学研究センター
- 横浜市立大学
 - 先端医科学研究センター
- 名古屋市立大学
 - 創薬基盤科学研究所
 - 不育症研究センター
- 大阪公立大学
 - 数学研究所
 - 都市科学・防災研究センター
 - 附属植物園
 - 全固体電池研究所

単独型(公立大学):7大学11拠点

- 札幌医科大学
 - 附属研究所
- 金沢大学
 - 宇宙情報科学研究センター
- 横浜市立大学
 - 先端医科学研究センター
- 名古屋市立大学
 - 創薬基盤科学研究所
 - 不育症研究センター
- 大阪公立大学
 - 数学研究所
 - 都市科学・防災研究センター
 - 附属植物園
 - 全固体電池研究所
- 兵庫県立大学
 - 自然・環境科学研究所天文科学センター
- 北九州市立大学
 - 環境技術研究所先制医療工学研究センター／計測・分析センター

国際共同利用・共同研究拠点(私立大学):1大学1拠点

- 立命館大学
 - アート・リサーチセンター

国立大学が 中核の拠点	拠点数 計	単独型	拠点 ネットワーク	国際 拠点
	78	63	7	8
公私立大学が 中核の拠点	拠点数 計	単独型	拠点 ネットワーク	国際 拠点
	27	26	0	1

大学病院の位置付け・役割

■ 大学病院の法令上の位置付け

- 医師及び歯科医師の養成を行う大学医学部及び歯学部の教育研究に必要な施設として設置されている病院（大学設置基準第39条）。
- 高度な医療の提供、高度な医療技術の開発・評価、研修の実践にあたる「特定機能病院」に承認されている病院（医療法第4条の2）。令和6年10月1日現在【79病院】

■ 大学病院の使命・役割

教育 医学部生の臨床教育、卒後の初期・専門研修等を行う医師をはじめとするその他の医療従事者の養成機関。

→ 採算に関係なく、幅広い診療科・部門が必要。

研究 新しい診断・治療法の開発、難治性疾患の研究等を行う高度な研究機関。

→ 様々な疾病治療のための研究に多くの投資が必要。

診療 臓器移植や高額薬剤の投与など高度な診療を行う高度医療機関。

→ 採算性の低い分野（小児・産科・精神・重症治療等）への支援や高度医療に対応するための高度な機器や人材の体制整備が必要。

地域貢献 地域の医療機関への医師の輩出等を行う地域の中核的な医療機関。

→ 様々な診療科を具備し、地域の幅広い医療ニーズに応えるための人的リソースの確保が必要。

大学病院の現状

■ 全国大学病院数一覧

(令和7年4月1日現在)

区 分	国立	公立	私立	合計
医系大学病院	42	17	89	148
本 院	42	8	31	81
分 院	0	9	58	67
歯系大学病院	1	1	17	19
その他大学病院 (附置研究所、保健医療系 等)	4	1	5	10
合 計	47	19	111	177

■ 大学病院を持つ大学の割合

(令和7年5月1日現在)

区 分	大学数	うち医系病院を置く 大学数
国立大学	85	42 (49.4%)
公立大学	103	8 (7.8%)
私立大学	624	31 (5.0%)
計	813	81 (10.0%)

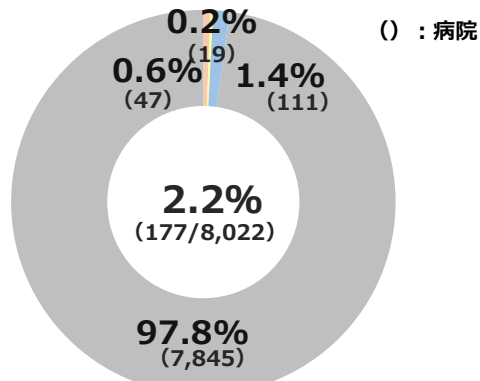
出典：文部科学省令和5年度学校基本調査報告書

■ 全病院における大学病院の占める割合

■ 国立大学病院 ■ 公立大学病院 ■ 私立大学病院 ■ その他

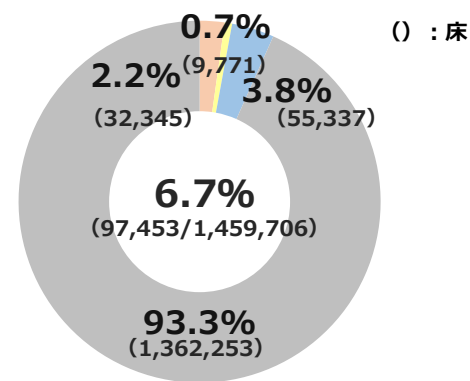
◆ 病院数 (8,022病院)

【大学病院：2.2% (177病院)】



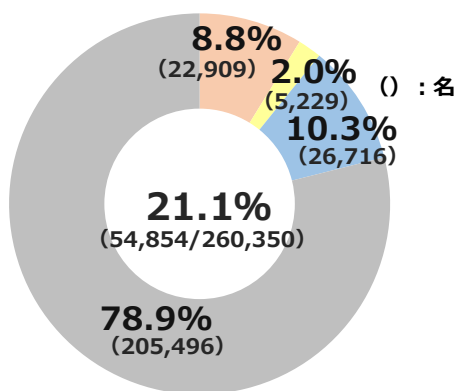
◆ 病床数 (1,459,706床)

【大学病院：6.7% (97,453床)】



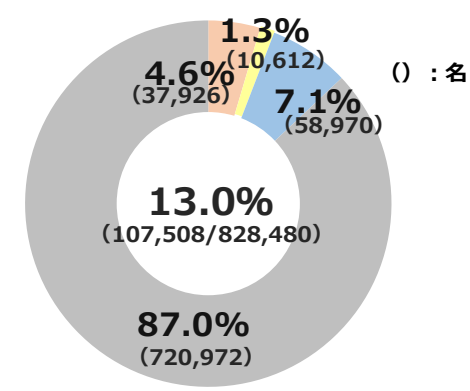
◆ 常勤換算医師数 (260,350名)

【大学病院：21.1% (54,854名)】



◆ 常勤換算看護師数 (828,480名)

【大学病院：13.0% (107,508名)】



出典：国立大学病院……国立大学病院長会議「国立大学病院資料」(令和7年6月1日現在)、
公私立大学病院…文部科学省医学教育課調べ(令和7年6月1日現在)
大学病院以外……厚生労働省「医療施設調査」(令和7年5月末時点)
※「常勤医師数」「常勤看護師数」は令和5年10月1日現在

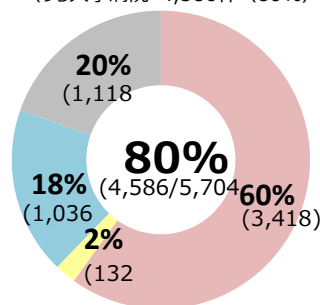
大学病院の診療機能

○ 大学病院は、79病院が特定機能病院に指定されているほかにも、臓器移植登録施設やがん診療連携拠点病院、高度救命救急センター、総合周産期母子医療センター、難病医療拠点病院等の医療施設としても承認されており、我が国の医療に大きく貢献している。また、救急医療体制においては、各地域の実情に応じて救急患者のうち、特に重症な救急患者の受入れを行っている。

■ 国立大学病院 ■ 公立大学病院 ■ 私立大学病院 ■ その他

◆ 脳死臓器移植件数 (5,704件)

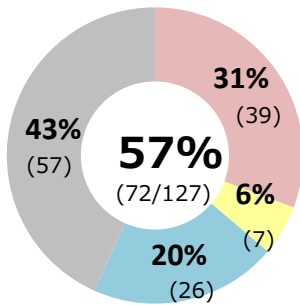
(うち大学病院 4,586件 (80%))



出典：(社)日本臓器移植ネットワーク調べ
(平成11年2月28日から令和8年2月2日現在までの脳死移植累計)

◆ 臓器移植登録施設 (127施設)

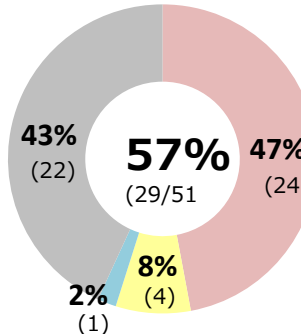
(うち大学病院 72施設 (57%))



出典：(社)日本臓器移植ネットワーク調べ
(令和8年2月1日現在)

◆ 都道府県がん診療連携拠点病院 (51施設)

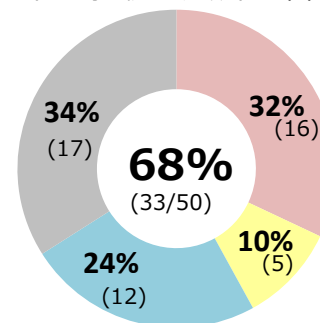
(うち大学病院 29施設 (57%))



出典：厚生労働省調べ
(令和7年11月1日現在)

◆ 高度救命救急センター (50施設)

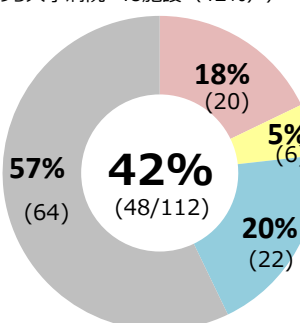
(うち大学病院 33施設 (68%))



出典：厚生労働省調べ
(令和7年4月1日現在)

◆ 総合周産期母子医療センター (112施設)

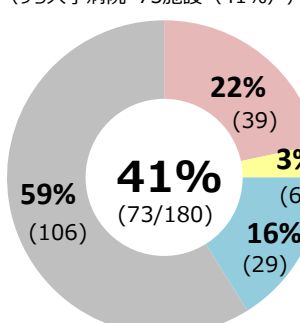
(うち大学病院 48施設 (42%))



出典：厚生労働省調べ
(令和7年4月1日現在)

◆ 難病医療拠点病院等* (180施設)

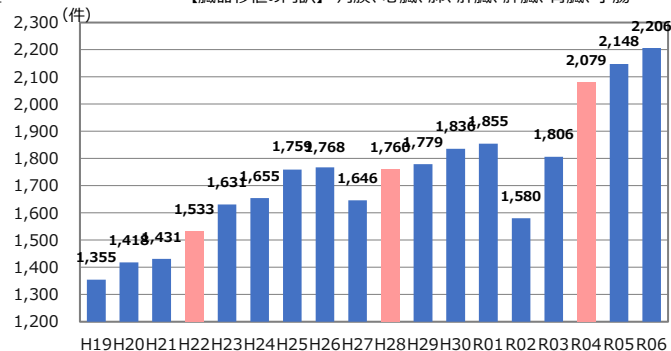
(うち大学病院 73施設 (41%))



*難病医療拠点病院、難病診療連携拠点病院、難病診療分野別拠点病院の合計
出典：難病情報センターウェブサイト
(令和8年2月1日現在)

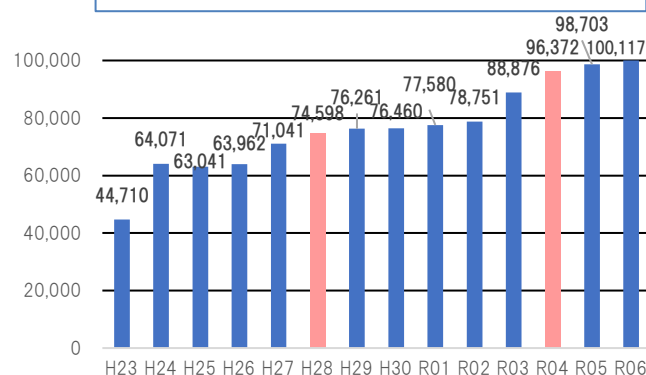
国立大学病院における臓器移植件数 (生体・脳死)

【臓器移植の内訳】 角膜、心臓、肺、肝臓、脾臓、腎臓、小腸



出典：国立大学病院長会議「国立大学病院資料」

国立大学病院における救命救急患者数



出典：国立大学病院長会議「病院機能指標」

※ R06年度のデータは速報値

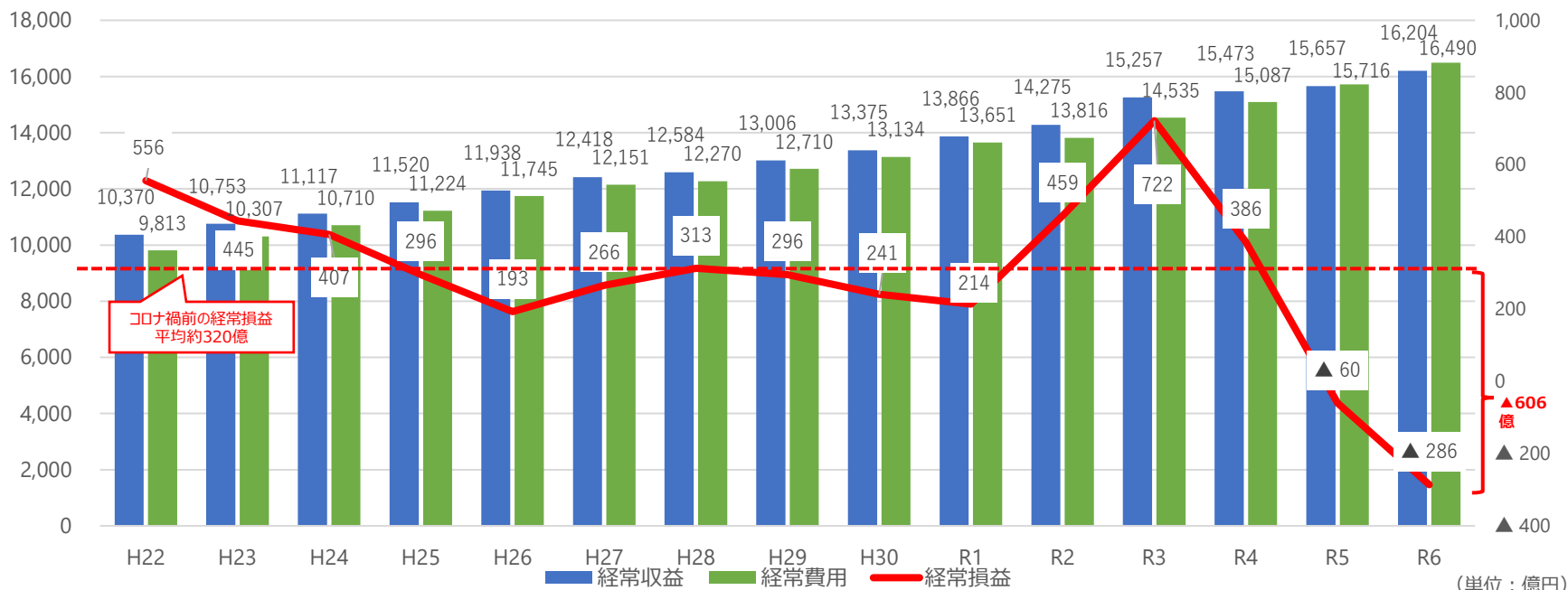
各大学病院の経営状況（国立大学病院の経常損益の推移）

診療規模の拡大と経常利益率の低減

- 国立大学法人化以後、自己収入の獲得、経費の節減努力が求められ、増収と経営効率を追求した運営を実施するものの収入が増えた分、支出も増加し、増収減益の傾向。R5年度は経常損益が初めてマイナスとなった。
- コロナ前は、損益ベースで年平均約320億円程度の利益が生まれており、得られた利益を老朽化した施設・設備の更新や借入金の返済に充てるなどして、大学病院として求められる教育・研究・診療活動を維持してきた（ただし、その投資額は十分ではなく施設・整備の更新が滞る傾向にあった）。R6年度は経常損益がコロナ前の平均と比較して、約606億円減少した。

【経常収益・費用】（単位：億円）

【経常損益】（単位：億円）



(単位：億円)

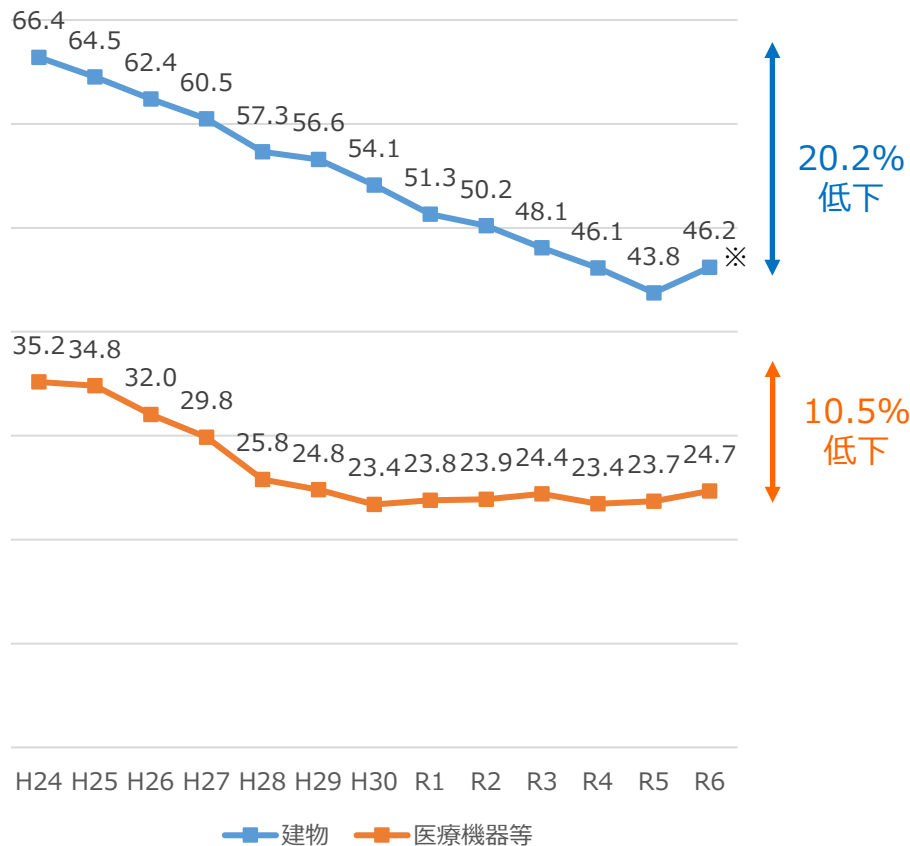
事項	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
経常収益	10,370	10,753	11,117	11,520	11,938	12,418	12,584	13,006	13,375	13,866	14,275	15,257	15,473	15,657	16,204
経常費用	9,813	10,307	10,710	11,224	11,745	12,151	12,270	12,710	13,134	13,651	13,816	14,535	15,087	15,716	16,490
経常損益	556	445	407	296	193	266	313	296	241	214	459	722	386	▲60	▲286

※1：文部科学省『国立大学法人等の決算について』別紙資料集「附属病院セグメント情報」及び「附属病院セグメントにおける収支の状況（キャッシュ・フロー計算書の形式を使った病院収支の状況表）」を元に医学教育課において作成

※2：令和6年度の金額については、国立大学病院長会議調べ

医療機器等の老朽化（国立大学病院）

価値残存率



平成24年度と比較し

建物価値残存率は20.2%低下

医療機器等価値残存率は10.5%低下

令和6年度末の建物は1兆5,332億円（取得価格ベース）

令和6年度末の医療機器等は9,698億円（取得価格ベース）

平成24年度と同じ価値残存率を維持するためには、
建物取得価格で3,097億円不足

医療機器等取得価格で1,018億円不足

合計4,115億円不足

建物・医療機器等の更新を抑制し借入金を返済したことにより、借入金の残額は平成24年度と比較し1,200億円減額となっているが、その結果、建物・医療機器等の老朽化は急激に進んでいる

【参考】平成16年度と比較し借入金の残額は2,915億円減額

※令和6年度中の2大学再開発により、建物の価値残存率は上昇

※令和6年度途中に統合を行った大学は算出方法の変更により除外

価値残存率は病院長会議事務局の保有データで最古の平成24年度から記載

出典：（一社）国立大学病院長会議 令和7年7月9日 記者会見資料

大学病院改革プランの概要

- 大学病院を取り巻く現状と課題等（医師の長時間労働、教育・研究時間の減少、大学病院の機能低下、増収減益の財務状況、医療提供体制の確保等）がある中、2024（令和6）年度から医師の時間外・休日労働の上限規制が施行された。
- このような現状と課題等を鑑み、各大学病院は、地域医療確保暫定特例水準（B水準、連携B水準）の解消が見込まれる2035（令和17）年度末に向けて、**2029（令和11）年度までの期間（6年間）に取り組む内容**を、「大学病院改革ガイドライン」を参考に**4つの視点（運営改革、教育・研究改革、診療改革、財務・経営改革）**に整理して**自院の実情に応じた大学病院改革プラン**（以下、「改革プラン」という。）を**策定**し、当該プランに基づき改革を推進して、**持続可能な経営基盤の確立**を図る。
- 各大学病院は、策定した改革プランを自院のウェブサイトにて公表。また、社会情勢の変化等に応じて改革プランを適宜改定するとともに、**年1回程度自己点検**を行って改革プランを推進する。なお、改革プランの推進にあたっては、**大学等本部等と連携**するとともに、**自治体、医療機関、医師会等の関係者等とも意見交換**を行う。

※文部科学省は、各大学病院が改革プラン策定時の参考となるように「大学病院改革ガイドライン」を策定するとともに、改革プランの取組に応じた継続的な財政支援（令和5年度補正予算（最先端医療設備の整備）、令和6年度当初予算（高度な臨床・研究能力を有する医師養成促進支援））等を行っている。
また、改革プランの進捗状況について、4年目の2027（令和9）年度及び2030（令和12）年度に確認予定。

我が国の医学教育・研究の維持発展 地域ニーズに応じた診療の確保

持続可能な大学病院経営の実現

大学病院改革プランの策定（大学本部と一体となった改革の推進）

※自院の実情に応じた大学病院改革プランを策定

（1）運営改革

【検討項目】

- 自院の役割・機能の再確認※
 - ・医学部の教育研究に必要な附属施設としての役割・機能
 - ・専門性の高い高度な医療人を養成する研修機関としての役割・機能
 - ・医学研究の中核としての役割・機能
 - ・地域医療構想等と整合した医療機関としての役割・機能
 等
 ※改革の基本方針として記載が必須
- 病院長のマネジメント機能の強化
- 大学等本部、医学部等関係部署との連携体制の強化
- 人材の確保と処遇改善
- その他運営改革に資する取組等

（2）教育・研究改革

【検討項目】

- 臨床実習に係る臨床実習協力機関との役割分担と連携の強化
- 臨床研修や専門研修に係るプログラムの充実
- 企業等や他分野との共同研究等の推進
- 教育・研究を支援するための体制整備
 - ・人的・物的支援
 等
- その他教育・研究環境の充実に資する支援策

（3）診療改革

【検討項目】

- 都道府県等との連携の強化
- 地域医療機関等との連携の強化
- 自院における医師の労働時間短縮の推進
- 医師少数地域を含む地域医療機関に対する医師の輩出（常勤医師、副業・兼業）
- その他診療改革に資する取組等

（4）財務・経営改革

【検討項目】

- 収入増に係る取組の推進
- 施設・設備及び機器等の整備計画の適正化と費用の抑制
 - ・自院の役割・機能等に応じた施設・設備・機器等の整備計画の適正化
 等
- 医薬品費、診療材料費等に係る支出の削減
- その他財務・経営改革に資する取組等
- 改革プランの対象期間中の各年度の収支計画

※下線部は、文部科学省及び厚生労働省において財政支援等するもの。

国立の教員養成大学・学部及び大学院の現状

1. 教員養成大学・学部

教員に求められる高い資質の育成等を行っており、現在45大学45学部(うち単科大学11)が設置されている。

➤ 課程・入学定員(令和7年度)

大学数	入学定員		
	教員養成課程	新課程	合計
45大学	10,921人	1,518人	12,439人

※教員養成課程:教員養成を目的とし、教員免許状の取得に必要な単位の修得が卒業要件となっている課程。平成17年度までは定員抑制の対象であった。

※新課程:都道府県教育委員会の教員採用数の減少などによる教員就職率の低下に伴い、昭和62年度から教員養成課程の一部を教員以外の職業分野の人材や高い教養と柔軟な思考力を身につけた人材を養成することを目的とした課程として改組したもの。新課程の定員は平成12年度をピークに拡大し一定規模を保ってきたが、教員の大量退職の増加による教員採用数の拡大にあわせて、平成17年3月に教育分野に係る大学等の設置又は収容定員増に関する抑制方針を撤廃したことにより、教員養成課程への定員の振り替え等が進み、国立の教員養成大学・学部においては、初等中等教育を担う教員の質の向上に目的を特化させるため、原則、新課程の廃止を進めている。

➤ 設置状況

山形大学において令和8年4月に教育学部(入学定員145名)を設置予定のほか、福島大学において令和9年度に教育学部(入学定員235名)を設置する構想あり。佐賀大学と熊本大学において、令和8年4月より共同教員養成課程を設置予定。

2. 教員養成系の大学院(修士課程・博士課程)

【修士課程】

国立の教員養成系修士課程における高度専門職業人としての教員養成機能は原則として、教職大学院へ段階的に移行することとしている。

➤ 設置状況(令和7年度)

大学数	研究科数	専攻数	入学定員
16大学	16	18	805人

【博士課程】

教員養成学部自ら各教科の専門や教科教育学の分野における実践的かつ高度の研究能力を有し、将来教員養成学部の教員となる人材を養成することなどを目的として設置。

➤ 設置状況(令和7年度)

- 連合大学院 東京学芸大学(入学定員:30名)、兵庫教育大学(入学定員:36名)
- 共同教育課程 静岡大学・愛知教育大学(入学定員:4+4名)
北海道教育大学・大阪教育大学・福岡教育大学(入学定員:4+4+4名)
- 単独設置 広島大学(入学定員:50名) ※広島大学では教育学、心理学、教科教育学等が統合された教育学習科学を構築するとともに、その理論的・学際的・開発的・先端的な研究・教育を推進し実践する人材を育成。

出典:文部科学省高等教育局専門教育課調べ

教職大学院（専門職学位課程）制度の概要

1. 教職大学院の目的及び機能

平成19年度に、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した専門職大学院として制度化。（平成20年度から開設）

- ① 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成。
- ② 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導倫理と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成。

2. 教職大学院の特性（既存の修士課程との違い）

	教職大学院	教員養成系修士課程
修了要件	45単位以上（うち10単位以上は学校等での実習）	30単位以上 修士論文の作成（研究指導）
教員	4割以上は教職経験者等の実務家教員	大半が研究者
授業方法	①事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答 ②学校実習及び共通科目を必修とした体系的な教育課程	研究指導が中心
学位	教職修士（専門職）	修士（教育学）

3. 現状

① 設置大学数【令和7年度】：54大学（国立大学47校、私立大学7校）

② 教員就職率（※）【令和6年3月修了者】：87.8%

（参考）国立教員養成大学・学部の学部新卒者の教員就職率：69.0%（令和6年3月卒業生）

（※）現職教員学生を除く教職大学院修了者のうち教員に就職した者（臨時的任用を含む）の割合を指す。

③ 入学定員充足率【令和7年度】：85.3%（前年度より0.3%減）

④ 志願者数【令和7年度】：2,670人（前年度より22人増）

⑤ 入学者数【令和7年度】：2,169人（前年度より9人減）

（現職教員：844人（39%）学部新卒学生等：1,325人（61%））

出典：文部科学省高等教育局専門教育課調べ

4. 最近の振興策

①令和5年6月に、専門職大学院設置基準を改正し、学部と連携した5年一貫コース等の設置を可能にするとともに、②令和6年5月に、教職大学院を修了し教師となった者を中心に大学院在籍時に貸与を受けた奨学金の返還を免除する制度を創設。これらにより、①時間的制約の緩和の支援、②経済的な支援、を可能とし、「教職の高度化」（質の向上）と「教師志願者の拡大」（質的確保）を実現。

国立大学附属学校について①（使命・役割）

1. 設置目的

附属する国立大学、学部における児童、生徒、幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、当該国立大学、学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たる。

2. 法律上の位置付け

○国立大学法人法第23条（平成16年4月1日施行）

国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校を附属させて設置することができる。

○大学設置基準第39条（昭和31年10月22日文部省令第28号）

次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科（上欄）	附属施設（下欄）
教員養成に関する学部又は学科	附属学校又は附属幼保連携型認定こども園

【参考】

●旧国立学校設置法施行規則第27条（昭和39年（1964年）改正、平成16年（2004年）廃止）

附属学校は、その附属学校が附属する国立大学又は学部における児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、及び当該国立大学又は学部の計画に従い学生の教育実習の実施に当たるものとする。

上述の廃止された施行規則、「国立大学附属学校の新たな活用方策等に関する検討とりまとめ（平成21年）」、「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書（平成29年）」等を踏まえ、現在、使命・役割を以下のとおり整理。

3. 使命・役割

○実験的・先導的な学校教育

実験的・先導的な教育課題への取組

地域における指導的・モデル的な学校としての取組

○教育実習の実施

大学・学部の教育実習計画に基づく教育実習の実施

教員を目指す学生に対し、体験的な実習を実施

○大学・学部における教育に関する研究への協力

現代的教育課題（特別支援、いじめ、不登校など）に対応した教員養成の在り方に関する研究への協力

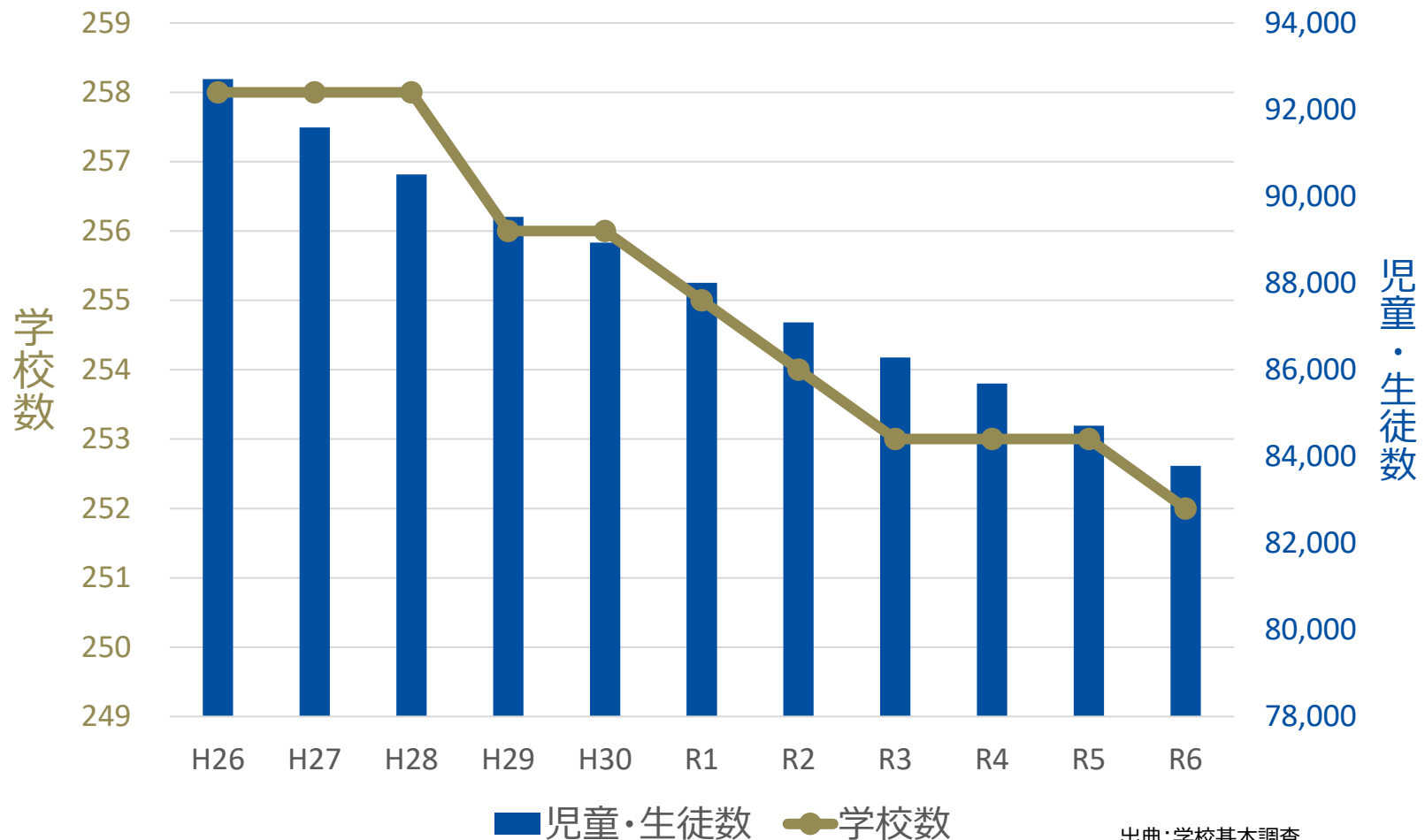
国立大学附属学校について②（学校数等の現状）

区 分	令和7年度（速報値）			
	学校数 (校)	学級数 (学級)	児童生徒数(人) (R7.5.1現在)	教員数(人) (R7.5.1現在)
幼稚園	47	210	3,916	343
認定こども園	1	5	92	10
小学校	66	1,110	34,612	1,523
中学校	67	750	26,353	1,539
義務教育学校	6	149	4,311	264
高等学校	15	204※	8,018	557
中等教育学校	4	39	2,855	196
特別支援学校	45	486	2,789	1,495
計	251	2,953	82,946	5,927

出典：令和7年度学校基本調査（速報値）

（※）学校基本調査では集計していないため、専門教育課調べ

国立大学附属学校について③（規模の推移）



出典：学校基本調査
文部科学省高等教育局専門教育課調べ

参考：直近10年間(H26→R6)における幼児児童生徒数の変化

国公立学校：15,162,936人 → 13,875,469人 (-8.5%)
国立附属学校： 92,707人 → 83,876人 (-9.5%)

5. 再編統合・連携等

国立大学の再編・統合について

平成14年10月に4大学（2組）、H15年10月に20大学（10組）、H17年10月に3大学（1組）、H19年10月に2大学（1組）が統合。（令和7年4月）
（H14年4月：101大学→ H15年10月：89大学→ H17年10月：87大学→ H19年10月：86大学→ R6年10月：85大学）

H14年4月 101大学

平成14年10月に統合した大学（2組4大学）

◆ 平成15年4月学生受入

- 山梨大学と山梨医科大学（→山梨大学）
 - ・医学・工学を中心とする学際領域への対応
 - ・地域貢献（共同研究等に関する窓口の一本化）
- 筑波大学と図書館情報大学（→筑波大学）
 - ・情報系をはじめとする諸分野との融合による図書館情報学の更なる発展

H14年10月 99大学

平成15年10月に統合した大学（10組20大学）

◆ 平成16年4月学生受入

- 九州大学と九州芸術工科大学（→九州大学）
 - ・工学系をはじめとする諸分野との融合による芸術工学の更なる発展
- 神戸大学と神戸商船大学（→神戸大学）
 - ・海事・海洋に関する学際領域への対応
- 東京商船大学と東京水産大学（→東京海洋大学）
 - ・「海」を基盤とする教育研究の発展
- 香川大学と香川医科大学（→香川大学）
 - ・医学・農学・工学等に関する学際領域への対応
 - ・地域貢献（複合的な教育研究拠点として地域社会へ貢献）
- 宮崎大学と宮崎医科大学（→宮崎大学）
 - ・学際領域に属する生命科学分野に特色を持つ大学の創造
 - ・地域貢献（地域の発展に寄与する教育研究活動を展開）
- 大分大学と大分医科大学（→大分大学）
 - ・医療・福祉等に関する学際領域への対応
 - ・地域社会への貢献を積極的に推進
- 佐賀大学と佐賀医科大学（→佐賀大学）
 - ・医学・工学等に関する学際領域への対応
 - ・地域密着型大学（共同研究等の推進、地域医療の充実）
- 高知大学と高知医科大学（→高知大学）
 - ・医学・理学・農学等に関する学際領域への対応
 - ・地域社会との連携の強化
- 福井大学と福井医科大学（→福井大学）
 - ・医学・工学等に関する学際領域への対応
 - ・地域社会への一層の貢献（教育、学術、医療の中核的拠点）
- 島根大学と島根医科大学（→島根大学）
 - ・医学、工学、生物科学等に関する学際領域への対応
 - ・地域社会の発展に貢献（教育・研究・文化の知的拠点）

H15年10月 89大学

平成17年10月に統合した大学（1組3大学）

◆ 平成18年4月学生受入

- 富山大学、富山医科薬科大学及び高岡短期大学（→富山大学）
 - ・生命科学を中心に関連分野（医学・薬学・理工学）を融合
 - ・科学、芸術文化と人間社会の調和的発展

H17年10月 87法人・87大学

平成19年10月に統合した大学（1組2大学）

◆ 平成20年4月学生受入

- 大阪大学と大阪外国語大学（→大阪大学）
 - ・国際社会の中で日本の果たすべき役割を担い得る有用な人材を養成

H19年10月 86法人・86大学

●一法人複数大学制度を導入（令和2年4月学校教育法改正）

令和2年4月に統合した法人（1組2大学）

◆ 令和2年4月学生受入

- 岐阜大学と名古屋大学（→東海国立大学機構）

R2年4月 85法人・86大学

令和4年4月に統合した法人（2組5大学）

◆ 令和4年4月学生受入

- 小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学（→北海道国立大学機構）
- 奈良教育大学と奈良女子大学（→奈良国立大学機構）

R4年4月 82法人・86大学

令和6年10月に統合した法人・大学（1組2大学）

◆ 令和7年4月学生受入

- 東京医科歯科大学と東京工業大学（→東京科学大学）

R6年10月 81法人・85大学

国立大学の一法人複数大学制度について

経緯

- 経営基盤の強化と効率的な経営の推進等のため、「国立大学の一法人複数大学制度等」の導入が閣議決定文書や中央教育審議会における議論の中で提言。

- ✓ 「大学の組織再編等を促進するため、国立大学においては、国立大学法人法を改正し、一法人の下で複数の大学を運営できる制度を導入する。」（経済財政運営と改革の基本方針2018）
- ✓ 「経営基盤の強化と効率的な経営の推進のため、国立大学の一法人複数大学制の導入、経営と教学の機能分担等にかかる国立大学法人法等の改正について次期通常国会への提出を念頭に作業を行う。」（未来投資戦略2018）
- ✓ 「文部科学省は2019年度中に国立大学法人法を改正し国立大学の一法人複数国立大学経営を可能化する」（統合イノベーション戦略）
- ✓ 「複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、一法人一大学となっている国立大学の見直し…など…大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を推進するための支援体制の構築など実効性を高める方策について検討することが必要である」（今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ（平成30年6月中央教育審議会大学分科会将来構想分科会）

- 制度の設計等について必要な検討を行うため、「国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議」を設置。同会議の検討の結果を踏まえ、一つの国立大学法人が複数の大学を設置できるよう、令和2年4月に「学校教育法等の一部を改正する法律」により国立大学法人法の一部を改正。

これまでの制度の活用状況

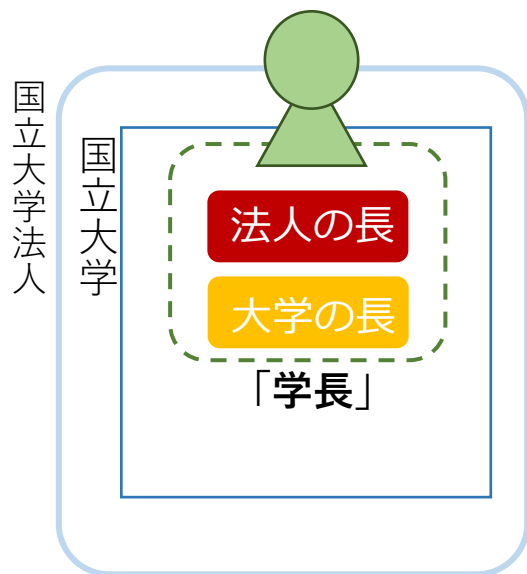
	統合前の法人名	統合後の法人名	統合時期
1	国立大学法人岐阜大学、国立大学法人名古屋大学	国立大学法人東海国立大学機構	令和2年4月1日
2	国立大学法人小樽商科大学、国立大学法人帯広畜産大学 国立大学法人北見工業大学	国立大学法人北海道国立大学機構	令和4年4月1日
3	国立大学法人奈良教育大学、国立大学法人奈良女子大学	国立大学法人奈良国立大学機構	令和4年4月1日

一法人複数大学制度の導入に伴うガバナンスの見直し (学校教育法等の一部改正：2020年4月1日施行)

- 法人の判断により、教学と経営の長を分担し、新たに理事長職を置くこととする（同時に一法人複数大学制度も導入）
- 学外理事について、原則二人以上を設置義務とする

改正前

現行は、国立大学法人法上
法人の長と大学の長を兼ねる
「学長」を置く体制のみ

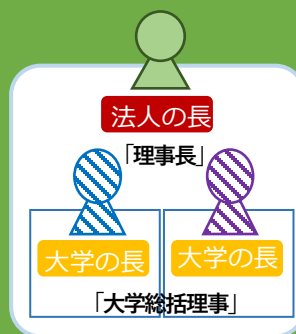


改正法施行日（2020年4月1日）以降

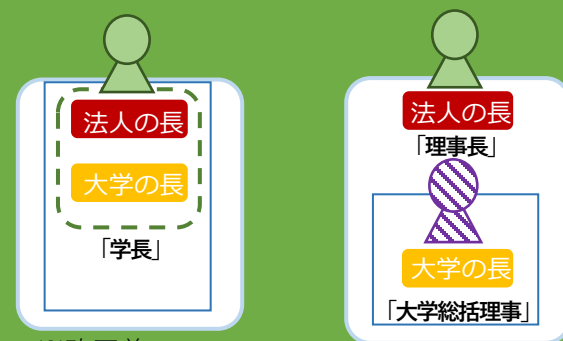
国立大学法人の判断で、以下の体制を選択できるような仕組みを設ける

- 一つの国立大学法人が複数の大学を設置することができる
- 大学の長を分担して置くことができる

一法人二大学の場合（例）



一法人一大学の場合



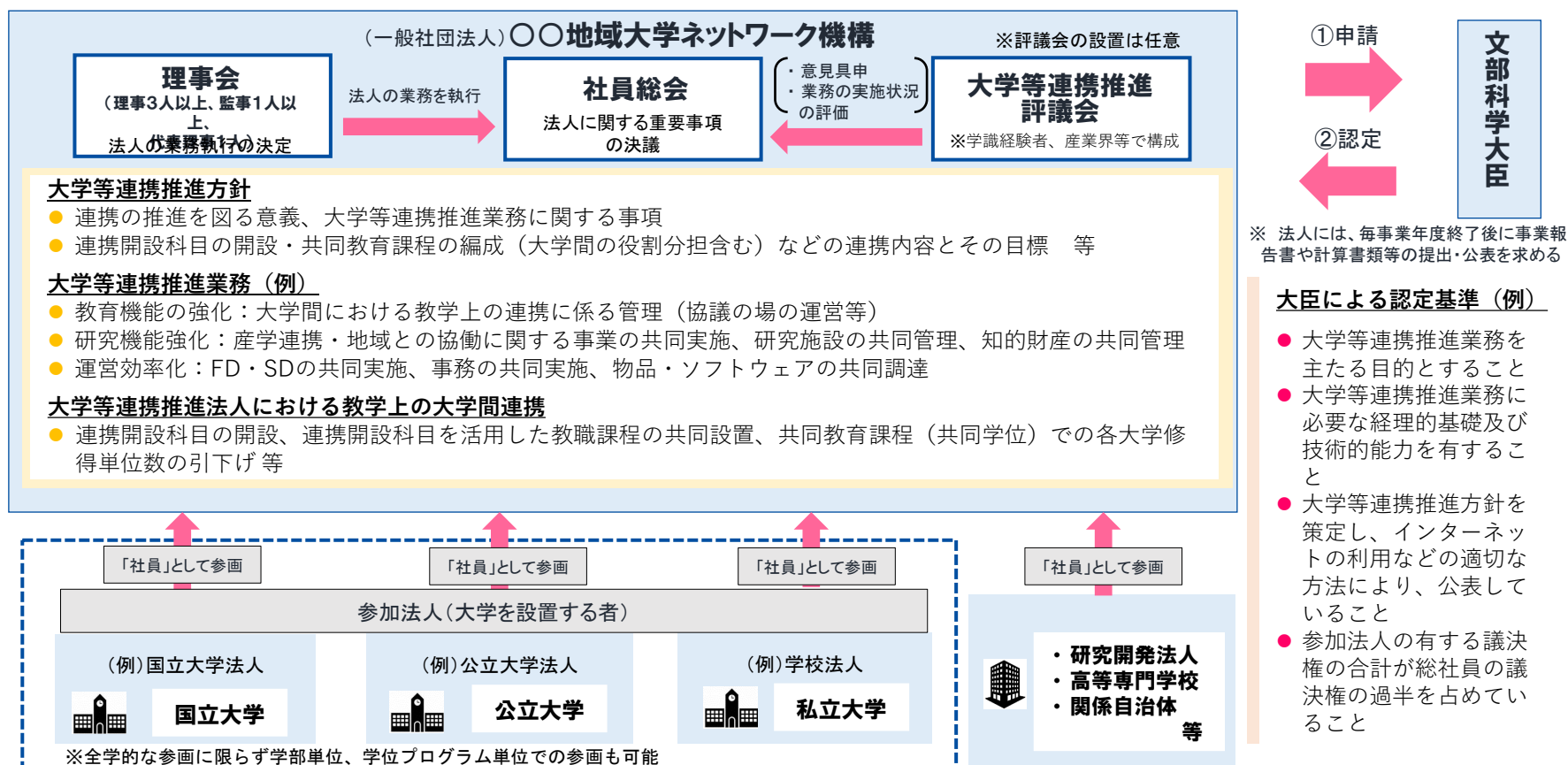
※改正前

大学等連携推進法人について

(令和3年2月26日公布・施行)

制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を設ける。
- 併せて、大学等連携推進法人の社員が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した連携開設科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる等の特例措置を設ける。



大臣による認定基準（例）

- 大学等連携推進業務を主たる目的とすること
- 大学等連携推進業務に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 大学等連携推進方針を策定し、インターネットの利用などの適切な方法により、公表していること
- 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めていること

大学等連携推進法人・複数大学設置法人の下で 新たに可能となる授業科目の連携開設について

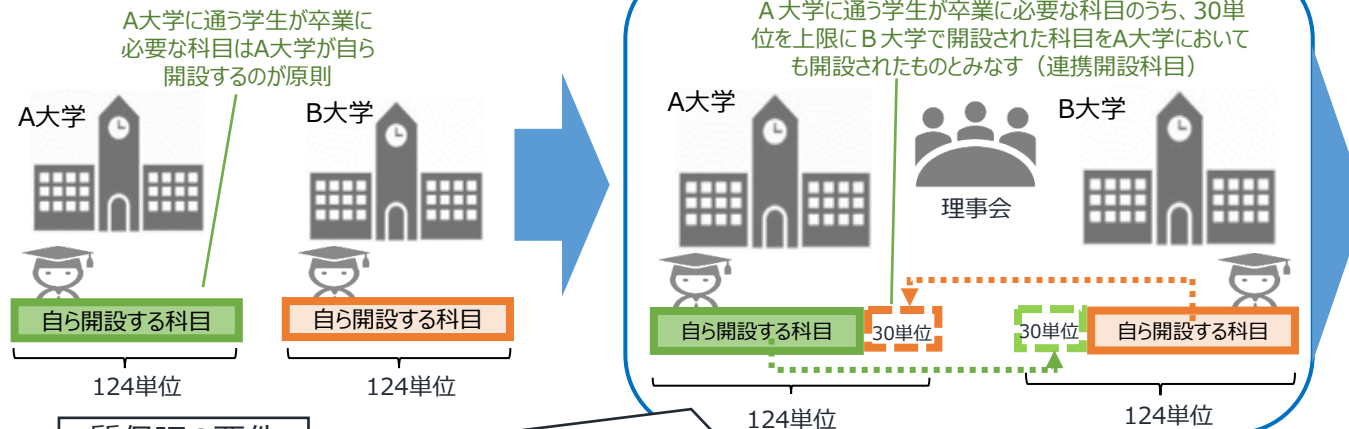
概要

- 各大学で開設される授業科目について、大学設置基準第19条において、「大学は、・・・教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」とされている（自ら開設の原則）。

社会ニーズ等に機動的に対応していくためには、各大学が強みを持ち寄り、資源を有効活用しつつ、教育研究を行う在り方へ変化することが必要

- 質の保証にも留意しつつ、継続的に緊密な連携が期待される大学等連携推進法人及び要件を満たした複数大学設置法人の下で、他の大学が当該大学と連携して開設した授業科目（連携開設科目）を当該大学においても自ら開設したものとみなす特例措置を設ける。

<連携開設科目のイメージ※学士課程の場合>



<得られる成果>

- ①各大学の強みや特色を生かして、
 - ・充実した教育プログラムの提供
 - ・弱点分野の相互補完
 - ・地域が求める人材等を連携して育成
- ②各大学の教育研究資源を有効活用することで、
 - ・きめ細かな指導や少人数教育の実施

⇒例えば、地域の大学が連携して数理・データサイエンス・AI教育を実施することや、教養教育を充実させることが可能に。

質保証の要件

- ✓ 大学等連携推進法人が教学上の連携を図る意義・目標、実施計画等を共有、明確化するための「大学等連携推進方針」を策定し、文部科学大臣へ届出
- ✓ 参加大学間で連携開設科目を適切に運営するための教学管理体制を構築（授業内容や授業計画、成績評価の基準等を協議、調整する場）
- ✓ 連携開設科目で修得できる単位数の上限を設定（学士課程：30単位を上限）
- ✓ 連携開設科目の科目名、授業計画、成績評価の基準等の情報公表を義務付け等

地域の高等教育へのアクセス確保を図るための仕組み（イメージ）

地域における協議体の実質化

従来

複数の大学等が地域関係者と恒常的に対話し、
連携を行うための**地域連携プラットフォーム**の取組

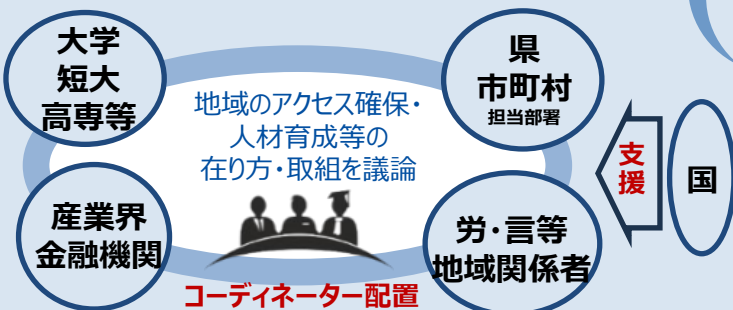
※国による「ガイドライン」策定

発展

今後

地域構想推進プラットフォーム（仮称）

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確保等の取組を支援



※地域連携プラットフォームの発展による構築等既存組織の活用も推奨

地域における大学等間の連携枠組みの強化

従来

連携開設科目を中心とした**大学等連携推進法人**(※)の取組

※文部科学大臣が認定

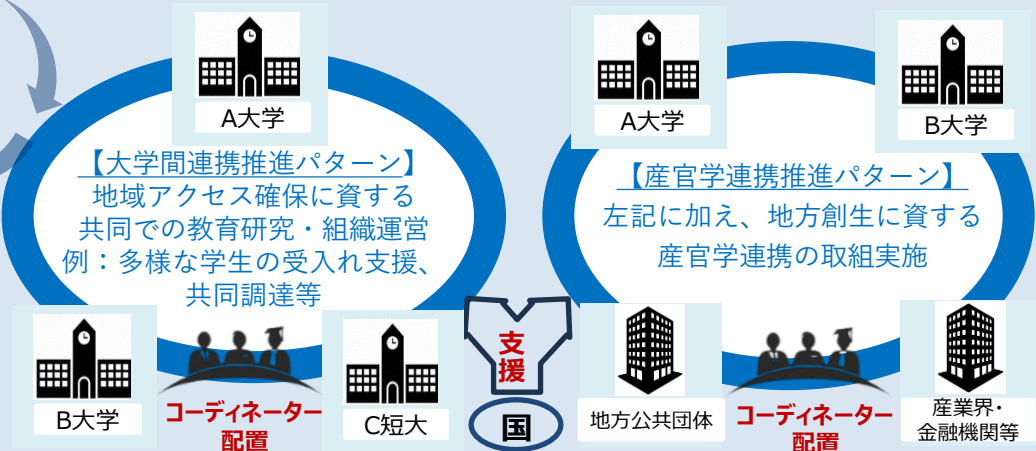
発展

今後

地域研究教育連携推進機構（仮称）

- ✓ 連携開設科目の開設に加え、地域構想推進プラットフォーム（仮称）等での議論を踏まえ、地域のアクセス確保・人材育成のための研究・教育の連携（※）に取り組むことを推奨

※入試、多様な学生受入れ支援、キャリア支援等の業務、大学関係施設の共同管理・運営、事務システムの共同化、共同調達などが想定。また、そのために必要な支援策についても検討。



※支援対象となる地域研究教育連携推進機構（仮称）の位置付けを検討

文部科学省

- ・地域ごとの高等教育へのアクセス確保を図るための司令塔機能の強化（「**地域大学振興室**」の新設）
- ・関係省庁や地域の産官学金等関係者と連携した、地域の高等教育へのアクセス確保・人材育成や地方創生の取組の推進

※地域により、地域の範囲の設定や、協議体の構築方法、協議体と大学等連携推進法人との関係・取組の進め方は多様であることに留意。

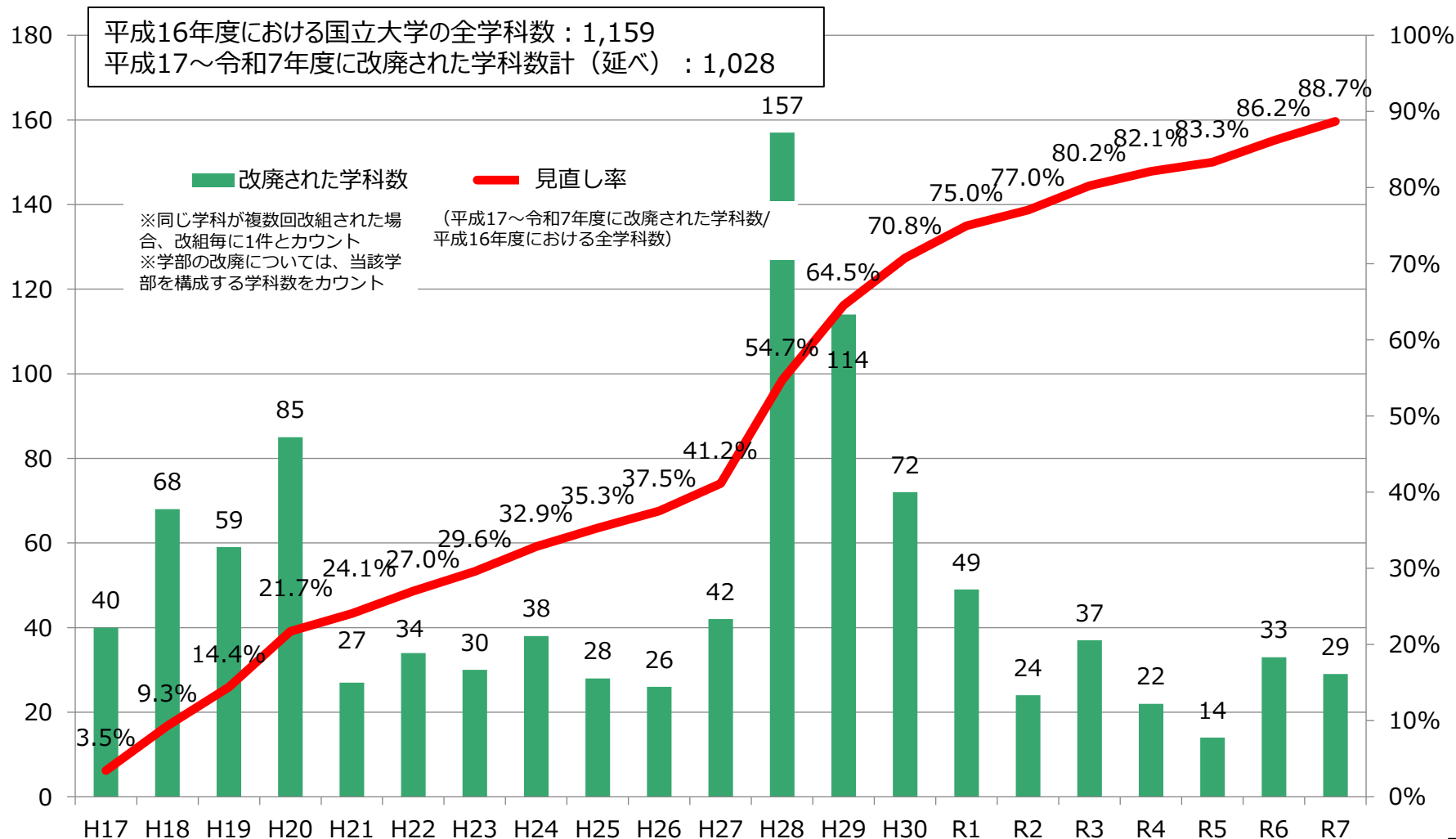
※地理的観点からのアクセス確保の観点からは、都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進も重要。

6. 学内組織の見直し等

学内組織の見直し①

- 法人化後、社会情勢を踏まえた教育研究の活性化を図るため、運営費交付金による組織整備のための支援や、「大学・高専機能強化支援事業」による高度情報専門人材の確保に向けた体制強化への支援等を通じて、学内の教育研究組織の見直しを促進。
- 平成16～令和7年度に廃止・転換された学科数は1,028件であり、平成16年度時点からその大半が見直されている。

①学部・学科の見直しの状況

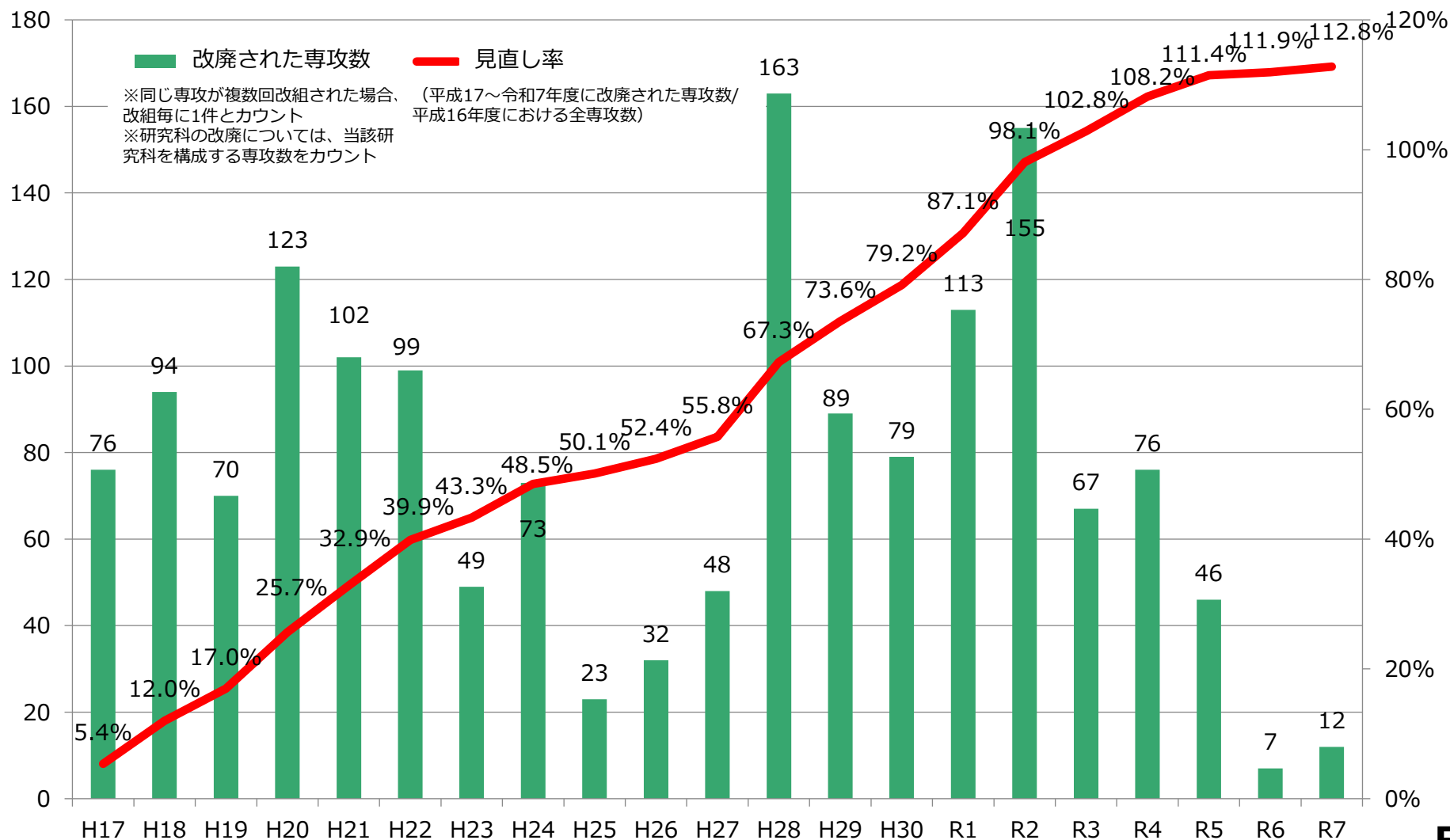


学内組織の見直し②

- 研究科については、修士、専門職、博士の全てにおいて、平成16年度時点からその大半が見直されている。

②研究科・専攻の見直しの状況（修士）

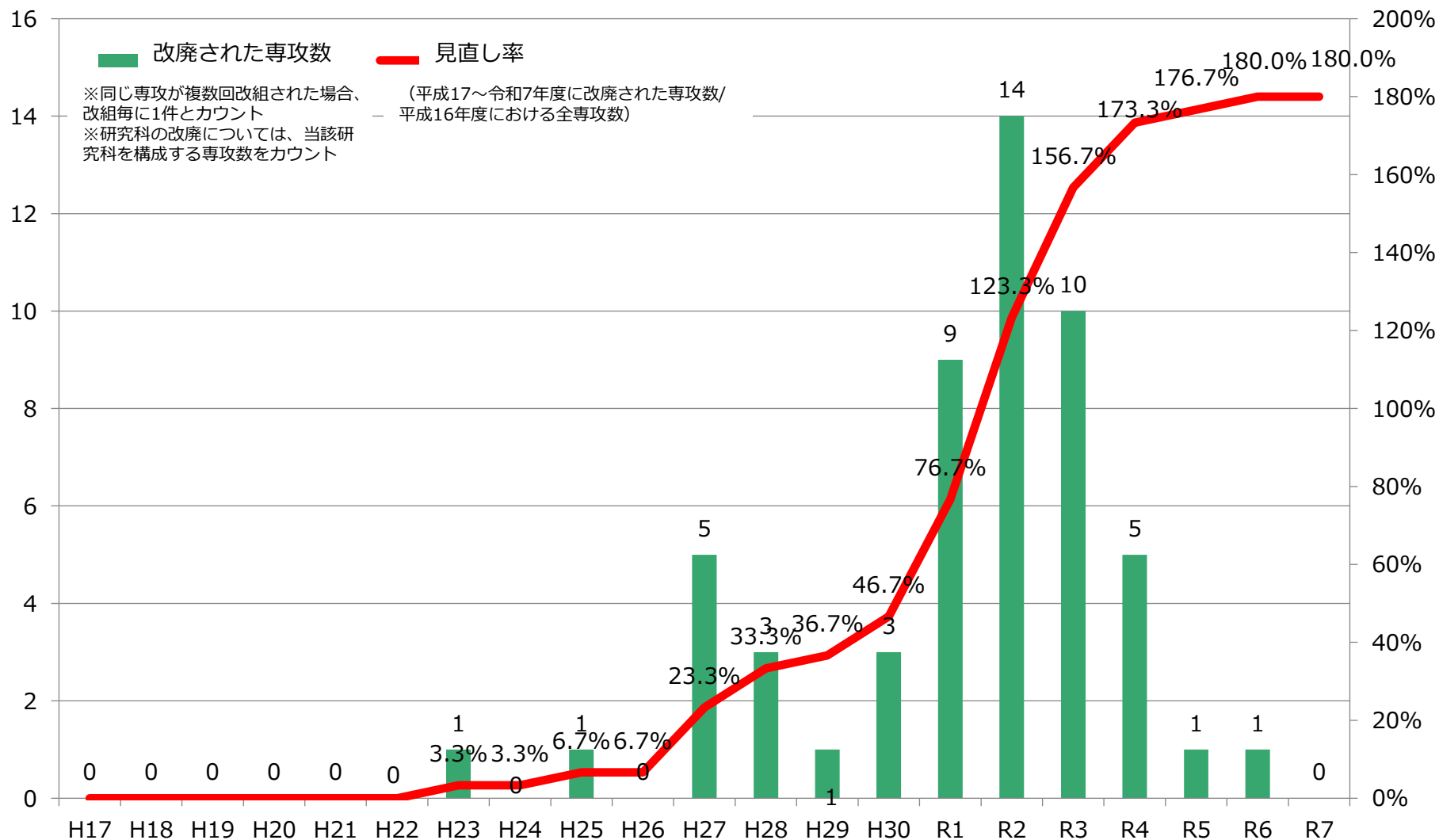
平成16年度における国立大学の全専攻数（修士）：1,415
平成17～令和7年度に改廃された専攻数（修士）計（延べ）：1,596



学内組織の見直し③

②研究科・専攻の見直しの状況（専門職）

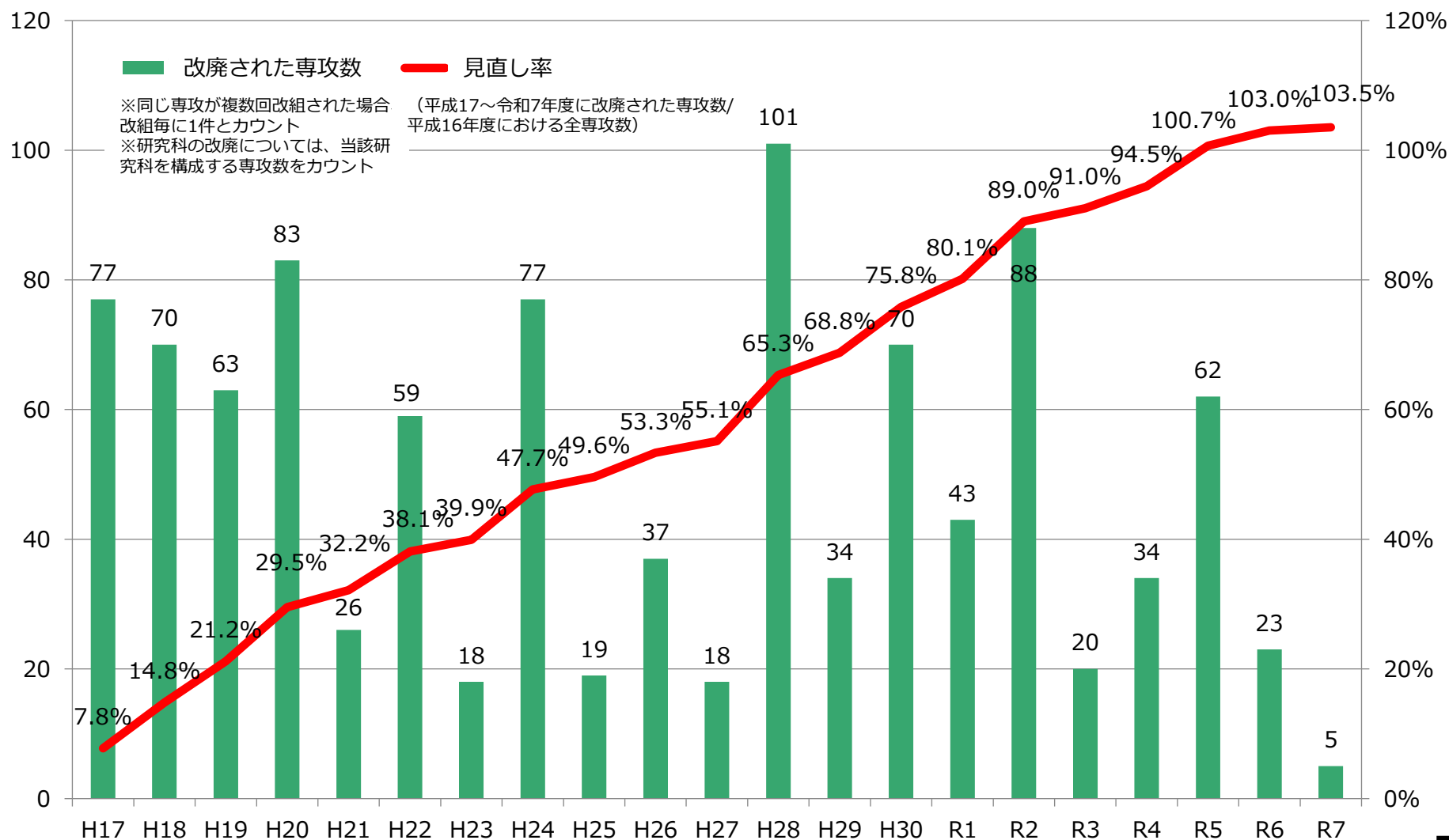
平成16年度における国立大学の全専攻数（専門職）：30
 平成17～令和7年度に改廃された専攻数（専門職）計（延べ）：54



学内組織の見直し④

②研究科・専攻の見直しの状況（博士）

平成16年度における国立大学の全専攻数（博士）：992
平成17～令和7年度に改廃された専攻数（博士）計（延べ）：1,027



学内組織の見直し⑤

- 近年の主な学部・研究科等の改組の傾向として、①分野横断型、理工系の人材養成や地域の課題解決など、社会ニーズを踏まえた学部等の設置や、②JD、共同教育課程、学部・研究科等連携課程など、組織間連携による学部等の設置、③複数学科・研究科の大きくくり化等が挙げられる。
- また、令和6年度から、「大学・高専機能強化支援事業」の支援を通じて、高度情報専門人材の養成のための定員増や改組が行われている。

<近年の主な学部・研究科等の改組の傾向>

- 分野横断型学部等の設置
【例】九州大学 共創学部(H30)、金沢大学 融合学域 (R3)
- データサイエンスに係る人材養成
【例】滋賀大学 データサイエンス学部(H29)、一橋大学 ソーシャル・データサイエンス学部 (R5)
- 地域の課題解決や産業の活性化を支える学部等の設置
【例】高知大学 地域協働学部(H27)、大分大学 福祉健康科学部 (H28)、富山大学 都市デザイン学部 (H30)、島根大学 材料エネルギー学部 (R5)
- 国際連携専攻 (JD) の設置
【例】名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻 (H27)、東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻 (H28)、広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻(R2)
- 複数大学による共同課程の設置
【例】岩手大学・東京農工大学 共同獣医学科(H24)、宇都宮大学・群馬大学 共同教育学部 (R2)
- 学部・研究科等連携課程の設置
【例】長崎大学 ブラネタリーヘルス学環 (R4)、静岡大学 山岳流域研究院 (R5)、茨城大学 地域未来共創学環 (R6)
- 複数学科・研究科 (専攻) の大きくくり化
【例】岡山大学 環境生命自然科学研究科 (2研究科→1研究科) (R5)、鹿児島大学 農学部(3学科→1学科) (R6)
- その他
【大学間で人材養成について役割分担した例】島根大学、鳥取大学 (両大学間の協定に基づき、島根大学が教育学部を強化し島根・鳥取両県の教員養成を担うとともに、鳥取大学が教員養成学部を一般学部 (地域学部) に転換) (H16)

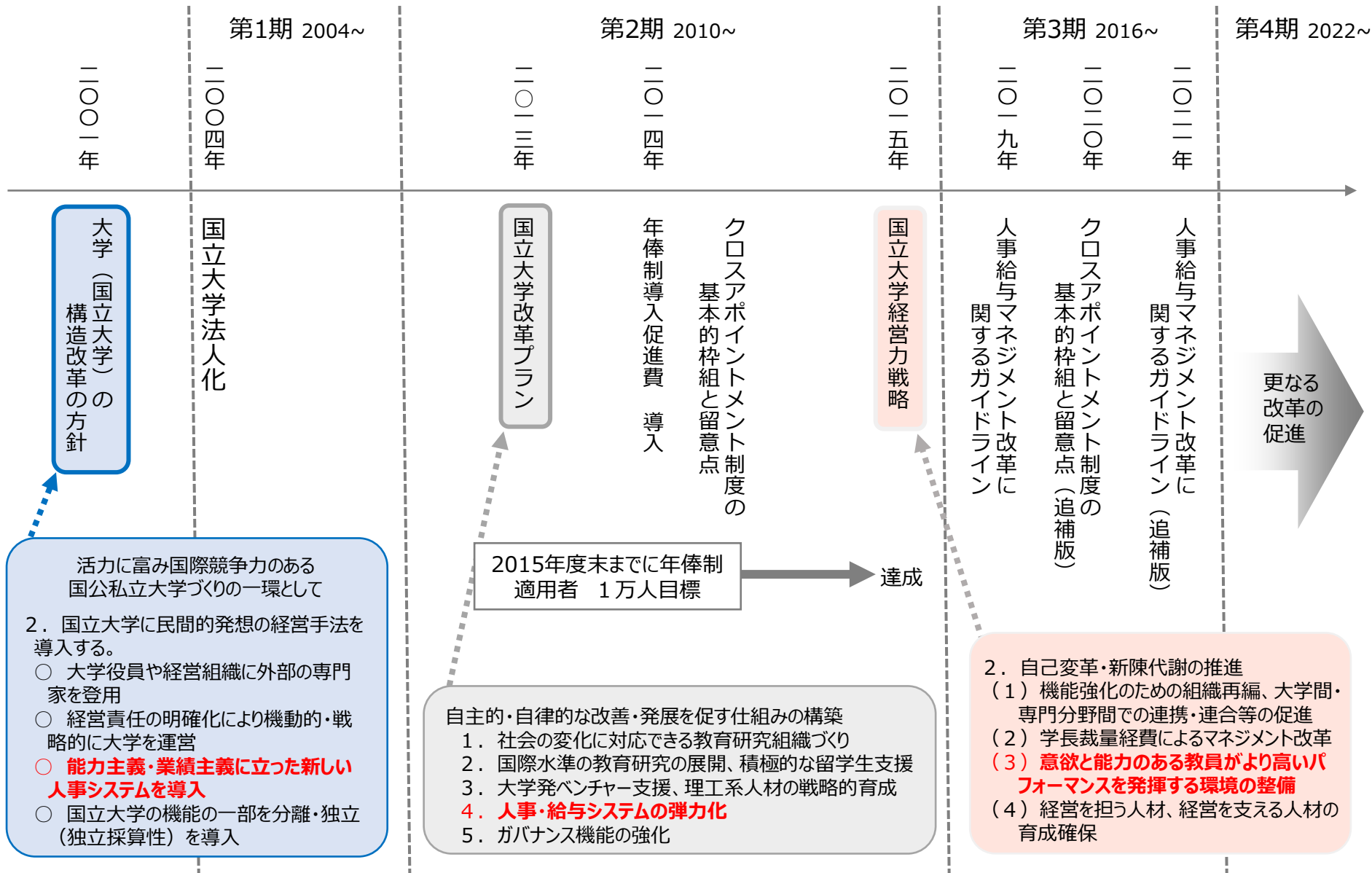
(参考) 大学・高専機能強化支援事業 (高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援) の活用による定員増

【R6年度】学部：365人、修士課程：418人、博士課程：26人

【R7年度】学部：入学定員340人・編入学定員28人、修士課程：458人、博士課程26人

7. 人事給与マネジメント改革

国立大学法人等人事給与マネジメント改革の流れ



国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン（概要）

- 各国立大学が取り組む人事給与マネジメント改革をさらに進める上での基本的な考え方や検討すべきポイント、参考事例を掲載したガイドラインを平成31年2月25日にガイドラインを策定した。
- さらに、令和3年12月21日には、教員の意欲を向上させるとともに多様で優秀な人材を確保することにもつながる様々な取組の具体的な取組事例を掲載したガイドライン（追補版）を策定した。

人事給与マネジメント改革ガイドライン

全学的な人事マネジメントシステムの構築

- ◆ 中長期的に目指すべき理想の年代構成や職位構成に関する目標の設定
- ◆ 持続可能な「中長期的な人事計画」の策定及び運用
- ◆ 組織全体で若手研究者のポストの確保と、若手の育成・活躍促進を後押しし、持続可能な研究体制を構築
- ◆ 人材の多様性の確保

雇用財源に外部資金を活用

- ◆ 競争的研究費、共同研究費、寄附金といった多様な外部資金を人件費に充当し、捻出された学内財源を若手ポスト増設や研究支援体制の整備などに充てる取組

テニュアトラック制の活用

- ◆ 将来への安定的なキャリアパスの可能性を明示することで高い研究成果を期待

業績評価、処遇への反映

- ◆ 教員の意欲や能力を引き出すことを目的とした業績評価と、その評価結果を適切に処遇へ反映した制度設計

年俸制の見直し

- ◆ 硬直的な給与制度からの抜本的転換を図り、厳格な業績評価に基づく柔軟な給与制度の実現

クロスアポイントメント制度の活用

- ◆ 優秀な人材が組織の壁を越えて活躍することが可能となり、技術の橋渡し機能が強化

教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築へ

若手教員が安定的に研究に専念できる雇用と教育研究環境の確保 年齢・職位のバランスを考慮した雇用計画とキャリアパスの構築等

外国人の雇用促進と国際化の推進 優秀な外国人人材の獲得、海外で学位を取得した日本人の雇用、サバティカルの制度化等

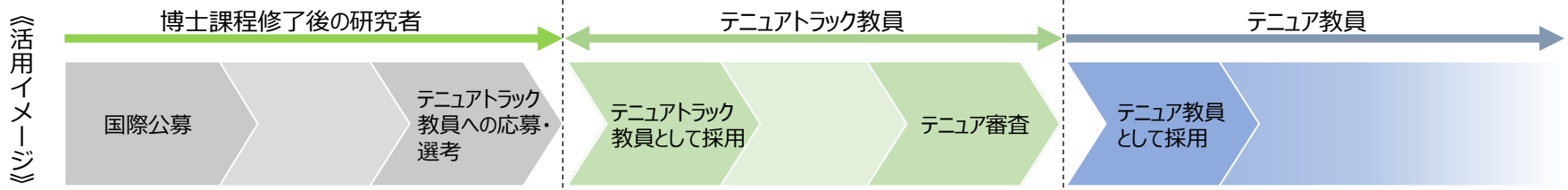
女性教員の雇用促進 女性教員数の目標設定、ライフイベントに応じた制度設計や学内託児所等の支援体制の充実等

流動性の向上 優秀で多様かつ最適な人材の育成・確保につながる頭脳の好循環を実現する流動性の在り方の検証等

教員のインセンティブの向上 外部資金の獲得を処遇に反映するとともに若手ポスト確保や全学の研究支援体制強化

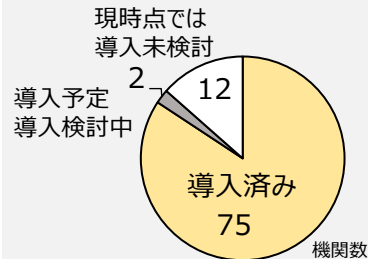
テニュアトラック制の活用

テニュアトラック制とは、優秀な教員・研究者が、一定の期間任期付きという競争的環境を経て、公正で透明性の高い審査を合格することで、任期のない安定的な職（テニュア）を得ることができるようにする制度である。特に若手の教員や研究者にとっては、任期付きの雇用形態でありつつ将来への安定的なキャリアパスが可能性として明示されるほか、あわせて多くの場合に充実した研究環境が提供されることで、意欲をもって経験を積み研究に集中することができ、結果として高い研究成果が期待できるものである。（国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン（平成31年2月25日）より）

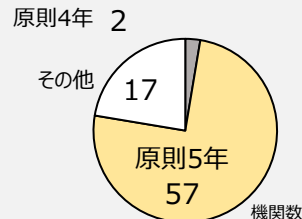


導入率は84% (75/89)
期間は原則5年が多い (57/75)

導入状況



テニュアトラック期間



助教への活用が多い (採用 316/544、付与 181/349)
テニュアトラック教員数とテニュアポスト数は
同数が多い (69/75)

令和5年度 新規採用テニュアトラック教員数

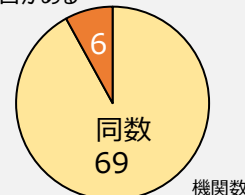
教授	准教授	講師	助教	合計
3	115	110	316	544

令和5年度 テニュア付与教員数

教授	准教授	講師	助教	合計
6	127	35	181	349

テニュアトラック教員数とテニュアポスト数の関係

異なる場合がある



研究活動支援策の実施、導入効果の発現

テニュアトラック教員への研究活動支援策

支援策	機関数
研究支援経費の措置	65
メンター教員や研究支援員の配置	60
研究スペースの確保	58
実験設備等の優先使用	13
教育・管理運営業務の負担軽減	30
その他	23
共同研究実施支援、事務代行事務職員の配置、研究環境充実支度金の支給、教育能力開発プログラムの受講義務化、科研費の申請前査読など	

テニュアトラック制の導入効果

効果	機関数
研究の活性化	52
大学組織の強化	30
優秀な人材の確保	63
教員の流動性の向上	12
教員の競争性の確保	15
教員のモチベーションの向上	28
その他	10
公正で透明な評価に基づくキャリアパス整備、テニュア審査による将来性に期待した挑戦的な人事など	

出典：文部科学省国立大学法人支援課調べ（86国立大学・4大学共同利用機関法人を対象、令和6年4月1日現在）

年俸制の見直し ～年俸制の導入について～

背景

- ◆ 教員ポストの高齢化、若手教員の減少
→ 総じて**若手教員のキャリアパスにつながる流動性の向上が課題**
- ◆ 一律な給与体系のため、**業績の反映度が低い**

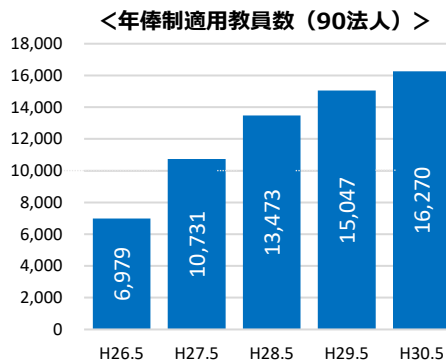
従前の月給制に加え
「年俸制」を推進
(国立大学改革プラン)

➡ 「国立大学改革プラン（平成25年11月 文部科学省）」において、人事・給与システムの弾力化を目指し「**1万人規模で年俸制・混合給与を導入**」を提言

➡ 平成26年度予算から、**適切な業績評価に基づいた給与体系の構築**を目指すとともに、退職手当の配分方法を見直し、運営費交付金において「**年俸制導入促進費**」を措置。退職手当の分割・前倒しを実現

年俸制適用者数が
約6.7万人中
目標の1万人を達成

- ➡ 年俸制適用者は平成30年5月1日現在で16,270人
- ➡ 目標を達成し一定の役割を果たした一方、分割・前払いにより全教員を年俸制に移行するためには、追加的財政支出が発生



※外部資金等で雇用された教員、外国人数員を含む
(文部科学省調べ)

より実効性ある制度を目指して
年俸制を見直し・完全導入

➡ 「統合イノベーション戦略（平成30年6月18日 閣議決定）」において、「**厳格な業績評価に基づく給与水準の決定の仕組みによる年俸制の（段階的）完全導入**」を明記

➡ 現行の年俸制の仕組み（年俸制導入促進費の措置を含む）を見直すことで、**業績評価とその処遇への適正な反映を徹底**

➡ **人事給与マネジメント改革**の推進（ガイドラインの作成、運営費交付金への反映等）

年俸制の見直し ～新たな年俸制の仕組み～

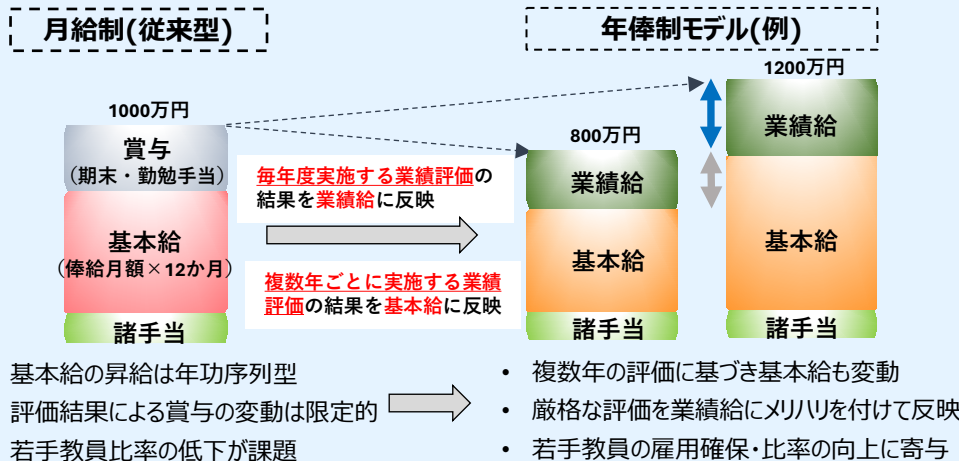
新年俸制の定義

- ①年額の給与（年俸）が設定された上で、それが一年の中で分割されて支払われていること
- ②基本給や職務給に加え、「+」「-」の成績率のある業績給が設定されていること
- ③退職手当を伴うものであっても、在職期間の長期化により必ずしも処遇が有利になることとはならないもの（退職手当の分割・前払いを伴わないものも含む）

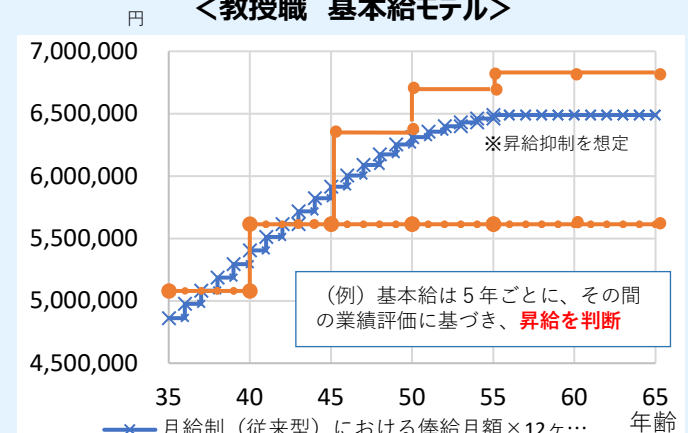
※国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン（平成31年2月25日）

運用のイメージ

- ① 合理的かつ安定的な運用のため、退職手当額を分割・前払いはせず、退職時支払い。
- ② 業績評価の結果が、給与等に反映される合理的かつ実効性ある給与体系を構築。
- ③ 新規採用教員は原則導入、シニア教員についても導入を促進し、段階的にすべての承継教員への適用を目指す。（既存の教員については、同意を得ることを前提）
- ④ 月給制から年俸制への入れ替わりには、一定期間かかることを想定。
- ⑤ 厳格な業績評価や多様な任期制などの併用により効果的な運用を実現。



<教授職 基本給モデル>



年俸制の見直し ～国立大学法人等における年俸制の導入状況～

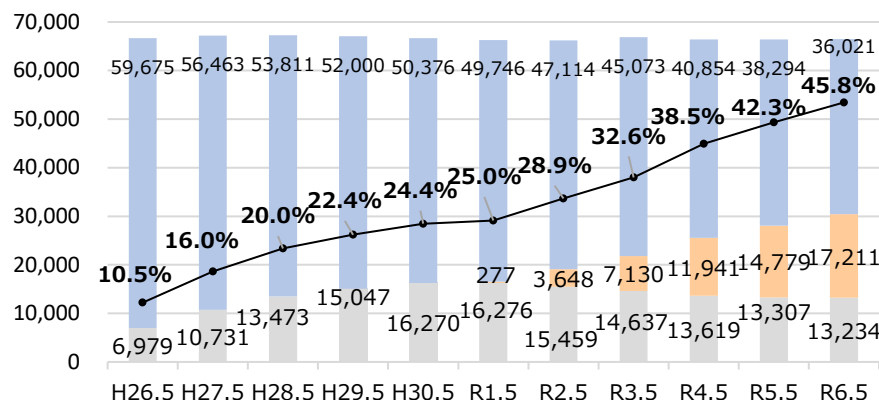
従来の年俸制に加え、令和元年度以降は、新年俸制の導入が順次拡大している。

(参考) 国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン(平成31年2月25日)(抄)

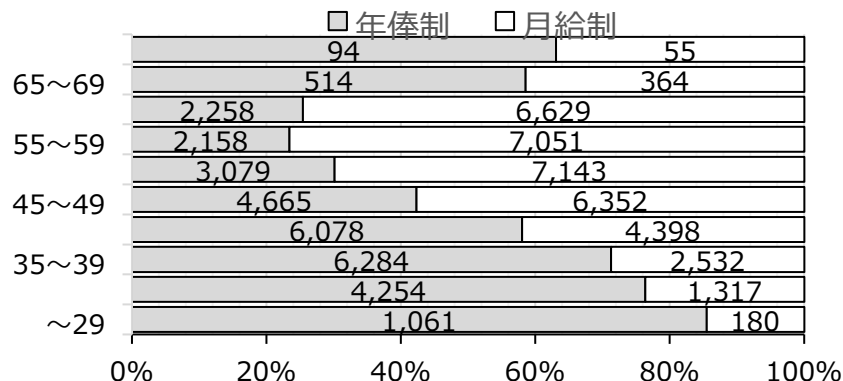
今般の年俸制の見直しに当たり、「年俸制」とは下記3要件を満たす給与制度と定義している。

- ① 年額の給与(年俸)が設定された上で、それが1年の中で分割されて支払われていること
- ② 基本給や職務給に加え、「+」「-」の成績率のある業績給が設定されていること
- ③ 退職手当を伴うものであっても、在職期間の長期化により必ずしも処遇が有利になることとはならないもの(退職手当の分割・前払いを伴わないものも含む)

◆年俸制適用教員の割合



◆令和6年度本務教員数内訳 年俸制/月給制別



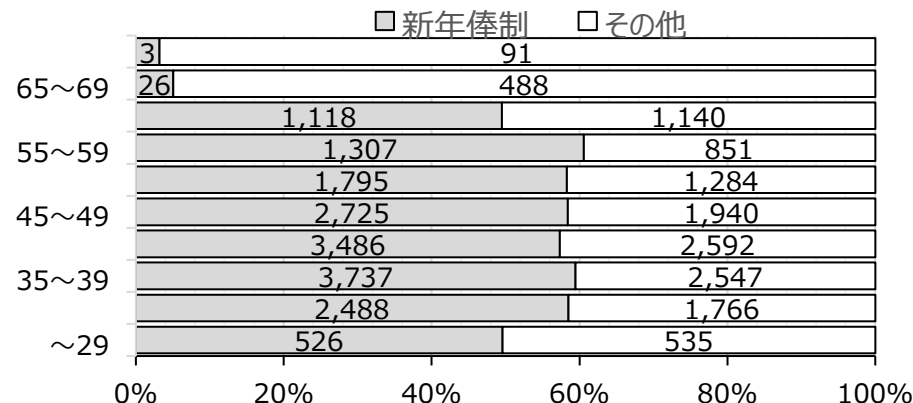
◆新年俸制の導入状況

導入済み 82機関
未導入 7機関

<未導入7機関の内訳>

令和6年度に導入予定 1機関
未定 6機関

◆令和6年度年俸制適用教員数内訳 新年俸制/その他別



出典：文部科学省国立大学法人支援課調べ(対象：86国立大学、4大学共同利用機関法人)

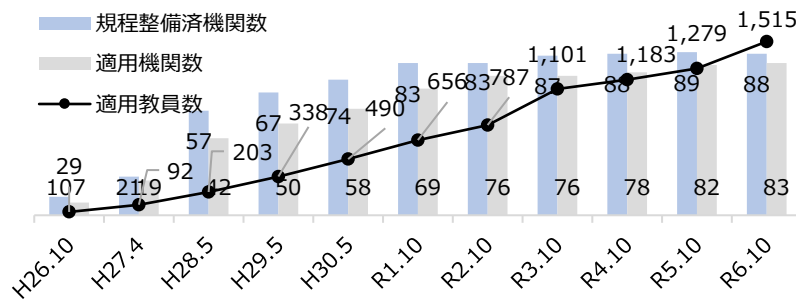
クロスアポイントメント制度の活用

クロスアポイントメント制度とは、機関間の協定により、大学教員等がそれぞれの機関で「常勤職員」としての身分を有し、それぞれの機関の責任の下、必要な**従事比率（エフォート）で業務を行うもの**。給与、社会保険料等については、両機関のいずれかが一括して研究者に支払う等、基本的な枠組みを整備することにより、研究者本人も不利益を受けることなく、それぞれの機関で業務に従事することが可能となる。

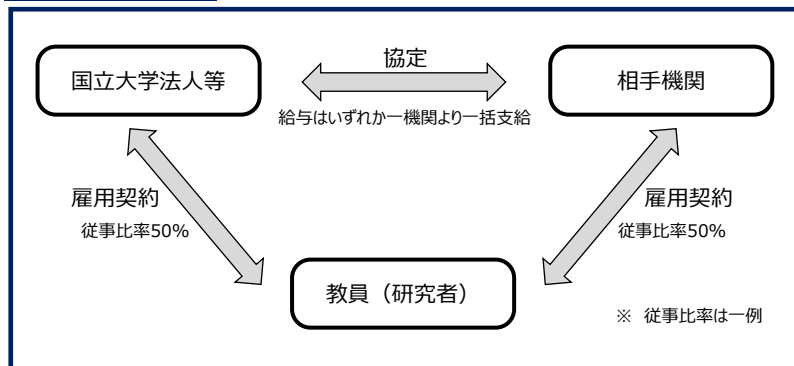
期待される効果

- ◇大学、公的研究機関、企業等の組織の壁を超えた人材・技術力の流動性の向上
- ◇相手機関から優秀な人材を受け入れることにより、大学の教育研究活動のアクティビティを高め、教育研究基盤の強化・発展に寄与
- ◇対象教員にとっては、現職を離れることなく、双方の身分を持ちつつ柔軟に教育研究活動に従事することが可能

クロスアポイントメント制度適用教員数等の推移 H27～R6

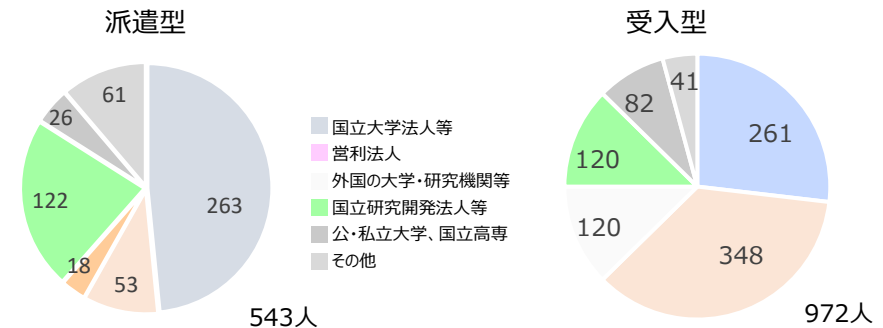


導入イメージ

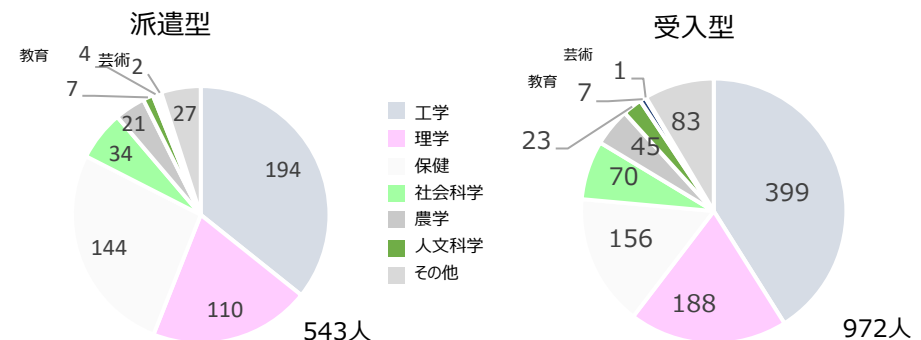


「在籍型出向」の形態により一機関から一括で給与を支給することにより、教員（研究者）が医療保険や年金で不利益を被らないよう対応可能

クロスアポイントメント制度適用教員数（相手機関別） R6.10



クロスアポイントメント制度適用教員数（専門分野別） R6.10



出典：文部科学省国立大学法人支援課調べ（対象：86国立大学、4大学共同利用機関法人）

任期の有無別、年齢層別の教員数の推移（全体の傾向①）

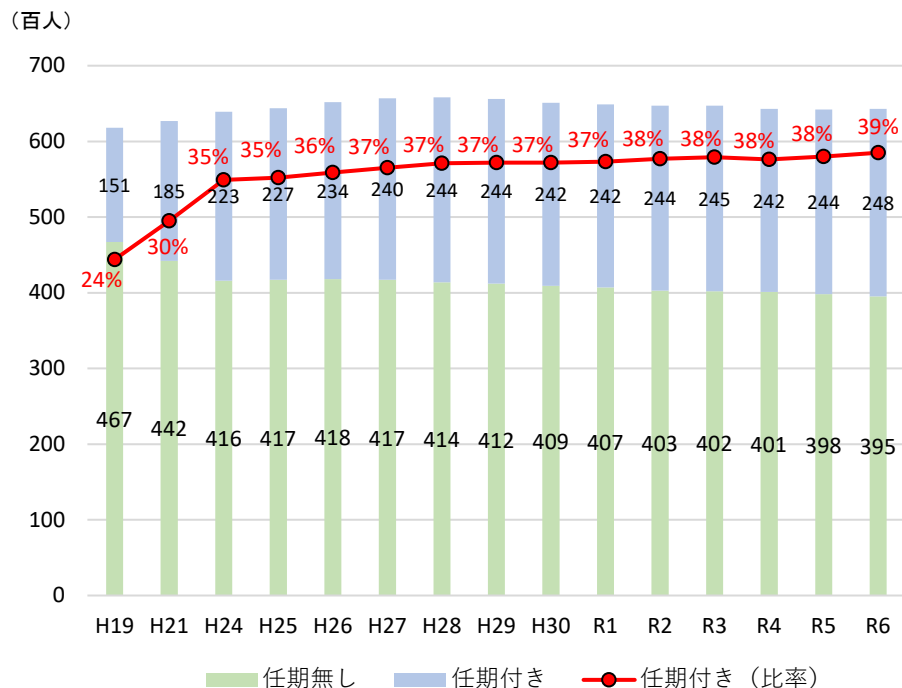
【任期の有無別】

- 本務教員数は平成19年度と比較して令和5年度は微増。
- 任期付き職員の比率は平成24年以降は35%～38%で安定。

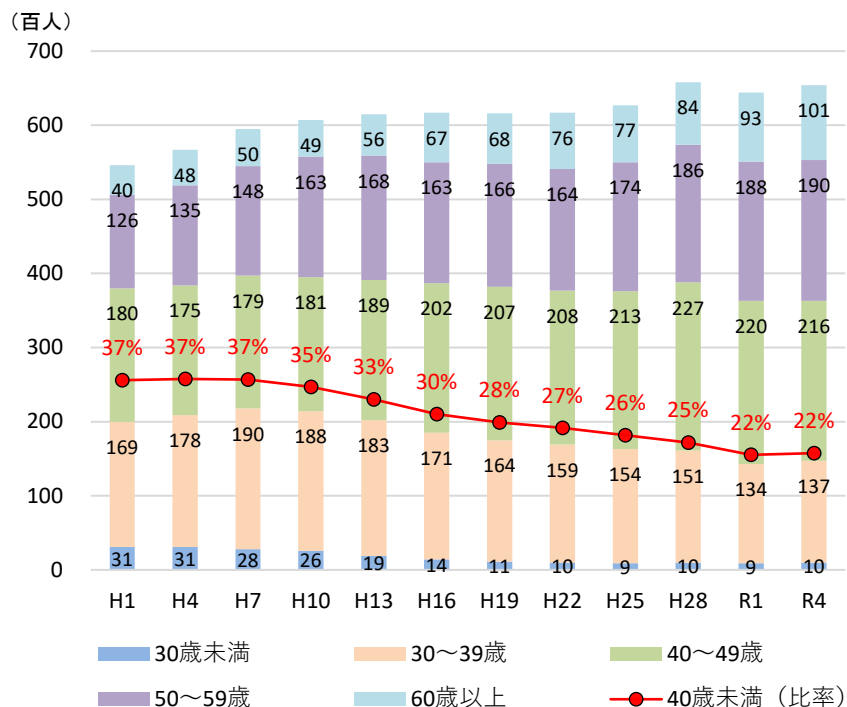
【年齢層別】

- 若手（40歳未満）教員数とその割合が減少傾向。
- 一方で、シニア（40歳以上）教員数とその割合は増加傾向。

本務教員数の推移（任期の有無別）



本務教員数の推移（年齢層別）



職位別の教員数の推移（全体の傾向②）

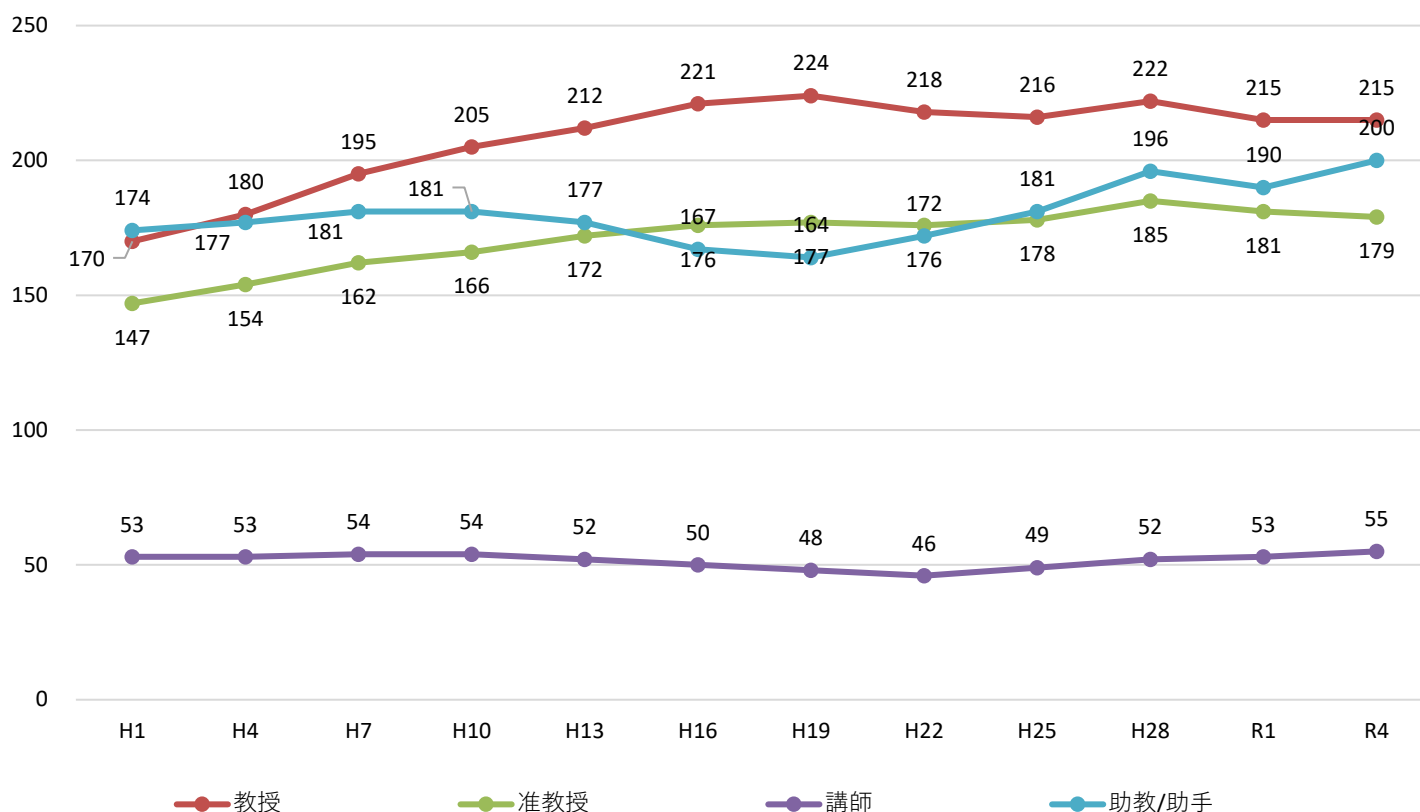
【本務教員数の推移（職位別）】

○法人化前は教授・准教授の職が増加傾向であったが、法人化以降はほぼ横ばい。

○助教・助手は法人化以降は増加傾向。

本務教員数の推移（職位別）

（百人）

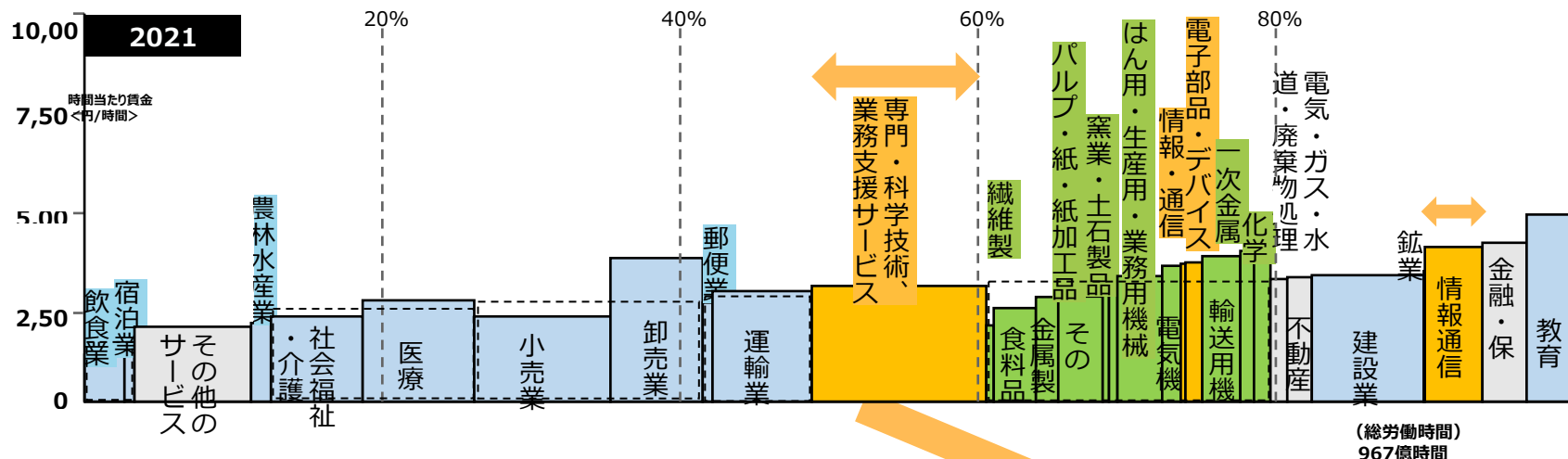


8. 高等教育政策の方向性に関する論点

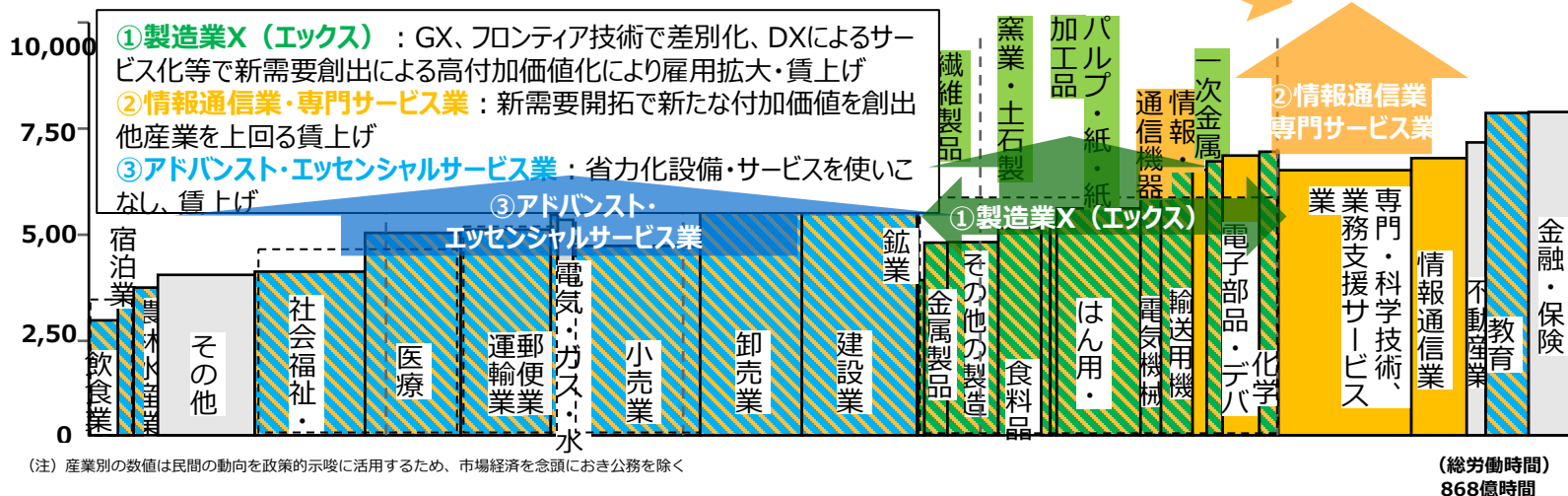
将来の産業構造は、①製造業X（エックス）、②情報通信業・専門サービス業、③アドバンスト・エッセンシャルサービス業がカギ

（経済産業省2025/5）

※名目賃金＝雇用者報酬（個人事業主・家族従業者を含まない）



2040新機軸ケース



（注）産業別の数値は民間の動向を政策的示唆に活用するため、市場経済を念頭におき公務を除く

2040年問題ー職業間・学歴間のミスマッチ

団塊ジュニア世代が高齢者となる**2040年**には、

①少子高齢化、②地方の過疎化が一層深刻化、③生産年齢人口の減少による働き手不足（特にAI/ロボット等の理系人材の不足）により、我が国の社会経済構造は新たな局面に。こうした局面を打破するため、**人材育成の強化**により、**社会・経済の持続的な成長を実現**する必要。

		管理的 職業	専門的技術的職業 うちAI・ロボット等 の活用を担う人材		事務	販売	サービス	生産工程	輸送・機械 運転	運搬・清掃・ 包装等
全産業	2040年の労働需要 (2040年の労働供給 ※現在の トレンドを延長した場合)	124万人 (175万人)	1387万人 (1338万人)	498万人 (172万人)	1166万人 (1380万人)	735万人 (786万人)	714万人 (724万人)	865万人 (583万人)	193万人 (169万人)	415万人 (269万人)
	供給とのミスマッチ	51万人	-49万人	-326万人	214万人	51万人	10万人	-281万人	-24万人	-146万人
	*2021年現在の就業者	143万人	1281万人	196万人	1420万人	834万人	880万人	885万人	244万人	516万人

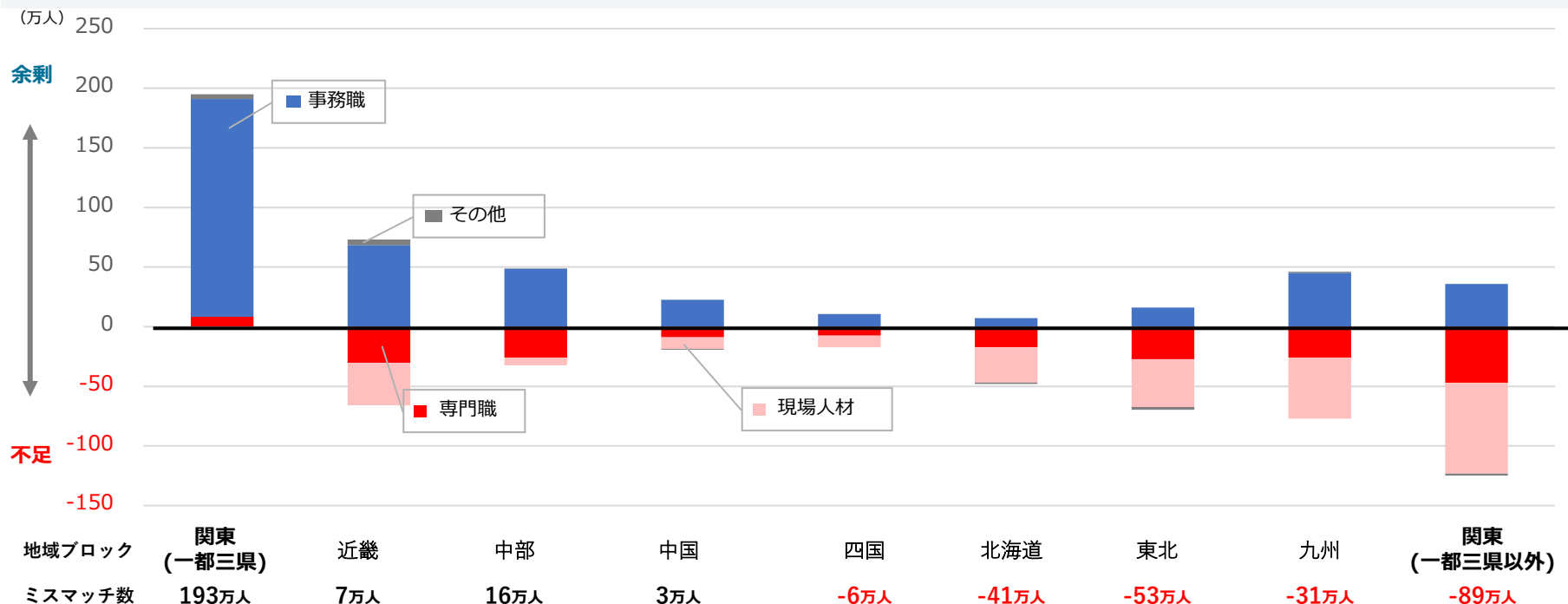
		高卒	短大・高専等	大学理系	院卒理系	大学文系	院卒文系
全職業	2040年の労働需要 (2040年の労働供給 ※現在のトレンドを 延長した場合)	2112万人 (2075万人)	1212万人 (1160万人)	685万人 (625万人)	227万人 (181万人)	1545万人 (1573万人)	83万人 (90万人)
	供給とのミスマッチ	-37万人	-52万人	-60万人	-47万人	28万人	7万人
	*2021年現在の就業者数	2735万人	1240万人	563万人	154万人	1332万人	70万人

※「2040年の産業構造・就業構造推計について」（2025年5月 経済財政諮問会議武藤経済産業大臣提出資料）より引用

暫定版(数値精査中)

地域別就業構造推計(地域別ミスマッチ × 職種内訳)

- 東京圏では全体が余剰となり、その多くを事務職が占めている。一方、AI・ロボット等利活用人材を含む専門職はほとんどの地域で不足。また、地方では現場人材も大きく不足。

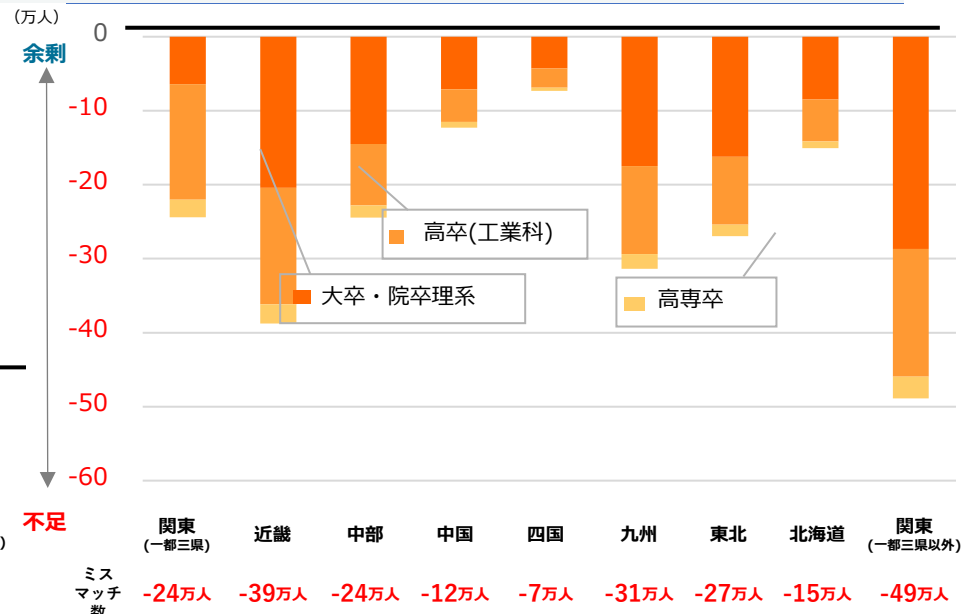
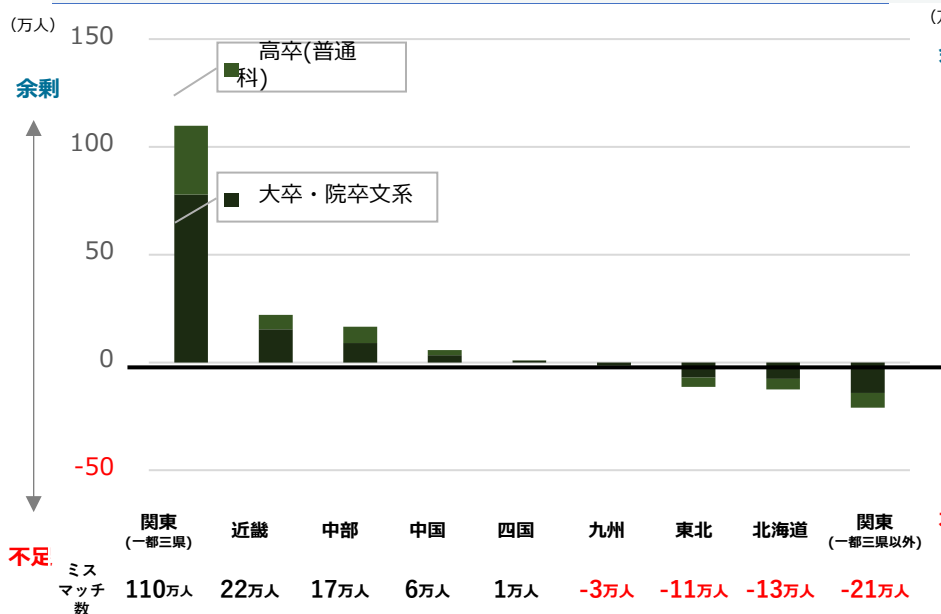


(注) 職種分類について、「専門職」は、日本標準職業分類上の専門的・技術的職業従事者を指す。また、そのうち「AI・ロボット等利活用人材」は、日本標準職業分類上の機械技術者やその他の情報処理通信技術者等の職種を集計。また、「現場人材」は、日本職業分類上の生産工程従事者、建設・採掘従事者、サービス職業従事者等の職種を集計。地域ブロックは、経済産業局所管区域に沿って設定。なお、関東は一都三県/一都三県以外で二分し、沖縄県は九州に統合して集計。

地域別就業構造推計（地域別ミスマッチ × 学歴内訳）

暫定版（数値精査中）

- 特に東京圏に大卒・院卒文系等の余剰が集中する一方、一部地域では不足に。
- 大卒・院卒理系は東京圏も含めて、全ての地域で大幅な不足。工業高校、高専の不足も顕著。



(注) 学歴分類は、学校基本調査上の学部学科コードを元に分類。また、学歴分類は主要な項目のみ掲載しているため、上表のミスマッチ数の合計はゼロにならない。地域ブロックは、経済産業局所管区域に沿って設定。なお、関東は一都三県/一都三県以外で二分し、沖縄県は九州に統合して集計。

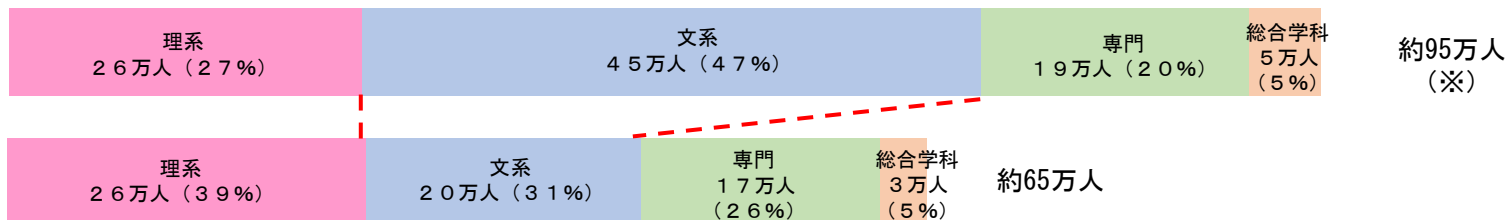
少子化に対応するための高校・大学における文理分断の改善イメージ (仮に、現在の高校普通科理系・専門高校、学士理工農系+保健のシェアを増大としたした場合)

高校

2024年



2040年

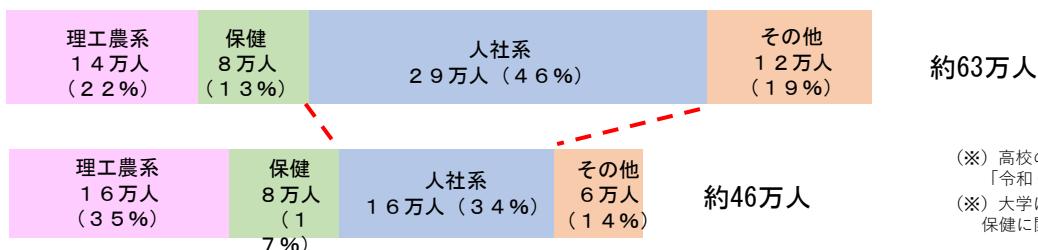


学士

2024年



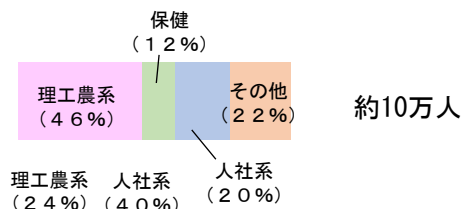
2040年



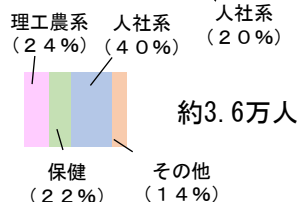
(※) 高校の文理の内訳については、公益財団法人日本理科教育振興協会「令和6年度 高等学校 理系文系進路選択に関する調査結果」を使用
(※) 大学における理工農系、保健の数には、その他区分のうち理工農系・保健に関連する者の推計を含む。

設置者別の分野別大学入学者実数

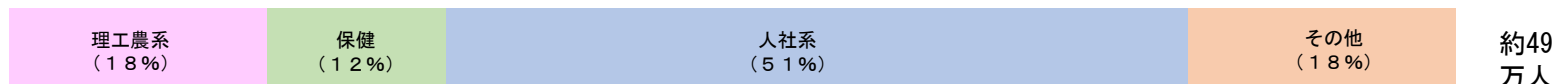
国立



公立



私立



	理工農系	保健	人社系	その他
国立	4.5万人	1.2万人	2.0万人	2.2万人
公立	0.9万人	0.8万人	1.4万人	0.5万人
私立	8.8万人	6.1万人	25.3万人	9.1万人

日本の高等教育の構造

教育

明治期から1959年までに創設された

「第1世代大学」

理系比率※ 数学必須
比率※

私学平均	29.9%	26.2%
国立平均	59.5%	96.9%
国公私平均	37.7%	49.7%

入学定員：

約36.7万人（58%）
（国9.0万：公1.2万：私26.5万）

学生の家計年収
・450万円未満：26.3%
・850万円以上：40.1%
大都市圏※の大学の学生

：92.6%

※ 大都市圏は、東京・神奈川・埼玉・千葉・京都・大阪・兵庫・愛知

女子学生の割合：46.0%

※理系比率は、入学定員に占める理、工、農、保健系学部の新集人員の比率

※数学必須比率は、一般選抜の新集人員に対する個別テスト又は共通テストにおける数学を必須とする新集人員の比率

1960年から1974年までに創設された

「第2世代大学」

理系比率

私学平均	34.2%
国公私平均	34.7%

約13.0万人（21%）

学生の家計年収
・450万円未満：32.4%
・850万円以上：33.1%
大都市圏の大学の学生

：63.9%

女子学生の割合：49.1%

（※）

1975年から1997年までに創設された

「第3世代大学」

理系比率

私学平均	36.7%
国公私平均	37.7%

約7.3万人（12%）

学生の家計年収
・450万円未満：29.8%
・850万円以上：29.6%
大都市圏の大学の学生

：58.1%

女子学生の割合：54.7%

（※）

1998年以降に創設された「第4世代大学」

理系比率

私学平均	49.8%
国公私平均	50.3%

約6.2万人（10%）

学生の家計年収
・450万円未満：32.3%
・850万円以上：28.7%
大都市圏の大学の学生

：53.4%

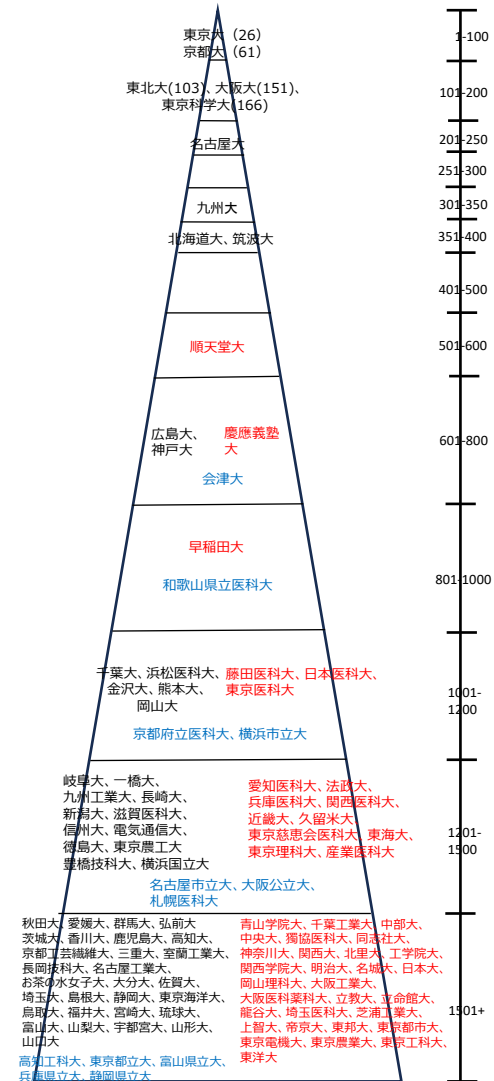
女子学生の割合：56.0%

（※）

※大学の分類は漢中義隆（国立教育政策研究所 高等教育研究部）「学生調査から見た私立大学の学生・教育」（私立大学等の振興に関する検討会議（2016年4月13日））（以下「漢中資料」）による。
※学生の家計年収の割合のデータは、（独）日本学生支援機構「令和4年度学生生活調査」のデータ（私立大学対象）を使用して算出。
※女子学生の割合のデータは、漢中資料における2014年のデータ（私立大学対象）を使用（第1世代大学については、10校のデータ）。

研究

世界大学ランキング（Times Higher Education）
における日本の大学



THE World University Rankings 2026

1. 現状は

- ✓ 高校生の7割が普通科でその7割が文系(全高校生の半数が普通科文系)。工業、農業等の専門学科はわずか2割。
 - ✓ 大学生は半分が人文・社会科学系。
- ⇒ 背景には、保護者や社会の間に「高校はとにかく普通科」「女子だから文系」「理数科目は早めに捨てて偏差値を上げて大都市の有名大学に行けば生涯安泰」といった意識が横溢。

2. 今後の社会は

(※)経済産業省「2040年の産業構造・就業構造推計」、富山和彦「ホワイトカラー消滅」(NHK出版新書、2024)

- ✓ デジタル化、生成AIの飛躍的進化のなかで、文理分断型の教育を受けたホワイトカラーは2040年に320万人余剰となる一方で、数理・デジタル分野の専門人材(同330万人不足)、地域の社会や経済を支えるエッセンシャルワーカー等(同450万人不足)は圧倒的に不足すると指摘されている(※)。

3. 大学教育の構造は

- ✓ 設立時期による分類(第1世代(明治期～1959年)・第2世代(1960年～1974年)・第3世代(1975年～1997年)・第4世代(1998年以降))
 - ・第1世代大学(学生の58%が所属)の特徴:大都市に位置し、理工農・保健系や女性の比率が比較的低く、高所得世帯の学生が比較的多い。
 - ・第3世代、第4世代大学の特徴:地方の立地も多く、小規模。理工農・保健系や女性の比率が比較的高い。
- ✓ このため、①現状でも普通科理系の高校生数に比べ理工農・保健系の入学定員が不足、②高校文系生徒の多くが早々に理数科目から離れてしまう文理分断、③ホワイトカラーの余剰と理工農・デジタル分野の人材やエッセンシャルワーカーの不足という人材需給のミスマッチという課題。

4. 2040年の教育は

- ✓ 高校3年生は65万人(2024年:95万人)、大学入学者は46万人(2024年:63万人)
- ✓ 3で示す構造が変わらない限り、大学入学者数の減少は、理工農・保健系や女性の比率が比較的低い都市部の第1世代大学に比べて、地方の立地も多く、理工農・保健系や女性の比率が比較的高い第3・第4世代大学への影響が大きく、2で示したギャップがますます拡大。

5. 高校・大学を通じて大転換するには

①徹底した高校教育改革

- (i) デジタル化による理数の学びへの潜在的な関心を活かし、理数を中心に学ぶ生徒を確保。
(例:コンピュータグラフィクスには行列やベクトルの理解が不可欠で生徒の潜在的関心は高い)
- (ii) 地域の社会や経済を担うアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成のため、工業、農業等の専門高校の機能強化を支援。

②大学教育の構造改革

- (i) 大都市の私立大学の理工農・デジタル分野の重視、人文・社会科学系学部の入学生数のダウンサイジングによるST比(※学生教員数比率)の改善や理数分野併修を通じた教育の質の向上
 - (ii) 知事と学長が人材需要を共有し、地域企業の支援や大都市大学との連携などにより地域に不可欠な医療や福祉分野等の人材を育成し、地域の高等教育へのアクセスの確保方を協議・実行
 - (iii) 公立の高専(※高等専門学校)の設置を促進し、地域のインフラを支える人材を育成
- ※これらの取組において、ポスドク・助教等の活用、リスキリング、博士課程の充実など国立大学が全面的に支援

高校教育改革基金
を都道府県に造成(※)

2,950億円

※将来的には新たな交付金を創設

成長分野転換基金に
200億円追加

既存分と合わせて
約1,000億円で推進

9.国立大学法人等改革基本方針

国立大学法人等改革基本方針

文部科学省

国立大学及び大学共同利用機関の法人化から20年が経過したことを契機として、文部科学省が設置した「国立大学法人等の機能強化に向けた検討会」においては、今後の国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の機能強化の方向性について、令和7年8月に「改革の方針」（別添参照）がとりまとめられた。

また、本「改革の方針」に先立ち、中央教育審議会においては、同年2月に「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」がとりまとめられた。「知の総和」向上に向けては、長期的な視野に立って価値の軸の変化を予測・先導したりする観点と、真理の発見や原理の解明など新たな知識の獲得や実用化に向けた応用・利用を行ったりする観点を踏まえ、大学が人類や地球社会の普遍的な価値を探究する役割を果たしていくことが重要であり、ディシプリンに基づく大学の独立性や自由を確保しつつ、新しい状況に適応する戦略性や効率性を備えた組織的な取組についてバランスをとりながら進めていくことが求められる。

文部科学省においては、こうした点に留意しつつ、「改革の方針」を踏まえ、以下のとおり、「国立大学法人等改革基本方針」を策定し、第5期中期目標期間（令和10～15年度）に向けた組織業務や運営費交付金等の見直しの具体化をはじめとして、国立大学法人等の改革を進めていくこととする。

1. 国立大学法人等の機能強化の視点の明確化

我が国がコストカット型経済から脱却し、「知・人への投資」の好循環を生み出し、STEAMに代表されるサイエンスやアートといった知的資産への投資とそこからのイノベーションによる新たな価値の創出、現在の産業構造を前提とした人材育成からの転換による人材のミスマッチの解消を図っていくに当たり、大学等は重要な役割を果たしていくことが期待される。また、AI、IoT等により人々の生活様式が飛躍的に便利で豊かなものになるデジタル社会の到来、グローバル化を経た複雑な国際環境、脱炭素といった地球規模課題の顕在化、我が国における少子高齢化の想定以上の急速な進展といった、激変とも言える事象が国内外で発生しており、今後もこのような社会の大きな変化は加速していくことが想定される。このような外的環境の変化を踏まえ、国立大学法人等がこれまでに果たしてきた役割も考慮した上で、改めて、国立大学法人等の全体のミッションとして、以下の3点を示す。

- ①不確実な社会を切り開く世界最高水準の研究の展開とイノベーションの牽引
- ②変化する社会ニーズに応じた高度専門人材の育成
- ③地域社会を先導する人材の育成と地域産業の振興

第5期中期目標・中期計画の策定に当たり、各国立大学法人等に対し、このような全体のミッションと自らを取り巻く環境を踏まえつつ、自らがどのようなミッションに重きを置くのか、また、そのミッションに基づき、何をすべきかという点まで掘り下げ、ミッションの実現に向けて取るべきアクションを具体化していくことを求めることとする。

その際、各国立大学法人等においては、

- ・各法人を取り巻く様々なステークホルダーとの対話等を通じた自らの役割やミッションの客観的な検証
- ・ミッションや機能強化の方向性に沿った取組の検証が可能な適切な指標（KPI）の設定
- ・自らのリソースだけに頼らず、他の国公私立大学や国立研究開発法人等との連携等を

通じてミッションの実現を目指すといった視点からの検討を行うことを求める。

2. 機能強化の方向性に沿った財務戦略、人事戦略、マネジメント体制の抜本的強化

各国立大学法人等が設定するミッションや機能強化の方向性に沿って、各法人は自らの教育・研究及び社会貢献のパフォーマンスを最大化していくことが必要であり、そのためには、自らが有する経営資源の棚卸しを行った上で、どのように機能強化の方向性に沿って資源を活用していくか、また、どのような経営資源を充実させていくかといった経営戦略を構築していくことが必要となる。この経営戦略は、(1) 財務戦略、(2) 人事戦略に区分され、それを支える(3) マネジメント体制の構築が必要である。このため、各国立大学法人等に対し、具体的には以下のような内容に留意し、構築することを求めていくこととする。

(1) 財務戦略

- 法人内の資金の流れを一元的に把握する体制の構築等、管理会計的視点により現状の財務状況を詳らかに把握する仕組みの導入
- 資金に加え、自らが保有する土地や建物等の現物資産、知の資産の棚卸し
- ミッション・機能強化の方向性に応じた法人内での資産の活用や学内配分の最適化
- 自らの教育・研究や社会貢献といった活動の高度化に向けた知の資産の価値化
- ミッション・機能強化の方向性に応じた共創拠点化の推進、現有施設の機能や使い方の見直し
- 自法人の財政状況についての構成員への適切な情報共有の仕組みの構築
- 法人化以降に規制緩和された制度等を活用した共同研究や社会実装等の推進による、法人活動を継続的に維持・発展させていくための新たな財源の確保

(2) 人事戦略

- ミッション・機能強化の方向性に応じた、強化すべき機能の特定とそれに必要な知識、経験、スキル、人数などの人員と組織の体制の具体化
- 教員のみならず、事務職員や研究開発マネジメント人材、技術職員等の専門人材を含めた人事計画（法人内における人員配置の仕方や人数のバランスの見直し等）の策定
- 教育や研究への専念等、業務分担の見直しやエフォートの重み付け等、教育・研究及び社会貢献などのパフォーマンスを最大化する環境の構築
- 他法人との連携によるリソースの共有化や一部機能の統合の検討
- 専門人材の採用、育成、キャリアパスの構築
- 人事評価について、アカデミックな業績のみならず、法人のミッションに応じた教育、産学連携、社会貢献、地域振興など必要な観点を入れた評価の仕組みの構築と処遇への反映等、教職員に期待される役割や意欲、能力を高める仕組みの導入
- その他、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」（※令和8年度前半を目途に見直し予定）を踏まえた人事給与制度の見直しなど人事給与マネジメントの高度化

(3) マネジメント体制

- 理事長や学長がリーダーシップを発揮し、各役員等が経営戦略に基づき経営全体を俯瞰しつつ、明確な役割分担と有機的な連携が図られる役員体制の構築
- 理事長や学長、役員らの担務に応じた必要な知識や経験、資質の明確化
- 機能強化に向けた経営戦略の内容や法人の規模に応じた経営と教学の分離、CFO やプロ

ポストといった経営と教学それぞれに責任と権限を付与したポストの設定、運営方針会議の活用を検討

- 法人の社会的信用を失墜する事案を含む経営のモニタリングの実施、モニタリングにおける学長選考・監察会議や監事の活用、モニタリングの結果に応じた理事長や学長をはじめとする役員の責任の明確化など、マネジメント体制の強化・改善

3. 機能強化の方向性に沿った組織の見直し

我が国の少子化は避けることができないものとなっており、国立大学についても、18歳人口が減少する中において、日本人学部学生の規模の縮小は避けられず、現在の学部の規模や組織の在り方についても1.で示した「知・人への投資」の好循環を生み出すに当たっての大学等への期待や社会の大きな変化、及び自らのミッションや機能強化の方向性に沿って見直しを図っていくことが不可欠である。一方、国立大学法人等には、総体として、地域社会を先導する人材の育成と地域産業の振興というミッションを果たすことが期待されており、特に高等教育機関が不足する地域に立地する国立大学については、他の高等教育機関の状況等を考慮して学部の規模や組織の在り方について検討を行うことが必要である。第5期中期目標期間に向けて、各国立大学法人等に対し、以下のような観点に沿って、組織の見直しを求めていくこととする。

(1) 教育・研究組織等

- 1.で示した「知・人への投資」の好循環を生み出すに当たっての大学等への期待や社会の大きな変化、自らのミッション・機能強化の方向性に沿った、現在の学部の規模や組織の在り方を見直し
- ミッション・機能強化の方向性に基づく、学部から大学院への収容定員・資源のシフト、大学院修了の標準化を視野に入れた観点からの検討
- 多様な留学生の受入れに伴う環境構築に係るコスト負担の観点も踏まえた、学内の国際化の検討
- 附置研究所等について、既存の附置研究所等の新陳代謝や再編など、研究力の強化に向けて必要な見直しを図る仕組みの導入
- 一定の規模を確保する観点からの教育・研究組織の大括り化や統廃合、他法人との連携等の検討
- 事務組織や研究開発マネジメント人材等の属する組織について、教育・研究及び社会貢献の活動を効果的かつ効率的に実施する体制実現に向けた見直し
- 事務組織について、法人内の複数部局や他法人との連携によるリソースの共有化、デジタル・AI等を活用した効率化など、既存の法人内のルールに縛られない効率的な仕組みの構築

(2) 附属施設

- 附属施設（附属学校、附属病院、農場、演習林、家畜病院、飼育場又は牧場、練習船、養殖施設、薬用植物園等）の規模等について、機能強化の方向性に沿った見直し
 - 附属病院について、
 - ・附属病院の診療科別の収支分析のさらなる推進、大学病院の貸借対照表の作成など資産状況の把握の在り方の検討、将来の地域での医療需要を見据えた診療規模の適正化など、経営基盤強化の推進
 - ・地域の医療提供体制について自治体を含めたステークホルダーとの対話とコスト負担を含めた必要なリソース分担の積極的推進
- 等を通じた持続的な病院経営の実現に向けた方策の推進

- 附属学校について、各法人のミッション・機能強化の方向性、社会からの期待を踏まえた在り方の検証や、設置される附属学校の数、種類、規模等についての整理と必要な見直し及びそれに併せた教員養成大学・学部の在り方の見直し

(3) 再編統合・連携等

- 自らのミッションの達成、法人や大学等としての一定の規模の確保、教育・研究の質や機能の強化、効率的な法人・大学等運営といった観点からの法人統合や大学等統合、大学等連携の検討
- 一定の規模が機能強化に有効と考えられる産学連携・スタートアップ創出・成長支援機能、汎用性の高い研究基盤設備、共通事務や各種システムの共用化の実施、地域の様々なステークホルダーとの連携や戦略的な施設の共有による共創拠点化など、機能面に応じた連携の検討

4. 教育の質の向上

国立大学法人等はこれまでも我が国の知の基盤として、地域における高等教育の機会均等、博士をはじめとする研究人材の養成等に大きな貢献を果たしてきた。今後ともこのような役割を果たし、変化する社会ニーズに応じた高度専門人材の育成や地域社会を先導する人材の育成等のミッションを総体として果たしていくに当たり、各国立大学法人等に対し、自らのミッションや機能強化の方向性に応じて、教育の質の向上に向け、以下のような取組を進めることを求めていることとする。

(1) 教育のグローバル化

- ミッション・機能強化の方向性に沿った、国内外からの多様な教職員の採用や事務組織等を含めた学内システム見直しなど大学等の国際化の推進
- 世界最高水準の研究の展開とイノベーションの牽引をミッションとする法人における、研究者の処遇改善、言語の壁の撤廃など、多様なバックグラウンドを持つ者が快適に教育・研究を継続できる環境の構築など一層の国際化の推進
- 多様性・流動性を確保する観点から、性別や年齢、特定の国・地域に偏らず幅広い学生・教職員等が集まる多様な場の実現

(2) 博士等の高度人材の育成

- ミッション・機能強化の方向性に沿った、大学院修了の標準化を視野に入れた検討や、博士後期課程への進学による経済的不安を排除する取組の充実・強化
- 博士課程における教育内容について、企業との共同課題に取り組むPBL (Project Based Learning) の実施や産学が連携したプログラムの展開、外国の大学等環境が異なる場への学生派遣などの取組の実施
- キャリア支援のための組織的な支援体制の整備、インターンシップ等の機会の創出、修了後の進路やロールモデルの把握・公表等の取組を通じた博士課程修了者が社会において広く活躍できる環境の整備

(3) 社会に開かれたリカレント教育の実施

- 法人のミッションや強み・特色に応じて、社会が抱える人材ニーズ等の調査と分析を踏まえた、社会人教育を行う体制の整備
- リカレント教育に必要なリソースや魅力的な環境を確保・構築しつつ、受益者への適切なコスト負担による持続的な体制の形成・発展に向けた取組の実施

(4) 教育の質向上に向けた大学等間の連携

- 公私立の大学・高等専門学校の数や種類が限られた地方に所在する国立大学において、地域産業等の中核となる高度専門人材、地域活性化の担い手となる地域中核人材の育成など、地域の人材育成インフラのハブとしての機能の発揮
- 公私立大学をはじめとした地域の高等教育機関とともに、オンラインも活用しつつ、地域の大学に所属する学生への、より多様な教育プログラムを提供できる仕組みの整備
- 地域における知の拠点として、大都市に所在する大学等との連携強化に向けたネットワーク形成・強化等の取組を推進し、より多くの教育コースを提供できる体制の構築

(5) 教育の価値付けとコスト負担

- 教育コストの可視化とともに、卒業後の学生の便益の可視化と学内外への積極的な発信

5. 研究力の強化

国立大学法人等はこれまでも我が国の多様な研究の基盤を支えてきた。今後ともそのような役割を果たし、不確実な社会を切り開く世界最高水準の研究の展開とイノベーションの牽引を総体として果たしていくに当たり、各国立大学法人等に対し、自らのミッションや機能強化の方向性に応じて、研究力の強化に向け、以下のような取組を進めることを求めていくこととする。

(1) 研究の幅の確保

- 世界トップレベルの研究拠点としてのミッションが期待される法人において、いわゆるスモールアイランド型の研究領域への積極的な投資など研究の多様性の確保
- 学問の進展や新たな学問分野・融合領域に迅速に対応する研究体制を構築するためのシステム改革や、高度な研究マネジメント（研究開発マネジメント人材・技術職員等の専門人材、施設・設備・機器の共用等）の体制構築
- 大学や大学共同利用機関同士、他機関との連携による研究の多様性の確保や、確実かつ継続的・安定的な研究推進体制の構築

(2) 若手研究者・研究開発マネジメント人材等の育成・確保と国際的流動性の確保

- 若手研究者の構成割合向上に向けた、年齢構成のバランス見直しや研究パフォーマンスの向上の観点からの業務分担の適正化、優秀な若手研究者のPI（Principal Investigator）としての登用など、慣習に縛られない、能力による適切な評価・処遇とポストの配分
- 若手研究者への支援強化・処遇改善に加え、若手からトップ研究者に至るまで意欲ある研究者への魅力ある研究環境の提供や安定した環境で挑戦的な研究に打ち込める環境の整備
- 若手研究者等の活躍の機会の拡大や流動性確保に向けた、外国の大学等への挑戦機会の提供、企業等との組織的な連携・協力や共同研究等の推進、クロスアポイントメント制度等を活用した人材交流等の取組の推進
- 医学の分野における、地域の中核的な病院等で臨床を主たる業務とする若手医師が継続して研究に携わることができる環境の醸成等、若手医師に関する人事の仕組みの工夫
- 研究開発マネジメント人材や技術職員等の活躍を促進するための処遇改善、職階制度や人事評価等のキャリアパス構築、研修プログラムの実施などによる計画的な育成と確保
- 世界最高水準の研究の展開とイノベーションの牽引をミッションとする法人における、

諸外国からの優秀な人材招へいのための国際研究ネットワークの強化に向けた、機関の枠を超えた国際頭脳循環や国際共同研究の推進、企業研究者や若手研究者、女性研究者、外国人研究者など多様性に富んだ研究環境の構築

(3) 研究ネットワークの強化

- 世界最高水準の研究の展開とイノベーションの牽引をミッションとする法人において、多様な研究大学等との連携強化と、研究のハブとしての機能の発揮
- 大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点において、それぞれが目指す機能強化の方向性に基づく組織間ネットワークの強化や、組織・分野を超えた連携・人材流動のハブ機関としての機能強化による研究の幅や裾野の拡大
- 各大学共同利用機関の意義や成果、課題の整理・検証を通じた、組織改革も含めた在り方等の見直しと具体的な検討
- 大規模集積研究基盤の整備・運用、集積される設備等の自動化・自律化・遠隔化等、情報基盤の強化やAI for Scienceに向けた機能を有する大学共同利用機関における、共同利用・共同研究拠点や研究開発法人等との連携を含め、既存の枠組みを超えた機能強化
- 世界最高水準の研究の展開とイノベーションの牽引をミッションとする国立大学法人等において、先端的な共用研究設備等と技術専門人材による共用拠点の形成、共用の場を活かした研究の進展を牽引する先端計測・分析機器等の開発推進

(4) 研究インテグリティ・研究セキュリティの確保

- コンプライアンスの徹底及び危機管理体制の機能の充実・強化、研究開発環境がグローバルに変化する中における経済安全保障とオープンイノベーションの両立
- 安全保障貿易管理や研究インテグリティの取組の徹底による経済安全保障上の重要技術の流出防止、研究セキュリティの確保に係る取組の高度化推進

(5) 研究の価値付けとコスト負担

- 研究コストの可視化とともに、共同研究等の便益の可視化と社会や直接のステークホルダーへの積極的な発信

6. 1. ～5. を踏まえた文部科学省における取組

各国立大学法人等が前述の1.～5.の改革の推進を支えるため、文部科学省においては、以下の取組を進めることとする。

(1) 各国立大学法人等の機能強化の促進に向けた取組等

- 第5期中期目標期間に向けた組織業務の見直しの議論のスキームにおける法人と文部科学省との対話を通じた、1.で示した「知・人への投資」の好循環を生み出すに当たっての大学等への期待や社会の大きな変化を踏まえた各法人のミッションや機能強化の方向性の明確化
- 第5期中期目標期間に向けた組織業務の見直しの議論のスキームにおける各法人が再編統合・連携を行うに当たってのコーディネートの実施
- 事務職員や研究開発マネジメント人材、技術職員等も含めた人事給与体系や評価の仕組みの構築に向けた「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」の見直し

- 各法人が「知」の高付加価値化を進めるに当たっての制度的あい路の点検と規制緩和も含む適切な見直し
- 各府省の政策課題に国立大学、大学共同利用機関の力を活かしていくため、関係府省との対話を含む有用な情報の共有の在り方の検討

(2) 各国立大学法人等の機能強化の促進に向けた財政的支援方策等の検討

- 各法人における教育コストと便益の可視化を踏まえた、公財政支援の在り方の検討と、現在実施している高等教育の修学支援新制度による効果なども考慮した個人・保護者負担の軽減
- 産業界や個人からの投資を促進するため、現在の研究開発税制や寄附税制の優遇等の措置の効果検証とともに、様々なステークホルダーから投資を得るための促進策の検討
- 機関等向けの競争的資金について、教育・研究を支援することだけに留まらず、採択の条件や配分の仕組みなどにおいて、1. ～ 5. で記載したような各法人の改革が進むような仕組みの導入の検討
- 基盤的経費と競争的資金の役割を踏まえたファンディングの在り方の見直し
- 近年の物価・人件費の上昇等も踏まえつつ、国立大学法人運営費交付金や施設整備費補助金等の基盤的経費の着実な確保の推進
- 附属病院について、現下の深刻な状況や地域医療の最後の砦としての役割を踏まえ、大学病院が担う教育・研究等の強化といった観点からの支援の推進
- 地域における様々な機関における人材の供給拠点としての役割を引き続き果たしていくに当たり、地域構想推進プラットフォームにおいて中心的な役割を果たすために必要な支援の推進
- 基盤的経費について、適切なインセンティブ設計の下、各法人の改革を促進しつつ、ミッションや機能強化の方向性に沿った活動を安定的に支援していくことができるよう、第5期中期目標期間に向けて運営費交付金の在り方に関する会議体を設置し、「改革の方針」において例示された基本的な視点[※]も踏まえ検討。

※「国立大学法人等の機能強化に向けた検討会」でとりまとめられた「改革の方針」では、基盤的経費の在り方の見直しの際の基本的な視点として以下が例示されている。

- ・各法人が掲げるミッションや機能強化の方向性に沿った活動に安定的に取り組むことができるよう、基盤的経費の配分額について中期目標期間中の見通しを立てやすい明快な配分ルールを構築すること
- ・上記の考え方をベースとしつつ、各法人が掲げるミッションや機能強化の方向性に応じた取組の成果について、指標等を基に何らかのインセンティブを持たせる仕組みを入れるとともに、その成果を測るに当たっては、大きな改革を進める観点と、シンプルな評価の仕組みとする観点を持つこと
- ・最低限必要と考えられる教育研究をベースとした経費については、社会経済状況の変化に左右されず活動ができるよう、物価等の変動に対応させる観点も含め、安定性をより向上させた仕組みとすること

改革の方針

令和 7 年 8 月 2 9 日

国立大学法人等の機能強化に向けた検討会

(目 次)

1. 趣旨	1
2. 今後の国立大学法人等の機能強化に向けた改革の方向性	
(1) 2040 年を見据えた機能強化の視点の明確化	3
①社会の大きな転換点における大学	
②機能強化を進めるに当たっての留意点	
(2) ガバナンスの抜本的強化	6
①基本的な考え方	
②機能強化に向けた経営戦略の構築 (財務戦略の構築) (人事戦略の構築)	
③規制緩和された制度の活用と更なる規制緩和の推進	
④マネジメント体制の見直し	
(3) 機能強化の方向性に沿った組織の見直し	11
①教育・研究組織や事務組織の見直し	
②附属施設の見直し	
③再編統合・連携等	
(4) 教育の質の向上に向けた取組	15
①教育のグローバル化	
②博士等の高度人材の育成	
③社会に開かれたリカレント教育の実施	
④教育の質向上に向けた大学間の連携	
⑤教育の適切な価値付けと便益を受ける主体間での負担・投資の考え方・留意点	
(5) 研究力の強化に向けた取組	18
①研究の幅の確保	
②若手研究者・研究開発マネジメント人材等の育成・確保と国際的流動性の確保	
③研究ネットワークの強化	
④研究インテグリティ・研究セキュリティの確保	
⑤研究の適切な価値付けと便益を受ける主体間での負担・投資の考え方・留意点	
3. 国立大学法人等への支援の考え方	
(1) 社会情勢の変化を踏まえた運営費交付金等による支援	22
(2) 地域社会を先導する人材の育成と地域産業の振興を行う国立大学への支援	23
(3) 大学の機能強化を促進するための施策	24
(4) 政府を挙げた大学支援策の検討	25

1. 趣旨

平成 16 年 4 月、全ての国立大学・大学共同利用機関（以下「国立大学等」という。）は、国立大学法人・大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）として、国の一機関から国の一定の関与を残しながらも、独立した経営体である国立大学法人等へとその存立基盤を大きく変え、新たなスタートを切った。これは、明治期の大学の創設、昭和期の学制改革に次ぐ第三の改革とも言えるべき大きな改革であったが、それから 20 年が経過し、本検討会においては、国立大学法人等は当初目指した目的が達成できているのか、また、達成できていないとすれば真の経営体となるためにどのような課題があるのかという観点から、国立大学法人等の現状の分析を行い、これを踏まえた課題を整理するとともに、機能強化に向けた対応策の方向性について本年 1 月に論点整理¹を行い、議論を続けてきた。

法人化後の 20 年間は「失われた 30 年」ともいわれる我が国の低成長下の期間とも重なり、我が国全体がリスクを避けたコストカット型の経済に陥る中、国立大学法人等においても同様にコストカット型の経営にならざるを得ず、結果として諸外国との研究力の格差や財政基盤の格差の拡大を招くこととなった。我が国の潜在力を活かし、新たな世界秩序の中でオール・インクルーシブな社会を実現していく²ためには、コストカット型の経済から脱却し、「知・人への投資」の好循環を生み出していくことが必要であり、大学等については、STEAM に代表されるサイエンスやアートといった知的資産への投資とそこからのイノベーションによる新たな価値の創出、現在の産業を前提とした人材育成からの転換による人材のミスマッチの解消を図っていくことが期待される。また、我が国の潜在力を活かし、我が国への投資を呼び戻していくことも必要であり、大学等が中心となり、地域活性化に必要な人材の育成や、地域の新たな産業の育成を進めていくことが期待され、これらに向けた社会からの投資を高めていくことが必要となる。

国立大学法人等は、我が国の高等教育、学術及び科学技術・イノベーションを牽引するとともに、世界の知に貢献してきた機関であり、国と国立大学法人等は、これらの機関が我が国の未来に大きな責任を有していることを改めて認識するとともに、現在、国内外の社会が大きな転換期にあることを踏まえ、将来的な社会の変化を見据えて、法人化という第三の改革に続く、第四の改革を今まさに、未来に責任を持って、ステークホルダーからの信頼を得つつ、共同で行っていくとの断固たる意志を持ち、

¹ 「国立大学法人等の機能強化に向けての論点整理」（令和 7 年 1 月 15 日 国立大学法人等の機能強化に向けた検討会）

² 第 6 期「科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日 閣議決定）の P5 「はじめに」において、「科学技術とイノベーションの力によって、地域、ジェンダー、言語、文化の多様性を尊重し、互いの自由と信頼という原則を共有できる国々とともに、新たな世界秩序の中でオール・インクルーシブな社会を実現していかなければならない。」との記述がある。

実行することが求められる。

国においては、今後の国立大学法人等の機能強化に向けて、このような認識の下、国立大学法人等の改革を進めるとともに、特に、第5期中期目標期間（令和10～15年度）に向けた組織・業務や運営費交付金等の見直しを具体化するに当たっては、本「改革の方針」の方向性に沿って進めることを要請する。

2. 今後の国立大学法人等の機能強化に向けた改革の方向性

(1) 2040 年を見据えた機能強化の視点の明確化

①社会の大きな転換点における大学

国立大学法人等の機能強化に向けた改革の方向性を示す前提として、まず、今大学を取り巻く社会そのものが大きな転換点を迎えていることに常に意識を持つことが不可欠である。平成 16 年の法人化以降、20 年の間に大学を取り巻く環境は絶えず変化してきたが、今日、AI、IoT 等により人々の生活様式が飛躍的に便利で豊かなものになるデジタル社会の到来、グローバル化を経た複雑な国際環境、脱炭素といった地球規模の課題の顕在化、また、我が国における少子高齢化の想定以上の急速な進展といった、激変とも言える事象が国内外で発生している。このような社会の大きな変化は今後も加速度的に進むことこそあれ、大きく後戻りすることは考えにくい。

デジタル社会の到来は、大学の存在そのものにも大きな変化をもたらしており、今後とも、大学の在り方に大きなうねりをもたらすことになるかと予想される。大学が知の拠点としての役割を果たしてきた背景には、大学に知が集積され、そこに集まる教員と学生との相互作用によって新たな知を生み出す「場」として機能してきたことが挙げられるが、デジタル社会の到来により、人々は、莫大な量の国内外の情報を容易かつ瞬時に入手、共有、また活用することが可能となり、新たな知や価値も、物理的な「場」を持たずして創られ得る状況へと変化してきている。大学の中にも、こういった社会的な変化の上に成り立ち、キャンパスという物理的空間を持たず、教職員と学生等がオンライン上においてのみ交流を行うことを基本とする形態や、時間と空間を共有しないオンデマンド型の授業の提供も進んできている。このような新たな授業形態を全面的に取り入れる大学の登場に伴い、全都道府県に立地する国立大学は、キャンパスや建物など、リアルに人が集まることができる環境そのものの価値や強みを改めて認識し、学生や研究者の視点で、そこで行う教育研究の価値をどう高めていくかを考え、実行することが求められる。

また、デジタル化社会の到来に伴い、知の修得という観点からは、国境のボーダーレス化も加速度的に進展している。学生は様々な情報に触れ、知的好奇心を大いに満たすリアルな経験を求め、自国以外での学びの経験を得る者が増えている。世界における留学生の数は、平成 12 年当時には 160 万人であったが、令和 5 年には 640 万人にまで増加しており、また、留学生の受入れ国も多様化してきている³。このような変化は、もはや大学が自国の人材の育成を自国の人材のみの環境で行うの

³ 平成 12 年当時では上位 7 か国で 75%を超えていたが、令和 5 年には 13 か国で 75%程度となっている。

ではなく、如何に海外から優秀な人材を惹きつけ、DEI⁴が確保された環境において、国内外の個々の学生にとって価値のある教育や経験を提供していくかという、グローバルな視点を持つことを求めてきたと言える。

例えば、脱炭素といった地球規模の課題は、新たな知、技術、また、これらが社会で実装される上で必要となる新たなルールやファイナンスの形成等がお互いに影響し合い、社会が受容できる形で進化しなければ乗り越えられないものである。そのため、多様な知と、知を生み出す人がリアルに集結する公共的な場である大学には、DEI を体現し、知をベースとした社会システムの変革のエンジンとなることが期待されるのである。こういった期待に応える役割を積極的に果たしていくことを志向し、行動する大学は、その営みをエンカレッジする文化、ガバナンス、ファイナンスの仕組みなどをつくり、学内外の人々と知を共創し、ダイナミックに活動を展開している。

また、近時においては、国内外の社会状況の変動を背景に、学生や研究者の日常的な学びと研究の環境が急変させられるという、未だかつてない事象も顕在化してきている。大学はその活動の持続的な発展に向けて、改めて、社会に対して謙虚な姿勢を持ちつつ、その活動を広く社会に発信するとともに対話を重ね、その活動の基盤をゆるぎないものにしていく努力を続けるとともに、高いレジリエンスを備えていくことも求められる。

各国立大学法人等も文部科学省をはじめとする関係機関も、これからの 20 年がこれまでの 20 年と同じような環境には全くないということを念頭に、今、大きな時代の転換点にあるとの認識を強く持つとともに、現状維持ありきという意識を捨て去り、現状を直視するとともに、未来に向かって、変革の歩みを進めるときである。

こういった環境において、改めて、国立大学法人等の全体としてのミッションを整理すると、大きく以下の三点となる。

- ① 不確実な社会を切り開く世界最高水準の研究の展開とイノベーションの牽引
- ② 変化する社会ニーズに応じた高度専門人材の育成
- ③ 地域社会を先導する人材の育成と地域産業の振興

世界最高水準の研究の展開とイノベーションの牽引に当たっては、それらから生じる知をベースとした新たな価値や市場の創出、そしてそれに伴う新たな資金の流れの創出までを国立大学法人等が担うこととなる。また、変化する社会ニーズに応じた高度専門人材の育成や、地域社会を先導する人材の育成と地域産業の振興に当たっては、我が国の産業や地域の多様な基盤を支える人材の育成に向けて、域内の行政機関や高等教育機関との連携を通じ、未来を見据えて取り組むことが国立大学

⁴ DEI (ダイバーシティ：多様性、エクイティ：公平性、インクルージョン：受容性)

法人等には求められる。そして、国においても、国立大学法人等がそのような役割を果たすことができるよう、支援の在り方を抜本的に見直していくことが求められる。

その上で、各法人においては、上記の国立大学法人等の全体のミッションと自らを取り巻く環境を踏まえつつ、重きを置くミッションの特定とともに、何をすべきかが見える形までミッションを掘り下げて言語化し、ミッションの実現に向けて取るべきアクションを具体化することとなる。その具体化にあたっては、従来型の教育や研究のアプローチや考え方からの脱却、また、イノベーションを含め、大学の活動を支える強固なガバナンスの構築など、これまでにないリソースや考え方を貪欲に取り入れて、大学のパフォーマンスの最大化に向けた変革を断行していくことが求められる。

そして、文部科学省は、各法人と丁寧に対話を重ねながら、関係府省や産業界等のステークホルダーとも連携して、法人の取組を後押しする有効な施策を講じていくことが不可欠である。

②機能強化を進めるに当たっての留意点

各法人において、ミッションの明確化及びミッションを果たすために必要な強化すべき機能の具体化、そして、アクションへの落とし込みを行うに当たっては、法人を取り巻く様々なステークホルダーとの対話をしていくことが求められる。法人を取り巻くステークホルダーとしては、教職員や学生といった内部の構成員だけに留まらず、立地する自治体、卒業生、共同研究先の企業や団体、国内外の研究コミュニティなど多岐にわたる関係者が想定され、自らがどのような役割やミッションを果たしていくことが期待されているかを客観的に検証していくことが必要である。

また、ミッションや機能強化の方向性に沿って各法人が適切に取組を進めているかを検証できるよう、適切な指標（KPI）の設定もこのプロセスに組み込むことが求められる。このような指標の設定については、国立大学法人評価委員会による中期目標・中期計画の達成状況の評価⁵を行うに当たっても有効であり、大きな改革を進める観点とシンプルな評価を可能とする観点を踏まえて設定することが期待される。

さらに、こういったプロセスにおいて、期待される役割やミッションを今の法人だけでは果たしていくことが困難、又は効果が限定的である場合も想定される。ま

⁵ 国立大学法人法に基づき、各国立大学法人等は国立大学法人評価委員会による中期目標・中期計画の達成状況の評価を中期目標期間4年目終了時、中期目標期間終了時に受けることが義務付けられている。

た、各法人が現在の組織形態で期待される役割を果たしていこうとした結果、どの役割も中途半端なことになってしまう可能性もある。こういったことを踏まえれば、現状維持ありきとの意識を捨て去り、各法人における特色や強みを明確にした上で、後述するような再編統合や連携等も視野に入れ、他の国立大学や公私立大学、国立研究開発法人をはじめとした研究機関等との対話を行い、その役割やミッションを果たしていく視点を持つことが必要である。

(2) ガバナンスの抜本的強化

①基本的な考え方

国立大学等の法人化は、自律的な環境の下で国立大学等を一層活性化し、優れた教育や特色ある研究に向けてより積極的な取組を促し、より個性豊かな魅力ある国立大学等を実現することを目的として行われた。この趣旨を踏まえ、国立大学法人等が真に自律した経営体となる上では、経営力の強化に向けた法令や税制といった制度の改正に留まらず、制度の趣旨を踏まえてその仕組みが存分に活用されることが不可欠であり、そのためには、国立大学法人等に関わる全ての関係者の意識改革を進め、国立大学法人等が経営体となることの認識が共有されていることが必要である。

その上で、各国立大学法人等のミッションや機能強化の方向性に沿って、各法人が行う教育・研究及び社会貢献のパフォーマンスを最大化していくためには、自らが有する経営資源の棚卸しを行った上で、どのように機能強化の方向性に沿って資源を活用していくか、また、どのような経営資源を充実させていくかといった経営戦略を構築していくことが求められる。この経営戦略は、大きく、教育・研究や社会貢献に必要な資金をどう確保し学内に配分していくかといった財務戦略、教育・研究及び社会貢献を行う上で必要となる人材を如何に確保、育成し、配置していくか、また、その評価や処遇に係る制度を体系的に整備し、実行するかといった人事戦略とに区分することができるが、国立大学法人等においては、自らの知恵を総動員し、多様なネットワークからの新たな知も得て、これらの戦略を適切に構築した上で、一体的かつ効果的に実行していくマネジメント体制を構築していくことが求められる。

マネジメント体制の構築に当たっては、各法人の戦略に基づいて、各法人が実質的に動きやすい形となっていることが重要である。その素地として、法人の長はリーダーシップを十分に発揮するとともに、法人の長を支える役員等は、自身の担務に閉じた視点ではなく、経営戦略に基づき経営全体を俯瞰しつつ担務の責任を果たす意識を持ち、実行することが求められる。

②機能強化に向けた経営戦略の構築

(財務戦略の構築)

法人化後の運営費交付金の減少等に伴い、各法人の財務状況の窮状が指摘されるが、運営費交付金や外部資金を含む法人内の全資金が法人本部及び各部局でどのように確保されているか、また各部局等にどのような考え方で配分され、法人全体でどのような財務状況になっているのか、といった管理会計的視点が未だに不十分な点が見られることから、財務戦略を構築するに当たっては、まず、法人内の資金の流れを一元的に把握する体制を構築し、現状の財務状況を詳らかに把握することが必要である。

特に附属病院については、事業規模に占める割合が高いことから、法人の財務への影響度も高くなっていることを意識しつつ、後述するとおり、どのような要因が病院経営を圧迫しているのか等についての分析を進め、分析に基づく適切な対応方策について検討を進めるとともに、その役割と位置づけの明確化及び組織の在り方を検討することが必要である。

併せて、資金に加え、自らが保有する土地や建物等の現物資産、また、知の資産の棚卸しも行うことが必要であり、これらの資源を機能強化の方向性に沿って、如何に法人内で活用、強化、また配分し、強みや特色を伸ばしていくか、また、それらを如何に価値化し、自らの教育・研究や社会貢献といった活動の高度化を図っていくかといった点を財務戦略で明らかにしていくことが必要となる。そして、棚卸しの結果を踏まえて構築した財務戦略に基づき、ミッションや機能強化の方向性に応じて、保有する資産や資産のアロケーションの最適化を図ることが求められる。また、施設については、維持管理や小規模修繕等も含め、全学的な体制の下で戦略的なマネジメント体制を整備することが求められる。さらに、現有施設の機能や使い方を前提とするのではなく、自らのミッションや機能強化の方向性に応じて、ステークホルダーと共に活動する場となる共創拠点化を進める視点も重要である。

これら財務状況の分析と財務戦略の構築については、法人の長と担当役員などにとどまらず、法人の構成員が、それぞれの役職や担務に応じた必要な認識を共有しつつ、法人全体で必要な取組を進めることが必要である。この観点から、構成員の認識共有が不十分である場合には、これらの情報について、構成員への適切な情報共有の仕組みを改めて構築することも必要である。また、国立大学法人等は営利を追求する法人ではないことから、例えば、財務状況の芳しくないことのみをもって、当該部局のパフォーマンスに問題があると評されるような情報の共有であってはならず、この情報共有は、法人の構成員が自法人の財務状況を正しく認識し、機能強化の方向性やその課題、また解決策等を導き出すに当たって必要な情報として共有するために行うことを明確にした上で取り組むことが必要である。

また、財務戦略を各法人の機能強化の方向性や人事戦略に沿ったものとするのは当然のことながら、明らかになった財務状況などに基づき、後述するような機能強化の方向性に沿った教育・研究組織や事務組織の見直しを検討していくことが求められる。

(人事戦略の構築)

国立大学法人等が行う教育・研究及び社会貢献を担うのは人であり、人事戦略を如何に構築するかは、国立大学法人等の経営戦略として、財務戦略と並んで極めて重要である。ついては、各法人のミッションや機能強化の方向性に応じて、強化すべき機能とそれに必要な知識、経験、スキル、人数などの人員と組織の体制を具体化するとともに、人事給与制度の見直しなど人事給与マネジメントの高度化を図っていくことが必要である。

人事給与マネジメントの改革については、各国立大学法人等が取り組む上での基本的な考え方や検討すべきポイント及び参考事例を掲載したガイドライン⁶を文部科学省において策定しているが、現状は、研究者に関する内容が中心となっている。人事戦略の構築に当たっては、教員のみならず、事務職員やURA⁷をはじめとする研究開発マネジメント人材⁸、技術職員等の専門人材も含め、全体で構築することが必要であることを踏まえ、各法人がミッションや機能強化の方向性に沿って人事給与体系や評価の仕組みを構築しやすいよう、文部科学省においては、ガイドラインに加えるべき事柄について整理の上、ガイドラインの見直しを行うことが求められる。

また、教職員の人事評価については、例えば教員は、論文創出数などアカデミックな業績だけによるのではなく、ミッションに応じた教育、産学連携、社会貢献、地域振興など必要な観点を入れた評価の仕組みを構築するとともに処遇に反映するなど、教職員に期待される役割や意欲、能力を高める仕組みを導入していくことが求められる。さらに、個々の教員の勤務態様について、例えば、教育や研究への専念等の分担の見直しやエフォートの重み付け等も教員のキャリアの時間軸にも留意しつつ検討し、教育、研究及び社会貢献など、それぞれのパフォーマンスを最大化する環境の構築に取り組むことも必要である。

また、教員と事務職員や研究開発マネジメント人材、技術職員等の専門人材の法人内における配置の仕方や人数のバランスについて、ミッションや機能強化の方向性に沿って、成果を上げる観点はもとより、効率性の観点から見直すことも必要で

⁶ 「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」（平成31年2月25日）、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン（追補版）」（令和3年12月21日）

⁷ University Research Administrator

⁸ URA に加え、幅広くマネジメント業務に携わる教員・研究者、事務職員、様々な専門職を指す。

ある。見直しに当たっては、機能強化の方向性に沿った将来の理想的な教員、事務職員、研究開発マネジメント人材、技術職員等の専門人材のバランスを予め人事戦略において明確にし、それに向けた適切な人事管理を計画的に行っていくことが求められる。

特に専門人材については、法人化以降の業務の複雑化等に伴い、財務、経営企画、法務等の分野における人材や、組織運営に必要なテクノロジー、IR（インスティテューショナルリサーチ）に係る人材、研究開発マネジメント人材や技術系職員等の専門知識や経営マインドを有する人材の必要性が高まってきている。このような人材を如何に採用、育成し、学内に適切に配置していくのか、また、キャリアパスをどのように構築していくかといったことを検討の上、具体の仕組みを構築・運用していくことも求められる。また、専門の分野によっては、法人内で人材を十分に確保、育成、配置していくことが難しいことも想定される。そして、専門人材のスキルアップや人脈の幅を広げる観点からは、一定程度広がりやボリュームをもった現場が必要と考えられることから、現在の学内組織の役割分担や機能を見直しつつ必要な組織の再編にとどまらず、各法人のミッションや機能強化の方向性を踏まえ、他法人との連携によるリソースの共有化や一部機能の統合を検討していくことも必要である。このような「知」の資産等の活用にあたっては研究開発マネジメント人材が重要な役割を果たすことになるが、自大学のみでは十分な確保が困難であることも想定される。

こういった人事戦略について、各国立大学法人等において学内の構成員で認識の共有を図った上で、丁寧に取り組を進めていくことが必要となる。

③規制緩和された制度の活用と更なる規制緩和の推進

各国立大学法人等においては、前述のとおり、財務戦略を立案するに当たり、自らが有する「知」の資産等として何を有しているかの棚卸しを行うことが必要であり、これらの資産をどのように活用していくかを検討することが求められる。その際、法人化以降進められてきた規制緩和された制度を活用し、共同研究や社会実装等を通じて、法人の活動を継続的に維持・発展させていくための新たな財源を確保する視点を持つことが必要である。

法人化以降、国立大学法人等においては、土地の貸付対象、余裕金の運用範囲、長期借入や債権の発行対象、また出資対象の拡大等の規制緩和が行われ、自らが有する資産や知を価値化する仕組みが充実してきているとともに、国立大学法人の業務運営に関するFAQ等を通して、緩和された制度の活用が適切に進むよう、実務上のあい路を解消する上で必要な制度を運用するにあたっての考え方の明確化などが図られてきているが、これらの制度の活用状況は法人間において差異がある状況となっている。一方、世界最高水準の教育研究活動の展開を目的に指定国立大学法

人制度⁹が設けられ、他の法人に先行して規制緩和を行い、様々な改革が進んでいる。

「知」の高付加価値化に取り組み、その「知」の資産等を活用して産学連携や社会実装の活動を持続的に強化していくに当たっては、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」等に基づき、戦略的産学連携経費¹⁰など質の高い産学連携活動を持続的に行うために必要な経費や、目標を超えた成果が上がった場合の成功報酬の設定が有効である。また、共同研究等の価値に応じた共同研究費の設定等について、共同研究のパートナーである企業等と目標設定及び知の価値の共通認識を図りながら、適切な価値付けを行っていくことや、大学知財ガバナンスリーダーの活用による戦略的な知財の獲得が必要となるほか、国立研究開発法人の橋渡し機能等も活用することも有効と考えられる。さらに、スタートアップの創出・成長に向けては、学内の取組とともに、拠点都市などのネットワークに参画して、学内にはないリソースの活用を図りながら取組を進めることが重要である。

国においては、後述するとおり、各国立大学法人等において「知」の高付加価値化を進めるに当たっての制度的あい路について、引き続き、さらなる規制緩和も含め、適切な見直しを行っていくことが求められ、その際には、指定国立大学法人制度を活用することも考えられる。

④マネジメント体制の見直し

経営戦略の立案、実行に当たっては、理事長や学長がリーダーシップを発揮し、明確な役割分担と有機的な連携が図られる役員体制を基に、マネジメント体制を構築することが必要である。その際、法人の機能強化に向けた経営戦略の内容や規模に応じて、例えば、国立大学法人法において可能とされている経営と教学の分離を行うこと、又はCFOやプロボストといった経営と教学それぞれに責任と権限を付与したポストを設定するなど、各国立大学法人等のミッションや機能強化の方向性や規模等に応じた適切なマネジメント体制を構築することが必要となる。また、新たな課題に的確に対応していくため、法人内のマネジメント体制について柔軟に見直しを行う必要も生じ得るものとする。

特に、各国立大学法人等の運営がミッションや機能強化の方向性やそれに基づく経営戦略に沿って適切に行われているかを常に検証する観点からは、まずは、学長

⁹ 国立大学法人法第34条に基づき、文部科学大臣は、国立大学法人のうち、当該国立大学法人に係る教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により、指定国立大学法人として指定することができる。現在、9法人が指定されている。

¹⁰ 今後の産学官連携活動の発展に向けた将来への投資や、そうした活動に伴うリスクの補完のための経費（「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成28年11月30日イノベーション促進産学官対話会議））

選考・監察会議や監事の活用、既存の自己点検等において、効果的な経営のモニタリングが図られているかを振り返り、モニタリングの結果に応じて学長・理事長をはじめ役員の責任を明確にする方策の構築や、学長・理事長や役員の担務に応じて必要な知識や経験、また、資質を明確化し、経営の高度化を図ることも重要となる。また、法人として一定の規模を確保して、多様な財源で活動の拡張を図る経営を支える観点などから、運営方針会議を設置した法人の経営力強化に向けた取組の効果や課題について、他の法人の参考となるよう、可能な範囲で共有されることを期待する。

(3) 機能強化の方向性に沿った組織の見直し

①教育・研究組織や事務組織の見直し

令和4年の出生数は70万人を下回るなど、我が国の少子化は避けることができないものとなっている。国立大学についても、18歳人口が減少する中において、日本人学部学生の規模の縮小は避けられず、教育の質を持続的に確保していくためには、学部定員を含め、現在の学部の規模や組織の在り方についても自らのミッションや機能強化の方向性に沿って見直しを図っていくことが不可欠である。一方、前述のとおり、国立大学法人等には、総体として、地域社会を先導する人材の育成と地域産業の振興というミッションを果たすことが期待されており、特に高等教育機関が不足する地域に立地する国立大学については、他の高等教育機関の状況等を考慮して学部の規模や組織の在り方について検討を行うことが必要である。

また、中央教育審議会の答申¹¹においても、少子化が進展する中で、我が国の「知の総和」の向上の観点から、修士・博士課程への収容定員・資源の重点化の必要性が言及されている。国立大学についても各法人のミッションや機能強化の方向性に基づきながら、学生が国内外における国際的な競争環境下で活躍できるよう、従来の高等教育の概念を変え、分野の特性等に応じて、学部から大学院への収容定員・資源のシフトを図るとともに、大学院修了の標準化を視野に入れた検討を行うことも期待される。

さらに、前述のようなグローバル化が進展する社会においては、自国の人材の育成を自国の人材のみの環境で行うのではなく、如何に海外から優秀な人材を惹きつけるかという視点を持つことが必要であり、多様な価値観や異文化を背景とする学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨し視野を広げるとともに、日本人学生と外国人留学生とが一体感を持ってともに学ぶことができるよう、多様な留学生の受入れ

¹¹ 「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（令和7年2月21日中央教育審議会）

を増加させていく視点を持つことも考えられる。その際には、留学生の受入に伴う環境構築にかかるコストの負担の観点も踏まえ、大学の国際化に向けた仕組みを整えるべきことに留意が必要である。

また、各国立大学等には研究の実施を主な役割とする附置研究所や研究センター等の各種組織（以下「附置研究所等」という。）が設置されており、これらの附置研究所等についても、各国立大学法人等のミッションや機能強化の方向性に沿って、その成果や課題、在り方を今一度検討するとともに、新たに生じる研究分野や一定の規模を持つ研究組織について、より研究を活性化させる観点から、それらの組織の成果に応じて、既存の附置研究所等との入替えや再編等を図るなど、研究力の強化に向けて必要な見直しを図る仕組みを導入し、機能させることが求められる。

このような教育・研究組織の見直しによって、各教育・研究組織の規模が極端に小さくなる場合には、多様な教育の提供が困難となることや学生一人当たりの教育コストがよりかかること、また、研究活動の幅が限定されること等も想定され、一定の規模を確保しつつ、教育・研究の質の確保や向上、また、これらの機能の強化を図ることも重要な視点と考えられることから、教育・研究組織の大括り化や統廃合、他の大学との連携による規模の確保などを検討していくことが必要となる。

なお、教育組織の見直しについては、進学を検討する高校生をはじめ社会への影響を踏まえ、長期的な見通しを早い段階で示して社会からの理解を得ていくことが必要であり、次期以降の国立大学法人等の中期計画等において、2040年を見据えた見直しの方向性や内容を明確にし、社会やステークホルダーの理解を深めていくことが必要である。

これら教育・研究組織の見直しと併せ、事務や研究開発マネジメント人材等の属する組織についても、教育・研究及びこれらの成果を活かした社会貢献の活動を効果的かつ効率的に実施する体制となるよう、人事戦略の構築と合わせて、見直しを図っていくことが不可欠である。特に事務組織については、本検討会の論点整理においても指摘したとおり、学内の複数部局や他の法人との連携によるリソースの共有化、デジタル・AI等を活用した効率化など、既存の法人内のルールに縛られない効率的な仕組みを構築することが求められ、文部科学省においても、こういった取り組みを後押しする必要がある。

②附属施設の見直し

国立大学等に附属する施設として法令において設置することが求められるものとして、附属学校、附属病院、農場、演習林、家畜病院、飼育場又は牧場、練習船、養殖施設、薬用植物園等の施設があり、これらの附属施設についても前述の教育・研究組織と併せて、その規模等を見直すことが必要である。特に、附属病院と附属

学校については、国立大学法人全体の財務への影響度も大きいことから、それぞれの役割を踏まえ、組織や運営の在り方等について、重点的に見直しを進めていくことが必要である。

附属病院は、教育・研究及びその成果を活かした社会実装により、医療人材の養成等を通じて持続的な地域医療の提供を支えるとともに、実際に高度な医療の提供を行っている点で、特に全国的かつ社会的な影響が大きい組織である。現在、物価の高騰等により、このままでは経営が破綻しかねない危機的な状況にあり、まずは、各法人において詳細な経営状況を把握した上で、大学本部を含む幹部職員が主体的に経営改善やガバナンス向上に向けた取組を進め、各大学病院で定めている大学病院改革プランに基づく大学病院の魅力向上と人材確保、研究力向上を含めた持続的な病院経営を実現することが求められる。特に、財務・経営改革においては、診療科別の収支分析をさらに推進することで経営の効率化を図るとともに、大学病院の貸借対照表の作成など資産状況の把握の在り方を検討し、将来の地域での医療需要を見据えた設備・施設投資計画を策定するなど、各法人は、附属病院の経営改善に向けた改革を促す様々な方策を検討していくことが必要である。また、教育・研究エフォートを確保し効率的な診療を実施するためにも、社会から期待される役割も踏まえつつ、地域の医療提供体制について自治体を含めたステークホルダーとの対話とコスト負担を含めた必要なリソースの分担を積極的に進めていくことが求められる。また、国においても多くの国立大学病院等が地域医療の根幹を支えている現状に鑑み、その役割・ミッション・組織の在り方を今一度整理することが必要である。

附属学校については、国立の教員養成大学・学部が地域における教員養成機能の維持に加え、多様化する教育課題に対応する拠点としての役割を果たすに当たり、そのための実験校としての役割が期待されている。引き続き、このような役割の重要性は変わらないものの、変化する社会の中において、各附属学校が各国立大学等のミッションや機能強化の方向性に照らして、どのような目的で設置され、今日、立地地域を含め社会からどのような役割が期待されており、それらに照らして運営の実態はどのようになっているのかについて、改めて法人内及び関係者で検証を行うことが必要である。また、附属学校本来の役割に立ち返った見直しに併せ、教員養成大学・学部の在り方についても後述する教育の質向上のため、リソースの共有化をはじめミッションを持続的に果たす上で効果的な運営体制の構築に向けた大学間の連携などの見直しを行うことが求められる。その上で、ステークホルダーとの対話も通じて、設置される附属学校の数、種類、規模等についての整理を行い、それを踏まえて必要な見直しを実行することが求められる。

③再編統合・連携等

国立大学等の法人化以降、複数の法人が大学統合、一法人複数大学などの統合を

行っているが、それぞれのミッションを果たしていく上で、中長期的な視野も持ちつつ、如何に機能強化を図るかという検討の結果として、様々な連携方策が講じられていると言え、今後とも各法人においては、ミッション実現の一方策として統合・連携は有効な選択肢になると考えられる。

特に、前述の教育・研究組織の見直しなどに伴い、法人や大学としての規模が極端に小さくなる場合には、一定の規模を確保することで教育・研究の質や機能の強化を図るという観点に加え、効率的な法人・大学運営という観点から、法人統合や大学統合、大学連携を選択肢としていくことが考えられる。また、自らが有する強みや特色をさらに強化し、例えば、研究面でのクリティカル・マスを形成するといった観点からの検討も、機能強化を図る上で有用と考えられる。一方、法人統合や大学統合、大学連携を検討するに当たっては、統合や連携の効果で見込む内容を具体的に示しながら議論を進めることが求められ、国においては、統合や連携を検討する国立大学法人等に対して、過去の統合の先行事例について丁寧に情報共有を行うことが求められる。

統合・連携方策の中でも一法人複数大学や大学等連携推進法人¹²については、教育の多様性や規模の確保、都道府県等の行政間の越境を通じて、各国立大学法人等が果たすべきミッションを実現していくという観点から有効な方策であると考えられ、効果的な活用が期待される。

また、法人や大学全体の統合・連携までは至らずとも、一部の機能についての実質的統合や連携を進めていくことも一案である。例えば、一定の規模が機能強化に有効と考えられる産学連携・スタートアップ創出・成長支援機能、汎用性の高い研究基盤設備、共通事務や各種システムの共用化の実施、地域の様々なステークホルダーとの連携や戦略的な施設の共有による共創拠点化など、機能面に応じた連携について、コストも踏まえつつ、機能強化に有効な取組を進めていくことも必要であるが、いずれの場合においても、連携により見込まれる効果を具体的に見込んだ上で、検討を進めていくことが求められる。

こういった再編統合・連携については、各法人の自主的な協議が基本となることは当然であるが、全国で急速に進む少子化の状況や、研究力強化が国の喫緊の課題であること、また、国立大学等の設置が法令に定められる事項であることを踏まえれば、法人と国が、その目的を共有しつつ、ステークホルダーの状況も踏まえ、よく対話しながら建設的に議論を進めることが必要と考えられる。その際、人口減少等を踏まえれば、広域的な視点が重要になることを踏まえ、文部科学省には、適切に議論と取組をコーディネートしていくことが期待される。具体的な取組としては、

¹² 大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人で、文部科学大臣が認定するもの。

第5期中期目標期間に向けた組織業務の見直しの議論のスキームにおいて法人と文部科学省で対話を開始すべきであり、適切な時間軸を持ちつつ、建設的な対話を経て、具体的な結論を導き出すことが、未来に責任を持つ改革となるものと確信する。

(4) 教育の質の向上に向けた取組

①教育のグローバル化

社会が大きな転換点を迎える中、国立大学法人等についても、如何に海外から優秀な人材を惹きつけるかという視点を持つことが必要であり、2.(3)でも述べたとおり、各国立大学法人等のミッションや機能強化の方向性に沿って大学の国際化を進めていくことが必要となる。これまでも各国立大学法人等においては、「スーパーグローバル大学創成支援事業（SGU）」採択校などを中心として、留学モビリティ¹³の拡大が見られるが、一層の国際化に向けて、国内外からの多様な教職員の採用や事務組織等を含めた学内システムの見直しを進めていくことが必要である。

特に昨今、国際卓越研究大学を中心として海外からの優秀な研究者の獲得を進める動きが見られるが、優秀な研究者を惹きつけていくためには、研究者の処遇のみならず、可能な限り言語の壁を低くするなど、多様なバックグラウンドを持つ者ができるだけ快適に教育・研究を継続できる環境を構築することが不可欠であり、国際卓越研究大学のように世界最高水準の研究の展開とイノベーションの牽引をミッションとする国立大学法人等においては、法人内の高度な国際化を進めることが求められる。

また、国立大学は、自律的・持続的に国際競争力・通用性やイニシアティブを維持・向上できるよう、外国人留学生受入れに伴う体制整備に係るコスト増について適切な負担を外国人留学生に求めていくことも必要となる。なお、多様性・流動性を確保する観点からは、性別や年齢、特定の国・地域に偏らず幅広い学生・教職員等が集まる多様な場を実現することが必要であり、学生や教職員のリクルートに当たっては留意することが必要である。

②博士等の高度人材の育成

国立大学法人等においては、これまで、我が国の知を支える博士をはじめとする研究人材の養成に大きな貢献を果たしてきており、18歳人口が減少する中、我が国の知の総和を向上させていくためにも、引き続き、この役割が期待される。一方で、

¹³ 学生の「派遣や受入れ」「往来」を意味する。「student mobility」という形で OECD 等でも一般的に使用されている。

近年、我が国の博士号取得者数は微増傾向にあるが、依然として諸外国と比して低い状況に留まっており、2040年における人口100万人当たりの博士号取得者を世界トップレベルに引き上げる国の目標も踏まえ、各国立大学法人等のミッションや機能強化の方向性に沿って、従来の高等教育の概念を変え、大学院修了の標準化を視野に入れた検討や、博士後期課程への進学による経済的不安を支援する取組の充実・強化を行うことが期待される。また、博士課程修了者が社会において広く活躍できるよう、その環境の整備に努めることも期待される。

特に世界最高水準の研究の展開とイノベーションの牽引をミッションとするような国立大学法人等については、学部から大学院へと学生定員や教員をシフトさせ、他大学の学生を大学院で受入れ、育成していく形へと教育の仕組みを変革していくことが求められる。

また、博士人材が多様なフィールドで活躍できるよう、博士人材の社会的評価の向上と認知の拡大を進めるとともに、博士課程における教育内容について、社会のニーズの変化も踏まえて戦略的に変革していくことが求められ、企業との共同課題に取り組むPBL¹⁴の実施等、産学が連携したプログラムの展開、外国の大学等、環境の異なる挑戦の場に学生を派遣し、指導教員を超えていくような挑戦の機会の付与などの工夫を行うことに加えて、キャリア支援のための組織的な支援体制の整備やインターンシップ等の機会の創出、修了後の進路、ロールモデルの把握・公表等の取組を充実することも求められる。

③社会に開かれたリカレント教育の実施

我が国の産業等の持続的な発展や社会において新たな価値を生み出していくためには、リスキリングに留まらず、リカレント教育¹⁵を行っていくことが求められるが、我が国においては、例えば社会人学生数は諸外国に比べて低水準に留まるなど、必要性が十分に認識されているとは言えない状況にある。

この背景には、我が国の企業においては、長年、企業内教育・終身雇用といった雇用労働慣行が続いてきたことにより、社会人が社外で学ぶ機会を求める必要がなかったことにも起因すると考えられるが、国立大学法人等においても、法人のミッションや強み・特色に応じて、自大学が貢献できると考えられる事柄について、社会が抱える人材ニーズ等の調査と分析を行った上で、その規模や内容に応じた社会人教育を行う体制を整備する視点を持つことが今後重要になってくる。

¹⁴ Project Based Learning（課題解決型学習）

¹⁵ 時代のニーズに即して職業上新たに求められる能力・スキルを身に付けること（リスキリング）や、現在の職務を遂行する上で求められる能力・スキルを追加的に身に付けること（アップスキリング）の双方を含むとともに、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しも含むもの。

このため、リカレント教育に力を入れる分野等を有する法人においては、産業界や地域のニーズ等を踏まえた上で、関連する機関とともに、リカレント教育に必要なリソースや魅力的な環境を確保・構築しつつ、受益者への適切なコスト負担を求めることで、持続的な体制の形成・発展に取り組むことが求められる。

④教育の質向上に向けた大学間の連携

地域における高等教育機会を確保していく観点から、特に、公私立大学の数や種類が限られた地方に所在する国立大学においては、地域産業等の中核となる高度専門人材、さらには地域経済を支え、地域活性化の担い手となる地域中核人材等の育成など、地域の人材育成インフラのハブとしての役割を果たすことが求められる。このことを踏まえ、自らが率先して公私立大学をはじめとした地域の高等教育機関とともに、オンラインも活用しつつ、地域の大学に所属する学生に、より多様な教育プログラムを提供できる仕組みを整備することが期待される。

また、各国立大学自らも、教育・研究組織の見直しに伴い、十分な教育課程が自大学のみでは提供できなくなる恐れもあることから、地域における知の拠点として、地域の他大学や、大都市に所在する大学との連携強化に向けたネットワーク形成・強化等の取組を進め、より多くの教育コースを提供していくことができる体制を構築していくことが求められる。

⑤教育の適切な価値付けと便益を受ける主体間での負担・投資の考え方・留意点

教育の質の向上に向けた取組等に伴い、学生の教育コストも上昇していくことが想定されるが、学生にとっては、これまでにない経験や、将来の職業につながる基盤を得る上での投資の側面がある。また、社会にとっては、将来的な学生の活躍により、社会経済が活性化するという投資の側面がある。

この観点も踏まえつつ、教育コストをどういった主体がどういう考え方で負担していくかについては、教育コストがどの程度のものとなっているかを可視化するとともに、卒業後の学生の便益がどの程度であるかということも可視化し、具体的にわかりやすく学内外に積極的に発信していくことなども通じて、個人・保護者負担と社会による負担の在り方について社会全体での理解を深めていくことが必要である。

なお、国においては、それらを踏まえた公財政支援の在り方を検討するとともに、現在実施している高等教育の修学支援新制度による効果などを見定めつつ、必要な個人・保護者負担の軽減に取り組んでいくことが求められる。

(5) 研究力の強化に向けた取組

①研究の幅の確保

国立大学法人等は我が国の多様な研究の基盤を支えてきており、今後ともそのような役割が期待されるが、近年、我が国の研究領域においては、いわゆるスモールアイランド型¹⁶と言われる新たな芽となる挑戦的な研究領域への参画が活発ではないとの指摘もあり、世界トップレベルの研究拠点としてのミッションが期待される国立大学法人等においては、研究の多様性確保の観点から、これらの分野への積極的な投資を行っていくことが期待される。

また、我が国の大学等の研究力を総体として向上させるため、このような国立大学法人等においては、大学等の強みや特色を伸ばし、学問の進展、社会の変化に応じて次々に生じる新たな学問分野や融合領域に迅速に対応する研究体制を構築するためのシステム改革や、高度な研究マネジメント（研究開発マネジメント人材・技術職員等の専門人材、施設・設備・機器の共用等）の体制構築を行うことも求められる。

その際、自法人だけで体制を構築するのではなく、組織ごとの取組に加え、大学や大学共同利用機関同士、他機関との連携を図り、取組の多様性を確保しつつ、確実かつ継続的・安定的に推進するという視点も持つことが必要となる。

②若手研究者・研究開発マネジメント人材等の育成・確保と国際的流動性の確保

各国立大学法人等においては、前述の機能強化に応じた「人事戦略の構築」でも言及したとおり、各法人のミッションや機能強化の方向性に沿って、教育・研究組織や教職員配置の見直しを進めることが求められるが、現在、国立大学法人等においては、若手研究者の構成割合が低い状況が指摘されており、積極的に、年齢構成のバランスや研究パフォーマンスの向上の観点からの業務分担を適正化していくことが求められる。

若手研究者等の育成・確保に向けては若手からトップ研究者に至るまで意欲ある研究者に魅力ある研究環境を提供するとともに、安定した環境の下、挑戦的な研究に打ち込める環境を整備していくことが必要であり、若手研究者への支援強化・処遇改善を進めていくことが求められる。特に、優秀な若手研究者については PI¹⁷と

¹⁶ 研究領域を他の研究領域との関与の強さ、継続性などでマッピングした場合に他の研究領域との関与が弱く、継続性がない研究領域を指す。小規模な研究が多く、最も研究数が多いため、入れ替わりが活発な領域であり、新たな研究の芽となる可能性のある研究領域と言われる。

¹⁷ Principal Investigator。研究代表者

して登用を行うなど、慣習に縛られずに、能力による適切な評価とポストの配分を行っていくことが求められる。

若手研究者等の活躍の場・機会の拡大、また、流動性確保を進めるにあたっては、外国の大学等、それまでとは異なる挑戦の場に身を置き、指導教員を超えていくような挑戦を後押しする環境を提供していくことや、自ら強みを有する分野等において企業等との組織的な連携・協力や共同研究等に取り組むとともに、クロスアポイントメント制度等を活用した人材交流等の取組を積極的に推進することも必要である。医学の分野においては、地域の中核的な病院等で臨床を主たる業務とする若手医師が継続して研究に携わる環境を醸成することも、若手研究者の育成に重要な視点と考えられることから、若手医師に関する人事の仕組みの工夫が図られることも期待される。

また、研究開発マネジメント人材や技術職員等を含めた研究推進体制の構築も重要である。その際、こうした人材の活躍を促進するための処遇改善、職階制度や人事評価等のキャリアパス構築、研修プログラムの実施などによる計画的な育成と確保を行っていくことが求められる。

さらに、昨今の情勢変化も踏まえれば、世界最高水準の研究の展開とイノベーションの牽引をミッションとする国立大学法人等については、諸外国からの優秀な人材の招へいに、より積極的に対応していくことが求められる。そのためには、国際研究ネットワークを一層強化していくことも必要であり、政府関連在外拠点も活用しつつ、機関の枠を超えた国際頭脳循環や国際共同研究を推進するとともに、組織的な研究力の向上に向けて、企業研究者や若手研究者、女性研究者、外国人研究者など多様性に富んだ研究環境を構築していくことが求められる。

③研究ネットワークの強化

国際卓越研究大学制度や地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）に選定された大学をはじめ世界最高水準の研究の展開とイノベーションの牽引をミッションとする大学には、多様な研究大学等との連携を強化し、我が国の研究力向上を牽引していくことが求められるとともに、研究のハブとしての役割を果たしていくことが期待される。

大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点については、各大学における研究者の高度な研究基盤へのアクセスが必ずしも十分ではないことから、それぞれが目指す機能強化の方向性に基づき、組織間ネットワークの強化や、組織・分野を超えた連携・人材流動のハブ機関としての機能強化により、研究の幅や裾野の拡大を図っていくことが求められる。

その際、大学共同利用機関については、我が国の学術研究の発展を牽引し、研究

力強化を支える機関として、その意義、成果や課題を整理しつつ、検証を行い、その結果等を踏まえ、組織改革も含めたこれからの在り方等について、より我が国全体の研究活動が活性化し、発展するために必要な見直しを実施し、具体的な検討を行うことが求められる。また、我が国の研究力強化に向け、研究基盤の抜本的な強化による研究の創造性・効率性の最大化を図るべく、AI 時代にふさわしい科学研究の在り方への変革が求められており、大規模集積研究基盤の整備・運用、集積される設備等の自動化・自律化・遠隔化等、情報基盤の強化や AI for Science に向けて取り組むことが重要なものとなっている中、こうした機能を有する大学共同利用機関においては、変革の原動力となれるよう共同利用・共同研究拠点や研究開発法人等との連携を含め、既存の枠組みを超えて機能強化を図っていくことが求められる。

さらに、世界最高水準の研究の展開とイノベーションの牽引をミッションとする国立大学法人等においては、先端的な共用研究設備等と技術専門人材による共用拠点を形成し、全国ネットワークを構築するとともに、共用の場を活かして、研究の進展を牽引する先端計測・分析機器等の開発を推進することが期待される。

④研究インテグリティ・研究セキュリティの確保

国立大学法人等がその活動を適正かつ持続的に進めていくため、引き続き、コンプライアンスの徹底及び危機管理体制の機能の充実・強化に努めるとともに、複雑な国際情勢の下で研究開発環境がグローバル化の進展に合わせて変化する中で、経済安全保障とオープンイノベーションを両立していくことが求められる。

科学技術・イノベーションの振興のためには、オープンで自由な研究環境を確保しつつ、多様なパートナーとの国際共同研究を強力に推進する必要がある一方で、研究の不正流用や技術流出のリスクも指摘されている。諸外国の研究機関等と対等な立場で国際共同研究を推進するためには、安全保障貿易管理や研究インテグリティ¹⁸の取組の徹底による経済安全保障上の重要技術の流出防止を図ることに加え、研究セキュリティの確保に係る取組の高度化を推進することが求められる。

⑤研究の適切な価値付けと便益を受ける主体間での負担・投資の考え方・留意点

物価上昇に伴い、研究コストも上昇していくことが想定されるが、社会にとっては、深い基礎研究に支えられた研究成果が、人類や社会経済の課題解決につながるイノベーションを生むことや、個々の企業との共同研究では当該企業だけでは生み出せなかった新たなサービスや製品等に結実するといった投資の側面がある。この観点も踏まえつつ、研究コストをどういった主体がどういう考え方で負担していく

¹⁸ 研究インテグリティは、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性を意味する。（統合イノベーション戦略推進会議「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3（2021）年4月））

かについては、研究コストがどの程度のものとなっているかを可視化するとともに、その便益について、社会や直接のステークホルダーに積極的に発信し、特に個々の共同研究等については、その負担と投資の考え方を、共同研究先の企業等と認識の共有を図ることが必須である。

3. 国立大学法人等への支援の考え方

(1) 社会情勢の変化を踏まえた運営費交付金等による支援

国立大学法人運営費交付金及び施設整備費補助金は、法人化以降、各法人のミッションを安定的・継続的に支える基盤的な資金として機能してきた。しかしながら、国立大学法人運営費交付金については近年、同程度の予算額で推移するとともに、施設整備費補助金については補正予算と併せて1,000億円程度で推移しており、足元の物価上昇によって実質的な目減りが生じている。

冒頭でも示した通り、国立大学法人等のミッションは、世界最高水準の研究の展開とイノベーションの牽引、高度専門人材の育成、地域産業の振興という、成長戦略に不可欠なものである。これらのミッション実現を担う、意欲と能力を備えた人材が集まり、その力を十分に発揮できる環境の構築に向けて、安定的・継続的な活動を支える運営費交付金等の基盤的経費は、極めて重要な役割を果たしている。

このような重要性に加え、物価や賃金が上昇していく我が国の経済環境の変化や、我が国よりもはるかに速いスピードで同様の動きがある国際社会の中での国際頭脳循環に我が国もより深く参画していくことが不可欠であることを踏まえ、社会のイノベーションを牽引する視点から、直近では、各国立大学法人等が中期目標や中期計画に掲げるミッションや機能強化を十分に果たすことができるよう、運営費交付金等の充実の必要性が大学や経済団体からの提言¹⁹において言及されている。

国立大学法人等が掲げるミッションや機能強化の方向性は2. で記載したとおり、社会の大きな転換点を迎えるに当たり、改めて見直しを行い、それに沿った思い切った改革を実行していくことが必要であるとともに、基盤的経費についても、適切なインセンティブ設計の下、そのような各法人の改革を促進しつつ、ミッションや機能強化の方向性に沿った活動を安定的に支援していくことができるよう、その在り方を見直していくことが求められる。その際の基本的な視点としては、例えば、

- ・各法人が掲げるミッションや機能強化の方向性に沿った活動に安定的に取り組むことができるよう、基盤的経費の配分額について中期目標期間中の見通しを立てやすい明快な配分ルールを構築すること
- ・上記の考え方をベースとしつつ、各法人が掲げるミッションや機能強化の方向性に応じた取組の成果について、指標等を基に何らかのインセンティブを持た

¹⁹ 「国立大学協会声明 ―我が国の輝ける未来のために―」（令和6年6月7日 （一社）国立大学協会）、「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」（令和7年3月31日 （一社）国立大学協会）、「FUTURE DESIGN 2040「成長と分配の好循環」 ～公正・公平で持続可能な社会を目指して～」（令和6年12月9日 （一社）日本経済団体連合会）、「スタートアップエコシステムの更なる拡大に向けて」（令和6年7月24日 （公社）経済同友会）

せる仕組みを入れるとともに、その成果を測るに当たっては、大きな改革を進める観点と、シンプルな評価の仕組みとする観点を持つこと

- ・最低限必要と考えられる教育研究をベースとした経費については、社会経済状況の変化に左右されず活動ができるよう、物価等の変動に対応させる観点も含め、安定性をより向上させた仕組みとすること

が考えられ、具体的な制度設計は、新たに文部科学省に設置する、第5期中期目標期間（令和10～15年度）における運営費交付金の在り方に関する会議体において議論を深めることを期待する。

また、足元の物価や賃金の上昇により、研究者や職員の採用で競合する民間企業や公務員の賃上げに準じた対応をとることが経営上困難と判断せざるを得ない状況や、教育・研究の現場における施設や設備の更新の停滞等が生じており、このような状況を放置すれば、我が国の知の拠点たる国立大学法人等の役割を果たせなくなるとの危機感がある。このことを踏まえれば、近年の物価・人件費の上昇等も踏まえつつ、科学のフロンティア開拓及び我が国の研究力強化のため、第4期中期目標期間（令和4～9年度）においても、国立大学法人運営費交付金や施設整備費補助金等の基盤的経費を着実に確保していくことが強く求められる。

特に附属病院については、令和6年度の決算において全体として285億円の赤字が生じる見込みであり、現在の状況を放置すると、附属病院の経営が成り立たず、地域医療に深刻な影響を及ぼすことが想定される。附属病院に関しては、2.（3）②で言及した見直しを進め、経営改善に取り組んでいくことが求められるが、現下の深刻な状況を踏まえると、診療に係る経費について、診療報酬等で対応することを基本としつつも、附属病院が行う高度先進医療等は特にコストの増加が指摘されていることから、大学病院が担う教育・研究やその前提となる経営基盤の強化といった観点も含めて、緊急的に附属病院への支援を検討することが求められる。

（2）地域社会を先導する人材の育成と地域産業の振興を行う国立大学への支援

今後、2. で記載した内容に基づき各国立大学法人等が第5期中期目標期間に向けた見直しを進めることが期待されるが、その際、国においては、ミッションや機能強化の方向性に応じて一律の見直しを求めるのではなく、我が国の高等教育の均衡ある発展の観点から、国立大学による地域社会を先導する人材の育成と地域産業の振興のミッションを踏まえた見直しを求めることが必要である。特に、学部学生定員について、教育の質を持続的に確保しつつ、単純に18歳人口の減少に併せて規模を縮小するということではなく、都市から地方へと人の流れを変えていくという視点を持ち、学部定員の設定等を行うことが求められる。

地方国立大学において、教育面においては、地域における様々な機関における人材の供給拠点としての役割も果たしており、今後ともその役割を域内の他の高等教育機関との連携も行いながら果たしていくことが期待される。立地自治体や産業界等も巻き込んだ上で、地域構想推進プラットフォーム²⁰において中心的な役割を果たすとともに、それに対する支援を充実していくことが望まれる。

また、研究面においては、地域の産業を支える特色ある研究の進展が見られるとともに、今後、地域における新しい産業を育成していく核としての役割も期待される。国において、そのような地方国立大学の役割に配慮した支援を検討するとともに、立地自治体と連携して地方国立大学としての役割を積極的に果たす法人への支援も充実していくことが望まれる。

なお、地方国立大学の附属病院は、地域への医師の輩出・交流等による地域医療人材の再教育の機能等を含め、地域医療における最後の砦とも言え、この機能不全は地域医療の崩壊を意味する。このことから、特に地方国立大学への附属病院の支援に当たっては、地域医療提供体制における役割等も考慮することが必要である。

(3) 大学の機能強化を促進するための施策

国立大学法人等の教育・研究を支えていくためには、基盤的経費である運営費交付金以外にも、各法人の教育・研究の質を高めていく観点から、様々な競争的研究費の確保に努めていくことが期待されるが、機関等向けの競争的研究費については、教育・研究を支援することだけに留まらず、採択の条件や配分の仕組みなどにおいて、2. で記載したような大学の改革が進むような仕組みとしていくことが求められる。

一方、法人化以降、国立大学法人等の収益に占める競争的研究費等外部資金の割合は増加しているが、研究費獲得の申請書類の作成等にかかる負担感の増加や萌芽的研究の伸び悩みなども指摘されており、国においては、基盤的経費と競争的研究費の役割を踏まえたファンディングの在り方の見直しを通じ、各国立大学法人等の教育・研究のパフォーマンスの最大化に向けた環境構築を図っていくことが必要である。その際、競争的研究費で整備した教育の質の向上や研究力強化に向けた取組が競争的研究費による支援の終了後も各国立大学法人等において継続されるよう、国際卓越研究大学制度や地域中核・特色ある研究大学強化促進事業といった新しい支援枠組みの成果等も踏まえつつ、その内容に応じて、大学の財務基盤を支える仕組みについて、法人や国において、それぞれの視点で検討、工夫するとともに実践

²⁰ 地域の高等教育機関や地方公共団体、産業界等の各地域の関係者が議論し、各地域で実効性のある取組を推進するための協議体

することが求められる。

また、2. (2) ③で記載したとおり、今後各国立大学法人等においては、自らが有する知の高付加価値化に努めていくことが期待されるが、それに当たり、様々な現行の規制を見直していくことが必要になると考えられる。

(4) 政府を挙げた大学支援策の検討

国立大学法人等は我が国の高等教育、学術及び科学技術・イノベーションを牽引するとともに、世界の知に貢献する機関であり、国立大学法人等の浮沈は我が国の未来を大きく左右する。また、1. 趣旨で述べたように、我が国の潜在力を活かし、「知・人への投資」の好循環を生み出していくためには、国立大学等をはじめとする高等教育への投資²¹や大学における研究力の強化に向けた投資を高めていくことが求められる。そのような視点に立った場合、国立大学法人等を支えるのは国においても文部科学省だけではなく、多くの府省庁がそれぞれの政策の目的に照らし、政府全体で国立大学法人等を支えていくという視点を持つことが必要である。

近年も、我が国の研究力向上の観点から、国際卓越研究大学制度や、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの策定等により、関連施策が推進されているが、多くの府省の観点から国立大学法人等を見たときに、その役割は研究だけではなく、様々な分野の高度人材育成や社会貢献と多岐にわたることから、国においては、国立大学法人等の知を最大限に政策に活かしていくとのスタンスに立つべきであり、各府省の政策課題に国立大学法人等の力を活かしていく体制を、文部科学省が中心となって関係府省と連携しつつ、構築していくことが期待される。

その際、各国立大学法人等のミッションや機能強化の方向性、また課題等について、各府省にはなかなか見えづらいという課題もあることから、そういったものへの理解が深まるよう、文部科学省においては、有用な情報の共有などを積極的に行っていくことが求められる。

また、多様な政策課題の解決等に向けて国立大学法人等の知が適切に活用されるということは、国立大学法人等において、そのベースとなる教育・研究の活動が持続的かつ発展的に行われていることが大前提となる。この点を踏まえれば、各府省においても、国立大学法人等のステークホルダーという範囲において、国立大学法人等への投資をしていくという観点が重要であり、適切なファンディングがなされ

²¹ 我が国の経済規模（GDP）に対して、高等教育への公財政支出は 0.7%と、OECD 諸国平均の 1.2%を下回り、OECD 諸国の中で極めて低い水準にある（令和 3（2021）年度）（OECD「Education at a Glance 2024」（令和 6 年 9 月））。

ることを求める。

このような考え方や取組は、政府内のみに留まらず、地方自治体や産業界から国立大学法人等への投資を促進する際にも共通する。併せて、産業界や個人からの投資を促進する政策として、現在、研究開発税制や寄附税制の優遇等の措置が活用されているが、その効果を検証するとともに、今後、国立大学法人等が様々なステークホルダーから投資を得つつ、必要な人材育成を展開するに当たっても、取組を促進する税制等の検討が行われることも期待する。

以上、国立大学法人等が、真の経営体として、社会の大きな転換点を迎えて不可欠な改革に取り組むとともに、各法人のミッションを踏まえた機能強化の方向性に沿って、文部科学省がその基盤をしっかりと支えつつ、国立大学法人等による社会経済の維持・発展に向けた活動が、各府省や自治体、産業界といった多様なステークホルダーがそれぞれの目的に応じて適切に投資がなされ、大学の活動と経営のダイナミクスを生むことを期待する。

国立大学法人等の機能強化に向けた検討会設置要綱

令和 6 年 7 月 1 0 日
文部科学事務次官決定

1. 趣旨

平成 16 年度に実施された国立大学の法人化は、明治以来 130 年間、国の機関として位置づけられていた国立大学を独立した法人とすることにより、自律的な環境の下で国立大学を一層活性化し、優れた教育や特色ある研究に向けてより積極的な取組を促し、より個性豊かな魅力ある国立大学を実現することを目的として行われた。

この目的を踏まえ、法人化以降、規制緩和等を通じた大学の裁量拡大や、学外者の参画をはじめとした多様な視点を取り込むことによる経営機能の強化等を図ってきており、教育・研究活動の活性化や経常収益の拡大等の成果が見られるところである。

一方、大学関係者からは、教育、研究、及びこれらの成果を活かした社会貢献の機能を維持・強化する上で必要な資金の確保等に関して、大学を取り巻く財務環境の悪化への懸念等が示されている。また、近年、相対的に低下している我が国の研究力については、その主要な担い手である大学等の研究力の強化に向けた取組も進めているが課題も存在している。

我が国の経済がデフレから完全に脱却し、成長型の経済の実現に向けて政策が進められていること、また、為替が円安基調で推移していることや急速な少子化の進行等、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を取り巻く国内外の環境に大きな変化が生じてきている今、法人化の成果や課題の現状について分析を行うとともに、国立大学法人等が全体としてその機能を強化し、その役割をしっかりと果たしていくことができるよう、具体的な対応策を検討するため、本検討会を設置する。

2. 検討事項

(1) 法人化から 20 年を経た、以下の現状分析について

- ① 財務の状況
- ② 規制緩和された制度の活用状況
- ③ 人事給与マネジメント改革の状況
- ④ その他教育研究等の活性化に関する取組状況

(2) 現状及びその分析を踏まえた今後の対応策について

3. 構成員等

- (1) 本検討会の委員は、国立大学法人等に関する学識経験者や法人運営に関する実践的知識を有する者として、別紙に掲げる者とする。
- (2) 本検討会には、必要に応じて、別紙以外の有識者を参画させることができる。

4. 実施期間

令和6年7月10日から令和8年3月31日まで

5. その他

この検討会に関する庶務は、関係局課の協力を得つつ、高等教育局国立大学法人支援課及び研究振興局大学研究基盤整備課において処理する。

国立大学法人等の機能強化に向けた検討会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

(◎：座長、○：座長代理)

- | | | |
|---|-------|----------------------|
| ◎ | 相澤 益男 | 公益社団法人科学技術国際交流センター会長 |
| | 上山 隆大 | 内閣府本府参与 |
| | 樫谷 隆夫 | 公認会計士・税理士 |
| | 川合 眞紀 | 大学共同利用機関法人自然科学研究機構長 |
| | 永井 良三 | 自治医科大学学長 |
| | 服部 泰直 | 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長 |
| | 平子 裕志 | ANA ホールディングス株式会社特別顧問 |
| | 福原 紀彦 | 日本私立学校振興・共済事業団理事長 |
| ○ | 森田 朗 | 一般社団法人次世代基盤政策研究所代表理事 |
| | 柳川 範之 | 東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授 |

国立大学法人等の機能強化に向けた検討会 開催経緯

【第 1 回】令和 6 年 7 月 30 日（火）10:00～12:00

○本検討会の運営について（座長選任等）

○国立大学法人等の現状について

【第 2 回】令和 6 年 9 月 2 日（月）14:00～16:00

○国立大学法人等の現状について

【第 3 回】令和 6 年 9 月 30 日（月）10:00～12:00

○国立大学法人等の現状について（研究力関係）

【第 4 回】令和 6 年 11 月 1 日（金）13:00～15:00

○国立大学法人等の現状について（教育関係）

【第 5 回】令和 6 年 11 月 26 日（火）14:00～16:00

○国立大学法人等の現状について（論点整理等）

【第 6 回】令和 6 年 12 月 24 日（火）16:00～18:00

○国立大学法人等の機能強化に向けての論点整理（案）

～「国立大学法人等の機能強化に向けての論点整理」（令和 7 年 1 月 15 日）～

【第 7 回】令和 7 年 3 月 6 日（木）13:30～15:30

○今後の検討スケジュールについて

○国立大学法人からのヒアリング（東京科学大学、東海国立大学機構）

【第 8 回】令和 7 年 4 月 7 日（月）15:00～17:00

○国立大学法人からのヒアリング（東北大学、島根大学）

【第 9 回】令和 7 年 5 月 12 日（月）16:00～18:00

○国立大学法人等からのヒアリング（東京学芸大学、一般社団法人国立大学協会）

【第 10 回】令和 7 年 6 月 17 日（火）16:00～18:00

○これまでの議論の整理

【第 11 回】令和 7 年 7 月 1 日（火）15:00～17:00

○国立大学法人等に係る他の有識者会議の検討状況（今後の医学教育の在り方に関する検討会、今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議）

○改革の方針（素案）について

【第 12 回】令和 7 年 8 月 26 日（火）14:30～16:30

○改革の方針（案）について

10.我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）について

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）概要

中央教育審議会（令和7年2月21日）

1. 今後の高等教育の目指すべき姿

- 社会の変化 …世界：環境問題やAI進展等、国内：**急速な少子化**
- 高等教育を取り巻く変化 …学修者本位の教育への転換等

大学進学者数推計 62.7万人 ▶ 59.0万人 ▶ **46.0万人**（約27%減）
（出生低位・死亡低位）（2021）（2035）（2040）

我が国の「知の総和」の向上

目指す未来像の実現のためには、
「知の総和」（数×能力）を向上することが必須

- 目指す未来像 …一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさ(well-being)の実現を核とした、**持続可能な活力ある社会**
- 育成する人材像 …持続可能な活力ある社会の担い手や創り手として、**真に人が果たすべきことを果たせる力を備え、人々と協働しながら、課題を発見し解決に導く、学び続ける人材**

高等教育政策の目的

質の向上

規模の適正化

アクセスの確保

重視すべき観点

- ①教育研究の観点（文理横断・融合教育等） ②学生への支援の観点
③機関の運営の観点 ④社会の中における機関の観点（地方創生）

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

教育研究の「質」の更なる高度化

- ①学修者本位の教育の更なる推進
 - ✓ 出口における**質保証**（厳格な成績評価・卒業認定）
 - ✓ **教育の質を評価する新たな評価制度**へ移行 等
- ②多様な学生の受入れ促進
 - ✓ 留学生の**定員管理見直し、技術流出防止対策の徹底**
 - ✓ 通信教育の制度改善 等
- ③大学院教育の改革
 - ✓ 学士・修士5年一貫教育の大幅拡充 等
- ④研究力の強化
 - ✓ 業務負担軽減 等
- ⑤情報公表の推進
 - ✓ 大学間比較できる**新たなデータプラットフォーム（Univ-map(ユニマップ）（仮称））**を新構築

高等教育全体の「規模」の適正化

- ①高等教育機関の機能強化
 - ✓ 意欲的な改革への支援（規模縮小しつつ、質向上、大学院へのシフトに取り組む大学等への支援）
 - ✓ **連携**推進（大学間連携をより緊密に行うための仕組み導入）
- ②高等教育機関全体の**規模の適正化**の推進
 - ✓ **厳格な設置認可**審査（要件厳格化、履行が不十分な場合の私学助成減額・不交付）
 - ✓ **再編・統合**の推進（定員未充足や財務状況が厳しい大学等を統合した場合のペナルティ措置緩和、再編・統合等を行う大学等への支援）
 - ✓ **縮小**への支援（一時的な減定員を容易にする仕組み創設）
 - ✓ **撤退**への支援（卒業生の学籍情報の管理方策構築）

高等教育への「アクセス」確保

- ①**地理的観点**からのアクセス確保
 - ✓ **地域構想推進プラットフォーム（仮称）**（アクセス確保策・地域の人材育成について議論を行う協議体）の構築
 - ✓ **地域にとって真に必要な**一定の質が担保された高等教育機関への支援
 - ✓ **地域研究教育連携推進機構（仮称）**（大学等連携をより緊密に行うための仕組み）の導入
 - ✓ **地方創生**の推進（国内留学、サテライトキャンパス等）
- ②**社会経済的観点**からのアクセス確保
 - ✓ 経済的支援の充実（高等教育の修学支援新制度等の着実な実施、企業等の代理返還の推進）
 - ✓ 高等教育機関入学前からの取組促進

3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方

機関ごとの違い・特色を生かしつつ、自らの役割を再定義して改善

設置者別の役割・機能を踏まえ刷新

- 国立：学部定員**規模の適正化**（修士・博士への資源の重点化等）、**連携、再編・統合検討**、地域のけん引役
公立：定員**規模の適正化**（見直しも含めた地域との継続的対話、安易な公立化の回避）
私立：教育・経営改革や連携を通じた機能強化
規模適正化の推進
（設置認可厳格化、再編・統合、縮小、撤退）

4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方

- ①高等教育の**価値**を問い直し、②教育研究の高度化や情報公表により**社会の信頼**を高め、③高等教育機関の**必要コスト**を算出し、④**公財政支援、社会からの投資等、個人・保護者負担**について**持続可能な発展に資するような規模・仕組みを確保**する。

短期的取組

公財政支援の充実
社会からの支援強化
個人・保護者負担の見直し

中長期的取組

教育コストの明確化・負担の仕組みの見直し
高等教育への**大胆な投資を進めるための新たな財源の確保**

上記1～4までを踏まえた、制度改革や財政支援の取組や今後10年程度の工程を示した**政策パッケージ**を策定し、具体的方策の実行に速やかに着手

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨①

中央教育審議会（令和7年2月21日）

1. 今後の高等教育の目指すべき姿

直面する課題

社会の変化 世界：環境問題、国際情勢の緊張化、AI進展 等
国内：急速な少子化、労働供給不足

高等教育を取り巻く変化 学修者本位の教育への転換等

大学進学者数推計 62.7万人 ▶ 59.0万人 ▶ **46.0万人**（約27%減）
（出生低位・死亡低位） (2021) (2035) (2040)

未来像・人材像

目指す未来像

一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさ(well-being)の実現を核とした、**持続可能な活力ある社会**

育成する人材像

持続可能な活力ある社会の担い手や創り手として、**真に人が果たすべきことを果たせる力**を備え、人々と協働しながら、課題を**発見し解決**に導く、学び続ける人材

高等教育が目指す姿

我が国の「知の総和」の向上

- 目指す未来像の実現のためには、「**知の総和**」（数×能力）を向上することが必須
- 「**知の総和**」の向上のためには、教育研究の質を上げ、意欲ある全ての人々が高等教育を享受できるよう社会的に適切な規模の高等教育機会を供給し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることが必要

高等教育政策の目的

「質」の向上 : 教育研究の質の向上を図ることであり、学生一人一人の能力を最大限高めること

「規模」の適正化 : 社会的に適切かつ必要な高等教育機会の量的な確保

「アクセス」確保 : 地理的・社会経済的な観点からの高等教育の機会均等の実現

3つの目的（価値）は、常に調和するわけではなく、トレードオフの関係になることもあり得るため、価値の選択と調整が必要

急速な少子化等を踏まえた高等教育全体の「規模」の適正化を図りつつ、それによって失われるおそれのある「アクセス」確保策を講じるとともに、「規模」の縮小をカバーし、知の総和を向上するために教育研究の「質」を高める

重視すべき観点



①教育研究の観点

- ア. 未来社会を担う人材に必要な資質・能力の育成（**文理横断・融合教育**等）
- イ. **成長分野**を創出・けん引する人材等の育成
- ウ. **デジタル化**の推進（AI活用等）
- エ. 国際競争の中での**研究力**強化



②学生への支援の観点

- ア. 学生の**多様性・流動性**の向上（留学生、社会人、障害のある学生等）
- イ. 学生への**経済的支援**充実（社会全体で支える学生の学び）



③機関の運営の観点

- ア. 高等教育機関の**多様性**確保
- イ. 高等教育機関の**運営基盤**の確立（ガバナンス改革等）
- ウ. **国際化**の推進（留学モビリティ拡大等）



④社会の中における機関の観点

- ア. **社会**との接続・連携強化
- イ. 人材育成等を核とした**地方創生**の推進
- ウ. **初等中等教育**との接続の強化
- エ. **情報公表**による信頼獲得

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨②

中央教育審議会（令和7年2月21日）

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

①

（1）教育研究の「質」の更なる高度化

1 学修者本位の教育の更なる推進

ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善

- 学生が主体的・自律的に学修するための環境構築
 - 教学マネジメント指針の見直し
 - 同時履修科目の絞り込み促進
 - レイトスペシャライゼーションを促進するための定員管理制度の弾力化等
- 「**出口における質保証**」の促進
 - 厳格な成績評価や卒業認定の実施
 - 成績優秀者への称号授与等
- 高大接続を踏まえた大学入学者選抜等の改善
- 遠隔・オンライン教育の推進

イ. 新たな質保証・向上システムの構築

- 大学設置基準及び設置認可審査の見直し
 - 基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善
- 認証評価制度の見直し**
 - 在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのか等を含む教育の質を数段階で評価する**新たな評価制度**への移行

2 多様な学生の受入れ促進（外国人留学生や社会人等）

ア. 多様な学生の受入れ促進

- 多面的・総合的な入学者選抜の推進
- 転編入学等の柔軟化
 - **転編入学の増加**を図るための**定員管理の見直し**等
- 障害のある学生への支援等

イ. 留学モビリティ拡大

- 外国人留学生等の受入れや日本人学生の派遣の推進、国際化のための体制整備
 - 経済的支援の充実
 - 多文化共修環境整備
 - **留学生の定員管理方策の制度改善**等
- 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化等

ウ. 社会人の学びの場の拡大

- 教育環境の整備
 - 産業界と連携した教育プログラム開発
- 産業界・地方公共団体等との組織レベルでの連携推進

エ. 通信教育課程の質の向上

- 時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方を見直し
 - **通信教育課程の更なる質の向上のための制度改善**や学生支援に向けた検討等

3 大学院教育の改革

ア. 質の高い大学院教育の推進

- 体系的な大学院教育課程の編成の推進
 - 修士・博士5年一貫プログラムの構築（特に自然科学系）等
- 学士課程から博士課程までの連続性向上・流動性促進
 - **学士・修士5年一貫教育の大幅拡充（特に人文・社会科学系）**等

イ. 幅広いキャリアパスの開拓推進

- 多様なフィールドで一層活躍するための環境構築、多様な進学者の受入れ促進
 - 学位の質保証を前提とした社会人の修士・博士の1年での学位取得推進等

4 研究力の強化

○研究の質向上に向けた研究環境の構築

- 研究開発マネジメント人材等の量的不足解消・質向上
- 大学共同利用機関等の機能強化等

○研究環境の低下要因を取り除くための**業務負担軽減**の推進

- 研究と教育それぞれに重点を置く教員の活用促進
- 形式的な会議の見直し等

5 情報公表の推進

○情報公表の内容・方法の改善

- 高等教育機関の情報を横断的に比較できる**新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））**の構築

○全国学生調査の活用



我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨③

中央教育審議会（令和7年2月21日）

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策②

（2）高等教育全体の「規模」の適正化

1 高等教育機関の機能強化

- 意欲的な教育・経営改革を行うための支援
 - 一定の規模縮小しつつ、質向上、大学院へのシフトを行う大学等への支援
 - デジタル、グリーン等の成長分野への学部転換支援等の強化
 - 職員の高度化の促進 等
- 高等教育機関間の**連携**の推進
 - 大学等連携をより緊密に行うための仕組みの導入や支援策の検討 等

2 高等教育全体の規模の適正化の推進

- 厳格な設置認可審査**への転換
 - 審査時の財産保有要件や経営状況に関する要件厳格化
 - 設置計画の履行が不十分な場合の私学助成減額・不交付 等
- 再編・統合**の推進
 - 定員未充足や財務状況が厳しい大学等を統合した場合のペナルティ措置緩和
 - 再編・統合を行う大学等への支援 等

- 縮小**への支援
 - 一時的な減定員を戻すことを容易にする仕組みの創設
 - 早期の経営判断を促す指導の強化 等
- 撤退**への支援
 - 在学生の卒業までの学修環境確保
 - 卒業生の学籍情報の管理方策の構築
 - 残余財産帰属の要件緩和 等

（3）高等教育への「アクセス」確保

1 地理的観点からのアクセス確保

ア. 地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築

- 地域のアクセス確保・人材育成のための協議体構築
 - 地域構想推進プラットフォーム（仮称）**（地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者が議論する協議体）の構築
 - 地方公共団体における高等教育振興担当部署の整備（連携窓口の明確化等）促進
 - 国における司令塔機能の強化 等
- 協議体での検討を促す仕組みの整備
 - 国による地域ごとの人口予測や分野ごとの産業・雇用環境の変化等の量的・質的な情報提供
 - コーディネーターの育成・配置 等
- 地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援
 - 協議体での議論を踏まえ、国が支援する仕組みの構築 等
 - 地域研究教育連携推進機構（仮称）**（大学等連携をより緊密に行うための仕組み）の導入

イ. 都市から地方への動きの促進等を通じた**地方創生**の推進

- 地方創生を進めるための高等教育機関への支援
 - 国内留学
 - 学生寮整備
 - サテライトキャンパス
 - キャンパス移転 等の取組推進 等
- 遠隔・オンライン教育の推進
 - 大学間連携による授業の共有化 等



2 社会経済的観点からのアクセス確保

- 個人への経済的支援の充実
 - 高等教育の修学支援新制度等の着実な実施
 - 企業等による代理返還の普及促進 等
- 高等教育機関入学前における取組促進
 - プッシュ型情報発信
 - アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）解消促進
 - キャリア教育促進 等

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨④

中央教育審議会（令和7年2月21日）

3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方

（１）機関別の役割：機関ごとの違い・特色を生かしつつ、自らの役割を再定義して改善

①大学（学士課程）	※「2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」を参照
②専門職大学・専門職短期大学	実践力・創造力を備えた専門職業人の育成促進
③大学院・専門職大学院	※2（1）「③大学院教育の改革」を参照
④短期大学	時代の変化に応じた役割を踏まえた短大自身の変革、専攻科修了者の進学ニーズを踏まえた制度改善
⑤高等専門学校	高専教育の高度化・国際化の推進
⑥専門学校	実践的な職業教育の推進、社会人・留学生の受入れ拡大

（２）設置者別の役割：役割や機能を踏まえつつ、**自らのミッション**を改めて見つめ直し、**時代の変化に応じて刷新**し、自らの将来を定めていく必要

①国立大学	社会を先導する人材を、地方をはじめ全国で育成するための教育機会の確保、国として継続的に実施すべき多様な研究の実施 ▶ 国立大学の学部定員規模の適正化（修士・博士への資源の重点化を図りつつ、国際化や地域のアクセス確保にも配慮）や連携、再編・統合の推進に向けた検討 ▶ 地域の高等教育機関のけん引役としての機能強化
②公立大学	地方公共団体の規模や実態、設置目的に応じた教育研究の実施 ▶ 地域の実態を踏まえた教育研究の実施や定員規模の適正化（見直しも含めた地域との継続的な対話、私立大学の安易な公立化の回避）
③私立大学	建学の精神に基づく多様性に富んだ教育研究の実施 ▶ 意欲的な教育・経営改革や連携を通じた機能強化 ▶ 規模適正化の推進（設置認可厳格化、再編・統合、縮小、撤退の支援）

（３）機能や特性等に着眼した政策の重視：それぞれの機能に即した高等教育機関の連携も含め、機能別分化の中で、教育研究の質向上につながる取組を設置者の枠を超えて支援

4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方

①高等教育の価値	高等教育は国力の源泉であり、 高等教育への投資は未来への先行投資
②高等教育への信頼	学生の満足度を高め、成長が得られるよう教育研究活動を高度化し、教育研究の成果や効果を社会に対して 情報公表
③必要コストの算出	教育コストを明確にした上で、社会に広くその必要性を訴えかけていくことが必要
④高等教育投資の在り方	公財政支援、社会からの投資・支援、個人・保護者負担 のどれか一つだけに依存するのではなく、それぞれについて、高等教育の 持続可能な発展に資するような規模・仕組みを構築

短期的取組（2～3年以内まで）	○ 公財政支援の充実 ▶ 基盤的経費助成の十分な確保 ▶ 競争的資源配分の不断の見直しと充実 ○ 社会からの支援強化 ▶ 代理返還制度の活用推進 ▶ 寄附獲得の促進 ○ 個人・保護者負担の見直し ▶ 個人・保護者負担の在り方について個人支援や機関補助とのバランスも勘案し検討
中長期的取組（5～10年程度）	○ 教育コストの明確化と負担の仕組みの見直し ▶ 授業料等の最低ライン設定や公的支援の仕組みの見直しに向けた検討 ○ 高等教育へ的大胆な投資を進めるための新たな財源の確保 ▶ 税制の在り方や寄附の充実等の検討

上記1～4までを踏まえた、制度改革や財政支援の取組や今後10年程度の工程を示した**政策パッケージ**を策定し、具体的方策の実行に速やかに着手

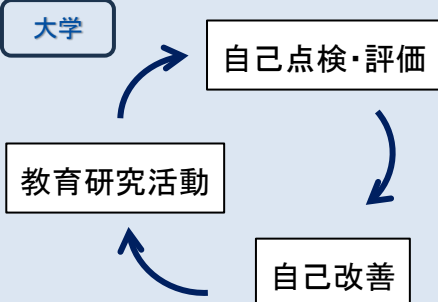
<参考1> 新たな評価制度への移行・データベース構築（イメージ）

現行の仕組み

制度見直しのイメージ

各大学の学内での取組 （内部質保証）

質の改善に向けた組織的な活動
の実施



現在の内部質保証システムの充実を図りつつ、新たな第三者評価への連動・活用を通じて内部質保証制度の更なる実質化を図る

第三者評価

現在の認証評価

対象：大学の教育研究等の総合的な状況（機関別評価）

結果：大学評価基準への適合状況を評価（適合・不適合）

新たな評価制度

対象：学部・研究科等

結果：教育の質を数段階で示す
・定性的評価
・教育情報データベースを活用した定量的評価

社会へのアカウンタビリティ

・大学自らの情報公表

・大学ポートレート（※）による各大学ごとの教育情報の公表

※各大学間の比較不可

・認証評価機関における認証評価結果の公表

・大学自らの情報公表の充実

・国民が分かりやすい評価結果の公表

・新たな評価におけるデータベースと連携した新たなデータプラットフォーム（※）の構築

※各大学間の比較可能

⇒学修者や進学希望者が各大学の教育力を把握できるような情報を公表

・全国学生調査の結果のフィードバック

新たな評価制度への移行を通じて、事務手続等の負担軽減を実施

<参考2> 高等教育機関全体の規模の適正化（イメージ）

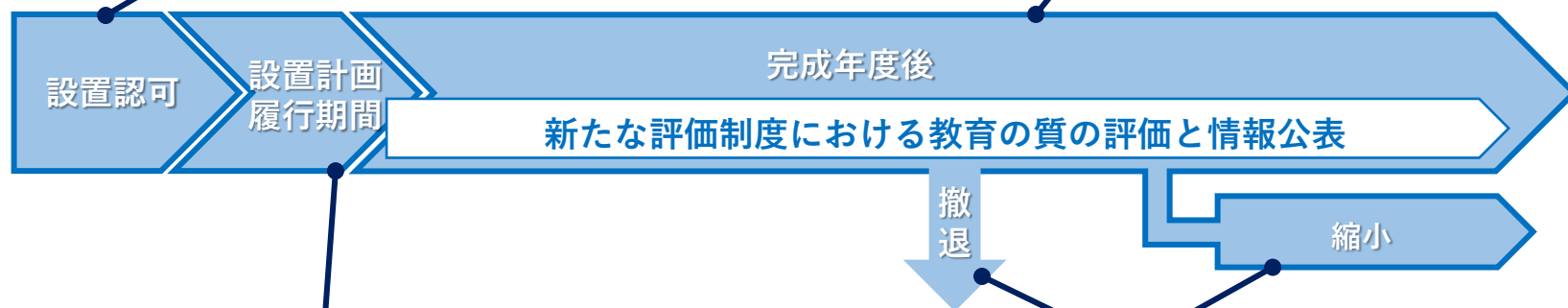
1. 厳格な設置認可審査への転換

- 教員の配置基準等の改善
- 財産保有や経営状況等の要件の厳格化
- リスクシナリオ等に関する審査の在り方、審査プロセス等の抜本的見直し 等



3. 意欲的な教育・経営改革への支援

- 大学院シフト、留学生、社会人増加大学等への支援
- 改革やチャレンジに取り組む大学への支援強化
- 複数大学等の連携による経営改革の支援強化 等



2. 設置計画不履行に対する措置

- 設置計画の不履行（設置後、一度も定員充足率が一定の割合に満たない場合など）に対する私学助成の減額・不交付措置 等



4. 縮小支援、撤退支援

- 一時的な定員減の仕組みの構築
- 経営指導の基準となる指標の見直し
- 規模縮小や撤退に係る指導の強化、経営改善計画の策定義務付け 等



<参考3> 地域の高等教育へのアクセス確保を図るための仕組み（イメージ）

地域における協議体の実質化

従来

複数の大学等が地域関係者と恒常的に対話し、
連携を行うための**地域連携プラットフォーム**の取組

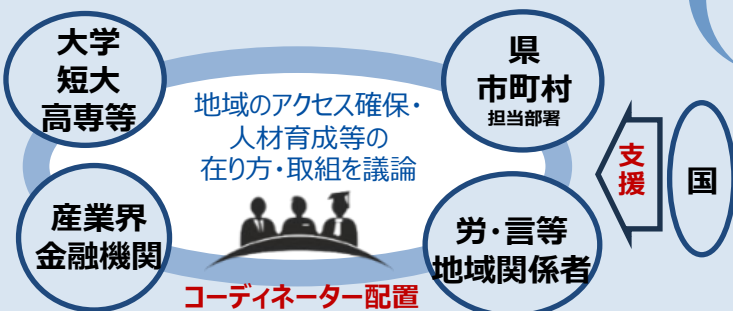
※国による「ガイドライン」策定

発展

今後

地域構想推進プラットフォーム（仮称）

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確保等の取組を支援



※地域連携プラットフォームの発展による構築等既存組織の活用も推奨

地域における大学等間の連携枠組みの強化

従来

連携開設科目を中心とした**大学等連携推進法人**(※)の取組

※文部科学大臣が認定

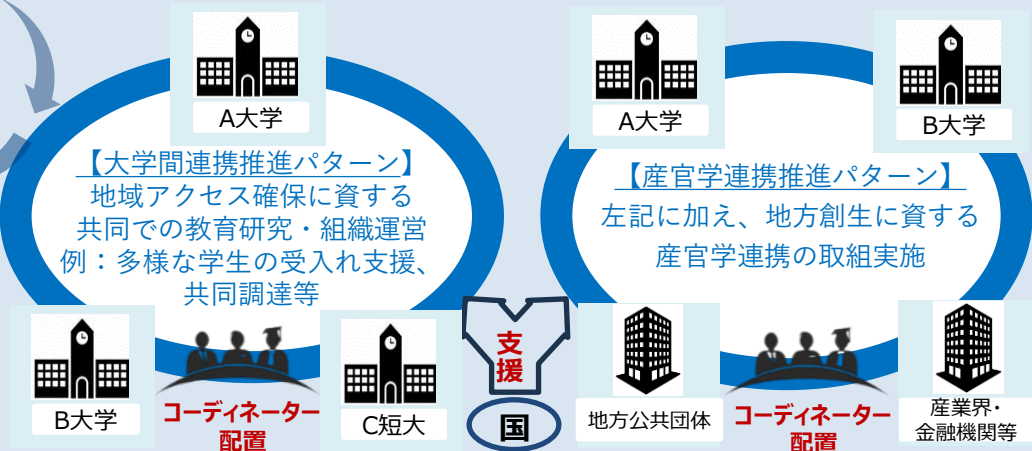
発展

今後

地域研究教育連携推進機構（仮称）

- ✓ 連携開設科目の開設に加え、地域構想推進プラットフォーム（仮称）等での議論を踏まえ、地域のアクセス確保・人材育成のための研究・教育の連携（※）に取り組むことを推奨

※入試、多様な学生受入れ支援、キャリア支援等の業務、大学関係施設の共同管理・運営、事務システムの共同化、共同調達などが想定。また、そのために必要な支援策についても検討。



※支援対象となる地域研究教育連携推進機構（仮称）の位置付けを検討

文部科学省

- ・地域ごとの高等教育へのアクセス確保を図るための司令塔機能の強化（「**地域大学振興室**」の新設）
- ・関係省庁や地域の産官学金等関係者と連携した、地域の高等教育へのアクセス確保・人材育成や地方創生の取組の推進

※地域により、地域の範囲の設定や、協議体の構築方法、協議体と大学等連携推進法人との関係・取組の進め方は多様であることに留意。

※地理的観点からのアクセス確保の観点からは、都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進も重要。

我が国の「知の総和」向上の未来像
～高等教育システムの再構築～
(答申)

令和7年2月21日
中央教育審議会

目次

はじめに	1
1. 今後の高等教育の目指すべき姿	3
(1) 直面する課題とこれまでの高等教育政策	3
(2) 目指す未来像	4
(3) 育成する人材像	4
(4) 高等教育が目指す姿	5
(5) 高等教育政策の目的	6
①「質」について	6
②「規模」について	6
③「アクセス」について	6
④3つの目的の関係	7
(6) 重視すべき観点	8
①教育研究の観点	8
②学生への支援の観点	11
③高等教育機関の運営の観点	12
④社会の中における高等教育機関の観点	14
2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策	17
(1) 教育研究の「質」の更なる高度化	17
①学修者本位の教育の更なる推進	17
②外国人留学生や社会人をはじめとした多様な学生の受入れ促進	22
③大学院教育の改革	27
④研究力の強化	32
⑤情報公表の推進	34
(2) 高等教育全体の「規模」の適正化	36
①高等教育機関の機能強化	36
②高等教育機関全体の規模の適正化の推進	38
(3) 高等教育への「アクセス」確保	42
①地理的観点からのアクセス確保	42
②社会経済的観点からのアクセス確保	47
3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方	49
(1) 機関別の役割	49
①大学（学士課程）	49
②専門職大学・専門職短期大学	50

③大学院・専門職大学院	50
④短期大学.....	51
⑤高等専門学校.....	51
⑥専門学校.....	52
(2) 設置者別の役割	53
①国立大学.....	53
②公立大学.....	54
③私立大学.....	55
(3) 機能や特性等に着眼した政策の重視	56
4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方	57
(1) 基本的な考え方	57
①高等教育の価値	57
②高等教育への信頼	58
③必要コストの算出	58
④高等教育投資の在り方	58
(2) 今後取るべき方策	62
①短期的取組.....	62
②中長期的取組.....	62
おわりに	64
(補論1) 近年の社会を取り巻く変化	65
(補論2) 近年の高等教育を取り巻く変化	69
(補論3) これまでの高等教育政策	77

はじめに

危機は今、我々の足下にある。その危機とは、急速な少子化をはじめとした国内外の諸情勢の急激な変化にほかならない。少子化は、我が国の産業・経済、文化・学芸などあらゆる分野の繁栄と、都市と地方の均衡ある発展を大きく減速させる。これらは目をそらすことのできない事実であり、我々はまず、この現実を直視すべきである。

令和5（2023）年の日本人の年間出生数は、72万7,277人となり過去最少¹を更新し、令和6（2024）年も70万人を下回ることが予想される。出生低位推計によれば、我が国の総人口は、2052年に1億人を割り、2070年には8,024万人になるものと推計されている²。これは、今高等教育を修了しようとする者が社会の中核で活躍するような近い将来である。

また、世界に目を転じれば、分断化する国際情勢や気候変動などの環境問題、AIの進展による効率化とリスク等、社会を取り巻く状況は大きく変化している。そのような世界的なリスクにさらされる中において、平和を尊び、粘り強い対話を通じた合意の形成を志向する社会の実現に向けて、我が国の高等教育機関が貢献できることは決して少なくない。

我々は急速に進展する少子化への対応や世界的なリスクという避けて通ることのできない課題に真正面から向き合い議論を重ねてきた。教育の現状を変革できなければ、国力は著しく低下することとなる。したがって、少子化へは決して規模や活動の縮小といった後ろ向きな対応ではなく、この危機を、大学をはじめとする高等教育機関の活動を強じんなものとし、国内外の社会課題の解決に貢献することにより、社会全体の活性化を促す好機³と捉え、これまでの約1年5か月間、正に新たな我が国社会の将来を方向づける最大の国家プロジェクトの一つという強い認識の下で議論を重ねてきた。

大学をはじめとする高等教育機関の役割は、学修者一人一人の可能性を最大限伸ばすことによって社会の発展の原動力となる優れた人材の育成、人類の知的資産の継承と未来を拓く新しい知の創造、知的資源を活用した社会の発展や文化の創造、国際協力への積極的な貢献等幅広いものであり、個人のみならず社会全体にも価値あるものである。このような役割を担う我が国の高等教育に関する政策は、「計画と規制」から「将来像の提示と政策誘導」への時代と転換してきた。その中で、大学への入学定員は増加し続けるとともに、進学率も上昇してきた。しかし、これから先の急速な少子化は、中間的な規模の大学が1年間で90校程度、減少していくような規模で進んでおり⁴、定員未充足や募集停止、経営破綻に追い込まれる高等教育機関が更に生じることは避けられない。高等教育の規模が縮小するということは、特に地方⁵においては、質の高い高等教育へのアクセスが確保され

¹ 明治32（1899）年の統計開始以来。

² 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（令和5（2023）年4月）

³ 我が国においては、江戸時代後期に人口停滞期を迎えたが、幕末期には漢学・国学・算学・医学・洋学など数多くの私塾が全国的に成立し、ある種の知的成熟が起こったとの指摘もある。

⁴ 2040年度頃の大学・短期大学への進学者数の増減が年間23,355人の減少と推計される一方で、2023年度の大学・短期大学の入学定員の中央値が270人であることから推計。

⁵ 「地方」及び「地域」の用語については、地理的な特性に着目する場合は「地方」を、機能的な特性に着目する場合は「地域」を用いる。また、「地域」の主体として、地方公共団体、産業界、金融機関など、様々なステークホルダーが想定される。加えて、「地域」の範囲は多様なものであり、例えば都道府県と一致する等、あらかじめ画定することは

ない事態も想定される。これらへの対応は待ったなしとも言うべき状況にある。

そして、高等教育機関の偏在と学びたい学問が学べないという影響を直接受けるのは、未来を創り出す若者であり、高等教育機関の卒業生の規模縮小と人材不足の影響を受けるのは、我が国の社会全体である。若者の夢を止めることはもちろんのこと、社会全体の希望を失わせることは決してあってはならない。全ての人々が、我が国で暮らしていてよかったと感じることができる社会を創っていくことが求められる。

大学をはじめとした高等教育機関の在り方の見直しは、その場しのぎで対応できるものではない。正に今、我々の世代で解決する姿勢が求められる。そのためには、これまでの発想を大きく転換することも求められる。国や大学等の高等教育機関関係者はもちろん、地方公共団体や産業界、初等中等教育関係者、高等教育機関への進学者やその保護者等、ひいては社会全体が、高等教育に対するマインドを変えていかなければならない。

本答申が、今後の高等教育、ひいては我が国の未来を創造していくに当たっての羅針盤となることを願ってやまない。

妥当ではない。我が国の地方公共団体が都道府県・市町村の2層制であることも踏まえつつ、ステークホルダー等の議論の下で、交通網の整備状況や歴史的背景等、地域の実態に応じたふさわしい地域の単位（範囲）が形成されることが期待される。

1. 今後の高等教育の目指すべき姿

(1) 直面する課題とこれまでの高等教育政策

世界では、気候変動などの環境問題、食料・水・資源・エネルギー等の不足、人口の爆発的な増加、緊張化する国際情勢、世界経済の不安定化、AIの進展による効率化とリスクなどの課題に直面している。このような世界情勢に加え、我が国において、最も重要な課題の一つは少子化である。18歳人口が昭和41(1966)年をピークに減少を続けており、令和6(2024)年現在約63万人いる大学進学者数は、2040年には約17万人減の約46万人となり、現在の定員規模の約73%へと大幅に減少すると予測される⁶。少子化と同時に高齢化も進むことから、生産年齢人口の減少による様々な分野での労働供給の不足が予測され、超高齢社会を支える成長ができるのかも課題となる。また、産業界ではデジタルトランスフォーメーション(DX)等に対応できる人材を求めているが、我が国はデジタル競争力で後れを取っており、社会的ニーズに対応した人材育成が進まなければ一層の人材不足が懸念される。さらに、地方創生の取組が本格的に始まってから10年が経過し、成果も見られる一方で、地方が厳しい状況にあることを重く受け止める必要がある。このような社会的変化に対して、解決策を講じていくことが急務となっている⁷。

社会の変化に伴い、高等教育を取り巻く状況も変化している⁸。初等中等教育段階の学びも大きく変化しており、それを受けて進学してくる学生に対して、どのような高等教育を提供していくかが問われることになる。また、学生の学修時間が依然として短いことが指摘されているが、各大学での学びの質と量を確保するための仕掛けである教学マネジメントの取組は道半ばであり、学修者本位の教育を実現すべく、教学マネジメントの確立、学生への教育支援体制の整備等、不断の取組が不可欠である。さらに、国際的な学生等の流動性が拡大し、留学生獲得競争が激化していることや、リカレント教育・リスキリングの必要性の高まり、障害のある学生への支援の充実の必要性、デジタル化への対応の必要性等も指摘されている。また、教育面のみならず、我が国の相対的な研究力の低下も深刻な問題となっており、研究力向上に向けた取組を進めることは必須である。加えて、高等教育機関と地方公共団体との連携に関しても各地域で差が見られる。

これまでの高等教育政策は、設置認可や補助金を通じた「量」に関する政策、制度改革を通じた「質」に関する政策、経済的支援に関する政策、大学運営に関する政策等が展開されてきたところである⁹が、上記のような社会や高等教育を取り巻く状況も踏まえながら必要な手立てを講じていくことが求められる。

⁶ 今後の進学動向等の変化によって、当該推計に変動があることに留意が必要である。

⁷ 補論1参照。

⁸ 補論2参照。

⁹ 補論3参照。

（２）目指す未来像

このように、急速な人口減少をはじめとする社会変化や高等教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、我々が目指す未来像とは、一人一人の多様な幸せ¹⁰と社会全体の豊かさ（well-being）の実現を核とした、持続可能な活力ある社会であり、このような社会を、未来を担う次世代の全ての若者に引き継いでいく必要がある。

持続可能な社会となるためには、世界が直面する地球環境問題や食料・水資源・エネルギー等不足の解決、国際社会の平和と安定は欠かせない。

我が国においても、全体としての持続的な成長や、地方がそれぞれの特性に応じて発展していくことが重要である。そのためには、女性や高齢者、障害者、我が国以外の国籍を持つ者を含む多様な人材の労働参加、一人一人の生産性の向上、イノベーションや先端研究の成果がもたらす技術革新のいずれもが必要である。また、責任ある国際社会の一員として、我が国が国際的な規範の形成を主導していく上で、我が国の発言力や国際プレゼンスを向上させることも求められる。そして、多様な人々が理解し、尊重し合える社会を構築していくことも極めて重要である。

（３）育成する人材像

このような未来像を実現するために必要な資質・能力とは、生成 AI 等の技術革新が進む社会¹¹において AI に代替されるのではなく、AI をはじめとしたデジタル等の最先端の技術も使いこなし、持続可能な社会の担い手や創り手として真に人が果たすべきことを果たせる力といえる。これは、「主体性」、「リーダーシップ」、「創造力」、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「表現力」、「集中力・粘り強さ」、「コミュニケーション能力」等の資質・能力と言い換えることもでき、一人一人がそれぞれの個性に応じて身に付け、伸ばすことで、その能力を発揮していくことが期待される¹²。また、これらの基盤として、社会の発展に貢献する志や、人間力¹³も求められる。

その上で、このような資質・能力を一人一人が身に付けながら、社会・生活基盤を支える人材、地域の成長・発展をけん引する人材、世界最先端の分野やグローバルな競争環境で活躍する人材などの厚みのある多様な人材を育成していくことが求められる。そして、このような人材が社会に輩出されていく中で、多様な文化的背景に基づく価値観を持った人々が協働し、各々が持つ資質・能力を最大限生かしながら、身近なものから地球規模のものまで様々な課題を発見し、解決していくことが期待される。

また、社会が変革するスピードが今後より一層早まっていく中において、誰もが生涯にわたり意欲をもって学び続けていくことも求められる。

¹⁰ この幸せとは、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康も含まれる。

¹¹ なお、生成 AI の台頭が産業界において中間管理職の存在に大きな変化をもたらし、会社の方向性を決めるトップマネジメントの下、一義的に事務を手掛けるフロントラインの占める割合が飛躍的に高まることが予想されるとの指摘もある。

¹² 生成 AI 時代の DX 推進に必要な人材・スキル（リテラシーレベル）として、①マインド・スタンス（変化をいとわず学び続ける）やデジタルリテラシー（倫理、知識の体系的理解等）、②言語を使って対話する以上は必要となる指示（プロンプト）の習熟、言語化の能力、対話力（日本語力含む）、③経験を通じて培われる、「問いを立てる力」・「仮説を立てる力・検証する力」が重要との整理もある。（デジタル時代の人材政策に関する検討会「生成 AI 時代の DX 推進に必要な人材・スキルの考え方 2024～変革のための生成 AI への向き合い方～」（令和 6（2024）年 6 月））

¹³ 例えば、人間力戦略研究会「人間力戦略研究会報告書」（平成 15（2003）年 4 月）も参照。

(4) 高等教育が目指す姿

このような人材を育成するとともに、研究を通じたイノベーションの創出等を通じて、上記に掲げる社会を実現するために、高等教育が目指す姿とは、我が国の「知の総和」を向上させることである。

「知の総和」は、人の数と、人の能力の掛け合わせで決まる。高等教育機関は、未来を担う人材の育成や、社会の新たな価値の創出に欠かせない役割を果たしており、教育と研究の機能をこれまで以上に強化することによって社会に貢献しながら、「知の総和」を向上する中心的な役割を果たすことが求められる。そして、生み出された「知の総和」を社会へと実装していくことが必要である。この高等教育機関の果たし続ける役割こそ、我が国が更なる成長・発展を遂げていくに当たって欠かせないものである。

また、高等教育機関で学ぼうとする意欲がある全ての者が高等教育を享受でき、同時に、経済成長では測りきれない、幸せや生きがい、豊かさを感じられる個人が成長できる場、そして多様な学生と教職員をはじめとするステークホルダーが集う場としての高等教育機関の役割も必要である。

このようなことを踏まえ、「知の総和」の向上のためには、教育研究の質を上げ、社会的に適切な規模の高等教育機会を確保し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることが必要であり、このことが高等教育政策の目的となる。その際、少子化が進行する中で、地域における教育機会の確保や高等教育機関間の連携等を通じた高等教育の機能強化が最も重要となる。特に、地方の高等教育機関が担う多面的な役割を考慮し、地域との連携を強化することが求められている。

関連して、高等教育政策において重視すべき観点が種々想定される。その際、高等教育の担い手は、国内外の様々な環境の変化を踏まえて、設置者の違いにかかわらず、それぞれの強みや特色を生かして、互いに協力と切磋琢磨^{さたく}をしながら、学修者の目線に立った教育の充実や、研究力の強化、またこれらの成果を生かした社会貢献を行うことができるよう、既存組織の運営の最適化ではない大きな視点で、あるべき姿を追求することが必要である。

そして、「知の総和」を我が国の成長につなげていくためには、イノベーションを通じた技術進歩との相乗効果も必要である。

その上で、それぞれの目的を実現するために、より具体的かつ実効性ある政策を適宜適切なタイミングで講じていくことが必須である。

（５）高等教育政策の目的

「知の総和」の向上のために高等教育政策を実施する上で、政策目的（追求すべき価値）として、「質（Quality）」「規模（Size）」「アクセス（Access）」を設定する。

①「質」について

「質」とは、教育研究の質の向上を図ることであり、学生一人一人の能力を最大限高めることが必要である。

ここで、特に教育の質の向上に当たっては、「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（以下「グランドデザイン答申」という。）でも列記されている「何を学び、身に付けることができるのかが明確になっているか」、「学んでいる学生は成長しているか」、「学修の成果が出ているのか」等、学修者の視点が重要な要素である。その上で、各機関が目指す機能を踏まえ、このような観点に基づく質の高い教育を通じて、学生一人一人が主体的・自律的な学修者としての成長を実感できるようにすることが必要である。その際、同答申でも示されているとおり、社会人や外国人留学生を含め、多様な価値観を持つ多様な人材が学び合う環境を確保することが必要である。また、「知の総和」の観点からは、大学院で学ぶ者を増やすことも必要である。

他方で、研究の質の向上に当たっては、大学は常に独自性と先進性に満ち、新たな知を生み出す活動を展開し続ける必要がある¹⁴。

②「規模」について

「規模」とは、社会的に適切かつ必要な高等教育機会を量的に確保することである。

進学者の観点からは、18 歳で入学する学生の進学率は継続的に上昇している。今後も知識基盤社会が一層進展する中で、大学進学率は一定程度上昇していくことが想定されている。18 歳人口の減少という少子化の状況を踏まえつつ、「知の総和」を実現するための適切な高等教育が行われるよう、全体の規模の適正化を図っていくことが必要である。その際、社会人や外国人留学生に関しても、引き続き受入れを促進することが重要である。

他方で、高等教育機関を卒業した者に対する需要を考慮することも重要であるが、学修歴や資格と具体的な仕事の内容との対応関係が必ずしも明確でない我が国の社会状況において、高等教育機関の卒業生の必要量を算定することに限界はある。

まずは、各地域や高等教育機関において、将来的に必要となる人材需要等を産業界等と共に分析するなどしながら、学部学科等の組織の見直しを行っていくとともに、国際社会と比較して低水準の状況である大学院修了者の増加に向けた取組等を進めていくことが求められる。

③「アクセス」について

「アクセス」とは、地理的・社会経済的¹⁵な観点からの高等教育の機会均等の実現を

¹⁴ 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和 4（2022）年 3 月）

¹⁵ 家庭の世帯年収や保護者の学歴等により測定される子供の家庭背景。

図ることである。

性別や居住地、家庭背景の違いによって高等教育機関への進学率が異なるという現状があり、格差の固定化を防ぐ観点からも、意欲のある者が進学をあきらめない社会の実現を目指す必要がある。

④ 3つの目的の関係

「質」、「規模」、「アクセス」の3つの目的（価値）は、常に調和するわけではなく、トレードオフの関係になることもあり得るため、価値の選択と調整が必要である。そのため、バランスよく、かつ効果的に達成するための制度及び資源配分の在り方について、幅広いステークホルダーの議論を踏まえながら検討することが重要である。

今後、少子化が大幅に進展し、特に、学士課程段階への進学者の規模の縮小が進んでいくことになるが、その際、各地域において、高等教育機関の置かれている状況や設置者別の高等教育機関数、高等教育機関への進学率が異なる中で、少子化の進行に伴う経営環境の深刻な悪化やガバナンスの機能不全等により高等教育機関が経営破綻に至ること、見方を変えれば、学生が学びたい場所で、安心して学びたいことを学ぶことができる条件・環境が確保できなくなることが想定される。したがって、個々の高等教育機関や進学者に委ねるのみでは、現在のような都市部への集中が引き続き予想されることから、このような事態を防ぎ、地域における「アクセス」を確保するための方策を講じることが必要である。

また、「規模」の適正化や「アクセス」の確保を進めることを契機として、今後の我が国の社会を活性化し、「知の総和」を向上していくためには、「質」の向上は不可欠である。今後の高等教育機関は、「質」の保証はもとより、常に教育研究の質を向上するための不断の取組を行っていくことが求められ、そのような取組を行う機関こそが、高等教育を提供すべきである。

すなわち、今後の高等教育政策の展開に当たっては、急速な少子化等を踏まえた高等教育全体の「規模」の適正化を図りつつ、それによって失われるおそれのある「アクセス」確保策を講じるとともに、「規模」の縮小をカバーし、「知の総和」を向上するために「質」を高めることで、高等教育システムを再構築していくことが必要である。

(6) 重視すべき観点

今後の高等教育の目指す姿を実現するに当たっては、特に以下に示す教育研究の観点、学生への支援の観点、高等教育機関の運営の観点、社会の中における高等教育機関の観点が重要である。

①教育研究の観点

ア. 未来社会を担う人材に必要な資質・能力の育成

教育基本法¹⁶及び学校教育法¹⁷の規定や、中央教育審議会答申、政府及び関係機関における様々な提言・分析¹⁸においてこれまで示されてきた、「ユニバーサル段階」における高等教育機関が育成するこれからの時代を担う人材に必要なとされる資質・能力は、「21世紀型市民¹⁹」や「各専攻分野を通じて培う学士力²⁰」、「2040年に必要とされる人材²¹」のように、基礎的で普遍的な知識・理解、汎用的な技能等が中核とされている。これは、(3)で示した今後育成する人材像とも重なる。

特に、我が国の学士課程教育は、特定の学問分野に基づき学部・学科等が組織され、所属する学生に対して初年次から専門教育を実施する形が多くみられるが、現代は、専門を生かすための前提となる基礎的・汎用的な能力や分野を超えた専門知を組み合わせ、「総合知²²」の創出・活用が必要とされる時代である。情報基盤社会の基盤的リテラシーを身につけた上で、専門知そのものの深掘り・広がりとともに、専門知を持ち寄って多様な他者と対話し、交流・融合・連携を進めることにより、知の活力を生み出すことのできる人材が求められる。

このような観点から、リベラル・アーツ教育²³を中核に据えた学位プログラムや文理

¹⁶ 平成 18 年法律第 120 号

¹⁷ 昭和 22 年法律第 26 号

¹⁸ 教育未来創造会議「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和 4（2022）年 5 月）、未来人材会議「未来人材ビジョン」（令和 4（2022）年 5 月）、厚生労働省「令和 4 年版労働経済の分析－労働者の主体的なキャリア形成への支援を通じた労働移動の促進に向けた課題－」（令和 4（2022）年 9 月）、科学技術・学術政策研究所「第 11 回科学技術予測調査 S&T Foresight 2019 総合報告書」（令和元（2019）年 11 月）、令和国民会議「「人口減少危機を直視せよ」－人が成長し、産業がかけ合わさり、地域がつながる－」（令和 5（2023）年 6 月）、一般社団法人日本経済団体連合会「提言「新しい時代に対応した大学教育改革の推進－主体的な学修を通じた多様な人材の育成に向けて－」（令和 4（2022）年 1 月）等を参照。

¹⁹ 専攻分野について専門性を有するだけではなく、思考力、判断力、^{ふかん}俯瞰力、表現力の上に、幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材（中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成 17（2005）年 1 月）

²⁰ (1) 知識・理解、(2) 汎用的技能、(3) 態度・志向性、(4) 総合的な学習経験と創造的思考力（中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（平成 20（2008）年 12 月）（以下「学士課程答申」という。）」

²¹ 情報基盤社会において、基礎的で普遍的な知識・理解等に加えて、数理・データサイエンス等の基礎的な素養を持ち、正しい大量のデータを扱い、新たな価値を創造する能力。人工知能（AI）等の技術革新が進む中においては、AI に果たせない真に人が果たすべき役割を十分に考え、実行できる人材（グランドデザイン答申）

²² 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局「「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策 中間とりまとめ」（令和 4（2022）年 3 月）によれば、「多様な「知」が集い、新たな価値を創出する「知の活力」を生むこと」であり、「多様な「知」が集うとは、属する組織の「矩」を超え、専門領域の枠にとらわれない多様な「知」が集うこと」、「新たな価値を創出するとは、安全・安心の確保と Well-being の最大化に向けた未来像を描くだけでなく、社会実装に向けた具体的な手段も見出し、社会の変革をもたらすこと」、「これらによって「知の活力」を生むことこそが「総合知」であり、「総合知」を推し進めることが、科学技術・イノベーションの力を高めることにつながる。」とされている。

²³ リベラル・アーツの起源は、古代ローマにおける自由（liberal）市民に必要な学芸（arts）としての言語と数学系の諸科にあり、生産階級である奴隷（servile）の技芸（arts）に対していった。それは、中世ヨーロッパの大学におい

横断・文理融合教育²⁴を通じた課題解決力等の^{かん}涵養に重点を置いた学位プログラム等に取り組むことが重要である。

その際、現代社会のあらゆる分野におけるデジタル化等の進展を踏まえれば、数理・データサイエンス・AI に関する基礎的な理解やリテラシーに加え、情報や AI を適切に利活用する能力等は市民的素養として培うことがますます重要になっていることにも留意が必要である²⁵。

また、専門知の深さと併せて、^{ふかん}俯瞰的・横断的な視野、異なる複数の学問分野のアプローチを用いて思考することのできる、いわば「文理複眼」的な思考力等を^{かん}涵養することも求められる。

あわせて、グローバル化の進展により一国では解決できない課題に世界が直面する中、外国人留学生との交流や留学等による国際経験を通じて多様性や異文化を尊重する姿勢を養い、国際社会の一員として国際的な視野を持ち地域社会の活性化や日本の成長を支える人材の育成が急務である。

イ. 成長分野を創出・けん引する人材等の育成

デジタル化の加速度的な進展と脱炭素の世界的な潮流は、これまでの産業構造を抜本的に変革するだけではなく、労働需要の在り方にも変化をもたらすことが予想される。そのような状況において、我が国の持続的な成長・発展を実現するためには、成長が見込まれる分野や複雑化する地域課題の解決をリードする高度専門人材が不可欠であり、その育成の中核を担うのは大学、専門職大学、高等専門学校等の高等教育機関である。

高等教育機関において、デジタル・半導体、グリーン²⁶等の人類の新たな課題に挑戦していく成長分野への転換や、農業、観光等の地域を支える分野の振興、前述の文理横

て、文法・修辞・論理の言語系3学(trivium)と算術・幾何・天文・音楽の数学系4学(quadrivium)の7自由学芸として哲学(学芸)部に定着し、特定の職業からの拘束を受ける神・法・医の専門職学部(諸学芸)に対して自由な学芸とされ、また一方でそれらの教育のための基礎学芸と位置づけられた。近代のそれはアメリカの大学で確立した概念で、自由人に相応しい、特定の職業のためではない、一般的な知力を開発する学芸を意味し、言語・数学系の諸科と人文科学、社会科学、自然科学の諸学芸を指す。これらの諸科は学芸(文芸)科学学部(faculty of arts (letter) and sciences)等を構成し、古典的な神・法・医及び近代的な工、農、経営、教育等の専門職学部(professional schools)における職業系諸科に対する。一部に、近代科学とその生み出す技術(science and technology)の知を別種のものとして、それらを除いた諸科をリベラル・アーツとみる向きもある。なお、リベラル・アーツは教養と訳されるが、教養の英訳がカルチャーつまり文化一般であるのに対して、リベラル・アーツはディシプリン(方法)を持った諸科目であり、リベラルアーツ・カレッジにおいても、一般教育に加えリベラル・アーツ分野の専攻の学習が課されるのが通常である。(学士課程答申)

²⁴ 「文理横断」と「文理融合」については区別をせず、人文・社会科学、自然科学などの様々な学問分野を横断的に学び、学修の幅を広げるような教育を総称して「文理横断・文理融合教育」としている。学生が様々な学問分野を学ぶことを「文理横断」、人文・社会科学系の学問と自然科学系の知見を組み合わせた文理融合的な学問、例えば環境学等を「文理融合」と捉えることもできる。

²⁵ デジタル時代の「読み・書き・そろばん」である数理・データサイエンス・AI に関する、大学、高等専門学校の正規課程の教育プログラムのうち、一定の要件を満たした優れた教育プログラムを文部科学大臣が認定・選定することによって大学等の教育実践を後押しする「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」が令和3(2021)年度より実施されている。

²⁶ カーボンニュートラル目標を表明する国・地域が増加し世界的に脱炭素の機運が高まる中、我が国においても2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現という国際公約を掲げ、気候変動問題に対して国家を挙げて対応する強い決意を表明している。〔GX 実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～(令和5(2023)年2月10日閣議決定)〕

断・文理融合教育の推進等の機能強化を通じ、産学官が一体となって、未来社会を創出し、けん引する高度専門人材を育成すべきである²⁷。

その上で、今後、社会の変化に応じて、その時々新たな成長分野等に対して、高等教育機関が柔軟に対応できるようにすることが重要である。

ウ. デジタル化の推進

高等教育のデジタル化は、デジタイゼーション (Digitization)²⁸、デジタルライゼーション (Digitalization)²⁹、デジタルトランスフォーメーション (DX)³⁰の3つのステージに分けられる。現在、一部の高等教育機関において先進的な取組がなされているものの、我が国における高等教育のデジタル化が十分に進んでいるとは言えない。

今後は、教学面では対面授業と遠隔授業の長所を組み合わせるなどした新たな授業形態の発展や教育・学修データの分析による学修支援や教育改善、AI等を活用したより効果的な教育内容・方法の開発、仮想現実 (VR)³¹や拡張現実 (AR)³²を用いた新しい学修体験の提供等による高等教育の進化により、学生一人一人の学びの質をより一層高めていくことが期待される³³。

また、経営面では、生成AIを含むデジタル技術の活用により、様々なデータを組織内あるいは連携する機関と一元化、共通化することで業務の効率化を高めるとともに、人的リソースの軽減が図られるなど、各高等教育機関の生産性の向上等が期待される。

エ. 国際競争の中での研究力の強化

科学技術の進歩は、社会変革に必須であり、持続可能性と強じん性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人一人が多様な幸せを実感できる社会の実現を可能にするのも科学技術、特にデジタルサイエンスの発展である。我が国における少子高齢化等の課題においても、また世界全体における環境問題等の課題の解決にも科学技術の革新が必要となっている。これらを支えるのが研究である。

研究面においては、価値創造の源泉となる基礎研究・学術研究はどの研究がいつ知の限界を突破するのか、あるいは社会的有用性を持つのか、にわかに判断できないことを踏まえ、中長期的な視点に立って卓越性と多様性を戦略的に維持・強化し、知的ストックを構築していくことが重要となる。

重厚で多様な知的ストックは、それ自体が知的・文化的価値を持ち、長期的には社会的・経済的価値を創出するものであるため、価値創造の仕組みが大きく変わる現代にお

²⁷ 教育未来創造会議「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」においても、「デジタル、人工知能、グリーン（脱炭素化など）、農業、観光など科学技術や地域振興の成長分野をけん引する高度専門人材の育成」の重要性が指摘されている。

²⁸ アナログ又は物理的な形式からデジタル形式への単なる変更であり、情報のデジタル化と情報の整理が含まれる。

²⁹ デジタル技術による教育のプロセスの個々の高度化や大学教育に新しい価値を生み出すこと。

³⁰ 高等教育のDXは、社会のニーズを基に、デジタル技術を活用し、教育を提供するモデルを変革するとともに、組織、プロセスを変革すること。

³¹ Virtual Reality。コンピュータ上にCG等で人工的な環境を作り出し、あたかもそこにいるかのような感覚を体験できる技術のこと。

³² Augmented Reality。現実世界の風景にデジタル情報を重ね合わせ、実際は存在しないものを表示させたり、リアルタイムに様々な情報を提供したりすることができる技術のこと。

³³ 文部科学省「大学・高専における遠隔教育の実施に関するガイドラインについて（周知）」（令和5（2023）年3月）

いては、教育研究の自由が保障されている大学こそが、国力の源泉となることを再確認しておく必要がある。そして、新たな知を社会的・経済的価値の創造に結び付け、更なる人材育成と持続的なイノベーションの創出を進めていくためにも、大学の研究力を引き上げていくことが重要である³⁴。その際、研究セキュリティや研究インテグリティの確保の視点も踏まえつつ、国際頭脳循環の推進も必要である。

また、現在、高い能力のある学生が、知の創出の中核を担う博士人材になることを躊躇ちゅうちょするようになっており、研究を通じた我が国の存在感を高めていく上でも深刻な問題となっている。個々の学生・研究者の独創的な発想と多様な挑戦を支えていくとともに、組織の枠を超えて知を結集し、教育研究環境を整備していくことや、大学院教育改革の取組を進めていくことも求められる。

加えて、研究力強化に向け、研究者を魅力ある職業にするため、若手からトップ研究者に至るまで意欲ある研究者に、魅力ある研究環境を提供すること、特に、安定した環境の下、挑戦的な研究に打ち込めるような若手研究者への支援強化が重要である³⁵。

②学生への支援の観点

ア. 学生の多様性・流動性の向上

我が国において、これまで大学等は「18歳で入学してくる日本人学生を中心とした教育体制（18歳中心主義）」として認識されてきた。しかし、今後は、社会人や外国人留学生など年齢や国籍、性別を問わない幅広い学生が集まる多様な場としていくことを実現することをより一層目指す必要がある。

その上で、転入学や編入学等の各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、学生がより多様な学修機会やキャリアパスを実現していくことも必要である³⁶。

また、障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないように、体制や環境を整えていくことも必要である。

さらに、人生100年時代を見据え、様々な年齢や経験を持つ者が相互に刺激を与えながら切磋琢磨さたくするキャンパスを実現するためには、多様なニーズを持った学生が学修できる体制が必要となる。社会の変化が激しい時代では、必要とされる知識・スキル、態度及び価値観を身に付け、それを適切に更新していくリカレント教育・リスキリングが一層求められる。そして、我が国全体で学び直しを推進することにより、高等教育とリカレント教育を中心とする生涯教育・生涯学習の新たなスタイルが創造され、ひいては、学び続ける社会（Learning society）の形成へとつなげ、「知の総和」の向上を促進することが期待される。

³⁴ 中央教育審議会大学分科会「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について～教育研究機能の高度化を支える教職員と組織マネジメント～（審議まとめ）」（令和3（2021）年2月）

³⁵ 内閣府総合科学技術・イノベーション会議「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2（2020）年1月）

³⁶ 遠方の高等教育機関間で単位互換協定を結ぶなどして、国内交換留学を実施している事例もある。

イ．学生への経済的支援の充実

日本国憲法第 26 条第 1 項は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」ことを定め、国民に教育を受ける権利を保障している。この条項の精神を実現すべく、教育基本法第 4 条第 3 項は「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」ことを規定し、教育の機会均等を実現するための国及び地方公共団体の責務を定めている。

高等教育の受益者は学生本人であると同時に、社会全体である。すなわち、我が国の将来の社会、経済、文化の発展を支える人材育成という観点からは、高等教育での修学を経て、経済的に安定した生活を送ることができる者が増加することにより、将来の生活保護費や医療費、失業給付等の抑制が見込まれるといった社会全体に対する経済的な効果も期待できる。

意欲のある学生が、学校種の別、設置者の別にかかわらず、高等教育段階への進学を断念することのないよう、また進学した学生が学資の捻出のため長時間のアルバイトを強いられることなく、学業に十分に専念できるよう、学生の学びを社会全体で支えることが極めて重要である。

このような視点の下、これまで貸与型奨学金を通じた支援や、奨学金返還の負担軽減、「高等教育の修学支援新制度」の導入・拡充、地方公共団体や企業等による奨学金の返還支援等の取組が進められており、今後も、これらの取組を着実に進めた上で、その実施状況や効果等を検証しつつ、高等教育費の負担軽減に取り組んでいくことが必要である。

③高等教育機関の運営の観点

ア．高等教育機関の多様性の確保

教育基本法第 7 条第 1 項では、「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するもの」と規定しており、大学には、教育、研究、社会貢献の役割が明示されている。

また、学校教育法では、それぞれの高等教育機関の目的が規定され、それを達成するため、世界水準の教育研究の推進や、地域における人材育成、産業振興への貢献等、様々な活動を行っている。このように、多様な高等教育機関を形成しており、引き続き、これらの高等教育機関そのものの多様性の確保を図るべきである³⁷。

さらに、高等教育機関が多様性を発揮するためには、各機関は自らの強みや特色を意識して発展の方向を明確にすることのみならず、地域連携プラットフォームや大学等連携推進法人の仕組み等を活用し、複数の高等教育機関が連携することで、各機関が機能を補い合い、それぞれの持つ強みを強化していくことも必要である³⁸。

³⁷ 年齢や職業、障害など多様な背景を持つ学生の受入れにおいては、通信制の高等教育機関が果たす役割も大きい。

³⁸ なお、大学や地方公共団体が大学校と連携する事例も存在する。

イ. 高等教育機関の運営基盤の確立

これまでの累次の法改正により、ガバナンス改革は着実に実施されてきた³⁹。

これらの取組を踏まえつつ、今後、高等教育機関が、地域社会や産業界等の声や期待に応えるためには、自らの特色や強みを把握し、発揮するために必要な体制の整備を図り、その体制を不断に見直すことが必要である。また、社会等からの信頼を得て今後も持続可能な発展を遂げるためには、自らが主体性をもって実効性のあるガバナンス改革を推進するとともに、自らの取組を対外的に発信することで、高等教育機関の公共性を更に高めることも重要である。

あわせて、高等教育機関が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある活動を展開できるようにするためには、教育研究の質が十分に確保されていることを前提とした上で、自主性・自律性をより向上させるための取組を講じていくことが必要である。

また、「知の総和」の向上に向けて、教育研究の質を高めるための人的・物的両面での環境整備は欠かせない。このため、教育研究を支える基盤的経費助成や競争的資源配分による公財政支援、民間からの投資や社会からの寄附、高等教育の社会的・私的便益を踏まえた授業料等を含む個人・保護者負担等、様々なアプローチを組み合わせた多元的できめ細かなファンディング・システムを引き続き維持・発展させながら、高等教育段階に対する教育支出全体の充実を図ることが必要である。

その際、高等教育機関の在り方は多様であるものの、例えば、研究大学を志向する大学においては、我が国全体の研究力を向上させ、新たな価値創造を行うために、公的な財政支援はもとより、産学協創や卒業生を含む関係者からの寄附、さらには基金等の運用等を通して、新しい資金の流れを生み出し続け、持続的に発展していくこと等が求められる。

また、上記と重なり合う部分はあるものの、地域の中核となる高等教育機関においても、国からの財政支援はもとより、地方公共団体との連携、企業との共同研究や寄附金等によって多様な財源に支えられ、高等教育機関の持続可能性のある発展が期待される。

ウ. 国際化の推進

高等教育の質の高度化のためには、学生や教員等の多様性・流動性の向上とともに、国や地域を越えた活動が日常的に展開される中で、留学モビリティ⁴⁰の拡大やその基盤となる高等教育機関の国際化が不可欠である。

世界各国が留学生獲得にしのぎを削る中、より多様で優秀な外国人留学生が日本社会へのゲートウェイとして我が国の高等教育機関で学び、積極的に定着できるようにすることが重要である。あわせて、海外で学び、様々な分野に挑戦する日本人学生を大幅に増やすために、国内外で日本人学生と外国人学生による多文化共修⁴¹のための環境整備や海外との大学間連携等の強化を進めることも重要である。そのために、留学モビリテ

³⁹ 補論3参照。

⁴⁰ 学生の「派遣や受入れ」「往来」を意味する。「student mobility」という形で OECD 等でも一般的に使用されている。

⁴¹ 大学等が教育研究活動を行う国内外の地域における課題について、その抽出から分析、解決策の検討及び提案、社会実装に至るまでの過程において、日本人学生と外国人学生がそれぞれの文化的多様性を生かし共に学修すること。

ィを一層推進し、我が国の高等教育の国際通用性・競争力を向上させる必要がある。

また、我が国の研究が世界の知と多様性を取り込み、世界の知の発展に貢献するとともに、世界の研究ネットワークの主要な一角に位置付けられ、国際社会の期待に応え存在感を発揮していくため、国際頭脳循環に貢献するとともに国際共同研究を更に推進することで、我が国の国際競争力を維持・強化していくことも必要である。

④社会の中における高等教育機関の観点

ア. 社会との接続及び連携の強化

大卒に求められる資質と技能の国際比較調査⁴²によれば、我が国では、大学で取得することが期待されるコンピテンスの認識について、大学教員は、理論的思考や分析力、知識適用力や問題特定・解決力等の技能的コンピテンスが必要と考える一方で、企業は対人関係や自己管理能力及び協調性等の資質的なコンピテンスを重視するという相違がある⁴³。

今後は、一人一人の学生が密度の濃い主体的な学修を通じて「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を身に付けること、すなわち「出口における質保証」の取組を充実・強化することが求められる⁴⁴。また、企業等においても、高等教育機関に対して「出口における質保証」を求めるに当たっては、採用選考活動において学修成果や学業への取組状況を適切に評価することなどの積極的な発信が必要である。この学びの評価とともに、就職・採用活動の際には、その活動が学生の学業に支障を来さないよう、企業等の理解・協力を得ながら、円滑に実施することが重要であり、就職活動の在り方について産学で議論を継続していくことが求められる⁴⁵。なお、高等教育段階における職業教育の在り方として、専門職大学・専門職大学院や専門学校の職業実践専門課程においては、教育課程編成等について、企業等との連携が制度化されており、こうした取組の充実も必要である。

また、高等教育機関は、イノベーションの創出⁴⁶に向けて、公共財として、一層のスピード感をもって生まれた研究成果を社会へ実装し還元することに加え、自ら新たな社会的価値を創造し、我が国をどう変えていくのかについて建設的な提案をしていくことが期待される。

さらに、高等教育機関と産業界等とが積極的な対話を継続することで、高等教育機関と企業等との接続及び産学連携を、教育及び研究の両面でより一層強化していくべきである。

⁴² 平成 24（2012）年に文部科学省の支援の下に設置された研究大学 12 校（北海道大学、東北大学、筑波大学、東京大学、東京工業大学、一橋大学、早稲田大学、慶應義塾大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学）を参加大学とする「教育改革推進懇話会」の「チューニング・ワーキング」によって平成 26（2014）年から 3 回にわたって実施。

⁴³ また、欧州と日本の比較分析の結果、日本の大学教員のコンピテンス認識は欧州のステークホルダーと近い傾向にあり、日本の企業人の認識に独自性がある。

⁴⁴ 中央教育審議会大学分科会「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）」（令和 5（2023）年 2 月）

⁴⁵ 就職問題懇談会「令和 7 年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（令和 6（2024）年 4 月）

⁴⁶ 科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出すること。（科学技術・イノベーション基本法（平成 7 年法律第 130 号）第 2 条第 1 項）

イ．人材育成等を核とした地方創生の推進

東京一極集中の是正や、災害や感染症等に対するレジリエンスを有する強くしなやかな国土形成が引き続きの課題となっている。

このような中で、地方の高等教育機関が、地域社会の持続的な発展をけん引しながら地方創生を推進していくことは、今後、高等教育機関の果たすべき役割としてより重要となる。

高等教育機関が地方創生を推進していくためには、地域の発展に向けて、地方公共団体、産業界、金融機関等、地域の様々なステークホルダーと一体となって取組を進めていくとともに国がそれを支援することが必要不可欠である。

その上で、教育研究を通じ、地域のニーズを踏まえた優秀な人材を輩出するとともに、学修機会の提供、技術革新のための研究開発、開発した技術の実証実験、社会実装の先導モデルの提示、地域課題の解決や産官との共創による新産業や雇用の創出等を行っていくことが必要である。また、我が国の地域産業の中には、地域から直接グローバルに展開することで世界が直面する課題解決に貢献できる事例もあり、このような恩恵を地域にもたらす人材を地域の高等教育機関を核として育成することも重要である。

一方、地域のステークホルダーも、域内を中心とした高等教育機関と一体となって地方創生の取組を進めることは重要である。そのためには、地域の人材育成や課題解決の在り方を議論することが第一歩となる。その際、地域の高等教育機関のみならず、地方公共団体、産業界、金融機関等、様々なステークホルダーが関与し、協働することが重要である。特に、地域の将来像について議論をする際には、地方公共団体の役割は欠くことができない。現に、地方公共団体では、高等教育に関する行政は国の役割である中で、多くの都道府県において高等教育機関との連携業務を行っている部署が設置されている⁴⁷が、今後、地域の将来像について議論をする際には、高等教育機関との連携について地方公共団体が更に役割を果たすことが期待される。各地方公共団体においては、設置者の枠を超えて大学等の高等教育機関を一層活用し、地方創生に関する取組を構想していくような機能の構築・強化が期待される。加えて、人材が地域に定着するためには、地域に対する当事者意識を醸成する機会が重要である。このため、産業界や地方公共団体は自らを教育研究のフィールドとして開放するとともに、その地域の産業基盤の維持発展のための人材育成に対する積極的な投資も期待される。

このように、地域の高等教育機関において人材育成等を通じて地域活性化を図ることは、我が国の多様な文化を生かした多様な教育研究の場を形成することにつながり、日本全国や世界各国から優秀な学生が集まることが期待される。多様な文化的背景を持つ学生がキャンパスで過ごす中で、その高等教育機関を育んだ地域の魅力を知るとともに、人的ネットワークを形成することで、その地域への愛着や誇りが醸成され、卒業後も地域に関わり続けるようになるという好循環が生まれることも考えられる。魅力ある地域の高等教育機関の存在が、地方に在住する進学希望者にとっての学びの場となっていくことが期待される。

⁴⁷ 文部科学省「地方公共団体と高等教育機関の連携の状況に関するアンケート結果」（令和6（2024）年6月）

ウ. 初等中等教育との接続の強化

初等中等教育段階においては、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱をバランス良く育成することを目指すとともに、高等学校での「総合的な探究の時間」や「理数探究」等における問題発見・課題解決的な学習活動の充実が図られるなどの教育内容の変化や、1人1台端末の導入による新たな教育手法の展開等、高等教育機関へ進学する生徒の学びに変化がみられる。

そのような中、高等学校段階までに培われた資質・能力を高等教育においてどのように伸ばしていくかという高大接続の視点から高等教育段階における学修の在り方を再構築していく必要があり、初等中等教育段階における多様な学びに対応した大学入学者選抜の改善を促進するなど、初等中等教育と高等教育との接続の強化を図ることが重要である⁴⁸。

また、初等中等教育機関と高等教育機関との連携の下、実際に高等教育機関で扱われている研究テーマについて、課題の発見や仮説の設定、それらを裏付ける実験や調査の組み立て方、一連の課題解決のプロセスをレポートにまとめ発表する方法等を大学教員等が児童生徒に指導するプログラムもあるが、こうした取組は、研究の魅力を伝え、より適切な進路選択に資するだけでなく、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を総合的に伸ばす観点からも有効である。

さらに、高等学校卒業者の学科別進学状況は、普通科に比べ、農業科や工業科等の専門学科からの大学等進学率は低い現状があり、学科に関わらず、高校生が希望する高等教育機関への進学を促進する環境を整えることも必要である。

エ. 情報公表による信頼獲得

各高等教育機関が、学生等の内部からの声とともに、進学希望者、保護者、地域社会や産業界等の外部からの期待に応え、積極的に説明責任を果たしていくという観点からは、高等教育機関における教育研究の成果や効果について社会に対して情報公表を続けていくことが重要である。また、これらに加えて、経営状況等も含めた高等教育機関の基本的な情報について、各機関が積極的に公表することも必要である。

その際、社会が理解しやすいように発信しなければ、社会からの適切な信頼を獲得することは困難であることに留意すべきである。

⁴⁸ なお、地域連携プラットフォームの枠組みに、教育委員会が参画している例もある。

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

(1) 教育研究の「質」の更なる高度化

「知の総和」の向上に当たっては、学生一人一人が能力を最大限高めていくことができるようにすることが必要である。

予測不可能な時代にあって、学生一人一人が自らの可能性を最大限に発揮するとともに、多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくことができるようにするためには、「何を学び、身に付けることができるのか」を中核に据えた学修者本位の教育を更に発展させる必要がある。

その際、多様な価値観や異文化を持つ者が相互に刺激を与えながら切磋琢磨^{さたく}する場合は、高等教育機関としての教育研究の質の高度化に資することから、社会人や外国人留学生など多様な価値観が集まるキャンパスを実現することも必要である。

さらに、知の生産、価値創造を先導する大学院が果たすべき役割は非常に重要である。博士人材は、深い専門知識と、課題発見・解決能力等の汎用的能力に基づき、新たな知を創造し、活用することで、社会の変革、学術の発展、国際的ネットワークの構築を主導し、社会全体の成長・発展をけん引することができる重要な存在である。学生一人一人の能力を最大限伸ばしていくという観点からも、大学院教育を抜本的に充実するとともに、博士人材の増加を図ることが必要である。

あわせて、大学の基本的な役割は教育と研究、社会貢献にあるが、教育と研究のバランスの捉え方は大学ごとに様々であり、学士課程、修士・博士課程、専門職課程、短期大学士課程といった各課程段階でも異なるものである。このように、大学等では、学生の意欲を踏まえた教育の質の向上を図るとともに、教育と研究との関係を踏まえつつ、常に独自性と先進性に満ち、新たな知を生み出す活動を展開し続ける環境を整え、研究力の向上を図ることも必要である。

そして、教育研究の質の高度化に向けた取組が社会全体からの適切な評価を得られることで、初めて取組が実質化していくことを踏まえれば、高等教育機関が、在学生や進学希望者はもとより、地域社会や産業界等、社会全体への説明責任を積極的に果たすために、情報公表を更に推進することが必要である。

①学修者本位の教育の更なる推進

グランドデザイン答申においては、2040年という将来を見据えた我が国の高等教育が目指すべき姿として、「学修者本位の教育の実現」をうたっており、この理念は引き続き重要である。

今後、一人一人の学生がより一層、必要な能力を身に付けられるようにするためには、学びの質を高めるための教育内容・方法の不断の改善が重要であり、その改善を制度的に担保する質保証・向上システムの改善・充実も不可欠である。

ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善

教育内容・方法の改善については、個々の学生の学修の質と量を充実することが何よ

りも必要である。このため、授業方法やシラバスの内容の充実、厳格な成績評価や卒業認定の実施、学修支援体制の整備等、学生が主体的・自律的に学修するための環境構築を促進することが求められる。その際、各大学等が更に教育力を向上させ、全学的な教学マネジメントの確立を図ることが必須である。

具体的には、大学等において育成すべき力を学生が確実に身に付けるために、三つの方針⁴⁹に基づいて個々の授業科目ごとではない全体のカリキュラム・マネジメントを確立し、教育課程の体系化・構造化を行い、シラバスやカリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング等を通じて学生等へ分かりやすく示すこと、博士後期課程におけるプレ FD⁵⁰を含む組織的かつ体系的な FD⁵¹・SD⁵²の実施を通じた教職員の能力向上を図ること、学修成果に関する情報を把握・測定すること等を通じた教育内容の質向上に向けた取組を行うことが重要である。その際、一人一人の学生が深い学修成果を得られる授業設計を行うとともに、シラバス等にその内容が適切に記載され、その内容等に依拠した授業が着実に実施されるとともに、授業設計の段階で学生に必要な学修量を明示することが求められる⁵³。

また、高等教育機関から輩出する人材がどのような資質・能力を身に付けるのかを可視化し、社会からの理解を得る観点からは、単に「よい教育をしている」というだけではなく、「社会に出た後に評価される人材を育成している」ことを念頭に、学生の資質・能力を引き出し、どのように学修目標の達成に向けて指導していくか、という視点で教育課程をデザインすることも大学等の重要な責務である。個々の学生の希望や学修の進度を踏まえつつ、主体的な学修と体系的な履修を確立させるとともに、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成を念頭に、個人としての目標の設定や達成状況の確認を促し、自分の将来を見据えられるきめ細かな履修指導⁵⁴や学修支援⁵⁵を行うことが必要である。特に履修指導を行う際には、教員や、教員と対等の立場で学生の学修者本位の学びを支える職員をアカデミック・アドバイザーとして配置することも視野に入れる必要がある。

さらに、俯瞰的・横断的な視野、複数の異なる視点のアプローチを用いて思考する力を育成する観点から、複数の学問分野を通じて基礎的・汎用的な能力を身に付ける教育

⁴⁹ 「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」の三つの方針。以下同じ。

⁵⁰ 学識を教授するために必要な能力を培うための機会。

⁵¹ Faculty Development（ファカルティ・ディベロップメント）とは、教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組を指す。

⁵² Staff Development（スタッフ・ディベロップメント）とは、職員全員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組を指す。なお、「職員」には、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれる。

⁵³ 学士課程段階において、準備学修に関する具体的な指示を設定している大学は、91.9%に達しているものの、準備学修に必要な学修時間の目安を設定する大学は74.6%にとどまっている。（文部科学省「令和4年度の大学における教育内容等の改革状況について」（令和6（2024）年10月））

⁵⁴ こうした取組は、海外の大学ではアカデミック・アドバイザーとして広く普及しているが、日本でアカデミック・アドバイザー等の専門職の配置を行っている大学は全体の約9.0%にとどまる。（文部科学省「令和4年度の大学における教育内容等の改革状況について」（令和6（2024）年10月））

⁵⁵ ティーチングアシスタント（TA）が少人数討論クラスのコーディネーターとして参画するなど、密度の濃い主体的な学修を可能とする取組も考えられる。その際、TAに対する組織的なトレーニングの仕組みを導入すること等も想定される。

や、実践的な教育研究を実施するなど、柔軟な教育課程を編成することも必要である。また、入学後の学修等を通じて興味関心を持つ学問分野が変わる者も少なからずいる中で、学修者一人一人の志向に応じてその可能性を最大限伸長する観点からレイトスペシャライゼーションの取組を進めることも重要である。

加えて、「出口における質保証」の観点から、学生に対する厳格な成績評価や卒業認定を実施することが必要である。その上で、成績が不十分な学生には進級・卒業を認めないことや、成績優秀者に対する表彰制度を設けることなども求められる。

さらに、初等中等教育段階において、近年、高等学校段階における文理横断的な学びの充実の必要性が高まっている。そのような変化を踏まえた対応も重要であり、大学と高等学校との架け橋となる大学入学者選抜においても、大学入学共通テストの導入⁵⁶や総合型・学校推薦型による入学者の増加⁵⁷等、大きな変化を遂げている。そのため、これからの時代に求められる大学入学者選抜の在り方について、大学・高等学校の関係者を含めた議論を進めていくことが重要である。

一方、遠隔・オンライン教育⁵⁸については、高等教育を空間的、時間的制約から解放する可能性があることから、オンライン環境で経験の全てが代替し得るものではないことに留意しつつ⁵⁹、推進することも重要である⁶⁰。

＜具体的方策＞

○ 学生が主体的・自律的に学修するための環境構築の促進

- ・ 教学マネジメントを確立し、アカデミック・アドバイジング等の学修支援体制を整備するため、教学マネジメント指針の見直し等を行う。
- ・ 適切な学修時間を確保するため、1科目当たりの単位数の設定について整理を行う。密度の濃い主体的な学修を可能とするため、クォーター制⁶¹の導入促進等を通じた、同時に履修する授業科目数の絞り込みを促進する。
- ・ 大学等における汎用的な能力育成や文理横断・文理融合教育⁶²、実践的な教育研究の実施を促進する柔軟な教育課程編成等を、制度改善等により支援する。
- ・ レイトスペシャライゼーション等の柔軟な教育課程編成により、入学後に学修するシステムの構築とそれを可能にするための定員管理制度の弾力化の制度改

⁵⁶ 令和3（2021）年1月から実施。

⁵⁷ 令和6（2024）年度入学者選抜における入試方法別入学者割合（国公私計）は、総合型選抜16.1%、学校推薦型選抜35.0%、一般選抜47.5%（文部科学省「令和6年度国公立大学・短期大学入学者選抜実施状況」（令和6（2024）年11月））。

⁵⁸ 平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等）において、同時双方向型（テレビ会議方式等）、オンデマンド型（インターネット配信方式等）について規定している。

⁵⁹ 大学等は全人格な教育の場であり、授業内外において教員と学生との間で質問等の相互のやり取りをすることや学生同士の会話や議論を通じた知識の拡大や考え方の深化を図ることも重要であり、大学等における全ての経験がオンライン環境で代替し得るものではないことに留意が必要である（中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和4（2022）年3月）参照）。

⁶⁰ 多種多様な科目が開設されている放送大学と他の高等教育機関との連携による、他の高等教育機関に在籍する学生の多様な学修ニーズに対応した教育を促進するために好事例の周知等により取組を支援すること等も想定される。

⁶¹ 1学年複数学期制の授業形態の一つである4学期制。通年制や2学期制の伝統的セメスター制に比べ、同一科目の週複数回講義の実施等による集中した学修が可能となり、教育効果が高まること等がメリットとして挙げられる。

⁶² 中央教育審議会大学分科会「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）」（令和5（2023）年2月）も参照。

善を行う。

○ 「出口における質保証」の促進⁶³

- ・ 学修成果の可視化を一層促進するため、学生に対する厳格な成績評価（GPA の見直し等）や卒業認定の実施⁶⁴、成績優秀者への称号授与⁶⁵を含む学生自らの学修成果を社会に対して示す取組等⁶⁶について、教学マネジメント指針の見直し等を行う。
- ・ 卒業後の進路や学生の満足度等を含めた各高等教育機関の自律的な情報発信のため、国における定期的な調査の実施や結果の公表等により取組を促進する。
- ・ 国際的な動向を踏まえた学修歴証明のデジタル化の現状を整理した上で、各高等教育機関における取組を促進するために実態把握や国際連携の取組を実施する。

○ 高大接続を踏まえた大学入学者選抜等の改善

- ・ 高等学校段階における文・理の早期の学習コース分けからの転換に向け、拠点校でのカリキュラム開発を進めるなど、高等学校段階における文理横断・文理融合教育を推進する。
- ・ 大学で学び、卒業するために必要な能力・適性等を備えていることを確認する入学者選抜が行われるよう、各大学において適切な教科・科目の試験を課すなど、教学マネジメント指針の理念を徹底する。

○ 遠隔・オンライン教育の推進

- ・ 遠隔教育の課題と利点を踏まえた遠隔教育の質の保証・向上を図るとともに、対面授業と遠隔授業を効率的に組み合わせたハイブリッド型教育の充実等を促進する。
- ・ 遠隔・オンライン教育を活用した、同一地域内や他地域、海外との大学間連携による授業の共有化などの取組を、質の確保を前提とした上で促進する。
- ・ 高等教育機関における国際協働学習の充実のため、オンラインの活用の促進や、好事例の周知等を行う。

イ. 新たな質保証・向上システムの構築

「知の総和」の向上に向け、一人一人の能力が高まるようにしていくためには、これまで累次の答申で述べてきた質的転換、質保証を更に発展させ、質向上をより重視する視点から、新たな高等教育の質保証・向上システムを構築することが必要である。

⁶³ 同上

⁶⁴ 修業年限を超えて一定期間在籍している者については、設置認可審査や私学助成において、一定の条件（成績不振の学生への個別指導等）を満たす場合には、収容定員を超過した学生について除外される取扱いが整備されている。

⁶⁵ アメリカ等においては、優れた成績を維持した場合、卒業時に優等生と認める制度（Latin Honors）を持つ大学がある。

⁶⁶ 卒業要件として124単位以上の修得と共に、各大学のミッションや建学の精神に基づき独自の卒業要件を定める場合もあり、これによって、各大学等が独自性を持った質の保証につなげていることにも留意が必要である。

質保証・向上システムは、大学設置基準、設置認可審査、認証評価、情報公表等によって構成されることを踏まえた上で、時代の変化を踏まえた教育環境の充実の観点や新陳代謝を促す観点から、設置基準の見直しや、設置認可審査の見直し等が必要である。

また、認証評価制度については、評価疲れという声もある中で、「評価のための評価」から脱却し、評価の在り方や内容、活用方法等を含め、質確保と負担軽減のバランスを踏まえた制度の抜本的見直しが必要である⁶⁷。その際、新たな評価制度は、単に評価基準に対する適合・不適合を判定するのではなく、在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示すなど、多様で高度な研究活動にも裏打ちされた高等教育による付加価値を明確化する仕組みとすべきである。その際、結果について国民に対して分かりやすく公表するための工夫をすることで、社会的な評価の一層の促進を図ることができるようにするとともに、教育の質が十分に担保されていない機関については撤退を促していくことが望ましい。

さらに、新たな評価制度においては、その評価に用いる各大学の教育情報を容易に提出可能なデータベースを整備するなどして、現行の仕組みよりも高等教育機関側・評価機関側双方の負担軽減を図っていくことが求められる。

＜具体的方策＞

○ 大学設置基準及び設置認可審査等の見直し

- ・ 社会的な必要性や持続可能で質の高い学修環境・研究環境であるかという視点をこれまで以上に重視することとし、通信教育課程を含め、基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善を行う。
- ・ 設置認可審査において、スケジュールの見直しを検討するとともに、従来の学問分野に収まらない分野の審査を行う体制を整備する。
- ・ 教育の質に影響するおそれのある定員超過に対する私学助成の配分において一層の厳格化を行う。

○ 認証評価制度の見直し

- ・ 認証評価における各高等教育機関の負担軽減を踏まえつつ、教育・学修や研究の質を一層高めるため、例えば学部・研究科等に応じた定性的評価を導入するとともに、教育研究情報に基づく定量的評価を行い、これらに基づき在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示した上で公表するなど、新たな評価制度へ移行するための制度改善を行う。
- ・ 上記の新たな評価制度における評価の結果公表について、評価を受ける高等教育機関の長所や特色、指摘事項を簡潔にまとめた要約資料を作成するなど、国民に対して分かりやすい仕組みを構築する。
- ・ 各高等教育機関における事務手続の軽減を図る観点や、新たな評価制度の充実

⁶⁷ 見直しにおいては、国際的な評価機関による評価（例えば、ビジネス教育分野においては、アメリカを拠点とする AACSB (The Association to Advance Collegiate Schools of Business)、欧州を拠点とする EFMD (European Foundation for Management Development)、英国を拠点とする AMBA (The Association of MBAs) 等がある。）との整合性にも留意が必要である。

の観点から、評価におけるデータ活用のためのデータベースの整備について検討する。

②外国人留学生や社会人をはじめとした多様な学生の受入れ促進

一人一人がその可能性を最大限発揮し、今後の社会で生きていく能力を獲得し、我が国の「知の総和」を向上するためには、高等教育機関が、教育を提供する側が考える画一的な教育の場から、多様な価値観を持つ多様な人材が集まることで相互作用が生まれ、新たな価値が創造される場（多様な価値観が集まるキャンパス）に転換することが求められる。

多様な価値観が集まるキャンパスの実現に向けて、「18 歳中心主義」という前提を改め、多様な日本人学生の受入れ、留学モビリティの拡大、社会人の受入れ、通信教育課程の質の向上、キャンパスのダイバーシティを支える環境整備等の取組が必要である。

ア. 多様な学生の受入れ推進

大学進学者数が大幅に減少することに伴い入学者選抜における選抜機能も低下する中、多様な背景を持つ学生が入学できるようにするためには、多様な評価方法により受験生を丁寧に見る入学者選抜や、横の流動性を確保することで学生がそれぞれの適性に応じた教育を受けられるようするための転編入学等を柔軟にすることが必要である。

障害のある学生についても、障害を理由に修学を断念することがないように、体制や環境を整えていくことが必要である。

また、高等教育機関が人材育成や「知」の創造の拠点として社会に価値を提供し続けるためにも、キャンパス全体が有機的に連携し、あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレイヤーが共創できる拠点「イノベーション・コモンズ⁶⁸」となることも必要である。

<具体的方策>

○ 多面的・総合的な入学者選抜の推進

- ・ 高等学校までの探究学習や学校内外で意欲的に取り組んだ活動⁶⁹等により得られた学習成果を各大学の個別入試における評価に活用することを推進するために、高等教育機関に対して探究学習等の活動に関する情報提供を行うとともに、高等学校と大学との連携促進のための支援を行う。
- ・ 今後の高等学校段階における教育課程等の見直しの動向を見据えつつ、入学者選抜の改善を促すため、必要な大学入学者選抜実施要項の改訂を行う。

⁶⁸ イノベーション・コモンズ（共創拠点）とは、大学等キャンパス全体を多様なステークホルダーが関わり合い様々な価値を生み出す場・空間としていく考え方である。（国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議「我が国の未来の成長を見据えた「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の更なる展開に向けて」（令和5（2023）年10月））

⁶⁹ 生徒会活動、部活動、ボランティア活動、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）を始めとする各高等学校における課題研究、その他生徒が自ら関わってきた諸活動、専門高校の校長会や民間事業者等が実施する資格・検定等、各種大会・コンクール等、留学・海外経験等、特色ある教育課程を実施する学校における学習活動等（文部科学省「令和7年度大学入学者選抜実施要項」（令和6（2024）年6月））

○ 転編入学等の柔軟化

- ・ 単位互換・科目等履修・履修証明制度、単位累積加算による学位授与制度の活用を促進するために制度の情報を整理し周知する。
- ・ 他の高等教育機関からの転編入学の増加を図るために、転編入学生を受け入れる際の定員の扱いについて制度改善を行う。

○ 障害のある学生への支援

- ・ 高等教育進学機会の拡大に向けて、障害のある学生支援に関する学長をはじめ全ての教職員の理解増進の取組を推進する。
- ・ 高等教育機関における各学生との建設的対話を踏まえた適切な支援の実施のため、障害学生支援の大学等連携プラットフォーム等の活用を促進する⁷⁰。

○ キャンパスのダイバーシティを支える環境整備

- ・ 留学生、社会人、女性学生等のキャンパスのダイバーシティを支える環境の整備のために施設整備に対する支援を行う。

イ. 留学モビリティの拡大

グローバル化が進み、世界各国が留学生獲得にしのぎを削る中で、質の高い教育研究を行っていくためには、優秀な外国人留学生の受入れを進める具体的な方策を実行し、併せて高い志を有する日本人学生の海外派遣を拡大し、留学モビリティを推進していくとともに、高等教育機関の国際化を図り、多様な価値観や異文化を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨^{さたく}するキャンパスを実現することが不可欠である。

そのために、日本人の海外派遣に関しては、短期の留学のみならず、海外の大学における単位認定や学位取得を目指して中長期に留学する学生の増加も含め、早期からの留学機運醸成に向けた取組や、留学しやすい環境の整備、留学のための奨学金等を充実させることが重要である。

また、各高等教育機関は、自らの強みや特色を踏まえ、様々なニーズを持つ諸外国の留学生の動向を分析し、優秀な留学生をより引き付けることができる教育環境を、他機関との連携も含めて提供していくことが必要である。

さらに、外国人留学生が日本人学生と一体感を持って共に学ぶことができる環境を構築することが重要である。

このような質の高い教育研究活動を行うに当たっては、相応の負担が生じることを踏まえ、高等教育機関において適正な対価を徴収しつつ、外国人留学生へのきめ細かな支援を持続的・安定的に行うことが必要である。一方、安全保障貿易管理や、学業成績及び資格外活動の状況等を的確に把握しつつ在籍管理を徹底することにより、誰もが安全に安心して学ぶことができる環境を担保することが肝要である。その際、日本語教育機

⁷⁰ 障害のある学生の修学支援に関する検討会「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」（令和6（2024）年3月）

関認定法⁷¹を踏まえ、日本語教育機関との連携の進展も期待される。

加えて、優秀な外国人教員を採用することは、教育研究の水準の向上や国際化に資することから、外国人教員の採用について、一層積極的に考慮することが望まれる。

あわせて、我が国の初等中等教育段階において日本語指導が必要な児童生徒が増加しており、留学以外の在留資格による外国籍の生徒の高等教育機関への進学も増えていくことが想定される中での対応も求められる。

＜具体的方策＞

○ 外国人留学生等の受入れ推進

- ・ 我が国への留学希望者に対する早期からのリクルートや、日本の強みである学問分野のアピール、卒業後の定着に関する取組等に関する戦略的な広報・情報発信を強化する。
- ・ 高等教育機関が所在する地方公共団体のニーズや状況に合わせた外国人留学生を受け入れられるようにするために、高等教育機関と地方公共団体との連携強化を促進する⁷²。
- ・ 外国人留学生受入れのための入学者選抜について、各高等教育機関で十分な能力等を有しているかを適切に判定するよう徹底する。
- ・ 一定の質が確保されていることを前提とした上で、優秀な外国人留学生の受入れ強化につながる弾力的な定員管理方策について検討し、制度改善を行う。
- ・ 大学における秋季入学やクォーター制など学事暦の多様化・柔軟化を推進する。
- ・ 外国語による授業の充実・増加、外国人留学生向けの日本語教育、リメディアル教育、メンタルケアその他学修支援・相談体制の充実に向けた各高等教育機関の取組を促進するため、大学の体制強化の支援を行うとともに、適切な対価の徴収を奨励する。
- ・ 外国人留学生の増加に対応するための日本人学生との交流も含めた生活・学業支援体制及び環境の整備や、学生寮等の施設整備を推進する。
- ・ 外国人留学生を受け入れる企業と大学等の連携強化等を通じて、外国人留学生が国内企業等へ就職するために必要なスキルの養成や情報提供を強化する。
- ・ 日本語指導が必要な生徒の進学促進のため、高等学校等におけるキャリア教育やキャリア教育支援に関する調査研究を実施するとともに、留学以外の在留資格による外国籍学生が大学生活を円滑に送ることができるようにするための学業等支援の充実に向けて、大学等における支援体制整備等に係る取組について支援を行う。
- ・ 政府関連在外拠点や駐日外国公館等との連携を強化する。

○ 日本人学生の派遣の推進

- ・ 休学や留年をせずに留学しやすい環境の提供のために高等教育機関の国際通用

⁷¹ 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）

⁷² なお、その際、外国人留学生の家族を含む日本での生活に資する幅広い情報の提供等に配慮することが肝要である。

性向上に向けた体制整備の促進や、産業界へ多様な採用活動を行うよう働きかけを行う。

- ・ 留学のための奨学金等、経済的支援を充実させる。
- ・ 日本企業による海外インターンシップ機会の提供や留学等から得られた成果の積極的な評価等、産業界の協力も得ることで留学経験者を受け入れる企業と大学等の連携を強化する。

○ 国際化に対応できる組織体制の整備

- ・ 外国人留学生の支援等への負担から教員本来の教育研究活動がおろそかになること等がないよう、実態把握を踏まえつつ、国際的な業務に精通した職員の育成等を含めた大学の外国人留学生の受入れ・管理体制の強化等、大学の国際化を支援する。
- ・ 国内外における我が国の学位や称号の透明性や比較可能性を高めるための資格枠組みの検討を加速化する。
- ・ 国内大学等の海外分校設置に係る環境整備の推進や、当該分校等を活用した多文化共修環境整備を促進する。

○ 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化

- ・ 適切な在籍管理を行うための基準の周知、在籍管理非適正校等の大学等名の公表、私学助成の厳格な対応、留学生数等の情報公開の強化等、適切な在籍管理の徹底・強化を図る。
- ・ 高等教育機関における安全保障貿易管理を含む各機関の規模と実情に応じた研究セキュリティの取組や研究インテグリティ⁷³の確保に係る取組の徹底を図るとともに、それらを推進するための支援の充実を図る。

ウ. 社会人の学びの場の拡大

人生 100 年時代においては、人々は、「教育・仕事・老後」という 3 ステージの単線型の人生ではなく、教育と仕事の行き来、高等教育機関の間や産業界の間の行き来などのあるマルチステージの人生を送るようになることが予想される。我が国では、依然として単線型のキャリアパスであり、定められた期間内で進級したり、就職したりすることが前提となる考え方が強いが、マルチステージの人生への変化が予想される中においては、この単線的年齢中心主義から脱却し、様々なキャリアの可能性を模索する時間と柔軟性を持つ仕組みづくりが重要である。

しかしながら、我が国の社会人の学修意欲は諸外国と比べて極めて低く、産業界も人材投資が低調で資格取得が可能な教育課程を除き、社会人教育の場として大学等が十分に活用されていない現状がある。これは、社会人になってから高等教育機関で学修することの意義を見いだすことができず、産業界も大学等を活用する意義や必要性を感じて

⁷³ 研究インテグリティは、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性を意味する。(統合イノベーション戦略推進会議「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和 3 (2021) 年 4 月))

いない実態もあることを示している。このような状況について、高等教育機関は社会からの期待や信頼を得られていないという危機感を持つべきである。高等教育機関では、地域社会の持続的な発展をけん引しつつ、社会のニーズを捉えた魅力的な教育プログラムを開発するとともに、経営者や公務員等を含めた社会人が学びやすい教育環境を整備することや、学び直しによる個人・企業の成長の効果を示すことが必要である。

特に、地域の中核となる高等教育機関は、リカレント教育にも力を入れる必要があり、地方公共団体や地元企業等の産業界との連携をより一層強め、高等学校等を卒業して就職した者を含め地域の中核的産業を担っている人材の高度化や、地域の将来を担う人材を輩出する地方創生の拠点となっていくことが求められる。

＜具体的方策＞

○ 社会人が学びやすい教育環境の整備

- ・ 国において、社会人や産業界にとって魅力的な教育を行うためのニーズ調査を実施し、その結果を踏まえ、各高等教育機関が産業界と連携して教育プログラムの開発等を行うための体制整備への支援を行う。
- ・ 科目等履修生等を相当数受け入れる場合における受入れ人数等を勘案した、教育環境の質の担保の在り方について見直しを行う⁷⁴。
- ・ 各高等教育機関において、リカレント教育を担当する教員へのインセンティブの付与がなされるよう大学等に積極的に呼びかけを行う。
- ・ 社会人の主体的なリカレント教育・リスキリングを推進するために、教育訓練給付制度や人材開発支援助成金等の支援策の情報発信を図る。

○ 高等教育機関と産業界・地方公共団体等との組織レベルでの連携推進

- ・ 企業の成長に直結し、かつ高等教育機関にしかできないことを目指した産学協働体制によるリカレント教育モデルの構築を支援する。
- ・ 中小企業の社員や経営者を念頭に置いた、地方創生・地域産業の発展に資するリカレント教育を推進するために地域のリカレント教育プラットフォームの構築を支援する。
- ・ 地域の社会人と学生が共に学ぶキャンパスの実現や地方公共団体や産業界との共創拠点の整備の充実、地域と連携した地域産業振興・スタートアップ創出のための拠点整備のために施設整備に対する支援を行う。

エ. 通信教育課程の質の向上

幅広い年齢層と約半数の有職者の学生で構成される通信教育課程の果たす役割も重要である。通信教育課程は、学生の年齢、職業、学歴が多様であり、高等教育機関既卒者のリカレント教育も含めて「だれでも」「いつでも」「どこでも」学ぶことを保障する

⁷⁴ 平成 19（2007）年の大学設置基準等の一部改正によって、科目等履修生等を相当数受け入れる場合においては、基幹教員数（専任教員数）や校地・校舎の面積数の基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当数の基幹教員（専任教員）や校地・校舎の面積を増加するものとされている（大学設置基準第 31 条第 4 項）。科目等履修生等の履修等の実態は多様であるため、一律に基準を設けることは困難であることに留意が必要である。

システムを体現している。近年、通信制大学（学部）において、18 歳～22 歳の年齢層の学生の割合や最終学歴が高等学校卒業者の割合が増加しつつあり、若年層学生の受入れという点では平成初期の頃との類似性を見せつつある一方で、50 歳以上の年齢層の学生の割合も増加しているなど、社会人を中心としつつも、より多様な年齢・属性の学生が利用している⁷⁵。他方で、こうした学生の年齢や属性については、資格取得・リカレント等の学生の学修目的や学問分野等に応じて、大学ごとに異なる特性が見られる。

また、情報技術の進歩を踏まえ、大学通信教育の手法も、伝統的な印刷教材等とスクーリングによる授業のみならず、メディアを利用して行う授業の活用が広がっている。

今後、通信教育課程の質の向上のためには、通学課程とは異なる通信教育課程としての特色と大学ごとの学生属性等の特性の双方を踏まえた教学マネジメントを確立することが必要であり、対面性が確保できるメディアを利用した授業等の更なる活用や教育支援体制の充実等が求められる。

＜具体的方策＞

○ 時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方の見直し

- ・ 通信教育課程の特色等を踏まえた教学マネジメントの確立、学生の多様な属性等に対応したきめ細かな教育支援体制の構築促進や情報公表を更に促進するために、大学通信教育に関する実態調査を行い、通信教育課程の更なる質の向上のための制度改善や学生への支援の見直しに向けた検討等を行う。
- ・ 放送大学において、多様なメディアを活用した、より効果的な次世代遠隔高等教育モデルの開発や他大学への普及展開を図る。また、放送大学と私立大学通信教育との連携を推進する。

③大学院教育の改革

大学院は、「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」及び「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の育成」という4つの人材育成機能⁷⁶を担っている。そのため、高等教育の中でもとりわけ大学院は、知の生産、価値創造を先導する「知のプロフェッショナル」を育成する役割を中心に担うことが期待される存在である⁷⁷。

近年、国内外における国際的な競争環境が年々高まる一方で、今後18歳人口が減少す

⁷⁵ 平成6（1994）年、平成21（2009）年、令和6（2024）年の変化をみると、通信制大学（学部）の学生に占める18～22歳の学生割合は、24%、9%、19%であり、50歳以上の学生割合は、7%、21%、32%であり、学生に占める有職者（学校基本調査上、「無職」と「その他」を除いた者として集計）の割合は、52%、46%、48%である。さらに、通信制大学（学部）の入学者のうち最終学歴が高等学校卒業者の者の割合は、平成6（1994）年が50%、平成21（2009）年が26%、令和5（2023）年が32%である。

⁷⁶ 中央教育審議会「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－（答申）」（平成17（2005）年9月）

⁷⁷ 中央教育審議会大学分科会「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」（平成31（2019）年1月）

る中において、大学院での高度な教育を受けたより多くの修士⁷⁸・博士人材が多様なフィールドで活躍する社会の実現⁷⁹が欠かせない。

このような社会の実現に向けては、優秀で多様性に富む学生が大学院に進学し、質の高い教育研究が行われ、修了者が高い専門性と汎用的能力を有する人材として社会から高い評価を受けるとともに、それにより更に魅力的な学修環境が整えられ、優秀な学生が集まる、という好循環を作り出さなければならない。そのためには、公平・公正を前提としつつ、社会人や学外からの進学も促進されるような多様な入学者の受入れに取り組み、一人一人の能力を全面的に引き上げる質の高い大学院教育を推進し、大学院修了者、特に博士人材の社会的評価の向上と認知の拡大を進め、幅広いキャリアパスを開拓・拡充していくことを並行して進めることが重要である。

その上で、博士人材の育成・活躍に関しては、2040年における人口100万人当たりの博士号取得者数を世界トップレベルに引き上げること⁸⁰を目指し、施策を展開することが適当⁸¹である。当面は、多くが修士課程修了後に就職を希望する自然科学系については、博士課程進学者の増加を、また、多くが学士課程修了後に就職を希望する人文・社会科学系については、修士課程進学者の増加を図ることが求められる。

この目標を実現するに当たっては、大学院を持つ全ての大学が競争的環境の下で、自主的・自律的に、修士・博士課程と学士課程の量的な構成や、学士課程から直接進学する者・外国人留学生・社会人学生等の構成割合、量的拡大に伴う大学院の組織編制や研究指導体制等について、より良い在り方を模索することが望ましい。その上で、学士・修士の5年一貫教育の推進等の施策も講じながら大学院修了をスタンダードにしていくといった発想の転換や、研究型大学を中心に、学部から大学院教育への収容定員・資源のシフトを率先して進めることが必要である。このようなミッションを踏まえた大胆な変革に向けた大学の取組を促進することや、必要に応じて大学院設置基準をはじめとする法令等を見直すことなど、大学の取組を支援していくことが必要である。

ア. 質の高い大学院教育の推進

学生一人一人の能力を最大限高めるという観点から、大学院において、より質の高い教育を行うことが重要である。質の高い教育とは、高度な専門的知識と課題発見・解決能力等の汎用的能力を育成し、学生自身もそれらの能力の意味や重要性を自覚できるようにすることである。特に、博士課程においては、研究活動や博士論文執筆の過程で身につく専門知識だけでなく様々な能力等を定義し評価することも求められ、このトランスファブルスキル⁸²の育成も大学院教育において重要な要素である。

⁷⁸ 専門職大学院の課程を修了した者に対して授与する「修士（専門職）」、「法務博士（専門職）」、「教職修士（専門職）」の学位を含む。

⁷⁹ 文部科学省「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」(令和6(2024)年3月)

⁸⁰ これは、2040年における人口100万人当たりの博士号取得者を2020年度比約3倍とする規模である。

⁸¹ 文部科学省「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」(令和6(2024)年3月)

⁸² Transferable Skills: 一つの文脈で得たスキルのうち、その文脈以外の場面でも活用できる汎用的なスキルのこと。大学院教育においては、研究を中心とした様々な活動の中で身に付くことが期待される、研究・開発以外の幅広い業務でも活用できるスキルのことを指す。例えば、論理的・抽象的思考力、課題発見・解決力、最先端の知にアクセスし整理する力、プロジェクトマネジメント力、チームで協働する力、コミュニケーション力、ネットワーキング力、起業スキル、メンタリング・指導スキルなど。

質の高い大学院教育を推進するためには、学士課程から博士課程まで、「どのような人材を育成するか」、「何をどのように学び、身に付けることができるか」を明確にし、最適な教育の姿を体系的・具体的に構想することが重要である。そのためにも、大学は、自ら設定した人材養成目的を最も適切な形で実現できるように、大学院における研究科・専攻等の教育研究組織の在り方を柔軟に見直していくことが求められる⁸³。

また、各高等教育機関は自らの強みや特色を踏まえつつ、大学院進学者を増やす上では、体系的な教育課程を編成することで、学士課程から博士課程まで縦の連続性の向上を図るとともに、多様な学生の受入れを増やす上では、転学・編入学・復学を柔軟にすることで、横の流動性を促進することも求められる。その際、高度な教育研究を行う大学院が国際的な魅力を高めていくために、大学院進学時における学生の囲い込みを改め、学生に対しては学士課程とは異なる機関への移動を奨励し、学生の流動性を高めることで、多様な視点や発想をもつ学生が切磋琢磨しながら能力を磨いていくことができる教育研究環境を構築することが必要である。さらに、各大学において学士・修士や修士・博士の一貫教育の実施を検討する際は、上記の点にも留意しつつ、大学の役割や機能も踏まえながら教育課程を編成していくことが求められる。

＜具体的方策＞

○ 体系的な大学院教育課程の編成の推進

- ・ 博士課程において、専門的な知識・研究能力のみならず、論理的思考力等の汎用的能力を身に付けることの重要性を明確にするため、大学院設置基準等の改正も見据えた検討を進める。
- ・ 大学院教育の質保証や円滑な学位授与等の教育改善の取組、修士・博士課程の5年一貫学位プログラムの構築（指導教員の共通理解の徹底及び研究科又は専攻における指導体制の組織的改革の推進を含む）を推進するために、これまでの大学院改革の成果⁸⁴の横展開を図る⁸⁵。
- ・ 徹底した国際化と産学連携の促進、組織改革・推進体制等の基盤構築を通じた博士人材の育成機能の強化を図る大学院改革の取組を推進する。

○ 学士課程から博士課程までの連続性の向上と流動性の促進

- ・ ダイバーシティ環境の醸成や内部進学抑制により、流動性に支えられた多様性を確保するなど、大学が全体としてその機能を強化し、その役割をしっかりと果

⁸³ 人文科学・社会科学系の大学院には小規模・分散的な専攻が多く、今後は、複数の大学院間の連携による教育研究ネットワークを構築すること等により、スケールメリットを発揮したチーム型の教育研究や組織的な就職支援体制への転換を進め、学生の関心に沿ったきめ細かな指導がなされる環境の構築を推進することが必要であるとの指摘もある。（中央教育審議会大学分科会「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について（審議まとめ）」（令和5（2023）年12月））

⁸⁴ 「博士課程教育リーディングプログラム」、「卓越大学院プログラム」等。

⁸⁵ 5年一貫の学位プログラム構築に当たり、各大学の判断により、「博士論文研究基礎力審査」の合格を、修士論文又は特定課題の研究成果の審査と試験の合格に代えて、博士課程の前期の課程を修了し修士の学位を授与する要件として課すことも可能である。（大学院設置基準第16条の2）

たしていくことができるよう、具体的な対応策の検討を進める。

- ・ 国内外における国際的な競争環境下で活躍できるよう、優秀な学生が学士・修士課程を5年間で履修する大学を大幅に拡充するため、適切な学修時間の確保や教育研究の質の確保を前提とした制度改善について検討を行う⁸⁶。
- ・ 学生の海外研究活動や留学機会の充実を図るとともに、大学院教育研究の国際化や優秀な留学生の受入れを促進する。

イ. 幅広いキャリアパスの開拓の推進

大学院における教育については、学修者の個々のニーズのみならず、産業界や国際社会など幅広い社会のニーズに積極的に対応したカリキュラムとするとともに、社会での活躍状況を可視化し、キャリア構築に係る組織的支援を進めることが必要である。一方で、企業における採用拡大や処遇改善、従業員の博士号取得支援などの取組や協力は欠かせず、こうした産業界における積極的な取組が進むよう、産学官が一層、連携していくことも求められる⁸⁷。このような出口戦略なくして、博士号取得者数の増加は望めない。

また、大学院進学者の増加のためには、前述の大学院教育の質の確保に加えて、初等中等教育から高等教育段階まで大学院進学へのモチベーションを高める取組を切れ目なく実施し、早期から大学院教育の見通しを示すことにより、多様で優秀な者の進学を促進していくことも重要である。その際、学生が安心して研究に打ち込める環境を実現するための支援を行うとともに、学生の流動性の確保に留意しつつ、学士課程から円滑に修士課程に進学することができるよう、有機的な接続を図ることも必要である。

さらに、社会人については、リカレント教育・リスキリングの需要を捉え、オンライン授業の活用も図りながら修士号⁸⁸・博士号の取得者数の増加を図っていくことも必要である。リカレント教育の推進に当たっては、リカレント教育を大学のミッションとして明確に位置付け、全学的な体制を整備した上で、制約の多い社会人が受講しやすい教育プログラムを展開していくことが求められる⁸⁹。特に、学位取得を目指す課程においては、長期履修制度はもとより、学位の質保証に留意しつつ、早期修了制度⁹⁰を積極的

⁸⁶ その際、十分な単位を修得しつつもやむを得ない理由から退学する学生に対する一定の配慮についても検討が必要である。

⁸⁷ デンマークにおいては、博士課程を目指す学生が所属大学と民間企業との合意の下、博士研究のテーマを国に応募し、それが採用されれば国から補助金が出され、企業に雇用されると同時に博士課程学生として大学院にも入学し、給与と学位の両方を受けることができるという「Industrial PhD」という仕組みがある。

⁸⁸ 専門職大学院の課程を修了した者に対して授与する「修士（専門職）」、「法務博士（専門職）」、「教職修士（専門職）」の学位を含む。

⁸⁹ 学位を授与する課程のみならず、学位を授与しない短期のプログラムなど多様なニーズに対応する教育プログラムには大きな社会の期待があることに留意すべきである。

⁹⁰ 修士課程（博士前期課程）の在学期間は、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとされている（大学院設置基準第16条）。また、博士後期課程の在学期間は、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとされている（大学院設置基準第18条第3項）。ただし、博士課程（標準修業年限5年）の在学期間は最短3年であるため、修士課程を1年で修了した者が博士課程で優れた研究業績を上げた場合であっても、修士課程の1年の在学期間に1年を加えた2年の在学期間で博士課程を修了することはできない。なお、早期修了の仕組みを活用して、一定の研究業績を有する社会人を対象に1年で博士号の取得を可能としている大学において、学位の質を担保する観点から、博士の学位にふさわしい研究水準及び能力に達しているかどうかを複数回の審査で判断している事例もある。

に活用することで、意欲と能力のある社会人が1年で修士の学位取得⁹¹を可能とすることや、意欲と能力に加え一定の研究実績を有する社会人が1年で博士の学位取得を可能とすることなど、ニーズに応じた工夫を積極的に進めていくべきである⁹²。

加えて、大学院レベルのリカレント教育の提供は、これから進路を選択していく大学院生が社会人や企業等との接点を増やしていく良い機会ともなり、大学・企業・学生の相互理解の促進にもつながり得る。

＜具体的方策＞

○ 博士人材が多様なフィールドで一層活躍するための環境構築

- ・ 博士人材と民間企業との接続に当たって民間企業、大学等が取り組むことが奨励されるような内容についてまとめたガイドブックを作成・周知する。
- ・ 博士課程修了者の活躍状況を可視化するとともに、博士人材の採用拡大や処遇改善について優れた取組を行っている企業やロールモデルとなるキャリアパスを有する博士人材、アカデミアから産業界への人材流動の事例を発掘し、ロールモデル事例集を作成することを通じて、博士人材として社会で活躍する魅力を広く社会に発信する。
- ・ キャリアパスの多様化への対応のため、キャリア構築に係る組織的支援の取組が促進されるよう、より実践的で多様なキャリアにつながるジョブ型研究インターンシップや、キャリア開発・育成コンテンツの提供等を進める取組を推進する。
- ・ スーパーサイエンスハイスクール（SSH）での博士人材の積極的採用や博士教諭としての活躍を促進する。
- ・ 博士人材の国や地方公共団体等の公的機関での活躍を促進するため、博士号取得者の国家公務員への採用や職務内容、処遇等の状況について実態調査を行い、好事例の横展開を図るとともに、課題分析等を行った上で更なる充実策を講じる。
- ・ ポストドクター・若手研究者の処遇向上やキャリアパス支援のため、ポータルサイト⁹³によるキャリア支援情報を提供する。

○ 多様な進学者の受入れ促進

- ・ 早期からの大学院進学へのモチベーションの向上のために、初等中等教育段階で

⁹¹ 教師人材に関しては「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について（令和6（2024）年12月25日中央教育審議会諮問）」において、社会人等が大学院での教職に関する学修によって教員免許の取得が可能な仕組みの構築などについて、中央教育審議会での検討が要請されており、当該検討とも連携していくことが必要である。

⁹² 社会人が短期で学位取得を可能とする以下の①②の仕組みを活用することも考えられる。①修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合に、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間等に授業又は研究指導を行う等、教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる（大学院設置基準第3条第3項）。②大学院は、入学前に当該大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後修得したものに限る。）を当該大学院において修得したものとみなし、当該単位の修得により当該大学院の修士課程又は博士課程（博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該大学院が定める期間在学したものとみなし、在学期間を短縮することができる（大学院設置基準第18条）。

⁹³ 科学技術振興機構が運営する、研究者・研究支援者・技術者等の研究人材のキャリア形成・能力開発を情報面から支援する研究人材のためのポータルサイトである JREC-IN Portal を活用。

の課題発見・解決能力等を育む探究学習や体系的・系統的なキャリア教育の充実、高等学校段階における先進的な理数系教育の充実を図る。

- ・ 学士課程の学生が大学院や大学院生を知る機会の拡大を図るために、各種取組事例（大学院生の学士課程のゼミへのTAとしての参加、学士課程と大学院の合同ゼミの実施、大学院の授業科目の先取り履修、学士課程等学生向けのキャリア支援等）の取組事例集の作成・周知を行う。
- ・ リカレント教育・リスキリングを望む社会人や産業界、地域のニーズを踏まえ、企業や地方公共団体等と必要な人材像や求めるプログラム、オンライン授業の活用方策等について議論する場を設け、継続的なリカレント教育・リスキリングの実施に向けた支援を行う。
- ・ 学生が安心して研究に打ち込める環境を実現するため、博士課程の学生に対する生活費相当額の支援を引き続き充実するとともに、日本学術振興会特別研究員に対する支援の拡充を図る。
- ・ 意欲と能力（博士については研究実績を含む）のある社会人が1年で修士や博士の学位取得を可能とするため、早期修了制度の積極的な導入を推進する。
- ・ 社会人の主体的なリカレント教育・リスキリングを推進するために、教育訓練給付制度や人材開発支援助成金等の支援策の情報発信を図る。【再掲】
- ・ 多様な博士人材の育成や研究活動を支える施設整備に対する支援を行う。

④研究力の強化

研究を重視する大学における研究力の強化については、科学技術政策の観点から見ても様々な論点があるものの、「教育」と「研究」を両輪とする大学教育において、質の高い教育を行いつつ、質の高い研究成果を創出するためには、研究者が教育研究に専念できる環境を整備することが必要不可欠である。そのための環境整備に当たっては、研究環境を更に向上させる観点と、研究環境の低下要因を取り除く観点の双方が重要である。

研究環境を更に向上させる観点からは、前述のとおり大学院教育の改革を進めるとともに、研究者（教員）への適切な評価や給与等への反映を進めることや、UEA⁹⁴のような教育の専門家、URA⁹⁵等の大学等の運営組織に係る研究開発マネジメント人材⁹⁶、技術職員、事務組織の機能を高めていくことが極めて重要である。UEA や研究開発マネジメント人材等は、求められる業務が幅広い一方で人材の不足、適切な評価やキャリアパス確立の難しさが課題となっており、このような人材を含めた学内環境を整備していくことが求められる。あわせて、博士人材を事務職員や研究開発マネジメント人材としても積極的に採用し、大学の経営力強化を図ることも必要である。

また、研究活動に必要不可欠である研究設備・機器について、機関の経営戦略と明確に結びつけ、機関全体として戦略的に導入・更新・共用等を図る仕組みの一層の強化が必要である。

さらに、個々の大学に属さない大学の共同利用の研究所として、高度な技術職員等も

⁹⁴ University Education Administrator

⁹⁵ University Research Administrator

⁹⁶ URAに加え、幅広くマネジメント業務に携わる教員・研究者、事務職員、様々な専門職を指す。

含めて優れた研究環境を提供する大学共同利用機関等の機能を強化することも必要である。

一方、研究環境の低下要因を取り除く観点からは、教育研究以外の業務を必要最小限に抑え、研究時間を確保することが重要であり、教育者としての側面と研究者としての側面を持ち合わせている教員の研究パフォーマンスを高める上で、教員が特に研究時間と研究資金において制約があると感じていること、特に、管理運営業務の負担軽減が課題となっていることに着目することが重要である。そのため、形式的な会議の廃止や運用の見直し、大学入学者選抜における負担軽減等、業務負担軽減の推進が必要である⁹⁷。

また、我が国全体の研究力向上のためには、そのけん引役となる研究大学が、民間企業や国内外の研究機関・大学等とも連携しつつ、卓越した研究成果を生み出すことを組織として追求し、そのための改革に大学を挙げて取り組んでいくことが重要であり、そうした改革の灯を絶やさず更に活性化させ、各大学による研究力向上に向けた改革を継続的・安定的に後押しする必要がある⁹⁸。

＜具体的方策＞

○ 研究の質向上に向けた研究環境構築

- ・ 大学の研究者（教員）の意欲と能力を引き出すため、研究業績等を加味して公平かつ定期的に評価結果を昇給や賞与等給与へ反映することを促進する⁹⁹。
- ・ 質の高い大学院教育の推進や幅広いキャリアパスの開拓推進等を通じて、大学院教育の改革を進める。
- ・ グローバルに競争力のある研究者の創出や国際ネットワークの強化に向けて、政府関連在外拠点も活用しつつ、国際頭脳循環や国際共同研究を推進するとともに、組織的な研究力の向上に向けて、企業研究者や若手研究者、女性研究者など多様性に富んだ研究環境の構築を支援する。
- ・ 我が国全体の研究開発マネジメント人材の量的不足の解消及び質の向上や、適切な処遇・キャリアパスの確立を図るために、科学技術振興機構をはじめとした多様な機関における人材育成に取り組むとともに、大学や研究機関において研究開発マネジメント人材に係る人事制度を構築する等の体制構築を促進する¹⁰⁰。
- ・ 大学等研究機関において、機関全体として戦略的に研究設備・機器の持続的な整備、幅広い研究者への共用、運営の要である専門性を有する人材（技術職員等）の持続的な確保・資質向上を図る仕組みの構築（コアファシリティ化）を促進する。
- ・ 大学共同利用機関及び共同利用・共同研究拠点が中核となり、意欲・能力のあ

⁹⁷ 中央教育審議会大学分科会「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について～教育研究機能の高度化を支える教職員と組織マネジメント～（審議まとめ）」（令和3（2021）年2月）

⁹⁸ 科学技術・学術審議会学術分科会「第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けた学術分科会としての意見」（令和6（2024）年8月）

⁹⁹ 文部科学省「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成31（2019）年2月）

¹⁰⁰ 科学技術・学術審議会人材委員会研究開発イノベーションの創出に関わるマネジメント業務・人材に係るワーキング・グループ「科学技術イノベーションの創出に向けた研究開発マネジメント業務・人材に係る課題の整理と今後の在り方」（令和6（2024）年6月）

る研究者に高度かつ効率的な研究支援機能を提供し、保有する最先端の研究設備等を活用した共同利用・共同研究による若手研究者や技術職員等の人材育成機能をも担うネットワークを構築する。

- ・ 国際卓越研究大学制度や、地域の中核大学や特定分野に強みを持つ大学に対する支援等を通じてトップ層や上位に続く層の大学の研究力の抜本的な底上げを図り、各大学による研究力向上に向けた改革を継続的・安定的に後押しする。

○ 研究環境の低下要因を取り除くための業務負担軽減の推進

- ・ 学内等で行われている各種会議について、本来の設置趣旨に立ち返り、形骸化していないか、効率化できる観点はないか等の視点から再確認し、必要に応じた見直しを行うことを促進する。
- ・ 各大学におけるトップ研究者に係る人事配置の一環として、研究と教育それぞれに重点を置く教員の活用、バイアウト制度¹⁰¹の活用や教員の機能や実際の業務内容等に応じた評価等を促進する¹⁰²。
- ・ 大学入学者選抜に関する業務について、業務合理化の観点から、教員は選抜の本質的な部分に中心的に関与することを周知し、各大学等において大学入学者選抜を支える専門人材の職務の確立・育成・配置等を促進する¹⁰³。

⑤情報公表の推進

高等教育機関等からの適切な情報発信がなければ、規模や立地、知名度等による入学者選抜の選抜性の高低により高等教育機関の^{とう}淘汰が進むこととなり、教育研究の質の高度化に向けた取組が社会全体からの適切な評価を得られないことにつながってしまう。

留学生や社会人を含めた多様な進学希望者が自らの目的に合う大学を選ぶことができるようにすることや、修士・博士課程への進学を決断できるようにするためには、各高等教育機関の持つ、教育研究に関する情報の公表をより進めていくことが必要である。

そのための一つの手法として、我が国の大学ポータルは、平成 27 (2015) 年から、大学コミュニティによる自律的な運営がなされており、各大学の多様な教育情報の発信に一定の効果を発揮してきた。一方で、国公立版と私学版とで情報を提供するプラットフォームが異なるために大学の教育研究の質に関わる重要な情報が必ずしも分かりやすく示されていないといった課題が指摘¹⁰⁴されている。前述の新たな評価制度においては、新たなデータベースの情報を活用することとし、高等教育機関側・評価機関側の双

¹⁰¹ 競争的研究費の直接経費の使途を拡大し、研究代表者本人の希望により研究機関と合意をすることで、その者が担っている業務のうち研究以外の業務の代行に係る経費の支出を可能とする制度（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和 2（2020）年 10 月））

¹⁰² 総合科学技術・イノベーション会議「研究に専念する時間の確保－研究力強化・若手研究者支援総合パッケージフォローアップ」（令和 5（2023）年 3 月）

¹⁰³ 中央教育審議会大学分科会「教学マネジメント指針（追補）」（令和 5（2023）年 2 月）

¹⁰⁴ 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和 4（2022）年 3 月）

方の負担軽減を図っていくことが求められるが、当該データベースとの連携も含めて、諸外国の状況も参照しながら、大学ポートレートで培ってきた実践や知見を生かしつつ、単純な数値に限らず高等教育機関を横断的に比較する観点から、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））を構築し、情報公表を更に進めることが必要である。その際、学修者や進学希望者が、各高等教育機関の教育力を把握するに当たって、どのような情報が必要であるかという観点から公表項目を検討していくことも必要である。

また、学則に記載されている事項については、本来は、社会一般に対して示されるべきものであるため、学則の公表を促進することが求められる。あわせて、大学の負担軽減の観点から学則変更等の届出事項の整理を行うことも必要である。

さらに、学生目線から大学教育や学びの実態を把握するために国が試行実施している「全国学生調査」について、学生の学修成果に関する情報を他の大学・学部間でベンチマークできるという利点を十分に生かす形で、その調査結果を教育の質の向上に向けて積極的に活用することも重要である。

<具体的方策>

○ 情報公表の内容・方法の改善

- ・ 国において、各大学の魅力を視覚化するための新たな指標を作成する。
- ・ 多様な教育活動の状況を国内外の様々な者に分かりやすく発信するため、大学入学者選抜に関する情報や、学修成果や教育成果に関する情報についての公表を更に促進する¹⁰⁵とともに、利用者にとっての利便性向上を図るための高等教育機関間の多様な比較分析が可能となる情報の可視化を進める。
- ・ 各高等教育機関における事務手続の軽減を図る観点や、新たな評価制度の充実の観点から、評価におけるデータ活用のためのデータベースの整備について検討する。【再掲】
- ・ 学則の公表の義務付けとともに各届出事項の見直しを行う。

○ 全国学生調査の活用

- ・ 全国学生調査の全校参加に向け、参加等に関するインセンティブの設定を行うとともに、円滑な調査の実施に向けて体制の整備を行う。
- ・ 各高等教育機関における IR 等を通じた自己点検評価と認証評価での全国学生調査の結果の活用を促進するために周知等を行う。

¹⁰⁵ 中央教育審議会大学分科会「教学マネジメント指針」（令和2（2020）年1月）において、学修成果を中心に、幅広く公表すべき情報の例を提示。

（２）高等教育全体の「規模」の適正化

高等教育行政は、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へ移行し¹⁰⁶、これまで大学入学定員数は緩やかに増加している。

現在のきつ抗しつつある高等教育への進学希望者数と高等教育機関の収容定員との需給バランスが、今後は、急速な少子化の進行等の中で、18歳で入学する学生の減少により超過供給状態になり、定員充足率のより一層の悪化が見込まれ、各高等教育機関が最低限確保すべき学生数を確保できず、経営状況の悪化により、教育研究の「質」を維持できなくなるおそれがある。したがって、各高等教育機関は、もはや「18歳中心主義」を維持したままでは、現在の規模を確保することができないとの認識が必要である。この認識の下、「18歳」「国内」「対面」にこだわらず、これまで前提として考えられてきた「学生」概念を見直し、多様な学生が入学できるようにすることが必要である¹⁰⁷。多様な価値観が集まるキャンパスを実現することで、前述のとおり、教育研究の「質」の更なる高度化に資することになる。

一方で、18歳人口の減少率や進学率の状況等を踏まえ、各大学の収容定員を適正にしていくことも必要であるが、今後、超過供給状態により適切な高等教育機会の提供ができなくなるおそれがあることから、設置基準や審査の在り方においても、経営の観点から安易な設置を抑制することができるよう、抜本的な見直しを行う必要がある。また、高等教育機関の機能強化の観点からも、設置者の枠を超えた、高等教育機関間の連携、再編・統合、縮小、撤退の議論を避けることはできない状況であり、高等教育全体の適正な規模の見直しが必要である。

その際、各地域や高等教育機関において、地域における将来推計人口、進学者数や産業別就業者数の見込み、専攻する学問分野ごとの学部学科の定員等を踏まえながら適正な規模を検討していくことが必要である。

①高等教育機関の機能強化

高等教育機関の機能強化に向けては、高等教育機関の新陳代謝の促進や将来を見据えたチャレンジをはじめ、意欲的な教育・経営改革を行う大学等への支援の強化、高等教育機関間の連携の促進等の取組が重要である。

意欲的な教育・経営改革を行う大学等への支援に当たっては、より質の高い教育研究を行うために率先して規模の縮小等を図る大学等や、成長分野の人材育成に向けて新陳代謝を図る大学等への支援を行うことが必要である。

高等教育機関間での連携構築を図る際には、大学等の単なる存続を目的とした考えに立つのではなく、地域全体で当該地域を支える人材を育成し、地域の発展をけん引していくという理念を共有した上で、各高等教育機関が有する特徴や強み・弱み、学位プログラムの内容、資源等を深く理解することが必要であり、この過程を経ることで、連携

¹⁰⁶ 中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成17（2005）年1月）

¹⁰⁷ ただし、高等教育機関が社会等からの信頼を得て今後も持続可能な発展を遂げるためには、定員充足率を満たすことを目的とするような、単なる数合わせのために学生を受け入れることは、厳に慎むべきである。これは、修業年限内で学修活動に用いることができる学生の時間が有限であるという視点から捉えても、「教育課程編成・実施の方針」に基づく教育課程を履修し「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を達成するためには、学生が入学段階で一定の資質・能力等を備えていなければならないためである。

を契機として把握した資源を活用して、より教育の質を上げることにつながることも期待される。その際、各大学における教育課程編成に当たっては、連携を促進する観点からの学位プログラムの構築にも留意が必要である¹⁰⁸。

また、高等教育機関間での連携を支えるためには、入学者選抜、留学や就職、厚生補導、図書¹⁰⁹、教務の一部等の機能を柔軟に共有することも必要である。

なお、大学間連携の取組の推進に当たっては、学生募集で競合関係にある実態も踏まえた仕組みを講じることが必要である。

＜具体的方策＞

○ 意欲的な教育・経営改革を行うための支援

- ・ 一定の学士課程定員の規模縮小をしつつ、質の向上と連動して規模縮小を実施する大学、収容定員・資源を学部から大学院へシフトする大学、質を確保した上で留学生や社会人を増加する大学等に対する支援を行う。
- ・ 大学等が持つ知的資産の継承・発展の機能に留意しつつ、大学・高専機能強化支援事業を通じたデジタル・グリーン等の成長分野への学部転換等の支援等、改革やチャレンジに取り組む大学への支援を強化する。
- ・ 付加価値を創造する新たな私立大学へ転換するための教育研究面の構造転換や、複数大学等の連携による経営効率化・開設科目等の相互補完等を通じた経営改革の支援を強化する。
- ・ 各種データや知見・ノウハウ等をフル活用する体制の構築等により、各大学等の主体的な経営判断や、文部科学省、私立学校振興・共済事業団による「アウトリーチ型支援」を推進する。
- ・ 産業界や社会人のニーズを踏まえた、各高等教育機関における教育改善を促進するために、リカレント教育プログラム開発・評価の体制整備を支援する。
- ・ 高度で専門的な知識を有する高い資質・能力をもった職員の採用・育成を促進する。

○ 高等教育機関間の連携の推進

- ・ 地域連携プラットフォームの仕組みを発展させ、各地域における地理的観点からのアクセス確保策や地域の人材育成の在り方について、議論を行う協議体（地域構想推進プラットフォーム（仮称））を構築する。
- ・ 大学等連携推進法人制度を発展させ、連携開設科目の設置にとどまらない活用を支援し、大学等連携をより緊密に行うための仕組み（地域研究教育連携推進機

¹⁰⁸ 学士課程答申で示された「各専攻分野を通じて培う学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～」を踏まえるとともに、日本学術会議の「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」等も参考とすることが考えられる。

¹⁰⁹ なお、大学図書館は、これまで、大学における学生の学習や大学が行う高等教育と学術研究活動全般を支える重要な学術情報基盤として、社会全体におけるデジタル化の進展と学術情報流通の変化に対応しつつ、学術情報の体系的な収集・蓄積・公開や、大学における教育・研究に対する支援などの役割・機能を担ってきた。（科学技術・学術審議会情報委員会オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会「オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について（審議のまとめ）」（令和5（2023）年1月））

構（仮称）の導入や支援策の検討を行う。

- ・ 遠隔教育の課題と利点を踏まえた遠隔教育の質の保証・向上を図るとともに、対面授業と遠隔授業を効率的に組み合わせたハイブリッド型教育の充実等を促進する。【再掲】
- ・ 複数大学等の連携による経営効率化・開設科目等の相互補完等を通じた経営改革の支援を強化する【再掲】。
- ・ DX等の活用を通じて客観的な経営診断を踏まえた「アウトリーチ型支援」を充実し、各法人の主体的な判断を促すとともに、連携・統合等を希望する学校法人への経営相談等を含め、日本私立学校振興・共済事業団における高度な経営相談支援の実現を図る。

②高等教育機関全体の規模の適正化の推進

高等教育全体の規模の適正化については、高等教育機関以外の機関における再編等に関する施策の例も参考にしつつ、地域や社会のニーズ等を踏まえた上で、再編・統合や縮小、撤退を支援することが必要である。

その際には、大学、専門職大学・専門職短期大学、大学院・専門職大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校といった機関別、あるいは、国公私立の設置者別の区分に関係なく、全ての高等教育機関にとって、決して他人事ではないという認識を強く持つ必要がある。

このようなことを前提とした上で、新たな大学・学部等の設置については、新たな学問分野への転換など新陳代謝も必要である一方で、今後、大学進学者数の大幅な減少が見込まれるという高等教育全体を取り巻く劇的な変化に的確に対応する必要がある。このため、国の施策においては、設置認可審査から撤退の支援まで一貫した取組が求められるとともに、大学等においても、18歳人口が減少することや地域の人材需給等も踏まえつつ、スクラップ・アンド・ビルドをはじめ学内における組織や定員に関する検討を十分行う必要がある。上記を踏まえ、設置認可については、これまで以上に、教学面においては質の高さや社会的な必要性を求め、経営面においては財産保有要件や私学助成交付要件の厳格化を図るなど、抜本的な見直しを図る^{110 111}。

その上で、各々の高等教育機関においては、自らの強み・弱みや取り巻く外部環境等の現状を適切に認識し、自らのミッションを再確認し、少子化を踏まえた適正な規模の在り方について検討を進めることが重要である。各機関の検討の結果、地域や産業のニーズに応じた学部・学科等の再編や、研究大学を志向する大学における収容定員・資源の学部から大学院へのシフト、地域あるいは地域外の高等教育機関との連携、統合等、

¹¹⁰ 収容定員管理において、現在は、100%を数名でも下回ると「未充足」と位置付けられることで課題と捉えられる傾向にあるが、地域におけるアクセス確保の観点も踏まえ、教育の質や経営上の影響等の観点から実質的に定員の充足状況を把握するために、「定員充足」「未充足」の考え方について多少の幅をもたせていくことも必要である。

¹¹¹ 設置認可申請時に他の申請大学等の情報を十分に把握することができない実態もあるが、各大学等においては、積極的な情報収集と適切な市場調査の実施が望まれる。設置認可審査の過程においても、十分な情報収集と市場調査の結果を踏まえた計画となっているか確認することも必要である。

それぞれのミッションに応じた再編・統合、縮小¹¹²、撤退等を進めていくことも求められる。なお、高等教育機関間の連携、統合等に当たっては、それぞれの高等教育機関における三つの方針や建学の精神との整合性に留意が必要である。

なお、少子化が進む中で、地方の中小規模の私立大学の経営は厳しくなっており、近年では、私立大学から公立大学に設置者が変更される事例が見られる。これまでも、地方公共団体や議会において私立大学の公立化が真に地域に貢献するものとなるか検討が行われるとともに、将来的に見込まれる経営見通しや財政負担の「見える化」が進められている。私立大学の公立化については、引き続き安易な設置は避ける必要があり、地方公共団体においては、地域の人材需要や将来の運営の見通し等も十分に吟味するなど、慎重に検討することが求められる。

また、経営・教学面において一定の質が確保できない高等教育機関については、学生保護の観点及び高等教育全体への信頼確保の観点から、撤退を進める必要があり、そのための仕組みの構築が求められる。

これまでは、大学が募集停止・廃止となっても、ほとんどが近隣の大学で学業を継続するか、在学生在が卒業するまで存続するなどしてきた。しかし、今後は急激な経営状況の悪化等により、学生の学びの継続を確保できずに廃止となる高等教育機関が現れないとも限らない。それによって、最も被害を受けるのは学生であり、学生保護の観点からは、全体の規模を円滑に適正化していくとともに、急な破綻を避けるための取組や破綻した場合の手続や取扱いについて必要な仕組みを構築していくことが重要である。

＜具体的方策＞

○ 厳格な設置認可審査への転換

- ・ 社会的な必要性や持続可能で質の高い学修環境・研究環境であるかという視点をこれまで以上に重視することとし、通信教育課程を含め、基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善を行う。【再掲】
- ・ 学校法人の寄附行為（変更）認可審査において、新たに大学等を設置する場合の財産保有要件や経営状況等に関する要件の厳格化を図るなど財務基準の見直しを図る。
- ・ 学校法人の寄附行為（変更）認可審査において、経営状況が悪化した場合等の対応方針（リスクシナリオ）や学生確保の見通し等に関する審査の在り方、審査プロセス等を抜本的に見直す。リスクシナリオを遵守しない場合や、学部等の設置後に完成年度を迎えても定員充足率が一定の割合に満たない場合等、設置計画の履行が十分になされていない場合には、私学助成の減額・不交付措置を講ずる。
- ・ 大学の地域貢献に関する積極的な情報公表に基づき、地域にとって真に必要とされる地方大学に対する支援の在り方を検討するとともに、私立大学の公立化において、地方公共団体が地域の人材需要や将来の運営の見通し等も十分に吟味するなど、留意すべき事項等の明確化を行う。

¹¹² 縮小とは定員規模の縮小を指すが、S/T比の向上も含めた丁寧な教育が行われるなど、より活力ある取組に繋げていくことが求められる。

○ 再編・統合の推進

- ・ 定員未充足や財務状況が厳しい大学等を統合した場合のペナルティ措置（設置認可審査、私学助成、高等教育の修学支援新制度の機関要件等）を緩和するための制度改善について検討を行う。
- ・ 再編・統合時の留意点¹¹³等を整理した学校法人向けのハンドブック¹¹⁴を踏まえつつ、既にこれまで行われてきた再編・統合の課題を整理した実施事例を作成するなど、再編・統合を検討する際に有益な情報を高等教育機関関係者に周知する。
- ・ DX等の活用を通じて客観的な経営診断を踏まえた「アウトリーチ型支援」を充実し、各法人の主体的な判断を促すとともに、連携・統合等を希望する学校法人への経営相談等を含め、日本私立学校振興・共済事業団における高度な経営相談支援の実現を図る。【再掲】
- ・ 設置者の枠を超えた再編・統合について課題や実施するための方策の整理を行う。
- ・ 社会のニーズ等を踏まえた大学等の再編・統合に資するような支援方策等について検討を行う。

○ 縮小への支援

- ・ 一定の条件を満たす場合に一時的に減少させた定員を一部又は全部戻すことを容易にする仕組みの創設等、収容定員の引下げに対する大学等の忌避感の緩和のための仕組みを構築する。
- ・ 一定の学士課程定員の規模縮小をしつつ、質の向上と連動して規模縮小を実施する大学、収容定員・資源を学部から大学院へシフトする大学、質を確保した上で留学生や社会人を増加する大学等に対する支援を行う。【再掲】
- ・ 縮小、撤退等の学校法人の速やかな経営判断を着実に促すため、学校法人への経営指導の基準となる指標や学校法人向けのハンドブック等を見直す。また、収容定員充足率や経営状況等が一定の基準に該当する場合に対しては、規模縮小や撤退に係る指導を強化するとともに、私学助成の交付要件として経営改善に関する計画の策定を義務付け、進捗状況等を配分に反映させる。

○ 撤退への支援

- ・ 学生募集停止を行った学部等について、情報の公表や教育の質に係る客観的指標等において減額措置を受けていないこと等を要件に、継続的な教育研究活動を支援する。
- ・ 縮小、撤退等の学校法人の速やかな経営判断を着実に促すため、学校法人への経営指導の基準となる指標や学校法人向けのハンドブック等を見直す。また、収容定員充足率や経営状況等が一定の基準に該当する場合に対しては、規模縮小や撤退に係る指導を強化するとともに、私学助成の交付要件として経営改善に関する

¹¹³ なお、統合等に当たっては、デュー・デリジェンス（取引前の適正評価手続）を実施することが望ましい。

¹¹⁴ 日本私立学校振興・共済事業団「学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第2次改訂版》」（令和6（2024）年3月）

る計画の策定を義務付け、進捗状況等を配分に反映させる。【再掲】

- ・ 学校法人が解散する場合等における、在学生の卒業までの学修環境確保等の学生保護の仕組み、卒業生・修了生の学籍情報の管理方策の構築¹¹⁵や残余財産の帰属の要件緩和のための制度改善を行う。

¹¹⁵ 中央教育審議会大学分科会「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）」（令和5（2023）年2月）を受けた検討の具体化。

(3) 高等教育への「アクセス」確保

高等教育全体の規模を適正化しつつ、意欲のある者の教育機会を確保し、誰もが進学をあきらめない社会を実現するためには、質の高い高等教育への「アクセス」について、地理的観点と社会経済的観点の両面から対策を講じる必要がある。

地域によって高等教育機関への進学率や進学者収容力が異なるとともに、少子化の中で、地方の私立大学ほど学生数が減少し、厳しい経営状況に陥る傾向にある一方で、経済的な理由を含め様々な理由で地元を離れることができない進学希望者がいることから、地理的観点からのアクセス確保のための方策を講じる必要がある。

あわせて、意欲のある学生が、家庭の経済的理由から高等教育段階への進学を断念することのないよう、また進学した学生が学資の捻出のため長時間のアルバイトを強いられることなく、学業に十分に専念できるよう、経済的観点からのアクセス確保のための方策を引き続き講じることも必要である。さらに、社会的観点からのアクセス確保のための方策を講じることも必要である。

なお、地方創生や少子化への対応として、地域において、「学び」、「仕事」と「多様なライフスタイルを実現しやすい環境」がそろうことも、今後の我が国の発展には重要であり、そのために、高等教育機関にどのような役割が果たせるのかという観点も重要である。

①地理的観点からのアクセス確保

グランドデザイン答申においては、地域の高等教育機関が高等教育という役割を超えて、地域社会の核となり、産業界や地方公共団体等とともに将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する地域連携プラットフォームの構築や国公立の枠組みを超えた連携の仕組みとして大学等連携推進法人の導入等が示された。

これらの取組は幾つかの地域で始まっており、地域の全大学が参画して教育プログラムの開発や進学・就職支援に取り組んでいる地域連携プラットフォームの例や、多数の連携開設科目の設置により教養教育の充実や多様な学生交流に取り組んでいる例がある。一方で、現状の地域連携プラットフォームでは、強い当事者意識、問題解決に向けたスピード感に課題があるとの指摘や、連携開設科目の設置にとどまらない、大学等連携推進法人を活用した教育連携の取組を更に先に進めていくべきではないかとの指摘もある。

高等教育機関の規模の適正化が図られていく中では、今後、各高等教育機関が自らの強みや弱みを把握し、各地域における志願動向や人材需要、他の高等教育機関が持つ特色等を踏まえ、各機関の強みを伸ばし、連携・再編等を通じて互いに機能を補完する中で、求められる分野を学べる高等教育の機会を確保することがより一層重要となる。

特に、近年、地方の高等教育機関を中心に、入学者数の減少による学生募集停止が相次いでいる。進学希望者の立場に立てば、個別の高等教育機関の存続以前の問題として、その地域での学びの機会が確保されていることが極めて重要だと考えられる。このような背景もある中で高等教育機関の再編・統合や縮小、撤退を、市場経済における選択に委ねるのみでは、仮に、地域に一定の進学希望や人材需要が存在する場合であっても、個別の高等教育機関の経営判断のみをもって地域から学びの機会が縮減・消滅すること

となり、地方に在住する高等教育進学希望者の教育機会の確保に多大な支障が生じるおそれがある。また、地域の人材需給のバランスが崩れ、地域の生活や産業の基盤に大きな影響を与えるおそれもある。そのため、各地域において高等教育へのアクセス確保の具体策を早急に講じることが求められる。

このため、国において、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保等、地理的観点からの高等教育機関へのアクセス確保を図るための仕組みの構築や都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生推進のための取組が必要である。

これらの取組を講じることにより、地方においても高等教育を受ける機会や高等教育機関の維持が図られ、地理的観点からのアクセス確保にも資することとなる。あわせて、高等教育機関卒業後の地元への定着や、多様な高等教育機関との連携による地域産業の発展等により、地域の活性化につながっていくこととなる。

ア. 地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築

地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス等地理的観点から高等教育機関へのアクセスの確保を図る仕組みの構築に当たっては、国において各地域との連携・協力体制を早急に構築する必要がある。

その際、学問分野・領域を残すことに固執して、地域における高等教育機関の収容定員を人口減少に合わせて一律に縮小すると、定員が充足しても経営基盤が脆弱になる高等教育機関が多数出ることとなる。一方で、一部の高等教育機関に機能を集約することも容易ではない。高等教育機関は、それぞれの歴史において、強みと特色を生かした教育研究を行ってきており、それぞれが持つ多様な教育研究のノウハウを生かすことのできない方法は、効率性が悪く、損失も大きい。したがって、今後、高等教育機関が存続し、連携・協力体制を構築していくに当たって、まず必要なことは、教育研究における強みや特色をより明確にしながら改善を進めることである。

そこで、各高等教育機関が持つ強みや特色を生かしつつ、地域におけるアクセス確保を図り、地域に必要な人材を育成するために、まずは、地域連携プラットフォームの仕組みを発展させ、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を地域の高等教育機関が共通に認識し、地方公共団体や産業界等地域の関係者も一体となって具体的な取組に向かうことができる場の構築が重要である。そのために、地域の高等教育機関や地方公共団体、産業界等の各地域の関係者が議論し、各地域で実効性のある取組を推進するための協議体（地域構想推進プラットフォーム（仮称））を構築することが必要である。

このような協議体の構築は、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題について地域の高等教育機関が共通認識を持ち、地方公共団体や産業界等地域の関係者も一体となって具体的な取組に向かうことができる場として整備する必要があることから、着実に段階を踏んで進めることを前提としつつ、原則として地域の全ての高等教育機関を含む関係機関が参加することが望ましい。また、これらの仕組みを促進するためには、設置認可

審査や財政支援等に当たってこのような協議体での議論の内容を考慮することも必要である。

そして、協議体の構築を支援するためには、高等教育機関の関与はもとより、地方公共団体における体制整備や国における司令塔機能の整備、産業界の協力等も重要である。

また、各機関や地域において検討を促すためには、各地域において、地域における志願動向や人材需要の情報収集や整理が必要である。その際、国においても、関係省庁の連携により、地域ごとの人口予測や将来的な産業構造の変化に応じた産業分野ごとの人材需要¹¹⁶等について、より詳細な量的・質的な情報を収集・提供することが求められる。

さらに、協議体において議論を円滑に行うためには、コーディネーターの役割が重要であり、協議体が情報共有を行う段階にあるのか、産学官金の連携体制の構築やカリキュラムの構築等を具体的に組み組んでいく段階であるかでは、コーディネーターとなる人材に求められる経験・見識は異なる。そのため、コーディネーターの候補となる人材は、高等教育関係者のみならず様々な業界に裾野を広げて求めることが重要である。また、協議体の議論の進捗段階に応じて、求められるコーディネーターの配置・育成を戦略的に進める必要もある。

その上で、強い当事者意識を持った大学間連携の取組や実効性ある産学官金連携による取組を推進するため、協議体のコーディネーターとも連携しつつ、連携開設科目の開設にとどまらない大学等連携推進法人制度の活用を促進するため、同制度を発展させた「地域研究教育連携推進機構（仮称）」の活用の支援を行うとともに、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援を行うことで、地理的観点からの高等教育機関へのアクセス確保のための取組を進めることが必要である。なお、地域構想推進プラットフォーム（仮称）における議論を経て、地域研究教育連携推進機構（仮称）の取組へ発展することや、これらが相互に連携することを通じて、地域における議論や大学等間の連携が活性化することが期待される。

＜具体的方策＞

○ 地域のアクセス確保・人材育成のための協議体の構築

- ・ 各地域における地理的観点からのアクセス確保策や地域の人材育成の在り方など、大学等における研究・教育の構想やその推進について、地域内の高等教育機関、地方公共団体、産業界、金融機関等の地域の関係者が継続的に議論を行う協議体（地域構想推進プラットフォーム（仮称））¹¹⁷を国と連携して構築する。
- ・ 協議体の議論への参画が期待される地方公共団体における、地域の関係者との継続的な連携のための窓口の明確化等、地域における高等教育振興に関する担当部署の整備を促進する。

¹¹⁶ 例えば、経済産業省の産業構造審議会経済産業政策新機軸部会では、過去 30 年の産業構造変化を産業別・地域別に分析して、2040 年頃の将来見通しを検討しており、そのような情報を提供することが考えられる。

¹¹⁷ 検討に当たっては、確保すべき地理的アクセスの範囲、各地域において求められる学問分野や教育水準、議論を行う地域の範囲の整理が必要である。なお、地理的観点からのアクセス確保のみならず、構成員の属性を踏まえ、リカレント教育等について議論することも有効と考えられる。

- ・ 地方大学の振興¹¹⁸や高等教育へのアクセス確保に当たって、国における司令塔機能を果たすために責任ある体制を整備するなど組織体制の充実・強化を行う。

○ 議論を行う協議体において検討を促すための仕組みの整備

- ・ 各地域において、地域における志願動向や人材需要の情報収集や整理が可能となるよう、国において、関係省庁の連携により、地域ごとの人口予測や分野ごとの産業・雇用環境の変化等について、より詳細な量的・質的な情報を収集・提供する。
- ・ 議論を行う協議体において、地域の実態や今後の見通しを客観的に踏まえた議論を円滑に行うために、コーディネーターとなる人材の育成・配置を進める。

○ 地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援

- ・ 各地域の実情や協議体での議論等を踏まえ、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関について、各高等教育機関における連携・再編等の計画策定や各計画の実行を国が支援するための仕組みを構築するとともに、地方公共団体、産業界、金融機関等、地域の様々なステークホルダーによる支援を促進する。
- ・ 地域にとって不可欠な専門人材の輩出や、地方就職率、上記ステークホルダーによる支援の状況等も踏まえた、地域にとって真に必要とされる地方大学に対する支援の在り方を検討する。
- ・ リソースの少ない地域の小規模大学であっても互いに強みを発揮したり、更なる高等教育機関間の連携の取組を推進したりできるようにするため、地域の大学をはじめとする高等教育機関が産学官金など地域の関係者と協働して研究・教育の連携を行う「地域研究教育連携推進機構（仮称）」の仕組み¹¹⁹を導入し、活用を促す。

イ. 都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進

急速な少子化が先行する地方においては進学者の絶対数が減少する一方、地方から東京都をはじめとする大都市圏への進学者の流入傾向に目立った変化はなく、地方から東京一極集中に関する諸課題に対して厳しい目が向けられている。分野により差異はあれ、その課題やフィールドは大都市圏で完結するものではなく、多様な出身地域の学生が共に学び、大学の魅力・競争力を高め、多様性を維持していくことが欠かせない。都市と地方双方が持続的に成長・発展し、大都市圏の高等教育機関が各地域の知の拠点形成や

¹¹⁸ 地方大学の振興方策については、地方の高等教育機関が果たす多面的な役割も十分考慮の上、様々な手法が考えられるが、例えば、学部構成や教育課程見直しなど教育研究の充実、高等教育機関間の連携強化、地方へのサテライトキャンパス設置、リカレント教育の充実等への支援が考えられる。

¹¹⁹ 「地域研究教育連携推進機構（仮称）」の具体的な取組内容としては、連携開設科目の開設に加え、入試業務や留学生を含めた多様な学生の受入れ支援業務、大学院生を含めたキャリア支援業務の連携実施、共同調達、教務・人事・財務等の事務システムの共同化、学生寮等大学関係施設の共同管理・運営、産学連携・地方創生の取組の連携実施等が考えられるとともに、教育研究組織の共同運営やそのために必要な支援策などについても検討を行っていくことが求められる。

高等教育を受ける機会の維持に配慮するなど、都市から地方への動きの促進等の地方創生の推進に向けた取組を進めることが必要である。その際、国としても、企業の地方移転等や、地域資源を生かした付加価値を高める産業・事業の創出を推進¹²⁰しており、この動きと軌を一にして高等教育の振興を通じた地方創生の取組を進めることが重要である。

また、都市から地方への動きの促進等の取組として、東京圏と地方圏との間で異なる課題があることを踏まえて、地域の特性に応じた方策を検討することが必要である。

大学進学希望者に対する大学入学定員（大学進学者収容力）が 100%を超える東京都や京都府のような大都市圏においては、大学進学者収容力の都道府県格差の縮小を目指すとともに、地方圏の大学等との連携を進めることが、均衡ある国土の発展や地方創生の観点からも必要である。このため、一定の学士課程定員の規模縮小をしつつ社会人や留学生を抜本的に増加する大学、収容定員・資源を学部から大学院へシフトする大学、質の向上と連動して規模縮小を実施する大学等に対する支援を行うことが必要である。また、国内留学の促進やサテライトキャンパスの設置、キャンパス移転の支援等を行うことで、地方との交流や地方移転を促進することも考えられる¹²¹。

他方で、大学進学者収容力が 100%未満の道県においては、地方の高等教育機関の振興を図るとともに、上述の地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築が必要である。

あわせて、対面授業と遠隔・オンライン教育との双方の良さを生かし、全国からアクセスできる、より多様かつ実践的な学修が可能となる環境を整えていくことも重要である。

なお、東京 23 区内の大学学部の収容定員を原則として増加できないこととする定員規制については、令和 10（2028）年 3 月までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他法律¹²²の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、引き続き、その政策効果について検証することが必要である。

＜具体的方策＞

○ 地方創生を進めるための高等教育機関への支援

- ・ 地方の高等教育機関の振興を通じた魅力向上を図るとともに、地方と都市部の高等教育機関間での編入学、大都市圏の高等教育機関の学生の国内留学や学生寮等の施設整備、サテライトキャンパスの設置、キャンパス移転等の取組を推進する。
- ・ 大都市圏の高等教育機関の各教育研究分野の課題やフィールドを踏まえた、地方の高等教育機関や地方公共団体、各地域の議論を行う協議体等と連携した取組

¹²⁰ 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局「地方創生 10 年の取組と今後の推進方向」（令和 6（2024）年 6 月）

¹²¹ 都市部と地方の学生の交流の観点からは、地方短大からの編入学（2＋2）の促進も考えられる。

¹²² 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成 30 年法律第 37 号）

を促進するために好事例の周知等を行う。

- ・ 地域の経済・社会にとって不可欠な専門人材の育成に貢献している大学等へ配慮する観点から、高等教育の修学支援新制度における機関要件の見直しについて検討を行う。

○ 学士課程の規模縮小を進める大学への支援

- ・ 一定の学士課程定員の規模縮小をしつつ、質の向上と連動して規模縮小を実施する大学、収容定員・資源を学部から大学院へシフトする大学、質を確保した上で留学生や社会人を増加する大学等に対する支援を行う。【再掲】

○ 遠隔・オンライン教育の推進

- ・ 遠隔教育の課題と利点を踏まえた遠隔教育の質の保証・向上を図るとともに、対面授業と遠隔授業を効率的に組み合わせたハイブリッド型教育の充実等を促進する。【再掲】
- ・ 遠隔・オンライン教育を活用した、同一地域内や他地域、海外との大学間連携による授業の共有化などの取組を、質の確保を前提とした上で促進する。【再掲】
- ・ 放送大学において、多様なメディアを活用した、より効果的な次世代遠隔高等教育モデルの開発や他大学への普及展開を図る。また、放送大学と私立大学通信教育との連携を推進する。【再掲】

②社会経済的観点からのアクセス確保

経済的観点からの高等教育機関へのアクセス確保については、教育の質の向上のために必要なコスト、社会全体にもたらす価値、私的便益の大きさなどを総合的に踏まえて、公費による機関補助と個人・保護者負担額の在り方を決定することが必要であり、その個人・保護者負担額に対し、負担能力等に応じて、授業料減免や給付型奨学金等の個人支援を行うことが基本的な考え方となる。

個人支援については、「高等教育の修学支援新制度」等により一定の進展をしている。これらの高等教育費の負担軽減について、その実施状況や効果等を検証しつつ、取組を着実に進めていく必要がある。あわせて、入学前の授業料・入学金のための資金の用意に苦慮する世帯への更なる配慮、支援の早期化に向けた方策の検討が必要である。

また、公費による支援のみならず、民間資金等の活用を通じて、個人の選択を支援していくことも重要である。例えば、企業等による貸与型奨学金の代理返還の取組が広がりを見せているが、これは、間接的に、個人支援への民間資金の投入を通じて、高等教育費を社会で負担する取組と言える。

さらに、現在の個人支援は「対象者が制度の存在を知り、申請しなければ活用できない」という特徴を有していることから、近年の対象拡大を踏まえた情報提供、利用者の申請のみによらず支援を届ける方策等に係る検討や、これら制度を継続的に実施していくための体制整備が急務である。特に、高等教育段階の支援情報は、高等学校への進路選択にも影響し得るため、将来の進路選択の幅を狭めることのないよう、義務教育段階からの周知が重要である。

経済的な観点のみならず、社会的観点からの高等教育機関へのアクセス確保についても様々な事情への考慮が必要である。例えば、高等学校段階での学習で継続が難しかったなどの事情や、保護者の学歴や職業など家庭の社会的、文化的な背景の違いが児童生徒の学力や進路に影響を与えている状況等へ配慮することが求められる。また、保護者、学校、社会による学びや性別役割分担に係るジェンダーバイアス¹²³等に配慮することも求められる。そのため、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育や進路指導の充実を図ることや、幼少期からのジェンダーバイアスの排除に係る社会的機運の醸成を図ることが必要である。特に、世界に伍する研究大学から地域の人材育成をミッションとする大学まで、多様な視点や優れた発想を取り入れた新たなイノベーションの創出に向けて、特に女子学生の占める割合の少ない理工系や、女性の視点を取り入れることで更なる成長が期待され、地域活性化にもつながる農学系等の分野の学問を専攻する女性の増加など、女性活躍のための取組を進めることも必要である。

＜具体的方策＞

○ 個人への経済的支援の充実

- ・ 高等教育の経済的負担軽減について、実施状況や効果等を検証しつつ、取組を着実に進める。
- ・ 企業等による貸与型奨学金の代理返還の普及を促進するために、税制上の取扱い等も含め、一層の情報発信を図る。

○ 高等教育機関入学前における取組促進

- ・ 低所得者世帯に係る入学前の授業料の納付猶予等を促進するために、先進的な取組を実施している大学等の取組を取りまとめ、大学等に提示する。
- ・ 経済的負担軽減に関する早期からの幅広い情報提供を促進するために、義務教育段階での周知や地方公共団体をはじめとした多様な主体によるプッシュ型の情報発信を強化する。
- ・ 幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策についての調査研究等も踏まえ、各学校段階での教育現場等におけるアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組を推進する。
- ・ 女子中高生の理工系への進学を促進するために、保護者・教員も含めた地域における取組を支援するとともに、各学校段階において、社会で活躍する女性による講演等の機会を設けること等により、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促すためのキャリア教育を促進する。

¹²³ 例えば理工系への進学を選択する女子生徒が少ない実態等がある。

3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方

我が国の高等教育機関における機関別・設置者別の在り方については、明治期以来の歴史的経緯や制度上の位置づけ等も考慮し、また、グランドデザイン答申で再整理された役割等も踏まえた上で、それぞれの高等教育機関が持つ特色と強みを最大限生かして、高等教育の在り方を再構築していく必要がある。

その際、例えば、国立大学においても大学ごとにミッションの多様化・明確化が進んでいることや、デジタルやグリーン等の成長分野への学部転換等支援を通じた大学改革、「高等教育の修学支援新制度」の導入等も進められていることを踏まえ、その役割の在り方や果たすべき役割・機能について改めて明らかにすることが必要である。

また、学びの複線化・多様化や運営基盤の強化の観点から、国公立の設置形態の枠組みを超えて、教育研究や事務の連携を進めるなど、各高等教育機関の強みを生かした連携も必要である。

(1) 機関別の役割

我が国においては、大学（学士課程）・大学院に加え、専門職大学院・専門職大学・専門職短期大学や、短期大学、高等専門学校、専門学校の多様な高等教育機関が設けられている。これらは、学校種ごとに制度目的や修業年限、学位授与の有無、教育内容等に違いがあり、それぞれの特色に応じた多様な高等教育が展開されている。

今後、これらの機関を取り巻く状況の変化を踏まえ、以下に掲げる機関ごとの違いや特色を生かしつつ、各機関が自らの役割を再定義して改善に取り組むことが求められる。

①大学（学士課程）

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する役割を担っている。

そして、高度な研究活動から生涯学習機会の提供に至るまで、後期中等教育修了後の教育研究に対する多様な要請を受け止める高等教育の中核的機関として、社会の各分野で活躍できる優れた人材の養成・確保、人類の知的資産の継承と未来を拓く新しい知の創造、社会の発展や文化創造への積極的貢献、知的資源を活用した国際協力等、様々な面において社会をリードし、社会の発展を支えていく中心的な役割を果たすことが期待されている。

このような視点も踏まえ、今後は、社会の変化を見通し、機動的に対応しつつ、国際的な通用性・共通性の確保にも十分留意しながら一層その教育研究機能を高めていく必要がある。

<具体的方策>

※ 「2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」を参照。

②専門職大学・専門職短期大学

専門職大学・専門職短期大学は、産業界と密接に連携して実践的な職業教育を行うことで、高度な実践力と豊かな創造力を備えた専門職業人を育成する役割を担っている。

長期の学外実習（臨地実務実習）や実務家教員による実践的な教育等を経た卒業生が、成長分野をけん引する人材、あるいは地域の担い手となる人材として活躍し始めている。今後は、人材育成の実績等を発信し、新たな大学制度としての社会的認知度を向上させていくとともに、産業界等のニーズを踏まえ分野を拡大することのみならず、職業教育を担う他の学校種との接続等の機能を充実させることも期待される。

<具体的方策>

○ 実践力・創造力を備えた専門職業人の育成促進

- ・ 「出口における質保証」等の取組を進め、専門職大学・専門職短期大学制度の更なる普及を図る。
- ・ 産業界等との積極的な対話を継続することで、成長が見込まれる分野や複雑化する地域課題の解決をリードする人材育成を一層促進する。

※ 上記のほか、「2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」を参照。

③大学院・専門職大学院

大学院は、学術の理論と応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識と卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することが期待されており、我が国の「知の総和」の向上に当たって、今後、特に重要な役割を担うことが期待される。

すなわち、新たな知を創造し、社会にイノベーションをもたらすことができる質の高い博士人材の増加を図ることが期待されており、このためには、自らの後継者を育成するという教員の意識や、「博士＝研究者」という我が国での一般的なイメージを変えていく必要がある。

各国での博士号取得者数が増えている¹²⁴中、国際的な人材獲得競争の激化を背景に、我が国の企業における博士人材の活躍や処遇の向上に関する議論が産業界においても進められるなど、近年、博士人材の活躍の場を広げる社会変革の兆しが生まれている。こうした変化の兆しを確実なものとするためには、産学のあらゆる層において対話と連携の取組を地道に進めていくことが求められる。

また、リカレント教育・リスキリングを望む社会人や産業界のニーズ等に応じた教育プログラムを展開していくことも、大学院の重要な機能の一つである。さらに、高度専門職業人の養成を目的とする専門職大学院をはじめとした大学院は、引き続き、産業界等と協働し、社会人が学びやすい環境を整備しつつ、学生が専門的・実践的な知識や幅広い知見・視野等を獲得することができるよう、質の高い教育を行い、労働生産性の向上等に寄与することが期待される。

¹²⁴ 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標 2024」（令和6（2024）年8月）

＜具体的方策＞

※ 「２．今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」中の「（１）教育研究の「質」の更なる高度化」の「③大学院教育の改革」を参照。

④短期大学

短期大学は、短期大学士の学位が取得できるとともに、教養教育と専門教育の体系的な教育課程編成、小規模できめ細かい教育の実施、地域コミュニティに密着したアクセスのしやすさなどの特長を有した機関であり、深く専門の学芸を教授研究し、職業や実生活に必要な能力を有する専門職業人材を育成する役割を担っている。特に、短期大学への入学者のうち約７割は、当該短期大学と同じ都道府県内に所在する高等学校等卒業生であり¹²⁵、大学と比較してその割合が高い¹²⁶。また、設置者別には、公立短期大学は１２道県に、私立短期大学は全国に幅広く分布する各地域に根差した高等教育機関であり、各地方公共団体、地域の産業界等との連携を強めながら地域コミュニティの基盤となる人材を養成していると言える。

一方で、進学ニーズの変化に伴い、近年多くの短期大学が４年制大学への転換や、学生募集停止をしていく中で、学修期間が短期であることや各地域で身近にある機関としての強みを生かしつつ、ファーストステージとして容易にアクセスできる高等教育機関として、各短期大学の特性に応じ、編入学の促進等による大学との連携・接続を強化するとともに、留学生や社会人など多様な学生が学ぶ環境を整えていくことが期待される。

＜具体的方策＞

○ 各短期大学の特性に応じた取組推進

- ・ 時代の変化に応じた役割を踏まえつつ、短期大学自身の変革を促し、その特性に応じた学びの多様性の確保等が図られるよう支援を行う。
- ・ 短期大学の専攻科修了者の大学院への進学ニーズ等を含め、短期大学制度の改善の検討を行う。

⑤高等専門学校

高等専門学校は、中学校卒業後の１５歳の学生を受け入れ、早い段階から人間力を育みながら、理論だけでなく実験・実習や PBL¹²⁷による実践力の修得に重点を置いた５年一貫の技術者教育を行う高等教育機関として、社会貢献を見据えた実践的・創造的な技術者を養成する役割を担っている。

特に今後は、地域の産業や成長分野をけん引する人材育成の強化、起業家教育の推進や大学・大学院との接続強化といった教育の高度化を進めるとともに、学生の海外派遣・留学生の受入れ推進、日本型高専教育制度の海外展開等による教育の国際化を進めていくことにより、高等専門学校の教育の質を高めていくことが期待される。

¹²⁵ 文部科学省「令和６年度学校基本統計」（令和６（２０２４）年１２月）

¹²⁶ 大学への入学者のうち、当該大学と同じ都道府県内に所在する高等学校卒業生の割合は約４割。

¹²⁷ Project Based Learning（課題解決型学習）

＜具体的方策＞

○ 高専教育の高度化・国際化の推進

- ・ デジタル・半導体等の成長分野をけん引する技術者の育成、高専発スタートアップ創出に向けた起業家教育、高専と大学・大学院との接続を強化するなど、産業界とも連携しつつ、社会課題解決を見据えた教育の高度化を推進する。
- ・ 世界と渡りあえる技術者育成に向けて学生の海外派遣等を充実するとともに、留学生の受入れや海外における日本型高専教育の導入支援を継続するなど、教育の国際化を推進する。

⑥専門学校

専門学校は、社会や産業のニーズに即応しつつ多様な教育を柔軟に展開し、実践的な職業教育を行う機関であり、社会基盤を支えるために必要な人材を育成する役割を担っている。

今後は、令和6（2024）年6月に学校教育法が改正されたことを踏まえ、専攻科による学びの継続や学び直しの機会の促進、自己点検評価の充実と外部評価の推進等を行い、一層の教育の質の確保に努めることが求められる。

また、地域等での産学連携による職業教育機能の強化を図るとともに、留学生や社会人の受入れ促進を図るなど、地域のニーズに応じた人材育成を進めていくことが期待される。

＜具体的方策＞

○ 実践的な職業教育の推進

- ・ 教育の質保証を図るための自己点検評価の充実や外部評価をより一層促進するとともに、職業実践専門課程の取組を更に推進する。

○ 社会人・留学生の受入れ拡大

- ・ 社会人学生の受入れを拡大するために、関係省庁と文部科学省との連携（例えば、教育訓練給付金制度の周知等）や履修証明プログラム、専攻科の制度の活用を促進する。
- ・ 優秀な外国人留学生の受入れ促進及び卒業後の定着に向けて、卒業後の就職機会の拡大に資する取組を推進する。

(2) 設置者別の役割

我が国の高等教育機関における国公立大学の設置者別の役割について、その原型は、明治 10 (1877) 年に東京大学が創設された頃までさかのぼる。その後、政府は帝国大学に対して重点的に投資を行い、国家の枢要に応じた教育研究を展開してきた。一方で、数多くの公私立の専門教育機関が設立され、大正 7 (1918) 年に大学令が公布された後、大正期だけでも 4 の公立大学、22 の私立大学が認可された。

戦後は、戦前にあった国家枢要の人材を育成するという国立大学の性格は薄れるとともに、進学需要の高まりの中で、私立大学が量的な拡大の主たる担い手となっていった。

また、国立大学は法人化により、国の行政組織の一部から各国立大学が独立した法人格をもつ国立大学法人となり、自主性・自律性を持った大学運営が行われることとなった。一方、学生への経済的支援においては、国公立全てが対象とされ、加えて、成長分野をけん引する大学・高等専門学校機能強化に向け、基金を通じた支援による理工農系分野の教育や地域の専門人材の育成を担う私立大学の増加、国公立を通じた競争的資金の充実による研究大学の機能強化等により、国立、公立、私立大学という枠組みだけではそれぞれに期待される役割や機能を明確に分けることは難しくなっている。

しかしながら、それぞれの設置者が設置する機関が有する本質的な役割、すなわち、大きな公的資金を基盤とする国立大学については、国立という設置形態に由来して本来求められる役割をより一層発揮していくことが求められるとともに、各地方公共団体による地方財政を基盤とする公立大学については、設置者である地方公共団体の設置目的に沿って、私立大学については建学の精神にのっとり自主性と公共性のバランスを図りながら、それぞれの特色を生かした役割を果たしていくことが期待される。

前章までに掲げたとおり、今後、急速な少子化が進行するなど、高等教育機関全体を取り巻く状況が大きく変化していくことが想定される中、各大学においては、それぞれの設置者別の役割や機能を踏まえつつ、自らのミッションを改めて見つめ直し、時代の変化に応じて刷新し、自らの将来を定めていくことが求められる。

①国立大学

国立大学については、世界最高水準の研究・教育の実施や先導的・実験的な教育・研究の実施、社会的・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展、そして、全国的な高等教育の機会均等の確保について、重要な役割が求められてきた。

他方で、法人化から 20 年が経過し、国立大学はそれぞれのミッションに応じ、学問分野や地域の特性も踏まえた多様な展開をするとともに、学生に対する経済的支援の充実等により、在籍する学生の社会経済的背景にも変化が生じてきている。

このようなことも踏まえた上で、国立大学については、社会を先導する人材を、地方をはじめ全国で育成するための教育機会の確保、国として継続的に実施すべき多様な研究の実施という役割を果たすとともに、社会環境が変化する中で、各大学のミッションに応じて、よりその機能を高めていくことが期待される。

しかしながら、18 歳人口が今後、大幅に減少していくことも想定される中、学士課程の定員規模を見直すことも避けることができない状況にある。その際、我が国全体の「知

の総和」の向上の観点から、修士・博士課程への収容定員・資源の重点化による、大学院の強化・充実や、多様性の確保に向けた外国人留学生や社会人学生の受入れ拡大、新たな学問融合領域への資源の重点化など各大学の実態を踏まえるとともに、地方において国立大学が果たす高等教育への地域のアクセス確保という観点も踏まえ、定員の在り方について検討することが必要である。

また、文理横断・文理融合教育の必要性が高まるとともに、分野を超えた研究が今後更に進んでいく中において、より安定的かつ戦略的な経営を確立する観点から、大学間の連携強化はもとより、再編・統合等によって基盤を強化していくことも求められる。

他方で、国立大学は実際に、地域社会を担う学生の受皿であり、地域社会を先導する学生を育てていることに留意が必要である。今後、地方における高等教育機関のアクセス確保の在り方を議論するに当たっては、国立大学は公私立大学や地方公共団体等の連携の中心となってけん引し、地方の発展において役割・責任を果たすことが求められる。

＜具体的方策＞

○ 定員規模の適正化

- ・ 今後の18歳人口減少や、地域の高等教育へのアクセス確保、知の高度化、国際化をはじめとする多様性の確保、社会のニーズの必要性を踏まえた、学士課程、修士・博士課程の定員の適正化の在り方について検討を行う。

○ 連携、再編・統合の推進

- ・ より多層的かつ広範な教育研究を行うとともに経営基盤を強化する観点から、大学間の連携強化を図るとともに、各大学や分野ごとの状況を踏まえた再編・統合の在り方について、地域の高等教育へのアクセス確保に十分留意しつつ検討を行う。

○ 地域の高等教育機関のけん引役としての機能強化

- ・ 各地域社会を先導する学生の育成や大学等連携におけるけん引役としての機能強化を推進する。

②公立大学

公立大学については、設置者である地方公共団体の規模や地域の実態、それぞれの設置目的に応じて、今後、当該地方公共団体が講じる各種政策の実現に向けた人材の受入れ・養成、各地域の社会・経済・文化の向上発展への貢献から国際社会への貢献まで幅広く含めた教育・研究の推進とともに、地域の高等教育へのアクセス確保、地域活性化の推進、行政課題の解決といった役割を担ってきた。引き続き、地方公共団体の規模や実態、設置目的に応じた教育研究を行っていくことが期待される。

また、地理的観点からのアクセス確保を図るための仕組みの構築に当たっては、公立大学が地方公共団体の直接のニーズを踏まえた教育を行ってきた特長や地方公共団体と常に向き合ってきた知見を生かして、地域の産学官の連携に積極的な役割を果たすことも期待される。

さらに、今後、少子化が更に進展する中で、公立大学の定員規模の見直しに向けた検討も周辺の高等教育機関の状況など地域の実態を踏まえつつ行うとともに、前述のとおり、私立大学の公立化については、引き続き安易な設置は避ける必要があり、地域の人材需要や将来の運営の見通し等を十分に吟味するなど、慎重に検討することが求められる。

＜具体的方策＞

○ 地域の実態を踏まえた教育研究の実施や定員規模の適正化

- ・ 地域に根差した教育機関としての役割を果たせるよう、定員規模の見直しも含め、地域のステークホルダーとの継続的な対話の機会を確保する。
- ・ 大学の地域貢献に関する積極的な情報公表に基づき、地域にとって真に必要とされる地方大学に対する支援の在り方を検討するとともに、私立大学の公立化において、地方公共団体が地域の人材需要や将来の運営の見通し等も十分に吟味するなど、留意すべき事項等の明確化を行う。【再掲】

③私立大学

私立大学は、それぞれの建学の精神に基づき自主性と公共性のバランスを図りながら、時代のニーズに即応し、多様性に富むとともに、独創的な教育研究の推進、幅広い年齢層に及ぶ社会の中核となる人材の教育機会の保障や国民の知的水準の向上、大学の独自性に沿った知識・技術の創造拠点の形成といった役割を担ってきた。そのような中で、学士課程学生の約8割の教育を担い、多様な社会経済的背景・ニーズを持った学生に対して門戸を開くことにより、我が国社会を支える人材育成に貢献し、特に地方においては高等教育へのアクセス確保や地域にとって不可欠な専門人材の輩出等にも重要な役割を果たしてきた。

今後も引き続き、建学の精神やそれを踏まえた現代的なミッションに基づき、自主性と公共性のバランスを図りながら、多様性に富んだ教育研究を実施していくことが期待される。また、高等教育へのアクセス確保において、建学の精神や私立大学だからこそ担うことのできる役割を生かして、他大学等と積極的な連携の中で一翼を担うことも期待される。

一方で、国立大学や公立大学と同様に、私立大学についても今後の更なる少子化を見据えた定員規模の見直しは不可避であり、意欲的な教育・経営改革や、規模の適正化を図る大学への支援を進めていくことが求められる。

＜具体的方策＞

○ 機能強化や規模の適正化の推進

- ・ 意欲的な教育・経営改革や連携を通じた機能強化、定員規模の適正化を図る大学等への支援を行う。
- ※ 「2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」中の「(2) 高等教育全体の「規模」の適正化」を参照。

(3) 機能や特性等に着目した政策の重視

大学における人材育成は、対象とする学生の知識・能力や育成する人材像によって教育内容や手法等に違いがあり、各大学が有する教育資源を最大限に生かして、強みを構築していくことが必要である。各大学の教育研究機能を最大化するためには、例えば、総合的な教養教育を重視する大学や、専門職業人養成や特定の専門的分野の教育を行う大学、研究を重視する大学等の機能に着目した上で、学部及び大学院の収容定員・資源の最適化を行いつつ、ミッションに応じた教育研究を行うことが必要である。

また、各高等教育機関全体として機能別に分化していく方向に向かう中では、各機関が持つ機能や特性等をより強化するために、地域や設置者の枠組みを超え、それぞれの機能に即した高等教育機関間の連携も、今後ますます重要となっていくものと考えられる。

そのため、政府においても、設置者別を超えて、その機能や特性に応じた支援を講じていくことも求められる。

<具体的方策>

○ 機能や特性に応じた支援の推進

- ・ 各高等教育機関の機能や特性に応じた教育研究の質向上につながる取組を設置者の枠を超えて支援する。

4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方

(1) 基本的な考え方

①高等教育の価値

高等教育改革を支える支援を考えるに当たっては、「社会は高等教育の価値を認めているのか」を改めて問い直す必要がある。高等教育は、学生個人や進学希望者、保護者にとっての価値にとどまらず、本来、社会の発展に寄与する「社会のため」の存在でなければならない。これまでも累次の答申等¹²⁸で指摘されてきたように、高等教育は、社会・生活基盤を支える人材、地域の成長・発展をけん引する人材、世界最先端の分野やグローバルな競争環境で活躍する人材などの厚みのある多様な人材育成、学術研究による知の創出やイノベーション等の役割を担う国力の源泉であり、高等教育への投資は未来への先行投資と考えるべきである。

事実、高等教育の投資は個人、企業、社会に対して高い収益、確かな恩恵をもたらす。

高等教育を受けた学生からの視点に着目すると、学力、能力、技能が身に付き、それらを活用することによって生産性が上がり、これに伴い高い賃金や職位、安定した雇用機会や社会的地位が望める¹²⁹。なお、選抜性の低い大学においても、大学教育の経済的効果が存在するとの研究結果も存在する¹³⁰。

また、高等教育機関の卒業生を雇用する企業等も、従業員が高等教育で身に付けた高い能力等を活用することができ、大学との共同研究等を通じて学術研究の成果を社会へと反映させることもできる。さらに、社会全体にとっても、高等教育が普及することは、健全な民主主義の形成に貢献するとともに、生産力が向上して我が国の税収入の拡大・安定をもたらす、犯罪率の抑制や公的健康保険の負担軽減など社会的費用の抑制にも貢献する¹³¹。

このように、高等教育は、それを受けた者だけでなく、それを受けなかった者や社会全体にも恩恵を与える正の外部性が高く、その提供を専ら市場に委ねた場合には、適正な規模の教育が提供されなくなる性質を有するとされる。

加えて、近年の科学技術の進展は、技術を開発する者にとってのみならず、技術を使用する者たちにとっても高度な教育を要求するに至った。次々と生まれる新技術、日々仕様が変わる機器やアプリケーション等に対し、これらの必要性を見定め、情報を収集し、適切な活用方法を見だし、新たな生産やイノベーションへとつなげていくためには、高次のリテラシー、思考力、判断力等を育てる高等教育が不可欠となり、その傾向は今後一層加速することが見込まれる。

¹²⁸ 教育再生実行会議「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について（第八次提言）」（平成 27（2015）年 7 月）、グランドデザイン答申、「教育振興基本計画（令和 5（2023）年 6 月 16 日閣議決定）」等

¹²⁹ 松塚ゆかり『概説 教育経済学』138 頁（日本評論社、令和 4（2022）年）

¹³⁰ 選抜性が低く収容定員が充足していない大学等については、そのことのみをもって直ちに教育力が低いと評価するような風潮も散見されるが、教育投資収益率に係る研究においては、大学へ進学することによる投資収益率はプラスになるとされ、特に、選抜性が低いとされる大学に進学した場合であっても、一定の教育投資収益率があるとされており、また、教育の社会的効果の存在も念頭に置く必要があるとされている（第 10 回高等教育の在り方に関する特別部会（令和 6（2024）年 9 月 27 日）における資料 1（島氏提出資料）を参照）。

¹³¹ 文部科学省委託事業「教育改革の総合的推進に関する調査研究～教育投資の効果分析に関する調査研究～（国立大学法人東北大学）」（平成 30（2018）年 3 月）

②高等教育への信頼

上記の高等教育の価値は、国内外の多くの研究で指摘されてきたことではあるものの、高等教育機関がそのような価値を生み出す場として、社会的な信頼を得られていないのではないかと指摘もある。このような信頼を得るためには、高等教育機関を卒業、修了した者が自身の成長をはじめとした教育の価値を会得して社会で活躍するとともに、産業界等との人材交流や共同研究等の連携の強化を通じて、当該機関における教育研究や地域貢献により社会から理解を得ることが重要である。

このような観点から、高等教育機関においては、学生の満足度を高め、成長が得られるよう教育研究活動を高度化していくとともに、それぞれの強みや役割を生かした活動を行いつつ、得られた教育研究の成果や効果について社会に対して情報公表を続けていくことが求められる。また、各機関においては、果たすべき役割や機能の強化、教育研究の質の一層の向上を実現するため、機関内における適切な資源配分や効率化を前提としつつ必要な財源を確保することが求められる。

国としても、高等教育機関や社会に対して、高等教育への信頼を得られるような働きかけを一層行うべきである。

③必要コストの算出

各機関では、厳しい財政状況の中、十分な人件費や研究費の確保の困難、施設・設備の老朽化が要因となり、教育研究活動に大きな影響を与えかねない問題が生じているとの指摘がある¹³²。質の高い教育研究を行っていくためには、優れた教職員や学生を引き付ける環境を構築することが必要であり、そのためのコストを賄うことができる安定的な財務基盤を確立することは不可欠である。

その際、高等教育の価値が社会的に信頼されることによって、公私からの資源投入を呼び込むことができると考えるべきである。また、信頼を高めるのみならず、高等教育に係る費用の全体像が社会的に共有されなければ、最低限投入すべき資源量について議論することは困難である。そのため、各高等教育機関においては、教育研究の成果や効果を含め、徹底した情報公表を進めるべきである。加えて、国においては、教育・研究のそれぞれの特性を踏まえ、現在必ずしも視覚化されていない教育コストについて、現代的な高等教育機関を取り巻く環境や、より質の高い教育研究の実施も念頭に、必要となるコストを明確にした上で、それに基づき、高等教育機関全体での必要コストを算出し、社会に広くその必要性を訴えかけていくべきである。

④高等教育投資の在り方

上記①で述べたように、高等教育は、社会・生活基盤を支える人材、地域の成長・発展をけん引する人材、世界最先端の分野やグローバルな競争環境で活躍する人材などの厚みのある多様な人材育成を通じて、個人にも社会にも便益を与えるものであるとともに、社会の新たな知の創出やイノベーションに当たって極めて重要な役割を担うものである。このため、高等教育に対する投資は未来への先行投資として、大胆な投資を進め、

¹³² また、生成 AI を含むデジタル技術の活用により、経営コストの低減が図られることにも留意。

我が国の成長のために更なる強化を図っていくべきである。

このような視点も踏まえ、「知の総和」の向上に向けて、OECD 諸国など諸外国における公財政支援など教育投資の状況¹³³も踏まえ、教育研究を支える基盤的経費助成や競争的資源配分の拡充、企業をはじめ民間からの寄附金や社会、地方公共団体からの投資等を含めた多様な財源の確保の観点も含め、今後の高等教育機関や学生への支援方策を講じることが必要である。

その際、上記2に掲げた高等教育政策の方向性と具体的方策や、上記3に掲げた機関別・設置者別の役割や連携の在り方に加え、機能や特性に応じた政策を重視していく観点も踏まえつつ、質の高い高等教育を実現するための高等教育の財務構造として、公財政支援、社会からの投資・支援、個人・保護者負担のそれぞれの在り方について、2040年以降の社会を見据えつつも、そこに至るまでの時系列に沿った方策も含めて、具体的に検討を進めていくことが重要である¹³⁴。

そして、公財政支援、社会からの投資・支援、個人・保護者負担のどれか一つだけに依存するのではなく、それぞれについて、高等教育の持続可能な発展に資するような規模・仕組みを確保することが必要である。

ア．公財政支援

公財政支援については、大きくは機関補助と個人支援がある。機関補助は、国立大学法人運営費交付金や私学助成等の大学等に対して直接的に行われる財政支援であり、大学等が安定的・継続的に教育研究活動を行っていくために重要な役割を果たしている。大学を取り巻く財務状況が悪化するとの意見¹³⁵もある中で、基盤的経費助成を十分に確保し、安定した財務基盤を支えていくことが期待される。一方で、機関補助には、優れた研究や特定の目的に資する研究等を推進するために配分する競争的資源配分もあり¹³⁶、近年では、世界最高水準の研究大学の実現に向けた「国際卓越研究大学制度」や、地域の中核大学や特定分野に強みを持つ大学に対する、各大学の強みや特色を生かした取組の支援等、研究大学に対する支援の仕組みも充実が図られている。このように、基盤的経費助成と競争的資源配分は、それぞれ固有の機能や特長を生かしつつ、補完し合いながら活用していくことが求められる。

個人支援は、奨学金や授業料減免などの学生に対して行われる財政支援であり、間接的に高等教育機関への公財政支援となる。これは、後述の個人・保護者負担の観点を踏まえる必要がある。

¹³³ 現在の状況については、補論3の4（2）を参照。

¹³⁴ この費用の負担の在り方については、高等教育の成果を受益する主体がそれぞれ負担することとなるが、その負担割合については、公財政や家計の状況とともに、背後にある社会観、教育観、既存の制度に大きく左右されるため、様々な考え方がある。そのため、企業、社会からの投資を行いつつ、高等教育を受けることによる私的便益も踏まえながら、個人負担と公財政支援の適正なバランスを追求していくことが求められる。

¹³⁵ 例えば、一般社団法人国立大学協会理事会「国立大学協会声明－我が国の輝ける未来のために－」（令和6（2024）年6月）等。また、大学病院は医学部の教育研究のための必置の附属施設であるが、増収と経営効率を追求した運営が行われる一方で、地域の医療機関では担うことができない高度で専門的な医療の提供等に加え、近年の物価等の高騰などにより支出はそれ以上に増加しており、各大学病院において経営改善に係る努力を継続してもなお増収減益傾向が長く続いているという指摘があり、令和5（2023）年度には国立大学病院の半分以上で経常損益が赤字となっている。

¹³⁶ 競争的資源配分には、個人支援型のものもある。

これらの公財政支援をバランス良く組み合わせながら、高等教育機関の総収入を拡大し、高等教育の質の向上、規模の適正化及びアクセス確保を共に実現していくことが必要である。

イ. 社会からの投資・支援

高等教育の社会的便益の大きさを考えれば、企業等からの寄附金や社会、地方公共団体からの投資の拡大などを図ることも重要である。

卒業後の個人負担となる貸与型奨学金についても、企業等や地方公共団体による返還支援制度など、社会において、その個人負担を軽減する取組がより一層拡充していくことが望まれる。

多様な資金調達によることで、高等教育機関の経営基盤の確立・強化が図られることが期待されるため、国としても、寄附税制をはじめ、企業等や社会からの投資・支援を呼び込むための制度の検討が必要である。特に、寄附を戦略的かつ継続的に集めるためには組織体制の構築が重要であることから、高等教育機関が寄附を集めるための専門人材の育成・確保や専任組織の整備を進めることができるよう、国が支援を行うことが重要である。また、高等教育機関としても、寄附の継続的な獲得に向けて、経営層の積極的な関与、組織体制の整備、同窓会組織との連携、社会貢献活動の情報発信などの取組¹³⁷が重要である。

ウ. 個人・保護者負担

授業料等は教育役務の提供等、在学契約に基づく大学の学生に対する給付の対価としての性質を有している¹³⁸。国立大学等の場合は、教育の機会均等に配慮する観点から、国が標準額を設定し、一定の範囲内で法人が定める仕組みとなっている。また、公立大学や私立大学等の場合は、質の高い活動を行うために掛かる費用の観点等を踏まえながら設置者が定めている。

高等教育機関では、社会の進展に対応したより高度な教育活動を行うことが求められており、それに伴い必要な費用（コスト）も大きくなっていくことが考えられることから、その費用を誰がどのように負担していくのかを考えるに当たっては、関係者の理解が不可欠である。特に授業料については、個人や保護者から理解を得られることが重要であることから、高等教育機関が提供する教育の内容や、将来の私的便益の見込み等を明らかにし、個人・保護者にとって、高等教育機関への進学が将来への投資に値するものであることが理解されるようにしていくことが望まれる。

その上で、将来への投資として高等教育機関への進学を望んでも、経済的理由で進学を諦めなくても良いよう、個人や保護者の負担に対して手厚い支援を行い、軽減を図ることが必要である。このため、進学機会を保障する観点からは、給付型奨学金や授業料減免などの高等教育費の負担軽減について、その実施状況や効果等を検証しつつ、取組

¹³⁷ 寄附のうち遺贈に関連して、卒業生等に対して、制度についての講演や個別相談に応じる「相続・遺贈セミナー」を実施している大学の例もあり、このような取組を進めていくことも求められる。

¹³⁸ 最判平成 18 年 11 月 27 日民集 60 巻 9 号 3437 頁

を着実に進めていく必要がある¹³⁹。

¹³⁹ なお、一部の地域では、高等教育の修学支援新制度に各地方公共団体の独自財源を上乗せして支援対象を拡大している取組もあり、学生の負担軽減に一定の意義がある一方で、国でこれらの取組を一律にコントロールすることは地方自治との関係に留意する必要がある。

(2) 今後取るべき方策

①短期的取組

上記の基本的な考え方を踏まえ、答申後2～3年程度までに実施すべき取組として、公財政支援の観点、社会からの投資・支援の観点、個人・保護者負担の観点から、施策を充実させ、高等教育の持続可能な発展に資するような仕組みを構築することが必要である。

<具体的方策>

○ 公財政支援の充実

- ・ 国立大学法人運営費交付金や私学助成等の基盤的経費助成を十分に確保する。
- ・ 科学研究費助成事業（科研費）等の制度改革をはじめとする競争的資源配分の不断の見直しと充実を図る。
- ・ 社会のニーズ等を踏まえた大学等の再編・統合に資するような支援方策等について検討を行う。【再掲】
- ・ 教育コスト算定基準の策定等に向けて、諸外国の状況も含め、各高等教育機関における教育コスト等の実情について、整理分析を行う。

○ 社会からの支援強化

- ・ 企業の担い手となる奨学金返還者について企業による代理返還制度の活用を推進するとともに、社会からの寄附の充実や大学債の発行促進に向けた取組を強化する。
- ・ 寄附の獲得や産学連携等を促進するため、高度な専門的な知識を有する高い資質・能力を持った職員の採用・育成を行うなど、高等教育機関における体制整備を推進する。

○ 個人・保護者負担の見直し

- ・ 近年の物価や人件費の変化、教育活動に係る費用を考慮した個人・保護者負担の在り方について個人支援や機関補助とのバランスも勘案しつつ検討する。
- ・ 高等教育の経済的負担軽減について、実施状況や効果等を検証しつつ、取組を着実に進める。【再掲】

②中長期的取組

上記の取組を実施しつつ、高等教育の持続可能な発展に資するような規模・仕組みの確保に向けて、教育コストの明確化と負担の仕組みの見直しなどについて中長期的な国の取組の検討を行い、答申後5～10年程度で、高等教育の財務構造の改革を進めていくことが必要である。また、将来的には、新たな評価制度等も踏まえた、設置者別から機能別への資源配分の転換の在り方について整理していくことも望まれる。このような取組を通じて、我が国の成長を支える高等教育に対する大胆な投資を社会全体で進めていくことが必要である。

＜具体的方策＞

○ 教育コストの明確化と負担の仕組みの見直し

- ・ 各高等教育機関における教育コストの明確化に資するよう、教育コストの算定基準を策定するとともに、基準に基づく授業料等の学納金の最低ラインの設定¹⁴⁰や、各高等教育機関の機能や特性に応じた公的支援の仕組みの見直し等、高等教育に関わる必要コストの負担の在り方について検討を行う。

○ 高等教育への大胆な投資を進めるための新たな財源の確保

- ・ 社会・生活基盤を支える人材、地域の成長・発展をけん引する人材、世界最先端の分野やグローバルな競争環境で活躍する人材などの厚みのある多様な人材育成、社会の知の創出やイノベーション創出、世界の知と多様性を取り込む国際化を通じて我が国の社会の成長・発展を支える高等教育への大胆な投資を進めるため、高等教育によって得られる将来的な便益も踏まえた税の在り方や寄附の充実等、多様な財源の確保に向けた検討を行う¹⁴¹。

¹⁴⁰ 設定にあたっては、各地域の実態を踏まえることも求められる。

¹⁴¹ 例えば、特定分野の産業振興等を行う場合には、併せた人材育成の支援等、関係省庁の連携により当該施策全体を底支えする枠組みの構築も考えられる。

おわりに

本答申が提言した「知の総和」の向上と、そのために、教育研究の質を上げ、社会的に適切な規模の高等教育機会を確保し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることは、急速な少子化が進行する中での高等教育の在り方を基礎付けるものであり、各高等教育機関や国が自らの責任をもって、本答申を生かした改革を進めていかなければならない。

加えて、高等教育改革を支える支援方策で示したとおり、公財政支援、社会からの投資・支援、個人・保護者負担により、我が国の高等教育の持続可能な発展に資するような仕組みを作ることが必要である。

18歳人口が急激に減少するのは2035年頃である。あと10年あるではなく、たった10年しかない。この期間に、国において必要な制度改正や支援措置を講じるとともに、各高等教育機関においては、本答申で示した質、規模、アクセスに関する必要性を認識し、議論を重ねた上で、実行していかなければならない。その意味でも、本答申を手にとった全ての者が、今直ちに改革に取り組むことが求められる。また、そのためには本答申で示した内容について、各高等教育機関の執行部や教職員はもとより、進学希望者や学生、その保護者、地域社会、産業界など様々なステークホルダーにとって分かりやすい情報発信を行っていくことも重要である。

そして、本答申で提言した改革が実行されていく中において、未来の社会を支える学修者が自ら主体的・自律的に学び、多様な価値観を持つ人々と協働して、社会や世界に貢献していくための力を身に付けていくことも一層期待される。

その上で、本審議会としては、国に対して、2040年までに大学学部進学者の規模が約27%減少すること等の予測を踏まえた、制度改革や財政支援について、今後10年程度に取り組むべき事項に係る工程を示した政策パッケージを策定¹⁴²し、本答申に記載した具体的方策の実行に速やかに着手することを求める。

¹⁴² 政策パッケージの策定に当たっては、政策の優先順位付けや効果検証の仕組みの構築等にも留意が必要である。

（補論 1）近年の社会を取り巻く変化

中央教育審議会では、平成 30（2018）年 11 月にグランドデザイン答申を取りまとめた。その後、文部科学省において同答申に基づき、制度改革をはじめ様々な施策が講じられ、各高等教育機関においても着実に改革が進められている。

しかしながら、その後も社会は急激に変化しており、特に、我が国における急速な少子化をはじめ、新型コロナウイルス感染症のまん延を契機とした社会・経済の非対面化・非接触化や生成 AI の台頭、研究力の低下、国際情勢の不安定化等、社会を取り巻く状況は大きく変化している。

このような世界の急激な変化や、我が国における社会的、経済的な様々な変化、教育研究に関する各種改革の進展等を踏まえ、新たな時代の高等教育の在り方について検討することが必要である。

1. 急速な少子化の進行

高等教育機関への主たる進学者である 18 歳人口は、昭和 41（1966）年の約 249 万人をピークに、平成 4（1992）年の約 205 万人を経て、大幅に減少を続けており、令和 6（2024）年には約 106 万人とピークから半減している。仮に急速な少子化に伴う 18 歳人口の減少が推計どおりに進行すれば、2040 年には、約 74 万人¹⁴³、現在の規模と比較すると約 67%になることが予想されている。

一方で、この間の大学進学率は、昭和 51（1976）年から平成 4（1992）年までの高等教育計画の時代を除き、ほぼ右肩上がりに上昇し、これに伴い、大学進学者数も昭和 41（1966）年の約 29 万人から現在¹⁴⁴の約 63 万人へと倍増している。

2040 年代の大学進学率を、過去 4 年間（平成 30（2018）～令和 3（2021）年度）の都道府県別・男女別の進学率の伸び率等を条件において、機械的に試算¹⁴⁵すると、2040 年の大学進学者数は約 46 万人、2050 年までの 10 年間は 45 万人前後で推移すると推計される。

2. 生産年齢人口の減少に伴う労働供給の不足

産業界を取り巻く状況も変化している。世界の GDP に占める我が国の割合は平成 12（2000）年時点では 8.3%であったが、2060 年には 2.7%まで低下することが見込まれている¹⁴⁶。また、我が国の世界競争力¹⁴⁷は平成 4（1992）年まで 1 位であったが、令和

¹⁴³ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」の出生低位・死亡低位を基に推計。これは、令和 2（2020）年までの実績値を基に令和 2（2020）年 10 月 1 日現在の男女別年齢各歳別人口を基準人口として将来人口の推計を行っている。

¹⁴⁴ 令和 6（2024）年 5 月 1 日現在（文部科学省「令和 6 年度学校基本統計」（令和 6（2024）年 12 月））

¹⁴⁵ 推計 18 歳人口に推計大学進学率を乗じ、外国人留学生等の入学者数を足して試算。この中で、推計大学進学率は過去 4 年間の都道府県別・男女別の進学率の伸び率によって、今後 2050 年まで大学進学率が上昇すると仮定して推計し、外国人留学生は新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な減少を踏まえ、令和元（2019）年度の数で維持されると推定している。

¹⁴⁶ World Bank「World Development Indicators」、OECD「The Long Game: Fiscal Outlooks to 2060 Underline Need for Structural Reform」（2021 年 10 月）

¹⁴⁷ IMD「World Competitiveness Ranking」（2024 年 6 月）

6（2024）年は38位にまで順位を落としている。

18歳人口の減少のみならず、我が国の生産年齢人口（15～64歳）の割合は、2030年には57.3%にまで減少し、OECD加盟国中最下位になることが予測されている¹⁴⁸。その際、生産年齢人口数も約7,076万人となり、令和2（2020）年の約7,509万人と比較して10年で430万人以上減少することとなる。今後、様々な分野で人材が不足し、労働需要に対して労働供給が明白に不足する「労働供給制約社会」の到来が予測される。

そして、産業構造も変化することが見込まれる。例えば、産業別に就業者数の推計をみると、医療・福祉分野は、令和4（2022）年の897万人から、2030年に950万人～1,010万人に、2040年に985万人～1,106万人に増加することが見込まれる一方で、現時点で最大の規模を有する卸売・小売業分野は、令和4（2022）年の1,030万人から、2030年に997万人～1,018万人に、2040年に938万人～966万人に減少することが見込まれる¹⁴⁹。

更に詳細¹⁵⁰に、我々の生活を担うサービス（生活維持サービス）の7分類¹⁵¹に事務職等¹⁵²を加えた計8分類で分析すると、事務職等は2040年においても需給がほぼ均衡するのに対して、我々の生活を担う分厚いボリュームゾーンの分野は全面的に供給が不足する。これは、例えば、ドライバーの供給制約により配達ができない地域が生まれることや、必要なデイサービスを受けられないということの意味する。また、全産業でみると、2040年には東京都以外の全ての道府県において労働供給が不足する状況が推定される。

このような未来が予測される中で、社会的インフラ機能を維持するためには、サービスの担い手が、生成AIを含む技術革新を活用して、より少ない労働時間で、より付加価値の高いサービスを提供できるようになることで、労働生産性を高める必要がある。

なお、一般労働者の月額賃金は、平成12（2000）年以降おおむね減少か横ばい傾向で推移していたが、令和5（2023）年において31万8,300円と、前年から2.1%増加し、昭和51（1976）年以降で最高額となっている¹⁵³。

3. DX・GX等の進展に伴う人材需要の変化

デジタル化の急速な進展は、世界に対する根本的な構造変化をもたらすとともに発展可能性を有している。特に、昨今では、我が国のデジタル化の遅れが露呈したことを受けて、政府や企業等において様々な取組が講じられているところであり、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）は加速してきている。このデジタルトランスフォーメーション（DX）の中核をなす技術が生成AIを含むAIであり、AIを作り、生かし、多様性を内包した持続可能な社会の在り方や新しい社会にふさわしい製品・サービスを

¹⁴⁸ OECD「Looking to 2060 : Long-term global growth prospects」（2012年11月）

¹⁴⁹ 独立行政法人労働政策研究所・研修機構「2023年度版 労働力需給の推計（速報）」（令和6（2024）年3月）

¹⁵⁰ リクルートワークス研究所「未来予測2040」（令和5（2023）年3月）

¹⁵¹ ①自動車運転従事者、配達員、倉庫作業従事者、鉄道運転従事者等、②建設・土木作業従事者、電気工事従事者等、③製品製造・加工処理従事者、機械組立従事者、機械整備・修理従事者等、④小売店主・店長、販売店員、商品訪問・移動販売従事者等、⑤介護職員、訪問介護従事者、⑥飲食物調理従事者、接客・給仕職業従事者、⑦医師、歯科医師、看護師、薬剤師、保健師、助産師、臨床検査技師等職の7分野

¹⁵² 事務従事者、技術者（機械技術、ソフトウェア等）、教員、専門職業従事者等

¹⁵³ 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査の概況」（令和6（2024）年3月）

デザインし、そして、新たな価値を生み出すことができる人材がますます求められている¹⁵⁴。

しかし、デジタル競争力について、我が国の競争力は著しく低い¹⁵⁵。労働力不足に直面する我が国の多くの産業は、サービスを維持・拡大するために、ITで補完する必要性が生じているが、人材のリスクリングが停滞した場合、2030年には先端IT人材が54.5万人不足するとの試算もある¹⁵⁶。また、業務で重要な分野と異なる学問分野の出身者の割合は、ソフトウェア・情報システム開発分野で約10%と突出して高い¹⁵⁷。そのほか、デジタルトランスフォーメーション（DX）の取組を進めるに当たっての課題として人材不足を掲げる企業は、アメリカ（20.7%）やドイツ（33.0%）と比較して日本（41.7%）は高い割合を示している¹⁵⁸。

さらに、AI、バイオテクノロジー、マテリアル、半導体、Beyond 5G（6G）等は我が国の経済・社会を支える基盤的な技術であるとともに、フュージョンエネルギーや量子技術等が新たな産業の芽となる技術¹⁵⁹となっていくことが想定される中、サプライチェーンにおける我が国の戦略的自律性・不可欠性を確立するためにも、これらの重要分野を担い、けん引する人材の育成も急務である。例えば、我が国の成長と安全保障の両面から重要な位置づけにある半導体産業については、今後10年間で少なくとも4万人程度の人材が追加で必要になると見込まれている¹⁶⁰。

加えて、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、グリーントランスフォーメーション（GX）¹⁶¹が進められる中、脱炭素に向けた潮流は、新たな産業構造への転換をもたらし、特に化石燃料に関連する産業の雇用を減少させる一方、再生可能エネルギー等で新たな雇用を創出することが予測される¹⁶²。

上記のような産業構造の変化が見込まれる中で、意識・行動面を含めた仕事に必要な能力等¹⁶³も、平成27（2015）年には、注意深さ・ミスがないこと、責任感・まじめさが重視されているが、2050年には、問題発見力、的確な予測、革新性が一層求められると予測されている¹⁶⁴。その上で、グローバルな競争環境で戦える人材育成も重要であり、諸外国においては博士号取得者数が増加する¹⁶⁵など教育年限が伸び高学歴化していることを踏まえた対応が必要である。

¹⁵⁴ 統合イノベーション戦略推進会議「AI戦略2022」（令和4（2022）年4月）

¹⁵⁵ IMD「World Digital Competitiveness Ranking 2024」（2024年11月）

¹⁵⁶ 経済産業省委託事業「IT人材需給に関する調査（みずほ情報総研株式会社）」（平成31（2019）年3月）

¹⁵⁷ 内閣府委託事業「令和3年度（2021年度）産業界と教育機関の人材の質的・量的需給マッチング状況調査」（令和3（2021）年）

¹⁵⁸ 総務省委託事業「デジタル・トランスフォーメーションによる経済へのインパクトに関する調査研究報告書（株式会社情報通信総合研究所）」（令和3（2021）年3月）

¹⁵⁹ 「統合イノベーション戦略2024（令和6（2024）年6月4日閣議決定）」

¹⁶⁰ 経済産業省商務情報政策局「半導体・デジタル産業戦略」（令和5（2023）年6月）

¹⁶¹ Green Transformation：産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換すること（「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～（令和5（2023）年2月10日閣議決定）」）

¹⁶² OECD「Green Growth Indicators 2017」（2017年6月）

¹⁶³ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「職務構造に関する研究Ⅱ」（平成27（2015）年5月）

¹⁶⁴ 経済産業省「未来人材ビジョン」（令和4（2022）年5月）

¹⁶⁵ 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」（令和6（2024）年8月）

4. 地方創生の現状

まち・ひと・しごと創生法¹⁶⁶が施行され、地方創生の取組が本格的に始まってから 10 年が経過した。この間、各地方公共団体においては、地域の課題を自ら把握し、その解決に向けて行政と民間、住民等が連携した取組が行われ、暮らしやすさの向上に加え、地域によっては人口増加や、平成 25（2013）年当時の人口推計の値を上回るところもあり、この中には地方創生の取組の成果と言えるものが一定数あると評価できる。一方で、国全体で見たときに人口減少や東京圏への一極集中等の大きな流れを変えるには至っておらず、地方が厳しい状況にあることを重く受け止める必要があると指摘されている¹⁶⁷。

特に、東京圏への過度な一極集中について、東京圏への転入超過数をみると、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、一時、流入が弱まったが、令和 4（2022）年は約 9.4 万人、令和 5（2023）年は約 11.5 万人となるなど、東京圏への人の流れが再び強まりつつある。特に、進学や就職を契機として 10 代後半及び 20 代の若者の転入超過が続いており、その傾向は男性よりも女性において顕著である¹⁶⁸。

この 10 年の取組として、高等教育関係では、例えば、地方大学・産業創生法¹⁶⁹に基づき、東京 23 区内の大学学部の収容定員を、平成 30（2018）年 10 月から令和 10（2028）年 3 月までの間、原則として増加できないこととする定員規制が導入されるとともに、地方大学・地域産業創生交付金を通じて、これまで全国で産学官連携による地域の取組を支援しており、地域における大学の振興及び若者の雇用創出に向けた取組が具体化している。

¹⁶⁶ 平成 26 年法律第 136 号

¹⁶⁷ 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局「地方創生 10 年の取組と今後の推進方向」（令和 6（2024）年 6 月）

¹⁶⁸ 同上

¹⁶⁹ 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成 30 年法律第 37 号）

（補論２）近年の高等教育を取り巻く変化

1. 初等中等教育段階の学びの変化

中央教育審議会において令和３（2021）年１月に取りまとめられた「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」では、指導の個別化¹⁷⁰と学習の個性化¹⁷¹を通じた「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」とを一体的に充実することの重要性が示されている。

また、令和元（2019）年以降、GIGA スクール構想による１人１台端末や高速通信ネットワーク環境の整備等により、距離や場所、時間の制約が取り払われ、様々な国や地域との交流が容易になるとともに、へき地における教育環境の充実や、登校できない子供の学びや交流の機会の充実が可能となっている。また、デジタルの特性を生かした障害のある子供や外国人児童生徒等のアクセシビリティの向上も期待される。

さらに、平成 30（2018）年３月の学習指導要領の改訂により、高等学校においても、総合的な学習の時間が「総合的な探究の時間」に名称変更され、生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習の充実が図られている。

2. 進学率における地域間や男女間の格差

都道府県別高等学校新卒者の大学、短期大学、専門学校への進学率は、全体的に上昇しているものの、地域によって差があり、令和 6（2024）年度において、京都府（86.1％）が最も高く、宮崎県（63.0％）が最も低くなっており、23.1 ポイントの差がある¹⁷²。また、大学進学率を男女別にみると、ほぼ全ての都道府県で男性の方が女性よりも高く、男女の進学率の差は、山梨県（15.6 ポイント）、滋賀県（10.8 ポイント）、北海道（10.3 ポイント）、埼玉県（9.8 ポイント）の順に高い¹⁷³。

収容率と大学進学率は正の相関関係にあり、収容率が高い都道府県ほど、進学率が高い傾向にある。大都市がある都道府県に、私立学校を中心に大学及び短期大学が集中しており、その学校数に比例して入学者数も多い傾向にある¹⁷⁴。特に、東京都や京都府のようにその進学者収容力が 150％を超える実態もある。

また、各都道府県の専攻分野別入学定員の割合（大学及び短期大学）は様々であるが、例えば、大都市圏である東京や京阪神では、人文・社会科学分野の占める割合が大きく、

¹⁷⁰ 教師が支援の必要な子供により重点的な指導を行うこと等で効果的な指導を実現することや、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うこと等。

¹⁷¹ 子供の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、教師が子供一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身の学習が最適となるよう調整すること。

¹⁷² 文部科学省「令和 6 年度学校基本統計」（令和 6（2024）年 12 月）

¹⁷³ 同上

¹⁷⁴ 文部科学省「令和 5 年度全国大学一覧」（令和 6（2024）年 6 月）

理学・工学・農学分野の占める割合が小さい傾向にある¹⁷⁵。

他方で、設置者別に入学定員充足率をみると、国公立大学は全国的に定員充足しているが、私立大学は地方において定員を充足していない傾向にある¹⁷⁶。

都道府県別高等学校新卒者の地域別大学進学者数比率¹⁷⁷をみると、東日本では、東京圏への進学が3割を超える県が相当数あり、東京圏出身者は東京圏の大学への進学割合が高い。これに対して、西日本では、東京圏への進学は1割程度にとどまり、自県又は域内の大学への進学割合が高い傾向にある。

3. 学修時間に関する課題

グランドデザイン答申では、大学生の授業以外の学修時間が非常に短い実態が改善されない中で、質保証の重要性や教学マネジメントの確立をはじめとした取組の必要性が示され、各大学等においても改善の努力が進められてきた。

このような中で、依然として学生の学修時間は短く、特に授業時間外の学修量が実質化されていない状況にあるとの調査結果がある。

令和4（2022）年度全国学生調査の結果によると、大学2年生は、授業への出席時間について、3分の2以上の学生が週16時間以上、4割の学生が週21時間以上であるなど、授業への出席時間が長い一方で、予習・復習・課題等授業に関する学修については週5時間以下の学生が49%を占めている。また、授業と直接関係しない自主的な学修時間¹⁷⁸が週5時間以下の学生も82%を占める。このように、授業への出席時間に比して学修時間が短くなっていることが明らかとなっている。

また、最終学年の学生については、授業への出席時間は6割以上の学生が週5時間以下となっており、これに伴い、授業に関する学修も週5時間以下の学生が約8割を占めている。このように最終学年の学生は、授業への出席及び授業に関する学修時間が短い一方で、約3割の学生が卒業論文・卒業研究・卒業制作に週21時間以上、2割の学生が週31時間以上と多くの時間を費やしている。しかしながら、最終学年の学生であっても、約4割の学生は卒業論文等を行う時間が5時間以下であり、学修時間が極めて短い学生も一定数いる。

短期大学についても、予習・復習・課題等授業に関する学修が5時間以下の学生の割合は75%であり、授業と直接関係しない自主的な学修が5時間以下の割合も81%を占め、学修時間の短さは大学と同様に課題である。

他方、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、オンライン学習が広く浸透するなど学修の方法が多様化しているほか、大学によっては、独自の調査で十分な授業外学修時間が確保されているという結果が出ているとの声もある。

このような状況を踏まえて、単に大学が学生の学修時間のみに問題の所在を求めるのではなく、教員自身が授業外学修の手段としてオンライン学習を積極的に活用すること

¹⁷⁵ 同上

¹⁷⁶ 文部科学省「令和4年度全国大学一覧」（令和5（2023）年5月）、文部科学省「令和5年度学校基本統計」（令和5（2023）年12月）、日本私立学校振興・共済事業団「令和4（2022）年度 私立大学・短期大学等入学志願動向」（令和4（2022）年9月）

¹⁷⁷ 文部科学省「令和6年度学校基本統計」（令和6（2024）年12月）

¹⁷⁸ 学問に関する読書やディスカッション、実技の練習、資格試験の勉強等の学修時間

や、シラバスへの授業外学修の内容や時間の記載等を通じてどのように学生に働きかけていくかについて検討することもある。

4. 国際的な学生等の流動性の拡大と留学生獲得競争の激化

世界の留学生数は平成 12（2000）年の約 160 万人から令和 5（2023）年の約 640 万人と約 4 倍に増加しており、グローバル化の進展に伴い、学生の流動性も加速している。しかし、日本から海外の高等教育機関への留学者数は、非英語圏の主要国より低い水準にあり、コロナ禍以前への回復も途上である¹⁷⁹。また、グローバル化の加速に伴い、世界規模で優秀な外国人留学生の獲得競争が激化する中、世界に占める日本の留学生受入れ割合は低下がみられる一方で、2000 年と比べて大きくシェアを伸ばしている国¹⁸⁰もある。

具体的には、我が国の大学等が把握する日本人学生の海外留学者数¹⁸¹は、令和 4（2022）年度には、全体で 58,162 人であり、そのうち、3 か月未満が 34,898 人、3 か月以上 1 年未満が 20,695 人となっている¹⁸²。また、OECD、ユネスコ、米国国際教育研究所（IIE）等の令和 3（2021）年の統計をもとに、文部科学省が集計した、海外の機関が把握している日本人の海外留学者数（主に長期留学）は、41,612 人であった¹⁸³。さらに、日本の若者は「外国留学をしたいと思わない」と答える者が 5 割を超えるなど、日本の若者が内向き志向であると指摘されている¹⁸⁴。その背景として、経済的問題や語学力不足、留年や就職への不安等が挙げられている¹⁸⁵。

一方、日本の大学、大学院における外国人留学生割合について、学士課程は約 3 %、修士課程は約 11 %、博士課程は約 22 %と、いずれも OECD 平均のそれぞれ約 5 %、約 14 %、約 24 %より低い割合となっている¹⁸⁶。また、我が国の外国人留学生の出身国・地域は中国、ネパール、ベトナム、韓国の順に上位 10 か国をアメリカ以外全てアジア諸国が占めており、偏在が見られる¹⁸⁷。さらに、専門学校の外国人留学生の割合は、全体としては 12 %程度と推計され、出身国等の偏在も同じ傾向にあり、この 10 年で比べるとより東アジア以外のアジア諸国からの来日が増える傾向がある¹⁸⁸。

また、国境を越えた大学間競争は、世界大学ランキング等¹⁸⁹の影響もあり激化しており、国家を巻き込んだ競争に発展している。世界大学ランキング等は、大学の国際的な

¹⁷⁹ Institute of International Education (IIE) 「Project Atlas, Global Mobility Trends」(2023 年)

¹⁸⁰ カナダなど

¹⁸¹ 高等学校卒業後に直接海外の大学へ進学した者等、大学等が把握できない留学生を捕捉できていないことに留意が必要。

¹⁸² 日本学生支援機構「2022（令和 4）年度日本人学生留学状況調査」（令和 6（2024）年 5 月）

¹⁸³ OECD 加盟国については OECD が公表している「Education at a Glance」、その他の国・地域についてはユネスコ統計局による統計や Institute of International Education (IIE) 「Open Doors」等、各国等が発表している数値をもとにしており、調査時点や調査対象は、国・地域によって異なる。

¹⁸⁴ 内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成 30 年度）」（令和元（2019）年 6 月）

¹⁸⁵ 文部科学省委託事業「学生の海外留学に関する調査 2022（株式会社マクロミル）」（令和 4（2022）年 3 月）

¹⁸⁶ OECD 「Education at a Glance 2023」（2023 年 9 月）

¹⁸⁷ 日本学生支援機構「2023（令和 5）年度外国人留学生在籍状況調査結果」（令和 6（2024）年 5 月）

¹⁸⁸ 日本学生支援機構「2021（令和 3）年度外国人留学生在籍状況調査結果」（令和 4（2022）年 3 月）及び文部科学省「令和 3 年度学校基本統計」（令和 3（2021）年 12 月）に基づき推計、分析。

¹⁸⁹ 主な世界大学ランキングとしては、英国「Times Higher Education World University Rankings」や、同じく英国の大学評価機関クアカアレリ・シモンズが発表する「QS 世界大学ランキング」等が挙げられる。

評価を知り、大学の教育・研究力の向上のための一助となる一方で、大学の教育・研究力は、多面的に測る必要があるため、同ランキングの順位のみで評価することはできないことにも留意が必要である。

さらに、初等中等教育段階¹⁹⁰に在籍する外国人児童生徒は平成 20（2008）年度において 81,004 人であったのに対し、令和 6（2024）年度において 149,015 人と大きく増加している¹⁹¹。特に、公立の学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒¹⁹²は、平成 26（2014）年度には 29,198 人であったのに対し、令和 5（2023）年度には 57,718 人で約 2 倍の増となっている¹⁹³。各高等教育機関においては、このような状況の変化を踏まえた体制の整備が求められるようになっている。

加えて、日本語教育機関¹⁹⁴に在籍する生徒は平成 23（2011）年度において 25,622 人であったのに対し、令和 5（2023）年度において 90,719 人と大きく増加している¹⁹⁵。

5. リカレント教育・リスキリングの必要性の高まり

人生 100 年時代は、同一年齢での単線的な学びや進路選択を前提とした人生のモデルから、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルへと転換することが予測されており、こうした社会の構造的な変化に対応するため、学校教育における学びの多様化とともに、社会人のリカレント教育・リスキリング¹⁹⁶をはじめとする生涯学習の必要性が高まっている。

国際比較によれば、成人学習の参加率が高い国は労働生産性が高い傾向を示している¹⁹⁷。一方、日本企業の OJT 以外の人材投資（GDP 比）は、諸外国と比較して最低水準かつ低下傾向にある¹⁹⁸。また、社外学習・自己啓発を行っていない個人の割合は半数を超えており、諸外国と比して非常に高くなっている¹⁹⁹。

他方、外部教育機関を活用している企業のうち 8 割を超える企業が民間の教育訓練機関を活用する一方で、高等教育機関を利用する企業は約 2 割と少ない²⁰⁰ため、このような状況を踏まえた対応策が求められる。

¹⁹⁰ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（小学部、中学部、高等部）

¹⁹¹ 文部科学省「平成 20 年度学校基本統計」（平成 20（2008）年 12 月）、文部科学省「令和 6 年度学校基本統計」（令和 6（2024）年 12 月）

¹⁹² 日本語指導が必要な児童生徒とは、日本語で日常会話が十分にできない児童生徒若しくは日常会話ができても学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒（日本国籍を有する者を含む）を指す。

¹⁹³ 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について」（令和 6（2024）年 8 月）

¹⁹⁴ 令和 6（2024）年 4 月に、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和 5 年法律第 41 号）が施行され、日本語教育機関の認定制度と認定日本語教育機関の教員の資格が創設された。なお、日本語教育機関の認定制度では、令和 6（2024）年度第 1 回目の申請について、同年 10 月に初回の認定が行われた。

¹⁹⁵ 日本学生支援機構「2023（令和 5）年度外国人留学生在籍状況調査結果」（令和 6（2024）年 5 月）

¹⁹⁶ リカレント教育は、社会変化への対応や自己実現を図るための①リスキリング（時代のニーズに即して職業上新たに求められる能力・スキルを身に付けること）、②アップスキリング（現在の職務を遂行する上で求められる能力・スキルを追加的に身に付けること）、③職業とは直接的には結びつかない技術や教養等を身に付けること、を内包した社会人の学び直しを意味する。

¹⁹⁷ 加藤かおり「大学学位取得者の成人教育参加に関する国際比較」（令和 4（2022）年 8 月）、公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較 2023」（令和 5（2023）年 12 月）を基に文部科学省作成。

¹⁹⁸ 内閣府「国民経済計算」、JIP データベース等を利用し、学習院大学宮川努教授が推計。

¹⁹⁹ パーソル総合研究所「グローバル就業実態・成長意識調査（2022 年）」（令和 4（2022）年 11 月）

²⁰⁰ 文部科学省委託事業「社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究（イノベーション・デザイン＆テクノロジー株式会社）」（平成 28（2016）年 3 月）

6. 障害のある学生の増加

我が国における近年の障害者施策としては、平成 18（2006）年の国連総会における障害者の権利に関する条約の採択と平成 19（2007）年の我が国の同条約への署名が行われた。その後も、平成 23（2011）年の障害者基本法²⁰¹の改正や令和 3（2021）年の障害者差別解消法²⁰²の改正、その他関係法令が整備されるとともに、平成 30（2018）年に障害者基本計画（第四次）が策定され、その推進が図られてきた。障害者差別解消法の改正によって、令和 6（2024）年 4 月より、我が国の大学・短期大学・高等専門学校では、従来禁止されていた障害者に対する不当な差別的取扱いに加え、合理的配慮²⁰³の提供も全ての大学・短期大学・高等専門学校において法的に義務付けられることとなった。

大学・短期大学・高等専門学校における障害のある学生の在籍者数は、平成 26（2014）年の 14,127 人から令和 5（2023）年には 58,141 人と 10 年間で約 4 倍に増加している。それに併せて、合理的配慮の提供を受けている学生数も増加している²⁰⁴。

7. 我が国の研究力の低下

近年、我が国の相対的な研究力の低下が指摘されている。研究力を測る主要な指標である論文指標については、2000 年代前半から国際的な地位の低下が続いている状況²⁰⁵である。本指標のみをもって研究力を判断することは必ずしも適当ではないが、このような状況は深刻に受け止め、今後は多角的な分析をしつつ、研究力向上に向けた取組を進めるべきである。

論文数における日本の順位は、20 年前（1999－2001 年平均値）は第 2 位であったが、直近（2019－2021 年平均値）は第 5 位であり、2000 年代前半から順位が低下している²⁰⁶。また、Top10%補正論文数²⁰⁷における日本の順位は、20 年前は第 4 位であったが、直近は第 13 位である。さらに、Top 1 %補正論文数における日本の順位は、20 年前は第 4 位であったが、直近は第 12 位である²⁰⁸。

一方、我が国の論文数分布を論文数規模の近い英国、ドイツと比較すると、上位大学の論文数は日本の方が多いが、上位に続く層の論文数は英国、ドイツの方が多くなっている。また、日本は論文数規模の小さい大学の数が多いという特徴がある²⁰⁹。

論文数の増減には複合的な要因が影響するものの、科学技術・学術政策研究所の分析

²⁰¹ 昭和 45 年法律第 84 号

²⁰² 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

²⁰³ 大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。（障害のある学生の修学支援に関する検討会「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」（令和 6（2024）年 3 月））

²⁰⁴ 日本学生支援機構「令和 5 年度（2023 年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」（令和 6（2024）年 8 月）

²⁰⁵ 科学技術・学術政策研究所「科学研究のベンチマーキング 2023」（令和 5（2023）年 8 月）

²⁰⁶ 同上

²⁰⁷ 論文の被引用数が各年各分野（22 分野）の上位 10%（1%）に入る論文数が Top10%（1%）論文数である。Top10%（1%）補正論文数とは、Top10%（1%）論文数の抽出後、実数で論文数の 1/10（1/100）となるように補正を加えた論文数を指す。

²⁰⁸ クラリベイト社 Web of Science XML（SCIE, 2022 年末バージョン）を基に、科学技術・学術政策研究所が集計。

²⁰⁹ 科学技術・学術政策研究所「研究論文に着目した日英独の大学ベンチマーキング 2019—大学の個性を活かし、国全体としての水準を向上させるために—」（令和 2（2020）年 3 月）

によれば、近年の減少要因としては、教員の研究時間割合の低下、教員数の伸び悩み、博士課程在籍者数の減少や原材料費²¹⁰のような直接的に研究の実施に関わる支出額の減少といった要因が挙げられている²¹¹。また、若手をはじめ、研究者を取り巻く状況は厳しく、研究者の魅力が低下していることも課題と認識されている²¹²。

大学等教員²¹³の研究時間割合は低下傾向にあり、年間職務活動時間を平成 20（2008）年度と令和 5（2023）年度とで比較すると、年間総職務時間が約 1 割強減少し、研究時間が約 3 割減少している。また、年間職務活動時間割合を比較すると、教育活動が令和 5（2023）年度 30.4%（平成 20（2008）年度 26.9%）、研究活動が 32.2%（同 39.1%）、社会サービス活動が 17.8%（同 14.7%）、その他職務活動（学内事務等）が 19.7%（同 19.3%）となっている²¹⁴。この中のうち、学内事務等の大学の管理運営業務について、教員が継続して負担を感じている傾向²¹⁵が続いている²¹⁶。

我が国の大学院博士課程の入学者数は、平成 15（2003）年度をピークに減少傾向にあり、令和 4（2022）年度は約 1.4 万人となっている。このことについて、修士課程在籍者を対象とした調査によると、博士課程進学ではなく就職を選んだ理由について、「経済的に自立したい」、「社会に出て仕事がしたい」との理由のほかに、「博士課程に進学すると生活の経済的見通しが立たない」、「博士課程に進学すると修了後の就職が心配である」等、博士課程への進学がキャリアや収入にネガティブな影響を与えることを懸念する回答が 3 割を上回っている²¹⁷。また、博士の学位授与者数も平成 18（2006）年の約 1.8 万人から令和 2（2020）年は約 1.6 万人へと減少している。人口 100 万人当たりの博士号取得者をみても、我が国は 126 人と、英国（342 人）、ドイツ（330 人）の約 3 分の 1 となっている²¹⁸。

世界の研究者の主な流動の状況を見ると、アメリカと欧州、中国が国際的な研究ネットワークの中核に位置している²¹⁹。一方で、我が国は、中・長期の海外への研究者の派遣者数は近年減少傾向にある上、中・長期の海外からの研究者の受入れ者数は横ばいないしは減少傾向²²⁰であるなど、我が国は、世界の研究ネットワークの中で国際頭脳循環の流れに出遅れている。

8. 高等教育のデジタル化の進展

令和元（2019）年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響により、社会全体と高

²¹⁰ 研究に必要な試作品費、消耗器材費、実験用小動物の購入費、餌代等の費用

²¹¹ 科学技術・学術政策研究所「長期のインプット・アウトプットマクロデータを用いた日本の大学の論文生産の分析」（令和 2（2020）年 4 月）

²¹² 内閣府総合科学技術・イノベーション会議「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2（2020）年 1 月）

²¹³ 国公立の大学の学部、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所及び大学共同利用機関等に所属する教員

²¹⁴ 学問分野別、職階別等により傾向が異なることに留意が必要（特に、教員数が多い保健分野の教員における診療活動時間割合からの一定の影響に留意が必要）。

²¹⁵ 研究時間の制約の質問において負担感を感じている項目の上位として継続して指摘されている。

²¹⁶ 文部科学省「令和 5 年度大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」（令和 7（2025）年 1 月）

²¹⁷ 科学技術・学術政策研究所「修士課程（6 年制学科を含む）在籍者を起点とした追跡調査（令和 3 年度修了（卒業）予定者）」（令和 5（2023）年 1 月）

²¹⁸ 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標 2024」（令和 6（2024）年 8 月）

²¹⁹ OECD「Science, Technology and Industry Scoreboard 2017」（2017 年 11 月）

²²⁰ 文部科学省委託事業「研究者の交流に関する調査（公益財団法人未来工学研究所）」（令和 6（2024）年 3 月）。2002 年以降、独立行政法人等は減少する一方で、国立大学等はほぼ同じレベルで推移してきている。

等教育機関のデジタル変革が加速している。

大学においては、遠隔授業の活用が進んでいる。多様なメディアを利用した遠隔授業²²¹を実施する大学は平成 30（2018）年度において 28.4%であったところ、令和 4（2022）年度には 70.6%と 5 年で約 2.5 倍に増加している²²²。このような変化の中で、オンラインを活用して日本人学生と外国人の学生が共に学ぶ「国際協働学習」を実施する動きが広がった。

また、大学通信教育においては、4 つの授業形式²²³のうち、学生から評価の高いものは、従来は面接授業（スクーリング）であったが、コロナ禍を経て、遠隔授業が最上位となった²²⁴。

一方で、令和 4（2022）年度において、通学制の大学の授業における受講形態の平均は、対面授業が 77%、同時双方向型オンライン授業が 9%、オンデマンド型オンライン授業が 11%、その他実習等が 2%と対面授業が中心となっている²²⁵。

また、諸外国においては、学修歴証明の国際的な通用性や信頼性向上、学生の流動性向上等の観点から、卒業・修了証明書等の学修歴証明のデジタル化が進められてきた。他方で、我が国では、デジタル形式で発行・保管・共有できる学修歴証明書を導入している大学はごく少数である²²⁶。

9. 高等教育機関と地方公共団体との連携

地方公共団体と高等教育機関との連携状況について、地方公共団体²²⁷において、域内の高等教育機関との連携を担当する部署は 90%以上が設置しているものの、当該部署の業務量に占める高等教育機関との連携業務の割合は平均で 4 割弱、また、最頻値は 2 割程度という状況であり、高等教育機関との連携業務を主たる業務とする部署が設置されている例は、全国的に限られている。

また、地方公共団体のうち 9 割前後は域内の大学・短期大学と更に連携を強化する必要があると認識しており²²⁸、高等教育機関²²⁹のうち 7 割も地方公共団体との更なる連携強化の必要性を感じている。このように、必要性を感じてはいるものの、更なる連携に当たっての課題として、地方公共団体側、高等教育機関側ともに、連携するための専

²²¹ 多様なメディアを利用した遠隔授業とは、大学設置基準第 25 条第 2 項に定める、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる授業のこと。

²²² 文部科学省「令和 4 年度の大学における教育内容等の改革状況について」（令和 6（2024）年 10 月）

²²³ ①印刷教材等による授業（印刷教材等による自学自習と与えられた課題の学習成果を報告し、これに添削指導を受けて進める授業方法）、②放送授業（放送（ラジオやテレビ）を利用する授業方法）、③面接授業（講師との直接の対面授業）、④メディアを利用して行う授業（インターネット等を活用したオンライン式の遠隔授業）

²²⁴ 私立大学通信教育協会「学生生活実態調査（令和 3 年度）」（令和 4（2022）年 2 月）

²²⁵ 文部科学省「令和 4 年度全国学生調査（第 3 回試行実施）」（令和 5（2023）年 7 月）

²²⁶ 文部科学省「令和 4 年度の大学における教育内容等の改革状況について」（令和 6（2024）年 10 月）

令和 3 年度において、大学全体で卒業・修了証明書のデジタル化（インターネット等を利用して発行・保管・共有できるようデジタル形式に変換すること）を行っている大学は 30 大学（3.9%）であった。ただし、回答には本調査で定義する「学修歴証明書のデジタル化」に該当しないコンビニ発行やメール送付も含まれる可能性があることに留意が必要。

²²⁷ 全ての都道府県と指定都市を対象にアンケートを実施し、回答率は 83.6%。

²²⁸ 高等専門学校と更なる連携を強化すると考える地方公共団体は 8 割、専門学校と更なる連携を強化すると考える地方公共団体は 6 割となっている。

²²⁹ 全ての大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程を対象にアンケートを実施し、回答率は 41.9%。

門家あるいはコーディネーターの不足が挙げられている。

さらに、地域連携プラットフォーム²³⁰は、全国に少なくとも 273 件存在することが確認されている²³¹。

加えて、大学等連携推進法人は、令和 6（2024）年 10 月時点において、全国で 8 法人（26 大学 2 団体）が認定されている。

²³⁰ 地域連携プラットフォームとは、「大学等のみならず、地方公共団体、産業界等の様々な関係機関が一体となった恒常的な議論の場を構築し、エビデンスに基づく現状・課題を把握した上で将来の目標を共有し、絵に描いた餅で終わることなく地域課題の解決に向けた連携協力の抜本的な強化を図るとともに、地域の大学等の活性化やグランドデザインの策定、高等教育機会の確保や地域人材の確保、大学等を含めた地域社会の維持発展を図るための仕組み」である。（文部科学省高等教育局「地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン」（令和 2（2020）年 10 月））

²³¹ 文部科学省「地方公共団体と高等教育機関の連携の状況に関するアンケート結果」（令和 6（2024）年 6 月）

(補論3) これまでの高等教育政策

今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた、地域における質の高い高等教育へのアクセス確保の在り方について検討するに当たり、これまでの高等教育政策を概観することとする。

1. 「量」に関する政策

(1) 量的拡大に対する計画と規制

戦後、高等教育の量的拡大が急速に進み、昭和 38 (1963) 年には大学・短期大学進学率が 15% を超え、日本の高等教育は「エリート段階」から「マス段階」へ移行²³²した。

中央教育審議会「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について(答申)」(昭和 46 (1971) 年 6 月) では、高等教育の「マス段階」への移行と社会の複雑高度化を踏まえ、高等教育の質の維持・向上に向けて、高等教育の多様化、弾力化、開放化とともに、国が高等教育の全体規模等を計画する必要性が指摘された。

昭和 51 (1976) 年には、高等教育の規模の目途等を示した高等教育計画が策定された。5 次にわたって策定された高等教育計画は、各計画において若干の変遷はあるものの、大枠としては、特に必要性の高い場合においてのみ、大学、学部等の新設や定員増を認めることとされ(大学等の新增設の原則抑制)、加えて工業(場)等制限区域や政令市、都市部においては、地域間格差是正の観点から大学等の新增設は抑制することとされた。

(2) 設置認可における規制の緩和

総合規制改革会議第一次答申での指摘等²³³を踏まえ、学校教育法等の改正により、平成 15 (2003) 年、届出制の導入や認可抑制方針の撤廃、設置審査の準則化等、大学等の設置認可制度の見直しが行われた。また、この事前規制の緩和と併せて、平成 16 (2004) 年には第三者評価による大学等の認証評価制度が導入された。

設置認可における規制の緩和により、大学は一層新しい分野への挑戦や機動的な組織再編が可能となり、新增設が活発化した。平成 17 (2005) 年度には大学・短期大学進学率が 50% を超え、日本の高等教育は「マス段階」から「ユニバーサル段階」へ移行し、同年度以降、大学入学定員数は緩やかに増加を続けている。

一方、緩和直後には、大学設置に求められる基本的理解や準備の不足した申請や数値基準さえ満たせばよいという意識の低い申請が一部に見られるなどの事例があったことを踏まえ、大学設置・学校法人審議会から審査方針・基準の見直しや厳正な審査を求める指摘がなされた。

²³² アメリカの社会学者マーチン・トロウは、高等教育への進学率が 15% を超えると高等教育は「エリート段階」から「マス段階」へ、進学率が 50% を超えると「ユニバーサル段階」へ移行するとしている。

²³³ 総合規制改革会議第一次答申(平成 13 (2001) 年 12 月)や中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」(平成 14 (2002) 年 8 月)を踏まえ、設置認可制度が見直された。総合規制改革会議第一次答申では、大学や学部の設置について、競争的な環境の整備による教育研究の活性化、質向上等が提言された。

（３）「計画と規制」から「将来像の提示と政策誘導」へ

18歳人口の減少傾向や大学等の認可抑制方針の撤廃を踏まえ、平成17（2005）年1月に取りまとめられた中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」では、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へと移行することが示された。同答申では、今後の国の果たすべき役割として、①高等教育の在るべき姿や方向性等の提示、②制度的枠組みの設定・修正、③質の保証システムの整備、④高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供、⑤財政支援等を挙げた。

同答申では、学修者ニーズの多様化への対応や各教育機関の個性・特色の明確化、緩やかな機能別分化、国・地方公共団体・産業界のそれぞれの役割等にも言及されている。

なお、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へという方針は、その後のグランドデザイン答申でも引き継がれている。

（４）定員未充足や定員超過への対応強化等

近年、定員未充足と、都市部を中心とする定員超過が問題視されるようになり、私学助成の交付について、定員未充足大学への減額率強化（平成19（2007）年度～）や定員超過大学の不交付基準の厳格化（平成28（2016）年度～）等が図られるとともに、情報公表状況や教育の質に係る指標に基づく交付額の増減措置も行われている。

一方、18歳人口が減少する中で入学定員未充足の私立大学の割合は、平成17（2005）年度の約30%から令和5（2023）年度の約53%へ上昇し、定員未充足大学が私立大学全体の過半数を占めるに至っている。

2. 「質」に関する政策

（１）大学設置基準の大綱化

平成3（1991）年2月に取りまとめられた大学審議会「大学教育の改善について（答申）」を受け、同年に大学設置基準が改正され、各大学が多様で特色ある教育課程を編成することができるよう、大学教育の基本的枠組みを定めている大学設置基準が大幅に簡素化・大綱化されるとともに、大学による自己点検・評価が努力義務化²³⁴された。

大学設置基準の簡素化・大綱化により、多くの大学で教育課程の改革や教育研究組織の改革が進み、少人数教育の実施や学際的な学部・学科等の設置が推進された。一方で、教養教育²³⁵の弱体化につながったとの指摘や、体系的な教育課程の編成につながっていないとの指摘もなされる中で、教育の充実に焦点を当てた平成20（2008）年12月の中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」及び平成24（2012）年8月の同審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（答申）」の2つの答申が取りまとめられ、それぞれの大学における三つの方針を明確にし、学位プログラムとしての体系的な教育の展開を求めることが提言された。答申を受け、ナンバリングやルーブリック、アクティブ・ラーニング等も活用した教育課程の体系化や教育手法の新たな工

²³⁴ 平成11（1999）年には大学設置基準の改正により、実施及びその結果の公表が義務化され、その後、平成13（2001）年の学校教育法改正により自己点検・評価の実施と結果の公表に係る規定が法律上明示された。

²³⁵ 教養教育については、中央教育審議会「新しい時代における教養教育の在り方について（答申）」（平成14（2002）年2月）、中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成17（2005）年1月）等を参照。

夫の導入も進められ、その後、三つの方針の公表義務化²³⁶や文理横断・文理融合教育の推進²³⁷等に関する取組が進められている。

（２）質保証システムの構築

従来、我が国の質保証システムは、大学設置基準等の関係法令等に基づく設置認可審査による事前規制型であった。

平成 3（1991）年の自己点検・評価の導入以降、その運用が定着してきたものの、第三者評価は未成熟であり、大学の質保証システム全体としては不十分な状態にあるとの認識の下、平成 14（2002）年 8 月に中央教育審議会「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）」が取りまとめられ、日本の高等教育の国際競争力強化及び国際的通用性確保の必要性の観点からも、前述の認証評価制度が導入された。

認証評価制度については、評価の負担が重い、大学の主体的な改善システムとの連動が不十分、といった指摘がなされ、これらの指摘を踏まえ、「内部質保証システム」の構築、評価の効率化等の改善が進められてきた。

また、大学の自己点検・評価や認証評価に加え、大学に係る情報を大学自身が社会に積極的に公表することも求められてきた。平成 11（1999）年には、大学設置基準等が改正され、各大学における教育研究活動等の状況について、広報誌やホームページ等を通じて、積極的に情報を提供することが義務付けられた。その後も、学校教育法、学校教育法施行規則²³⁸等の改正により、公表すべき必要な教育情報が法令上明確化されてきた。

このように、我が国の大学の質保証は、大学設置基準、設置認可審査、認証評価、情報公表等によって構成され、大学として最低限の水準を満たしていることを保証する事前規制の長所と、大学の多様性に配慮しつつ、恒常的に大学の質を保証する事後チェックの長所を組み合わせた形で設計されている²³⁹。

（３）学修者本位の教育への転換

グランドデザイン答申では、2040 年には大学進学者数が約 51 万人（平成 29（2017）年現在の 8 割程度）となるとの推計を示し、規模の適正化の検討や社会人や外国人留学生を積極的に受け入れる体質への転換を高等教育機関に求めるとともに、今後必要とされる人材を育成するに当たり、「学修者本位の教育への転換」が提言された。

グランドデザイン答申において示された改革方針は、順次検討・実施がなされてきた。例えば、教育研究体制の多様性と柔軟性の確保の観点からは、多様化する教員の働き方に対応した実務家教員の登用や複数大学等でのクロスアポイントメント等が促進されるよう、従来の専任教員の概念を、学位プログラムに係る責任性を明確化した基幹教員に改める大学設置基準の改正が令和 4（2022）年に実施された。また同時に、大学の創意工夫に基づく先導的な取組を促進するため、内部質保証の体制が十分機能しているこ

²³⁶ 平成 28（2016）年に学校教育法施行規則が改正され、三つの方針を各大学で策定・公表することが義務付けられた。

²³⁷ 中央教育審議会大学分科会「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）」（令和 5（2023）年 2 月）等。

²³⁸ 昭和 22 年文部省令第 11 号

²³⁹ 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和 4（2022）年 3 月）

と等を要件とする教育課程等に係る特例制度も導入された。

教育の質の保証と情報公表の観点からは、学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営の在り方を示す教学マネジメント指針が令和2（2020）年に策定され、令和5（2023）年には大学入学者選抜に関する記載が追補された。

また、各大学の教育改善に生かすこと、我が国の大学に対する社会の理解を深める一助とすること等を目的として、学生目線からの大学教育や学びの実態が把握できるよう令和元（2019）年以降、全国学生調査が試行的に実施されている。

既に多くの大学において「教学マネジメント指針」を踏まえた教学の改善・改革の取組や全国学生調査の結果を活用した教学 IR の充実等、学修者本位の教育の実現に向けた積極的な取組が進展しつつある。一方、こうした意欲的な教育改革等に真剣に取り組む大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化しているという指摘や、教学の改善・改革に係る取組が形式的・表層的なレベルにとどまっているという指摘もある²⁴⁰。例えば、三つの方針の達成状況を点検・評価している大学は年々増加し、令和4（2022）年度には91.7%に達しているが、三つの方針に基づく教育の成果を点検・評価するための学位を与える課程共通の考え方や尺度を策定している大学は74.0%、学修状況の分析や教育改善を支援する体制の構築をしている大学は66.1%、全学的な教育目標等とカリキュラムの整合性を検証する全学的な委員会を設置している大学は48.9%にとどまっており²⁴¹、策定・公表した三つの方針に基づいた具体的な取組について更なる進展が必要である。

他方、上記のような大学運営等に関する制度改正に加え、学生個人の能力や適性に応じた教育を行うための制度改善も行われてきた。

高等教育においては、一人一人の能力・適性に応じた教育を進める観点等から、大学への飛び入学や早期卒業²⁴²が制度化されている。また、高等学校段階に在籍する生徒が大学等において学修等を行った場合に、高等学校長の判断により在籍校の単位として認定することも制度化されている。

さらに、高等学校教育と大学教育の円滑な連携・接続の観点から、学びの多様化を推進するため、令和3（2021）年10月に、科目等履修生として大学で一定の単位を修得した、大学入学資格を有さない高等学校の生徒等について、当該大学への入学後に修業年限への通算を行うことが可能となった²⁴³。

加えて、大学への飛び入学者は高等学校等を中途退学して入学するため、入学後に大学を中途退学するなどして進路変更をしようとするとき、当該学生は高等学校等卒業の扱いとならず、就職や資格試験等の受験において困難が生じていたことを踏まえ、大学の飛び入学制度の活用を促進する観点から、令和4（2022）年4月からは飛び入学者に

²⁴⁰ 中央教育審議会大学分科会「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）」（令和5（2023）年2月）

²⁴¹ 文部科学省「令和4年度の大学における教育内容等の改革状況について」（令和6（2024）年10月）

²⁴² 学生の能力や多様な学修ニーズに応じた弾力的な取扱いができるよう、学部段階において卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認められる場合には3年以上在学すれば卒業を認めることができるという早期卒業制度、大学院段階において特に優れた業績を上げた者について修士課程では1年以上在学すれば修了を認めること等ができるという早期修了制度がそれぞれ導入されている。

²⁴³ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第49号）

対する高等学校卒業者と同等以上の学力を有することを認定する高等学校卒業程度認定審査が開始された²⁴⁴。

この間、平成 26（2014）年に国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー・プログラム）が創設され、我が国と外国の大学が連携した質の高い教育課程の提供を可能とするなど、我が国の高等教育の国際競争力及び国際通用性確保のための取組も推進された。

（４）大学院教育の改善

大学院については、平成 17（2005）年 9 月の中央教育審議会「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－（答申）」において、教育課程の組織的展開の強化による大学院教育の実質化や国際的な通用性、信頼性の向上に関する方策等が示されるとともに、平成 31（2019）年 1 月に取りまとめられた中央教育審議会大学分科会の審議まとめ²⁴⁵において、知の生産、価値創造を先導する「知のプロフェッショナル」の養成に向けた大学院教育の改善方策が示された。

当該審議まとめに基づき、令和元（2019）年に三つの方針の策定・公表の義務化、学位論文に係る評価に当たっての基準の公表の義務化、博士後期課程学生を対象としたプレ FD の設定又はプレ FD に関する情報提供の努力義務化、ファイナンシャル・プラン²⁴⁶の明示の努力義務化といった制度改正²⁴⁷が行われた。

さらに、博士人材が活躍するための方策及び大学院教育の充実や学生への支援方策を中心とした、文部科学省として取り組むべき施策等について、令和 6（2024）年 3 月に「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」が取りまとめられ、公表されている²⁴⁸。

3. 経済的支援に関する政策

全国の高等教育機関を対象とした国の奨学金事業は、経済的に困難な者を対象としており、無利子・貸与型の制度の開始は昭和 18（1943）年に遡る。昭和 59（1984）年には有利子奨学金が、平成 11（1999）年には貸与対象を拡充した「きぼう 21 プラン奨学金」

（有利子・貸与型）が導入され、高等教育進学ニーズの大幅な拡大を支えてきた。平成 29（2017）年以降は、学力及び世帯年収の基準を満たしているにもかかわらず予算上の制約から無利子奨学金の貸与を受けられなかった「残存適格者」を解消し、基準を満たす希望者全員に対して奨学金の貸与が実施されている。高等教育の拡大に伴って、奨学金も、高等教育を支える社会的インフラとして位置付けられるようになったと言える。

また、近年は、低所得世帯を対象とした支援が大幅に拡充されてきたところであり、平成 29（2017）年度に、政府として初となる給付型奨学金制度が導入された。

²⁴⁴ 高等学校卒業程度認定審査規則（令和 4 年文部科学省令第 18 号）

²⁴⁵ 中央教育審議会大学分科会「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」（平成 31（2019）年 1 月）

²⁴⁶ 各大学院における授業料、入学料その他の大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報。

²⁴⁷ 学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第 13 号）

²⁴⁸ 博士人材の育成・活躍に向けては、一般社団法人日本経済団体連合会も令和 6（2024）年 2 月に「博士人材と女性理工系人材の育成・活躍に向けた提言－高度専門人材が牽引する新たな日本の経済社会の創造－」を公表している。

そのほか、令和 2（2020）年度には、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯について、授業料・入学金の免除・減額と給付型奨学金の大幅な拡充を行う「高等教育の修学支援新制度」が開始され、しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、低所得者世帯の者が高等教育機関に進学する機会が拡充されている。また、令和 6（2024）年度からは、この対象が負担軽減の必要性の高い多子世帯（子供 3 人以上を扶養する世帯）や私立理工農系の学生の間所得層に拡充されたところである。住民税非課税世帯の進学率²⁴⁹は、平成 30（2018）年度に約 40%と推計されたところ、令和 5（2023）年度には約 69%となっており、同制度が進学の後押しにつながっていると考えられる。

加えて、令和 7（2025）年度からは、多子世帯の学生に対して、所得制限を設けず、国が定める一定の額まで授業料・入学金を無償とすることとしている²⁵⁰など、教育費負担軽減の取組が進展している。

さらに、大学院段階においては、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の授業料について、令和 6 年度から、修了後の所得に応じた「後払い」を可能とする仕組みが創設されるとともに、博士後期課程学生に対しては、日本学術振興会特別研究員事業（DC）や次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）等による生活費相当額の支援の充実も図られている。また、各大学による大学院生に対する授業料の減免等や日本学生支援機構奨学金の業績優秀者返還免除制度²⁵¹の利用も着実に実施されている。

4. 大学運営に関する政策

（1）大学のガバナンス改革の推進

平成 13（2001）年には、文部科学省が「大学（国立大学）の構造改革の方針―活力に富み国際競争力のある国公立大学づくりの一環として―」を提示し、国立大学について、再編・統合、法人化、第三者評価の導入等を提言した。有識者会議での検討や国会での審議を経て、平成 16（2004）年に国立大学は国立大学法人へ移行した。法人化以降、平成 26（2014）年に国立大学法人の学長選考の透明化に係る改正、令和元（2019）年に法人の長と大学の長の役割分担を可能（一法人複数大学制度の導入等）とする改正、令和 3（2021）年に学長選考会議の権限強化に係る改正が行われてきた。その後、令和 5（2023）年にも、大規模な国立大学法人である特定国立大学法人の運営に対する監督を強化するため、運営方針会議を設置する等の特例を定めるなどの法改正が実施された。

法人化の結果、各大学において学長を中心とした機能的な運営が実現された、教育・学生支援の充実が図られたとの意見がある²⁵²。

他方、平成 16（2004）年から一定期間、国立大学法人運営費交付金の減額が続いたこと²⁵³については、法人化が企図した効果を減殺しているとの指摘がある²⁵⁴。国立大学法

²⁴⁹ 大学、短期大学、大学・短期大学の通信教育部及び放送大学、専門学校、高等専門学校（4・5 年生）、高等学校（専攻科）

²⁵⁰ 「こども未来戦略（令和 5（2023）年 12 月 12 日閣議決定）」

²⁵¹ 大学院で第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績を上げた者を対象に、その奨学金の全額又は半額を返還免除する制度。

²⁵² 文部科学省「国立大学法人化後の現状と課題について（中間まとめ）」（平成 22（2010）年 7 月）

²⁵³ 法人化以降は減少が続いたが、平成 27（2015）年以降は同額程度が毎年度措置されている。

²⁵⁴ 文部科学省「国立大学法人化後の現状と課題について（中間まとめ）」（平成 22（2010）年 7 月）

人化から 20 年が経過した今、その現状と成果や課題等について検証することが求められる²⁵⁵。

また、私立大学等を設置する学校法人のガバナンスの強化については、昭和 24 (1949) 年に制定された私立学校法²⁵⁶に関し、平成 16 (2004) 年に理事会の設置等をはじめとした管理運営制度の改善等の改正、平成 26 (2014) 年に所轄庁による措置命令の整備等の改正、令和元 (2019) 年に監事機能の強化等の改正が行われてきた。その後、令和 5 (2023) 年にも、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方にに基づき、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理するなど、学校法人の管理運営制度を抜本的に改善する法改正が実施された。今後は、同法の改正等を踏まえ、学校法人が主体性をもって実効性のあるガバナンス改革を着実に実施していくことが求められる。

（２）大学における財務構造の変容

大学への公的な財政支援としては、基盤的経費（運営費交付金、私学助成、施設整備費補助金）に加え、多様で独創的な研究に継続的・発展的に取り組むため、科学研究費助成事業（科研費）等の競争的研究費が確保されるとともに、近年では、新たな仕組みである世界最高水準の研究大学の実現に向けた「国際卓越研究大学制度」や、地域の中核大学や特定分野に強みを持つ大学に対する、各大学の強みや特色を生かした取組の支援等が行われている。また、デジタルやグリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学・高等専門学校が成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、令和 4 (2022) 年度第 2 次補正予算において措置された基金を活用した大学・高専機能強化支援事業により、機動的かつ継続的な支援が行われている。

さらに、学生個人の私費負担に係る支援（個人支援）についても、令和 2 (2020) 年度に「高等教育の修学支援新制度」が開始されるなど、大幅な拡充が進んでいる。

基盤的経費が伸び悩んでいることが我が国における研究力低下の一因であるとの指摘²⁵⁷はあるものの、このように、高等教育機関の財政は、国内的のみならず国際的な競争的環境の中であって、高等教育機関が持つ多様な機能に応じて、基盤的経費助成と競争的資源配分を有効に組み合わせて支援されるようになってきている。また、上記の個人支援や各大学の奨学金や授業料減免などによって経済的に困難な家庭を支えつつ、授業料等の私費負担を設定すること等により、大学の教育研究活動の質の向上と学生支援の双方の目線に立った多元的できめ細かなファンディング・システムが構築されてきた。しかしながら、我が国の経済規模（GDP）に対して、高等教育への公財政支出は 0.7%²⁵⁸と、OECD 諸国平均の 1.3%を下回り²⁵⁹、OECD 諸国の中で極めて低い水準にある²⁶⁰。

²⁵⁵ 国立大学法人等の機能強化に向けた検討会「国立大学法人等の機能強化に向けての論点整理」（令和 7（2025）年 1 月）

²⁵⁶ 昭和 24 年法律第 270 号

²⁵⁷ 文部科学省「国立大学法人化後の現状と課題について（中間まとめ）」（平成 22（2010）年 7 月）

²⁵⁸ 参照年度は令和 2（2020）年度

²⁵⁹ OECD「Education at a Glance 2023」（2023 年 9 月）

²⁶⁰ なお、国民 1 人当たり GDP に対する初等教育段階から高等教育段階までの在学者 1 人当たり公財政教育支出の割合

なお、授業料については、国立大学の授業料の標準額は平成 17（2005）年以降据え置かれており、公立大学については国立大学の標準額とほぼ同水準で推移、また、私立大学の初年次授業料は上昇基調にある。

このような財政支援のほか、質の高い高等教育を実現するためには、寄附等を通じた社会からの支援も重要な要素である。寄附額²⁶¹の推移は、平成 27（2015）年には 2,258 億円だったところ、令和 4（2022）年においても 2,412 億円と、累次の税制改正を通じて緩やかな増加傾向にあるものの諸外国との差は依然として大きい状況にある。

（令和 2（2020）年）は、日本：22.2%、OECD 諸国平均：22.7%となっている（OECD「OECD. Stat」）。当該数値については、初等教育段階から高等教育段階までの公財政教育支出を在学者数で除するため、在学者数（特に、高等教育段階においては高等教育機関への進学率）の多寡に影響を受けることに留意が必要。

²⁶¹ 国立大学、公立大学、大学を設置する学校法人への寄附額の合計。

5 文科高第 9 3 0 号
令和 5 年 9 月 2 5 日
中 央 教 育 審 議 会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について

令和 5 年 9 月 2 5 日

文 部 科 学 大 臣 盛 山 正 仁

(理 由)

今、学校で学んでいる子供たちが社会の中心になって活躍する 21 世紀半ばの社会は、あらゆる側面において、これまでの日本社会の仕組みの延長線上では対応できない事態に直面することが想定され、我が国の高等教育は、今まさに歴史の転換点に立っています。

とりわけ、少子化は、我が国が直面する最大の危機です。2022 年の出生数は 77 万 759 人となり、統計を開始した 1899 年以来、最少の数字となっています。このままでは、100 万人の大都市が毎年 1 つ消滅するようなスピードで人口減少が進むことも予想され、我が国は、まさに社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際と呼ぶべき状況に置かれていると言えます。こうした状況に歯止めをかけ、2030 年代に入るまでに少子化の流れを反転させるために、政府を挙げて少子化対策に取り組んでいるところです。

少子化の進行の中で、我が国の高等教育機関への進学者数の推移を見ると、主たる進学者である 18 歳人口が、ピーク時である 1966 年の約 249 万人から 2022 年には約 112 万人へと半分を大きく割り込む中で、大学進学者数は約 29 万人から約 64 万人へとその規模を拡大し続けてきました。しかし、仮に急速な少子化に伴う 18 歳人口の減少が推計どおりに進行すれば、今後の大学進学率の伸びを加味しても、2040 年の大学入学者数は約 51 万人に、さらには 2050 年までの 10 年間は 50 万人前後で推移すると推計されています。

少子化の進行以外にも、高等教育を取り巻く状況は大きく変化しています。

コロナ禍を契機として遠隔教育が急速に普及し、その可能性と課題が明確になったことは、学生や教職員がキャンパスに集まって行われてきた従来の高等教育の在り方を抜本的に変えることも予測されます。また、ウクライナ情勢をはじめ国際情勢が不安定化し、世界経済の停滞や国際的分断の進行の懸念も高まっている中で、留学生交流や高等教育機関の国際交流も大きな転換期を迎えています。加えて、我が国の研究力低下が指摘されている中で、研究力の強化が喫緊の課題となっています。

このような状況の中、文部科学省では、2018 年の答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」（以下「グランドデザイン答申」という。）以降、学修者本位の教育への転換を図り、教学マネジメント指針の策定や大学設置基準等の改正等を行うなど高等教育の質を高めるための取組を行ってきました。また、教育と両輪である研究についても、国際卓越研究大学制度や地域中核・特色ある研究大学強化促進事業などの仕組みを創設しています。一方で、初等中等教育段階においては、GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末等の ICT 環境の整備の進展や、高等学校での「総合的な探究の時間」等における問題発見・課題解決的な学習活動の充実など、今後高等教育機関へ進学する生徒の学びにも変化が見られます。

また、教育費負担の軽減策として、高等教育の修学支援新制度が導入され、低所得者世帯の進学率が着実に上昇しつつあります。加えて、2023 年 5 月の G7 富山・金沢教育大臣会合では国際教育交流が重要な取組として位置付けられています。さらに、政府全体では、デジタルの力を活用した地方創生や、リスキリングによる能力向上支援などの労働市場改革も進められています。

そのような中で、一人一人の実りある生涯と我が国の持続的な成長・発展を実現し、人類社会が調和ある発展をしていくためには、人材育成と知的創造活動の中核である高等教

育機関が一層重要な役割を果たすことが求められます。とりわけ、今後の複雑に変化する社会においては、基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能に加えて、その知識を活用でき、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材を育成することが特に重要となっています。学生が文理横断的にこうした知識、スキル、態度及び価値観を身に付け、AIには果たせない真に人が果たすべき役割を十分に考え、実行できるよう、高等教育機関においては、初等中等教育段階における取組も踏まえ、そのような人材の育成に取り組むことが必要となります。また、社会に出た後も、新たに必要とされる知識、スキル、態度及び価値観を身に付け、またそれを更新していくためのリカレント教育も一層求められています。そして、このような人材の育成が、ひいては個人及び社会のウェルビーイング（Well-being）の実現につながるものと考えます。

このような要請に応え、高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるようにするためには、今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた地域における質の高い高等教育へのアクセス確保の在り方や、国公私の設置者別や機関別等の役割分担の在り方の明確化などを図りつつ、各機関の教育研究の質の一層の向上を図ることが必要です。また、これらを実現するための方策についても検討する必要があります。

以上のような問題意識の下、中長期的な観点から、概ね2040年以降の社会を見据えて、目指すべき高等教育の姿やそれを実現するための方策などの高等教育の在り方について、次の事項を中心に御審議をお願いします。

第一は、2040年以降の社会を見据えた高等教育が目指すべき姿についてであります。

グランドデザイン答申では、2040年の展望と高等教育が目指すべき姿が提示され、同答申等を受けて、入学から卒業まで一貫した教学の改善・改革の取組や大学教育や学生生活に関する学生調査の結果を活用した教学IRの充実など、学修者本位の教育の実現に向けた積極的な取組が進展しつつあります。グランドデザイン答申で示された高等教育が目指すべき姿を前提としつつも、同答申以降の社会的、経済的な様々な変化を踏まえ、これからの時代を担う人材に必要とされる資質・能力の育成に向けた高等教育機関の役割の一層の発揮のために、今後更に取り組むべき具体的方策について検討をお願いします。その際、デジタル化、脱炭素化等の世界的な潮流に伴う産業構造の変化を見据えた成長分野をけん引する人材の育成や、知の生産、価値創造を担う「知のプロフェッショナル」を育成する大学院教育の改革、社会人や留学生等の受入れによる「多様な価値観が集まるキャンパス」の重要性も念頭に置きつつ検討をお願いします。

第二に、今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた、地域における質の高い高等教育へのアクセス確保の在り方についてであります。

前述のとおり、2040年以降の我が国の大学入学者数は、仮に留学生等の受入れ拡大が相当程度進展したとしても、2022年と比較して大きく減少することが予想され、高等教育機関の機能強化等の観点からも、設置者の枠を超えた、高等教育機関間の連携、再編・統合

の議論は避けることができない状況にあります。

また、地域によって高等教育機関への進学率や進学者収容力が異なるとともに、少子化の中で、地方の私立大学ほど学生数が減少し、厳しい経営状況に陥る傾向にあるなど、高等教育機関の置かれている状況も異なっています。

こうした状況等も踏まえ、今後の高等教育へのアクセス確保の在り方について考える必要があります。特に、各機関の理念や使命、社会のニーズを踏まえた高等教育の実現に向け、既存の学部・学科等の構成や教育課程の見直しなどの教育研究の充実に関する方策や、高等教育機関間の連携の強化に関する方策、再編・統合等を促進する方策、教育や経営に関する情報の公表に係る方策をはじめ、今後の高等教育全体の適正な規模も視野に入れながら、地域における質の高い高等教育へのアクセスを確保するための抜本的な構造改革の在り方について検討をお願いします。その際、地方の高等教育機関が果たす多面的な役割についても十分に考慮しつつ検討をお願いします。

第三に、国公私の設置者別等の役割分担の在り方についてであります。

第一及び第二の検討事項を踏まえ、高等教育全体の目指すべき姿を議論していく際には、設置者別や機関別の観点からの議論も必要になります。

我が国の高等教育機関における国公私の設置者別の在り方については、明治期以来の歴史的経緯や制度上の位置付け等も考慮し、またグランドデザイン答申で再整理された役割等も踏まえた上で、それぞれの高等教育機関が持つ「特色」と「強み」を最大限に生かして、高等教育の在り方を再構築していく必要があります。

国立大学については、世界最高水準の教育研究の先導、知の多様性・イノベーションの源泉となる学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等の確保等や、全国の知的インフラのネットワーク集積機能を活かした貢献が期待されています。公立大学については、設置者である各地方公共団体の高等教育政策の中心的役割を担い、教育機会の均等や地域活性化の推進、行政課題の解決への貢献といった役割・機能等が期待されています。私立大学については、学部学生の約8割の教育を担い、「建学の精神」に基づく多様な教育研究を通じて我が国の高等教育の中核基盤を支えることが期待されています。特に地方にある中小規模の私立大学は、地域社会の維持に不可欠な専門人材の輩出や、高等教育の多様性や機会均等の維持向上に現に役割を果たしています。

機関別では、短期大学は、地方の進学機会の確保に重要な役割を果たすとともに、教育・保育、看護、介護等の多様な人材養成機能を担っています。また、高等専門学校は5年一貫の専門的な技術教育による実践的・創造的な技術者養成に、専門職大学は理論と実務を架橋した教育による専門職業人の養成に、それぞれ大きな役割を果たしています。さらに、専門学校も、医療・福祉、工業系、IT系など、地域産業や地域社会の維持に不可欠な専門人材の輩出をしています。

一方で、例えば、国立大学においても大学ごとにそのミッションの多様化が進んでいることや、デジタルやグリーン等の成長分野への学部再編等支援を通じた大学改革の促進などの政策の進展も重要な変化です。

こうした期待や変化、さらには少子化の急速な進行やデジタル化・グローバル化の進展など社会が大きく変化している中で、国公私の設置者別や機関別等の役割分担の在り方や

果たすべき役割・機能等を明らかにするとともに、その実現のための具体的方策について検討をお願いします。

第四に、高等教育の改革を支える支援方策の在り方についてであります。

未来を支える人材の育成や学術研究による知の創出等の役割を担う高等教育は国力の源泉であり、高等教育への投資は未来への投資です。各機関においては、その果たすべき役割や機能の強化、教育研究の質の一層の向上を実現するため、各機関内における適切な資源配分や効率化を前提としつつ必要な財源を確保することが求められます。しかしながら、厳しい財政状況の中、各機関においては、十分な人件費や研究費の確保が困難となり、教育研究活動に大きな影響を与えかねない問題が生じているとの指摘があります。また、我が国の高等教育段階に対する教育支出においては、OECD 諸国平均と比べて家計負担の割合が2倍程度と高い現状にもあります。第一から第三までの検討事項も踏まえ、教育研究を支える基盤的経費や競争的研究費等の充実、民間からの投資を含めた多様な財源の確保の観点も含めた、今後の高等教育機関や学生への支援方策の在り方等について検討をお願いします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であります。この他にも、高等教育の在り方に関し、必要な事項について検討をお願いします。

答申までの審議経過

<令和5（2023）年>

中央教育審議会（第137回）

9月25日（月）16:00-18:00

- ・急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（諮問）

大学分科会（第175回）

10月25日（水）13:00-15:00

- ・急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について

特別部会（第1回）

11月29日（水）10:00-12:00

- ・部会長の選任等について
- ・今後の高等教育の在り方に関する特別部会の運営について
- ・今後の高等教育の在り方について

【ヒアリング】

「大学進学率60%時代の高等教育を考えるために」

（濱中義隆 国立教育政策研究所高等教育研究部長）

【意見発表】

「急速な少子化の進行と高等教育の未来」

（吉見俊哉 委員）

大学分科会（第176回）

12月22日（金）15:00-17:00

- ・高等教育の在り方に関する特別部会の議論について

<令和6（2024）年>

特別部会（第2回）

1月26日（金）14:00-16:30

- ・今後の高等教育の在り方について

【意見発表】

「大学間連携による教育・研究強化が拓く就学の機会」

（松塚ゆかり 委員）

「大学への期待 ー労働研究の立場からー」

（堀有喜衣 委員）

特別部会（第3回）

2月27日（火）10:00-12:30

- ・今後の高等教育の在り方について

【意見発表】

「社会環境の変化と大学教育への期待 ～高大社接続の視点から～」（小林浩 委員）

「地方における高等教育へのアクセスをいかに維持するのか

ー地方小規模大学からの提言ー」

(大森昭生 委員)

大学分科会（第 177 回）

3 月 12 日（火）16:00-18:00

- ・高等教育の在り方に関する特別部会の議論について

特別部会（第 4 回）

3 月 27 日（水）10:00-12:00

- ・今後の高等教育の在り方について

【意見発表】

「大学教育の多様化に向けて」

(伊藤公平 委員)

「少子化の急速な進行と高等教育のあり方」

(両角亜希子 委員)

特別部会（第 5 回）

4 月 26 日（金）16:00-18:30

- ・今後の高等教育の在り方について

【意見発表】

「地域における大学の在り方について -地方大学の役割・使命について-

(中村和彦 委員)

「地方大学におけるアクセスと人流」

(濱田州博 委員)

【ヒアリング】

「高等教育へのアクセスの在り方を考える -地域による進学先の違いに着目して-

(朴澤泰男 国立教育政策研究所高等教育研究部総括研究官)

特別部会（第 6 回）

5 月 31 日（金）10:00-12:30

- ・生涯学習分科会における議論の整理について

- ・今後の高等教育の在り方について

【ヒアリング】

「大学通信教育の規模とアクセスと質」

(高橋陽一 公益財団法人私立大学通信教育協会理事長)

「高等教育の在り方とデジタル改革 - 学習者本位の教育の在り方 -」

(井上雅裕 慶應義塾大学大学院特任教授、公益社団法人日本工学教育協会理事)

【意見発表】

「多様な価値観が集まるキャンパスの実現 - 短期大学の機能の再構築 -」

(大野博之 委員)

- ・中間まとめ（素案）について

特別部会（第7回）

6月28日（金）10:00-12:30

- ・中間まとめ（案）について

大学分科会（第178回）・特別部会（第8回） 7月19日（金）13:00-15:00

- ・急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた我が国の高等教育の在り方に関する中間まとめ（案）について

「中間まとめ」公表

8月8日（木）

中央教育審議会（第139回）

8月27日（火）15:00-17:00

- ・急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方に関する中間まとめについて

特別部会（第9回）

9月10日（火）10:00-15:00

（休憩 11:45-12:45）

- ・今後の高等教育の在り方について

【ヒアリング】

「少子化・社会変革を踏まえた高等教育の課題と支援方策について」

（林隆之 政策研究大学院大学教授）

- ・中間まとめに関する関係団体ヒアリング

一般社団法人国立大学協会（益一哉 副会長、梅原出 理事）

専門職大学コンソーシアム（北畑隆生 会長）

一般社団法人公立大学協会（浅井清文 会長）

全国知事会（牧野利香 愛知県副知事）

一般社団法人全国高等専門学校連合会（大塚友彦 会長）

全国専修学校各種学校総連合会（関口正雄 常任理事）

特別部会（第10回）

9月27日（金）9:00-11:30

- ・今後の高等教育の在り方について

【ヒアリング】

「設置主体別の大学の役割に基づく支援方策」

（島一則 東北大学教授）

- ・中間まとめに関する関係団体ヒアリング

全国公立短期大学協会（柳沢幸治 会長）

日本私立短期大学協会（麻生隆史 会長）

日本私立大学協会（小原芳明 会長）

一般社団法人日本私立大学連盟（曄道佳明 副会長）

大学分科会（第 179 回）・特別部会（第 11 回） 10 月 16 日（水）10:00-12:00

- ・今後の高等教育の在り方について

特別部会（第 12 回）

11 月 12 日（火）16:00-18:30

- ・今後の高等教育の在り方について

【ヒアリング】

「和歌山市の取組 ふるさとで学び働けるまち」（尾花正啓 和歌山市長）

- ・答申素案について

特別部会（第 13 回）

12 月 4 日（水）13:00-15:30

- ・答申案について

大学分科会（第 180 回）・特別部会（第 14 回） 12 月 13 日（金）14:00-16:00

- ・答申案について

中央教育審議会（第 140 回）

12 月 25 日（水）10:00-12:00

- ・急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方に関する答申（案）について

パブリックコメント

12 月 26 日（木）～令和 7 年 1 月 15 日（水）

<令和 7（2025）年>

大学分科会（第 181 回）・特別部会（第 15 回） 1 月 28 日（火）13:00-15:00

- ・答申案について

中央教育審議会（第 141 回）

2 月 21 日（金）10:00-12:00

- ・我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）

第 12 期中央教育審議会委員

令和 5 年 3 月 10 日発令
(50 音順)

会長	荒瀬克己	独立行政法人教職員支援機構理事長
副会長	永田恭介	筑波大学長
副会長	橋本雅博	住友生命保険相互会社取締役会長、日本経済団体連合会教育・大学改革推進委員長
	青海正	東京都大田区立志茂田中学校校長、全日本中学校長会会長
	秋田喜代美	学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授
	安孫子尋美	株式会社ニトリホールディングス取締役、人材教育部ゼネラルマネジャー
	今村久美	認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事
	植村洋司	東京都中央区立久松小学校校長 全国連合小学校長会会長
	内田隆志	東京都立三田高等学校校長、全国高等学校長協会会長
	内田由紀子	京都大学人と社会の未来研究院院長・教授
	金田淳	公益社団法人日本 PTA 全国協議会元会長
	清原慶子	杏林大学客員教授、前東京都三鷹市長
	熊平美香	一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事
	後藤景子	奈良国立大学機構特任教授
	坂本雅彦	東京都教育委員会教育長、全国都道府県教育委員会連合会会長
	貞広斎子	千葉大学副学長・教育学部教授
	清水信一	学校法人武蔵野東学園特別参与
	戸ヶ崎勤	埼玉県戸田市教育委員会教育長
	奈須正裕	上智大学総合人間科学部教授
	萩原なつ子	独立行政法人国立女性教育会館理事長
	日比谷潤子	国際基督教大学名誉教授
	古沢由紀子	読売新聞東京本社編集委員
	堀田龍也	東京学芸大学教職大学院教授
	湊長博	京都大学総長
	村岡嗣政	山口県知事
	村田治	関西学院大学名誉教授
	吉岡知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長
	吉田晋	学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校長、日本私立中学高等学校連合会会長
	渡辺弘司	日本学校保健会副会長、日本医師会常任理事

計 29 名

※令和 6 年 10 月 30 日時点

第12期中央教育審議会大学分科会委員

委員：令和5年3月10日発令
臨時委員：令和5年5月17日発令
(50音順)

(委員)

分科会長	永田恭介	筑波大学長
副分科会長	村田治	関西学院大学名誉教授
副分科会長	吉岡知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長
	熊平美香	一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事
	後藤景子	奈良国立大学機構特任教授
	橋本雅博	住友生命保険相互会社取締役会長
		日本経済団体連合会教育・大学改革推進委員長
	日比谷潤子	国際基督教大学名誉教授
	古沢由紀子	読売新聞東京本社編集委員
	湊長博	京都大学総長

(臨時委員)

麻生隆史	学校法人第二麻生学園理事長・山口短期大学学長
多忠貴	学校法人電子学園理事長
大野英男	東北大学総長特別顧問、東北大学前総長
大森昭生	共愛学園前橋国際大学・短期大学部学長
金子晃浩	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	日本労働組合総連合会副会長
小林弘祐	北里大学名誉教授、学校法人北里研究所前理事長
志賀啓一	学校法人志學館学園理事長
須賀晃一	早稲田大学副総長
高宮いづみ	近畿大学副学長・文芸学部教授
田中マキ子	山口県立大学学長
曄道佳明	上智大学長
濱中淳子	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
平子裕志	ANAホールディングス株式会社特別顧問
福原紀彦	日本私立学校振興・共済事業団理事長
益戸正樹	UiPath株式会社特別顧問、株式会社肥後銀行特別参与
松下佳代	京都大学大学院教育学研究科教授
森朋子	桐蔭横浜大学学長
両角亜希子	東京大学大学院教育学研究科教授
吉見俊哉	國學院大學観光まちづくり学部教授
和田隆志	金沢大学長

計29名

※金子委員の発令日は令和5年4月18日
※田中委員の発令日は令和6年5月14日

第 1 2 期中央教育審議会大学分科会 高等教育の在り方に関する特別部会委員

委 員：令和 5 年 3 月 10 日発令
臨時委員：令和 5 年 5 月 17 日発令
(50 音順)

(委 員)

部会長	永 田 恭 介	筑波大学長
	吉 岡 知 哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長

(臨時委員)

	伊 藤 公 平	慶應義塾長
	大 野 博 之	国際学院埼玉短期大学理事長・学長
副部会長	大 森 昭 生	共愛学園前橋国際大学・短期大学部学長
	小 林 浩	リクルート進学総研所長・カレッジマネジメント編集長
	中 村 和 彦	山梨大学長
	濱 田 州 博	公立諏訪東京理科大学長
	平 子 裕 志	ANA ホールディングス株式会社特別顧問
	堀 有喜衣	独立行政法人労働政策研究・研修機構人材開発部門統括研究員
	益 戸 正 樹	UiPath 株式会社特別顧問、株式会社肥後銀行特別参与
	松 塚 ゆかり	一橋大学森有礼高等教育国際流動化機構教授
	両 角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科教授
	吉 見 俊 哉	國學院大學観光まちづくり学部教授

計 14 名

※伊藤、大野、中村、濱田、堀、松塚各委員の発令日は令和 5 年 11 月 22 日